

こだわり 変額保険 v2

特別勘定のしおり

目 次

特別勘定について	3
ご契約者の自己責任について	4
この「特別勘定のしおり」に記載されている特別勘定および特別勘定群について	4
この「特別勘定のしおり」に記載されている情報について	5
特別勘定の運用方針・運用関係費	6

特別勘定のしおり

■グローバル・バランス 75

主な投資対象となる投資信託 マニユライフ・国際分散ファンド 75（適格機関投資家専用）

□資産の運用に関する極めて重要な事項	13
□資産の運用に関する重要な事項	47

■グローバル・バランス 50

主な投資対象となる投資信託 マニユライフ・国際分散ファンド 50（適格機関投資家専用）

□資産の運用に関する極めて重要な事項	59
□資産の運用に関する重要な事項	93

■日本債券型

主な投資対象となる投資信託 マニユライフ・日本債券インデックスファンド（適格機関投資家専用）

□資産の運用に関する極めて重要な事項	105
□資産の運用に関する重要な事項	123

■世界株式アクティブⅠ型

主な投資対象となる投資信託 グローバル株式ファンド・為替ヘッジなし（適格機関投資家向け）

□資産の運用に関する極めて重要な事項	133
□資産の運用に関する重要な事項	155

■外国株式インデックスⅠ型

主な投資対象となる投資信託 マニユライフ・外国株式インデックスファンド／ヘッジあり（適格機関投資家専用）

□資産の運用に関する極めて重要な事項	169
□資産の運用に関する重要な事項	193

■米国債券型

主な投資対象となる投資信託 マニユライフ・米国投資適格債券戦略ファンド（適格機関投資家専用）

□資産の運用に関する極めて重要な事項 203

□資産の運用に関する重要な事項 219

■世界バランスⅡ型

主な投資対象となる指数連動債券 ダイナミックベータ戦略円建連動債券（適格機関投資家専用）

□資産の運用に関する極めて重要な事項 231

□資産の運用に関する重要な事項 249

■米国株式アクティブⅠ型

主な投資対象となる投資信託 アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信（為替ヘッジなし）
（適格機関投資家専用）

□資産の運用に関する極めて重要な事項 253

□資産の運用に関する重要な事項 271

■世界株式環境テーマⅠ型

主な投資対象となる指数連動債券 クライメットケア株式戦略連動債券（適格機関投資家専用）

□資産の運用に関する極めて重要な事項 283

□資産の運用に関する重要な事項 299

■日米株式リアルタイム調整Ⅱ型

主な投資対象となる指数連動債券 日米株式リアルタイム調整戦略Ⅱ連動債券（適格機関投資家専用）

□資産の運用に関する極めて重要な事項 303

□資産の運用に関する重要な事項 315

■世界大型株式アクティブⅠ型

主な投資対象となる投資信託 マニユライフ・ダイナミック・リーダーズ・ファンド
（適格機関投資家専用）

□資産の運用に関する極めて重要な事項 319

□資産の運用に関する重要な事項 331

■マルチアセット戦略配分Ⅰ型

主な投資対象となる投資信託 レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）
トラスト — マルチ・アセット・アロケーション・ファンドⅠ

□資産の運用に関する極めて重要な事項 335

□資産の運用に関する重要な事項 349

特別勘定について

- 変額保険Ⅰ型（有期型）では、資産運用の実績が積立金の合計額、解約返戻金額、死亡保険金額、高度障害保険金額（告知ありタイプのみ）および満期保険金額の変動（増減）につながるため、他の保険種類の資産とは区分して資産の管理・運用を行なう必要があります。そのためマニユライフ生命保険株式会社（以下、「マニユライフ生命」といいます。）は特別勘定を設けるとともに、特別勘定の資産を他の資産とは独立した体制と方針に基づいて運用します。
- 特別勘定は、2以上設定されており、それぞれ主な投資対象・運用方針の異なる資産運用を行なっているため、その収益性やリスクが異なります。
- 特別勘定資産の評価は毎日行ない、その成果を各特別勘定における積立金額の増減に反映させます。特別勘定資産の評価方法は、つぎのとおりとします。ただし、この評価方法は、将来関係法令、会計慣行の変更等により変更することがあります。
 - 有価証券その他公正なる会計慣行で有価証券に準ずる扱いが適当とされる資産は、時価評価します。
 - 上記以外の資産については、原価法によるものとします。
 - ◇為替予約、先物・オプション取引等のデリバティブ取引については、評価差額を損益に計上します。
- ご契約者は、特別勘定資産の運用方法について、一切指図することができません。
- 変額保険Ⅰ型（有期型）の特別勘定は、運用方針に適合する投資信託または指数連動債券を主な投資対象とする場合があるほか、特別勘定の運用方針に沿ってマニユライフ生命が直接投資する場合等があります。投資信託または指数連動債券を主な投資対象とした場合、投資対象の大部分が投資信託または指数連動債券となることがありますが、変額保険Ⅰ型（有期型）は投資信託および指数連動債券ではありません。ご契約者は、直接投資信託および指数連動債券を保有するものではありません。
- 投資信託を主な投資対象とする特別勘定では、以下の理由等により、ユニットプライスの動きが投資対象となっている投資信託の値動きとは一致しません。
 - 特別勘定は、投資信託に投資して運用する部分のほか、保険契約の異動等に備え、一定の現預金等を保有していること
- 指数連動債券を主な投資対象とする特別勘定では、以下の理由等により、ユニットプライスの動きが投資対象となっている指数連動債券の値動きとは一致しません。
 - 特別勘定は、指数連動債券に投資して運用する部分のほか、保険契約の異動等に備え、一定の現預金等を保有していること
- 特別勘定が投資対象としている投資信託および指数連動債券は、将来変更することがあります。
- 特別勘定の運用方針は、将来変更することがあります。

ご契約者の自己責任について

- 特別勘定の資産運用成果はご契約者に帰属しますが、一方で株価の下落や為替の変動等による運用リスクもご契約者が相応に負うことになります。運用の結果、解約返戻金等が払込保険料の合計額を下回ることもあります。変額保険Ⅰ型（有期型）では、資産運用の結果が、積立金の合計額、解約返戻金額、死亡保険金額、高度障害保険金額（告知ありタイプのみ）および満期保険金額に反映されることから、資産運用の成果とリスクがともにご契約者に帰属することになります。
- 特別勘定における資産運用実績がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、保険会社または第三者（生命保険募集人等）がご契約者に対し何らかの補償・補填をすることはありません。
- 変額保険Ⅰ型（有期型）においては、ご契約者にお払い込みいただいた保険料は、1または2以上の特別勘定で運用されます。特別勘定は、それぞれ「収益性」や「安全性」が異なり、ご契約者は、ニーズに応じてそれらの特別勘定をご自由に組み合わせることができます。この場合の繰入割合の指定、変更およびスイッチングの請求は、ご契約者が特別勘定の特徴を十分に理解したうえで、ご契約者の判断と責任において行なってください。

この「特別勘定のしおり」に記載されている特別勘定および特別勘定群について

- 変額保険Ⅰ型（有期型）では、1または2以上の特別勘定をグループ化した特別勘定群を販売窓口ごとに設定することがあります。ご契約者は、お申し込みの際に特別勘定群を指定するものとし、指定された特別勘定群に含まれない特別勘定については、保険料の繰り入れや積立金の移転（スイッチング）等を行うことはできません。
- この「特別勘定のしおり」には、特別勘定群「B6型」に含まれる特別勘定に関する情報を記載しています。
- 将来、特別勘定群「B6型」のために特別勘定を新設することがあるほか、すでに設定されている特別勘定を廃止することがあります。
- 変額保険Ⅰ型（有期型）では、他の販売窓口のために「B6型」以外の特別勘定群および「B6型」に含まれている特別勘定以外の特別勘定を設定する場合があります。他の販売窓口の特別勘定群および特別勘定に関しては、マニュアル生命コールセンターにお問い合わせください。

マニュアル生命コールセンター TEL 0120-063-730

この「特別勘定のしおり」に記載されている情報について

- 特別勘定には、「資産の運用対象が受益証券又は投資証券」である特別勘定と「資産の運用を保険会社が行なっている」特別勘定があります。特別勘定群「B6型」に含まれる特別勘定は、「資産の運用対象が受益証券又は投資証券」である特別勘定です。この「特別勘定のしおり」に記載している特別勘定の情報は、関係法令に定める「資産の運用対象が受益証券又は投資証券の場合」に基づき開示しています。
各特別勘定が投資している投資信託または指数連動債券に関して記載されている情報は、投資信託の運用会社または指数連動債券の販売会社により開示される情報をマニユライフ生命が提供するものであり、開示内容についてマニユライフ生命は一切責任を負いません。
- この「特別勘定のしおり」に記載されている運用状況、財務諸表ならびに投資信託および指数連動債券の現況に関する内容は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。
- この「特別勘定のしおり」は、2025年9月30日現在で入手可能な情報に基づいて作成しております。記載されている情報は、将来変更されることがあります。

特別勘定の運用方針・運用関係費

変額保険Ⅰ型（有期型）のための特別勘定群（B6型）

つぎの特別勘定を選択（指定・変更・スイッチング）することができます。

特別勘定名	特別勘定の運用方針	主な投資対象となる投資信託 または指数連動債券		主な投資対象と なる投資信託の 運用会社または 指数連動債券の 発行体	運用関係費
グローバル・ バランス75	主として投資信託を通じ、 日本債券、日本株式、外国 債券および外国株式への 分散投資を行ない、長期的 な特別勘定資産の成長を 目指します。 投資割合は株式資産 75%、債券資産25%を基 本とし、より高いリターン の獲得を図ります。	マニユライ フ・国際分散 ファンド75 （適格機関投 資家専用）	投資信託	マニユライフ・ インベストメ ント・マネジメ ント株式会社	年率0.36% （税抜）*1
グローバル・ バランス50	主として投資信託を通じ、 日本債券、日本株式、外国 債券および外国株式への 分散投資を行ない、長期的 な特別勘定資産の成長を 目指します。 投資割合は株式資産 50%、債券資産50%を基 本とし、より安定したリタ ーンの獲得を図ります。	マニユライ フ・国際分散 ファンド50 （適格機関投 資家専用）			年率0.28% （税抜）*1
日本債券型	主として投資信託を通じ、 国内の公社債に投資し、長 期的に着実な特別勘定資 産の成長を目指します。	マニユライ フ・日本債券イ ンデックスファ ンド（適格機関 投資家専用）			年率0.25% （税抜）*1
世界株式アク ティブⅠ型	主として投資信託証券へ の投資を行ない、中長期的 な特別勘定資産の成長を 目指します。	グローバル株 式ファンド・為 替ヘッジなし （適格機関投 資家向け）		アモーヴァ・ア セットマネジ メント株式会 社	年率0.61% （税抜）*1
外国株式イン デックスⅠ型	主として世界の主要国の 株式市場の動きと連動す る投資成果を目指す投資 信託への投資を行ない、特 別勘定資産の成長を目指 します。	マニユライ フ・外国株式イ ンデックスファ ンド／ヘッジ あり（適格機関 投資家専用）		マニユライフ・ インベストメ ント・マネジメ ント株式会社	年率0.25% （税抜）*1
米国債券型	主として外国投資信託へ の投資を通じて、中長期的 な特別勘定資産の成長を 目指します。	マニユライ フ・米国投資適 格債券戦略ファ ンド（適格機関 投資家専用）			年率0.53%程度 （税抜）*1*2

特別勘定名	特別勘定の運用方針	主な投資対象となる投資信託 または指数連動債券		主な投資対象と なる投資信託の 運用会社または 指数連動債券の 発行体	運用関係費
世界バランス Ⅱ型	主として日本を含む世界の債券、株式、商品、為替取引等、複数の構成要素へ投資配分を行なうポートフォリオのリターンとして算出される参照指数に連動する債券に主に投資し、中長期的な特別勘定資産の成長を目指します。	ダイナミック ベータ戦略円 建連動債券(適 格機関投資家 専用)	指数連動 債券	BNP パリバ・ イシュアンス B.V.	年率0.85%* ³ (消費税対象外)
米国株式アク ティブⅠ型	主として成長の可能性が高いと判断される米国株式に投資を行ない、特別勘定資産の成長を目指します。	アライアン ス・バーンスタ イン・米国成長 株投信(為替ヘ ッジなし)(適 格機関投資家 専用)	投資信託	アライアンス・ バーンスタイン 株式会社	年率0.82% (税抜)* ¹
世界株式環境 テーマⅠ型	主として日・米・欧の気候変動リスクに配慮した企業により構成される株式指数に連動する指数連動債券に投資し、中長期的な特別勘定資産の成長を目指します。また、市場リスクの高まりにあわせて、リターンの下支えを目的として、機動的に「恐怖指数」とも呼ばれる VIX の先物を活用します。	クライメット ケア株式戦略 連動債券(適格 機関投資家専 用)	指数連動 債券	BNP パリバ・ イシュアンス B.V.	年率0.65%* ³ (消費税対象外)
日米株式リア ルタイム調整 Ⅱ型	主に、日本および米国の株価指数に対して機動的に配分調整を行い、加えて日中の市場の急変時には投資配分を速やかに引き下げることで、中長期的な特別勘定資産の成長を目指します。	日米株式リア ルタイム調整 戦略Ⅱ連動債 券(適格機関投 資家専用)		SPACE Ⅱ Limited* ⁴	年率0.15%* ³ (消費税対象外)
世界大型株式 アクティブ Ⅰ型	世界のダイナミック・リーダー企業を厳選し、集中投資します。米・欧・アジアの株式運用チームによる投資アイデアを集結させ、運用を行います。為替ヘッジを行いません。	マニユライ フ・ダイナミッ ク・リーダー ズ・ファンド (適格機関投 資家専用)	投資信託	マニユライフ・ インベストメ ント・マネジメ ント株式会社	年率0.78%程度 (税抜)* ¹ * ²

特別勘定名	特別勘定の運用方針	主な投資対象となる投資信託 または指数連動債券		主な投資対象と なる投資信託の 運用会社または 指数連動債券の 発行体	運用関係費
マルチアセット 戦略配分 Ⅰ型	実質的に、株式、債券、ゴールド等への分散投資を行い、同時に日米株式のヘッジ戦略へ投資することで、中長期的に安定した成長を目指します。原則として為替ヘッジは行いません。	レッド・アー ク・グローバ ル・インベスト メンツ(ケイマ ン)トラスト ー マルチ・ア セット・アロケ ーション・ファ ンドⅠ	投資信託	シティグループ・ ファースト・ インベストメ ント・マネジ メント・リミテ ッド	年率0.93%程度 (消費税対象外) *1*5

- * 1 特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額に対して（信託報酬）
- * 2 主な投資対象である外国投資信託の運用残高等により費用が変動することがあるため固定費用として表示することができません。
- * 3 特別勘定の投資対象となる指数連動債券の純資産総額に対して（管理費用）
- * 4 モルガン・スタンレーが設計した債券の発行を専門とする特別目的会社
- * 5 本投資信託が投資対象とする投資信託や指数に係る費用料率はそれぞれ異なる場合があります、加えてそれらの投資比率は変動します。また本投資信託の費用要素には、純資産総額に依らない固定金額や下限料率を含む場合があります。これらの影響により本投資信託の費用は固定比率として表示することはできません。

※運用関係費として上表に記載した費用のほか、つぎの費用がかかります。これらの費用は、特別勘定がその保有資産から負担するため、投資信託の基準価格または債券の価格に反映することとなります。したがって、お客様にはこれらの費用を間接的にご負担いただくことになります。

- 特別勘定の投資対象が投資信託の場合、上記の信託報酬のほかに、運用関係費として信託報酬以外にかかる費用（信託事務の処理に要する諸費用ならびに信託財産に係る監査報酬など）および消費税がかかります。
- 特別勘定の投資対象が指数連動債券または参照指数に投資する投資信託の場合、上記の管理費用または信託報酬等のほかに、金融派生商品の取引にかかる費用として、参照指数の構成要素に配分する際に必要となる取引費用など（実質的に有価証券などを売買・保有することに伴う費用）がかかります。

※運用関係費のうち、信託報酬および管理費用以外にかかる費用は、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため、これらの金額および費用の合計額を表示することができません。

※運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動などの理由により将来変更される可能性があります。

- ◆特別勘定の運用方針および主な投資対象となる投資信託または指数連動債券は、今後変更することがあります。
- ◆特別勘定には、死亡保険金、高度障害保険金（告知ありタイプのみ）、満期保険金および解約返戻金の支払い等の異動に備え、一定の現預金等を保有します。

特別勘定のしおり

グローバル・バランス 75

- 主な投資対象となる投資信託
マニユライフ・国際分散ファンド 75（適格機関投資家専用）
- 運用会社
マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社

資産の運用に関する極めて重要な事項

特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容
(資産の運用に関する極めて重要な事項)

I. 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名 称

マニュアル・国際分散ファンド 75 (適格機関投資家専用)

以下、上記を「ファンド」といいます。

2 目的および基本的性格

当ファンドは、長期的に安定した投資信託財産の成長を図ることを目的に運用を行います。

当ファンドの分類は、追加型投信／内外／資産複合※となります。

信託財産の上限は1兆円とします。

※ 追加型とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外／資産複合とは、投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に内外の複合した資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

下記は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。なお、当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛表示しています。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式 債券
追加型	海外	不動産投信 その他資産
	内外	資産複合

・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり
債券 一般 公債 社債 その他債券	年2回	日本		なし
不動産投信	年4回	北米	ファンド・ オブ・ファンズ	
その他資産（投資 信託証券（資産複 合（株式、債券）（資 産配分固定型）））	年6回（隔月）	欧州		
資産複合	年12回（毎月）	アジア		
資産配分固定型	日々	オセアニア		
資産配分変更型	その他	中南米		
		アフリカ		
		中近東（中東）		
		エマージング		

* 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

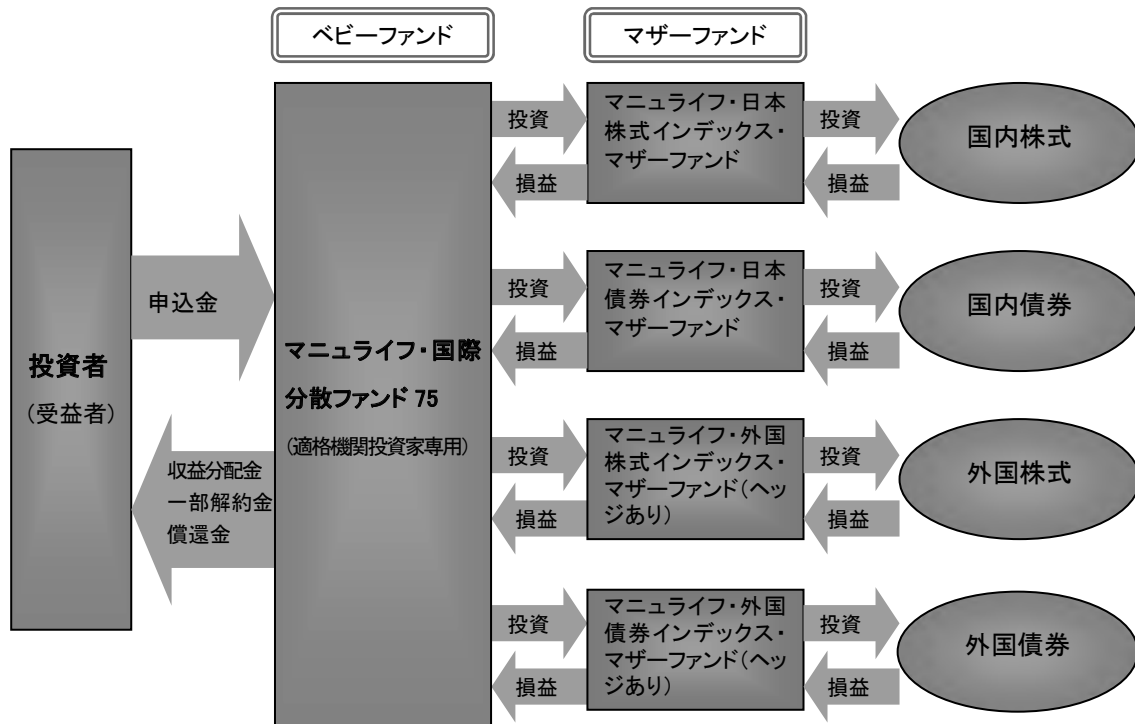
* 当ファンドはファミリー・ファンドです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券）（資産配分固定型））））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

* 商品分類・属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

3 特 色

◆ 4つの異なる資産に国際分散投資します。

- ・ 主として、マザーファンドへの投資を通じて、実質的に日本債券、日本株式、外国債券および外国株式の分散投資を行い、長期的に安定した投資信託財産の成長を目指します。
- ・ ファミリーファンド方式で運用を行います。



* 国内株式には、国内株式を投資対象とする上場投資信託証券を含みます。

ファミリーファンド方式とは、投資者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

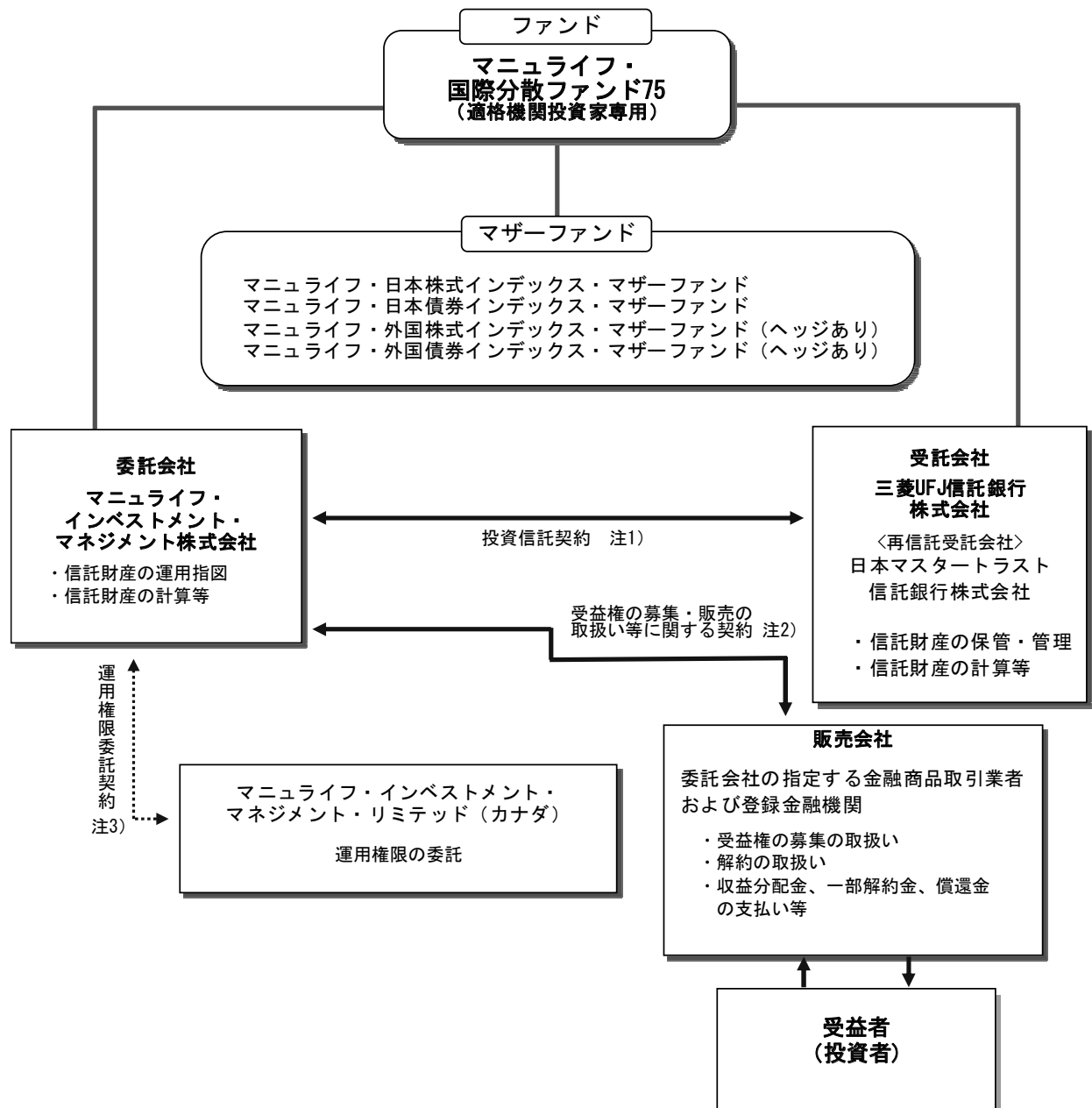
◆ 純資産総額に対する各マザーファンドへの投資比率は、下記の資産配分を基本とします。

マニユライフ・日本株式インデックス・マザーファンド	18%
マニユライフ・日本債券インデックス・マザーファンド	8%
マニユライフ・外国株式インデックス・マザーファンド(ヘッジあり)	57%
マニユライフ・外国債券インデックス・マザーファンド(ヘッジあり)	17%

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

4 仕組み

◆ ファンドの仕組み



<関係法人と締結している契約の概要>

- 注1) 投資信託を運営するルールを規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利等の内容が規定事項です。当契約は「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届け出がなされた信託約款の内容に基づき締結されます。
- 注2) 投資信託を販売するルールを両者間で規定したもの。ファンド販売の取扱い、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い、解約請求の受付等の業務の内容が規定事項です。
- 注3) 投資顧問会社に対して行うマザーファンド運用に関わる権限の委託についてのルールを規定したもの。運用権限の委託を行う投資資産、委託の内容、報酬等の内容が規定事項です。運用権限の委託を行う両者は、委託会社と同様、マニユライフ・ファイナンシャル・グループに属し、投資運用業務を行っています。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

- ① 主として、次に掲げる各マザーファンドへの投資を通じて、実質的に日本債券、日本株式、外国債券および外国株式に分散投資を行い、長期的に安定した投資信託財産の成長を目指します。

「マニユライフ・日本株式インデックス・マザーファンド」（以下、「日本株式マザー」ということがあります。）

「マニユライフ・日本債券インデックス・マザーファンド」（以下、「日本債券マザー」ということがあります。）

「マニユライフ・外国株式インデックス・マザーファンド（ヘッジあり）」（以下、「外国株式マザー（ヘッジあり）」ということがあります。）

「マニユライフ・外国債券インデックス・マザーファンド（ヘッジあり）」（以下、「外国債券マザー（ヘッジあり）」ということがあります。）

- ② マザーファンドへの投資は通常の状態においては高位を維持することとし、基本資産配分（信託財産の純資産総額に対する組入比率）は、次の通りとします。

日本株式マザー	18%
日本債券マザー	8%
外国株式マザー（ヘッジあり）	57%
外国債券マザー（ヘッジあり）	17%

- ③ 各マザーファンドの時価変動により基本資産配分からカイ離した場合は、1ヶ月に1回程度リバランスを行うこととします。なお、リバランスに必要な資金を確保するため、保有するマザーファンドの一部を解約し、短期金融資産による運用とする場合があります。上記にかかわらず、いずれかのマザーファンドの組入比率が基本資産配分から2.5%を超えてカイ離した場合、速やかにリバランスを行います。
- ④ マザーファンドの運用において、委託会社の関連会社である以下の投資運用業者に運用指図に関する権限の一部を委託します。
- 1) マニユライフ・インベストメント・マネジメント・リミテッド（カナダ）
「外国株式マザー（ヘッジあり）」
- ⑤ 当初の設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、金融商品市況の急激な変化が発生または予想されるとき、償還の準備により資金化が必要なとき等、また信託財産の規模によっては上記の運用ができない場合があります。

○投資対象の詳細につきましては「3. その他の詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】

マザーファンドの投資方針と主な投資対象

マニュアル・日本株式インデックス・マザーファンド

わが国の株式市場の動きをとらえることを目標に、TOPIX（東証株価指数・配当込み）※¹の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

東京証券取引所に上場されている株式およびそれらを投資対象とする上場投資信託証券を主要投資対象とします。

株式および上場投資信託証券の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、どちらか一方の投資対象のみに投資する場合があります。対象インデックスとの連動および運用の効率化に資するため、株式指数先物取引等を利用し、組入比率の調整を行うことがあります。その場合、当該組入比率は、信託財産の純資産総額をある程度上回るあるいは下回ることがあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

- (※1) ① TOPIXの指数値及びTOPIXの商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXの商標に関するすべての権利はJPXが有する。
 ② JPXは、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の停止又はTOPIXの商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。
 ③ JPXは、TOPIXの指数値及びTOPIXの商標の使用に関して得られる結果並びに特定日のTOPIXの指数値について、何ら保証、言及をするものではない。
 ④ JPXは、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。
 ⑤ 本件商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではない。
 ⑥ JPXは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明、投資のアドバイスをする義務を負わない。
 ⑦ JPXは、当社又は本件商品の購入者のニーズを、TOPIXの指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではない。
 ⑧ 以上の項目に限らず、JPXは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しない。

マニュアル・日本債券インデックス・マザーファンド

わが国の債券市場の動きをとらえることを目標に、NOMURA-BPI 総合（NOMURA・ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）※²の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

NOMURA-BPI 総合に採用されている公社債を主要投資対象とします。

公社債の組入比率は、原則として高位を維持します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

- (※2) NOMURA-BPI 総合とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債の他、地方債、政府保証債、金融債、事業債および円建外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI 総合は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社の知的財産であり、当ファンドの運用成果に関し、同社は一切関係ありません。

マニュアル・外国株式インデックス・マザーファンド（ヘッジあり）

世界の主要国の株式市場の動きをとらえることを目標に、MSCI-KOKUSAI インデックス（税引前配当金再投資・円ベース・円ヘッジ）※³に連動する投資成果をめざして運用を行います。

MSCI-KOKUSAI インデックスに採用されている株式を主要投資対象とします。

株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動および運用の効率化に資するため、株価指数先物取引等を利用し、組入比率の調整を行うことがあります。その場合、当該組入比率は、信託財産の純資産総額をある程度上回るあるいは下回ることがあります。

組入外貨建資産に対して、為替変動リスクを回避するため、外国為替予約取引を利用し、原則として為替フルヘッジを行います。ただし、対象インデックスとの連動に資するため、当該取引によるヘッジ比率の調整を行うことがあります。その場合、当該ヘッジ比率は、信託財産の純資産総額をある程度上回るあるいは下回ることがあります。

委託会社の関連会社である投資運用業者、マニュアル・インベストメント・マネジメント・リミテッドに運用の指図に関する権限の一部を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（※3）MSCI-KOKUSAI インデックスは、MSCI Inc. が開発した株式指数で、日本を除く世界の主要国で構成されています。同指数の著作権、知的所有権その他一切の権利は同社に帰属します。同社は、同指数の内容を変更・公表を停止する権利を有しています。指数の実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

マニュアル・外国債券インデックス・マザーファンド（ヘッジあり）

世界の主要国の債券市場の動きをとらえることを目標に、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジあり、円ベース）※⁴に連動する投資成果をめざして運用を行います。

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジあり、円ベース）に採用されている国債を主要投資対象とします。

債券の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動および運用の効率化に資するため、債券先物取引等を利用し、組入比率の調整を行うことがあります。その場合、当該組入比率は、信託財産の純資産総額をある程度上回るあるいは下回ることがあります。

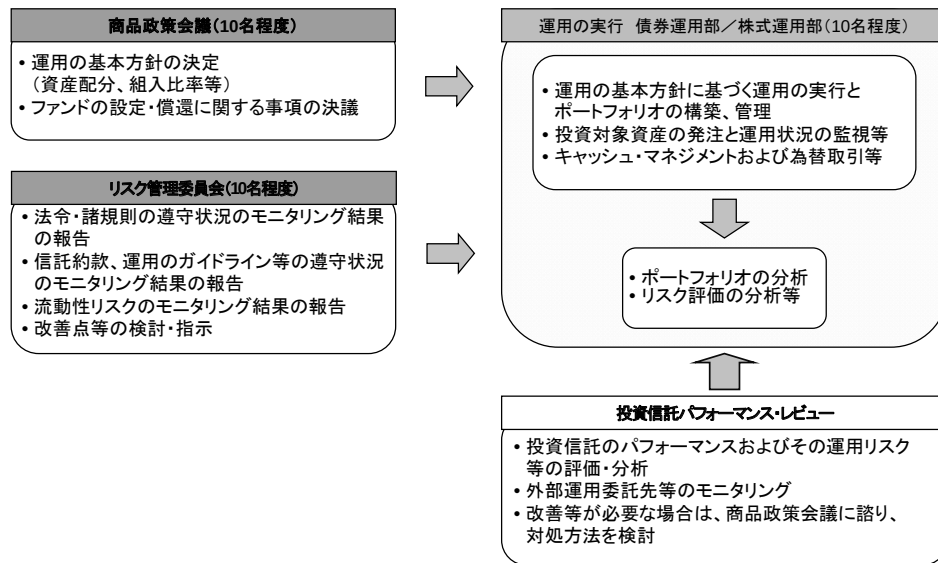
組入外貨建資産に対して、為替変動リスクを回避するため、外国為替予約取引を利用し、原則として為替フルヘッジを行います。ただし、対象インデックスとの連動に資するため、当該取引によるヘッジ比率の調整を行うことがあります。その場合、当該ヘッジ比率は、信託財産の純資産総額をある程度上回るあるいは下回ることがあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（※4）FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジあり、円ベース）とは、FTSE Fixed Income LLC が開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均し指数化した債券インデックスです。

2 運用体制

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



商品政策会議	商品企画部が策定した運用の基本方針およびファンドの設定・償還に関する事項について、決議を行います。
リスク管理委員会	法務・コンプライアンス部は、法令・諸規則、信託約款、運用のガイドライン等の遵守状況をモニタリングし、その結果を総合企画室オペレーショナルリスク管理担当者に報告します。流動性リスク管理担当部署は、組入資産の流動性リスクをモニタリングし、閾値を超えている場合には当委員会に報告します。 当委員会は、ガイドラインモニタリングにより必要と認められた場合、関連部署に改善等の指示を行います。また流動性リスク管理態勢が不十分であると判断した場合には、適切に態勢の見直し等を行う等の必要な措置をとることを総合企画室オペレーショナルリスク管理担当者に指示し、その実施状況を確認します。

※上記の会議および委員会は、代表取締役、商品企画部長、担当する運用部長、担当する営業部長、オペレーション部長、法務・コンプライアンス部長、総合企画室オペレーショナルリスク管理担当者および関連部署の代表者により構成されています。

◆ 運用体制に関する社内規則等

1. 運用に関する社内規程およびリスク管理に関する規程等（以下「当規程」といいます。）に基づき、適切な管理を行うと共に、内部牽制の維持に努めます。
2. 実際の運用においては、当規程により利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を設けております。

◆ ファンドの関係法人に対する管理体制等

1. 受託会社または受託会社の再委託先に対しては、日々の純資産総額の照合、月次の勘定残高の照合等を行います。また、受託会社の監査人が受託業務に関する内部統制の有効性・妥当性について評価した報告書を受託会社より受取ります。
2. 運用の委託を行う場合、その外部運用委託先に対しては、継続的に運用体制、リスク管理体制等に関して、適宜に調査・評価を行います。また、その外部運用委託先には定期的に運用状況と運用ガイドラインの遵守状況の報告を求めます。

上記体制は 2025 年 9 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 主な投資制限

ファンドの投資信託約款に基づく主な投資制限は下記の通りです。

- ① 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 株式および債券（短期債を除く）の直接投資は行いません。
- ③ デリバティブ（先物・オプションなど）の直接利用は行いません。
- ④ 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑤ 外国為替予約取引は、約款に定める範囲で行うことがあります。
- ⑥ 信用取引、空売り、有価証券の貸付け・借入れは行いません。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

マニュアル・日本株式インデックス・マザーファンド

- ① 株式（新株引受証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ 同一銘柄の株式（新株引受証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
- ④ 有価証券先物取引等は、ヘッジ目的に限定せず、約款に定める範囲で行います。
- ⑤ スワップ取引は、ヘッジ目的に限定せず、約款に定める範囲で行います。
- ⑥ 信用取引、空売り、有価証券の借入れは行いません。
- ⑦ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

マニュアル・日本債券インデックス・マザーファンド

- ① 債券への投資割合は、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ 同一銘柄の公社債への投資割合には制限を設けません。
- ④ 信用取引、空売り、有価証券の借入れは行いません。

マニュアル・外国株式インデックス・マザーファンド（ヘッジあり）

- ① 株式（新株引受証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の株式（新株引受証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
- ④ 投資信託証券（REIT＝不動産投資信託を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑤ 有価証券先物取引等は、ヘッジ目的に限定せず、約款に定める範囲で行います。
- ⑥ スワップ取引は、ヘッジ目的に限定せず、約款に定める範囲で行います。
- ⑦ 信用取引、空売り、有価証券の借入れは行いません。

マニュアル・外国債券インデックス・マザーファンド（ヘッジあり）

- ① 債券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の債券への投資割合には制限を設けません。
- ④ 有価証券先物取引等は、ヘッジ目的に限定せず、約款に定める範囲で行います。
- ⑤ スワップ取引は、ヘッジ目的に限定せず、約款に定める範囲で行います。
- ⑥ 信用取引、空売り、有価証券の借入れは行いません。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他の詳細情報」をご参照ください。

4 投資リスクについて

（投資信託はリスク商品であり、投資元金は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。）

- ・ 当ファンド（マザーファンドを含みます。）は、主に有価証券等値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。
- ・ 投資信託は預貯金と異なり、投資元金は保証されているものではありません。また、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。
- ・ お申込みの際は、当ファンドのリスクをご認識・ご検討のうえ、慎重にご判断いただく必要があります。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

- ① 価額変動リスク
 - ・ 一般に株式の価格は、国内および国外の経済・政治情勢等の影響を受け変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
 - ・ 一般に公社債は、金利変動等により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。ただし、その価格変動は、残存期間・発行条件等によりばらつきがあります。
- ② 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となる場合は、市場実勢から期待される価格で売買できない可能性があります。この場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
- ③ 信用リスク
 - ・ 一般に投資した企業の経営等に直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。
 - ・ 一般に公社債および短期金融資産にデフォルト（債務不履行）や元利金に支払い遅延等が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
- ④ 為替変動リスク

「外国債券マザー（ヘッジあり）」および「外国株式マザー（ヘッジあり）」は原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、円と投資対象通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。なお、為替ヘッジを行う場合、円金利が当該外貨の金利より低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。
- ⑤ カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、組入れた有価証券の価格が予想外に下落し、方針に沿った運用が困難となることがあります。これらの事由が発生した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
- ⑥ デリバティブの利用に伴うリスク

ファンドは、指数先物取引等デリバティブと呼ばれる金融派生商品を定められた範囲で利用することがあります。デリバティブの価値は、基礎となる株式、債券等の原資産価値に依存し、またそれらによって変動します。

なお、その価値は、種類によっては基礎となる原資産の価値以上に変動することもあります。また、取引市場の状況によっては、取引所等の値幅制限等により予定通り反対売買できなかつたり、取引相手の倒産等で反対売買ができなくなつたり、理論価値より大幅に不利な条件でしか、反対

売買ができなくなるリスクがあり、損失を被ることがあります。したがって、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。

⑦ 外国為替予約取引の利用に伴うリスク

外国為替予約とは、将来あらかじめ定められた条件（取引対象通貨、時期、金額、為替レート等）で外貨の売買を行う契約のことをいいます。一般的に為替変動リスクの回避のために利用されます。ファンドにおいて、売り予約（外貨を売る契約）を行った場合、当該外貨の為替レートが円高方向に変動すれば収益が発生し、円安方向に変動すれば損失が発生します。（仮に買予約を行っている場合は、逆の結果となります。）

為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあり、その場合基準価額が下落する要因となります。

<その他の留意事項>

① インデックスへの連動性に関する事項

当ファンドが組入れる各マザーファンドは、各々の対象インデックスの動きに連動させることを目指して運用を行うことを基本としますが、主として次の事由からファンドの基準価額の動きと、当該インデックスの動きに乖離が生じて、完全に連動するものではありません。

- ・ インデックスの構成銘柄のすべてを、ファンドにおいて、インデックスの算出通りに組入れられない場合があること
- ・ ファンドにおける信託報酬、売買委託手数料等の費用負担の影響
- ・ ファンドにおける売買約定価格と基準価額計算に使用する評価時価の相違
- ・ インデックス算出に使用する時価と基準価額計算における時価の相違
- ・ インデックス算出に使用する為替レートと基準価額計算における為替レートの相違（外国株式・債券マザーファンドの場合）
- ・ 円ヘッジのインデックス算出に用いられるヘッジコストと実際のファンドにおけるヘッジコストとの相違（外国株式・債券マザーファンドの場合）
- ・ 株価指数先物・債券先物等を利用した場合、当該先物等の時価の動きとインデックスの動きの乖離
- ・ インデックスの構成銘柄の入れ替えおよびその算出方法の変更による影響等

② システムリスク・市場リスク等に関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に取得・換金ができなくなることもあります。

③ 流動性リスクに関する事項

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

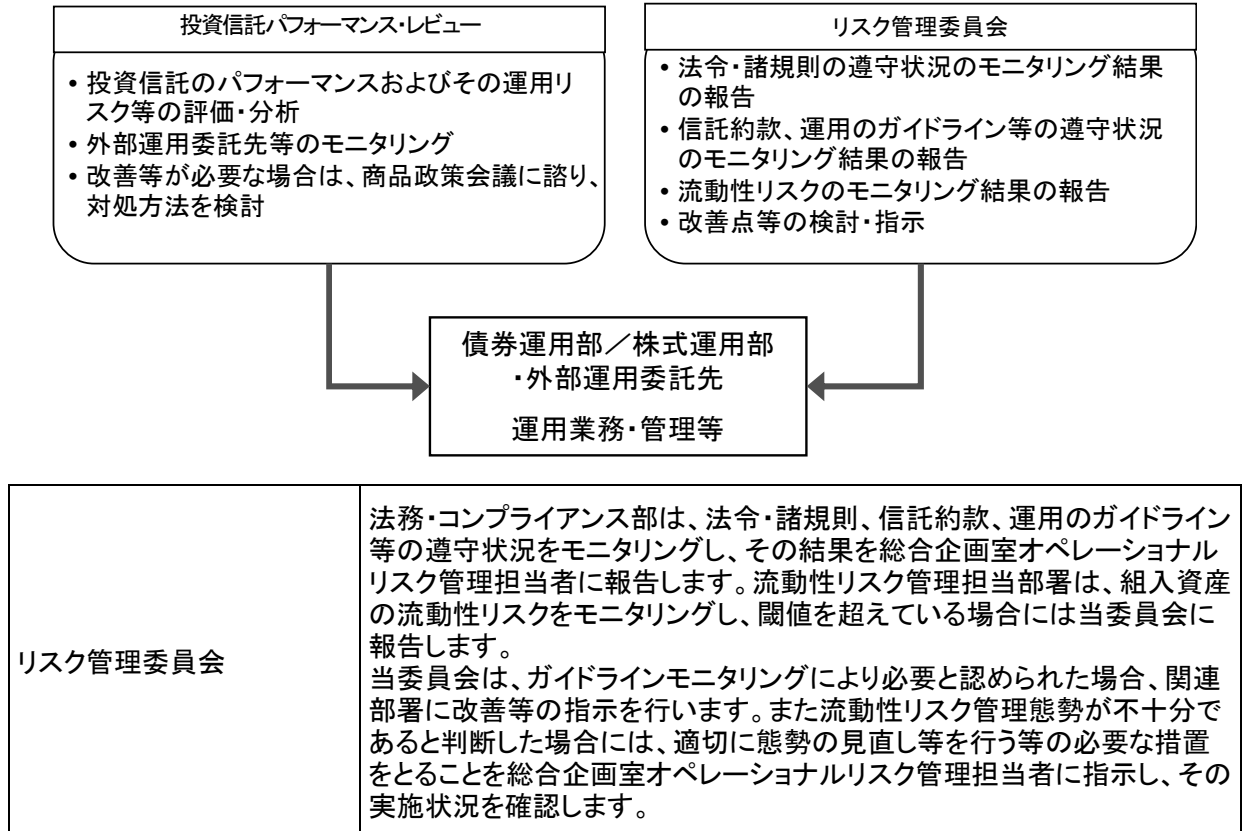
④ 法令・税制・会計方針等の変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針等は、今後変更される場合があります。

当ファンドが有する主なリスクおよび留意点は上記の通りです。ただし、すべてのリスクおよび留意点を完全には網羅しておりませんので、ご注意ください。

前記投資リスクに対する管理体制は下記の通りです。

◆ リスク管理関連の会議



※上記の委員会は、代表取締役社長、債券運用本部長、株式運用部長、機関投資家営業部長、投信営業部長、商品企画部長、オペレーション部長、法務・コンプライアンス部長、総合企画室オペレーショナルリスク管理担当者、人事部長および経理部長により構成されています。

上記体制は 2025 年 9 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3. その他の詳細情報

1 マニュアル・国際分散ファンド 75（適格機関投資家専用）の投資対象

- ① 投資の対象とする資産の種類
この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託および投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利
 - ハ. 金銭債権（イおよびニに該当するものを除きます。）
 - ニ. 約束手形（イに掲げるものを除きます。）
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② 有価証券の指図範囲
委託会社は、信託金を、主としてマニュアル・インベストメント・マネジメント株式会社を委託会社とし、三菱 UFJ 信託銀行株式会社を受託会社として締結された別に定める親投資信託（マニュアル・日本株式インデックス・マザーファンド、マニュアル・日本債券インデックス・マザーファンド、マニュアル・外国株式インデックス・マザーファンド（ヘッジあり）、マニュアル・外国債券インデックス・マザーファンド（ヘッジあり）。以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記 1. の証券または証書の性質を有するもの
- ③ 金融商品の指図範囲
委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ④ その他の投資対象の指図範囲
この信託において約款に定める投資対象とするその他のものは、次に掲げるものとします。
 - ・ 外国為替予約取引

2 マニュアル・国際分散ファンド 75（適格機関投資家専用）の投資制限

＜約款に定める投資制限＞

- ① 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
 - ② 株式および債券（短期債を除く）の直接投資は行いません。
 - ③ デリバティブ（先物・オプション等）の直接利用は行いません。
 - ④ 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします
 - ⑤ 信用取引、空売り、有価証券の貸付・借り入れは行いません。
 - ⑥ 外国為替予約取引の指図範囲
 - 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
 - 2) 上記 1) の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、為替リスクを回避するために行う当該予約取引の指図については、信託財産に属する外貨建資産と別に定めるマザーファンドの信託財産に属する為替ヘッジを行っていない外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産の属する別に定めるマザーファンドの時価総額に当該マザーファンドの信託財産純資産総額に占める為替ヘッジを行っていない外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額を超えないものとします。
 - 3) 上記 2) の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その越える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
 - ⑦ 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国
- 際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限される場合があります。
- ⑧ 資金の借入れ
 - 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入れは当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、当該資金借入れ額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないものとします。
 - 3) 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入れ額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ＜法令上の投資制限＞
1. デリバティブ取引において、金融商品の価格や金利変動その他の理由により、発生し得るリスクに対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額がファンドの純資産総額

を超えることとなる取引は行いません。(金融商品取引法)
2. ある企業の発行する株式について、委託会社が運用

する投資信託全体で、その企業の議決権の過半数を保有することとなる取引は行いません。(投資信託および投資法人に関する法律)

3 マザーファンドの投資制限

1. マニュアル・日本株式インデックス・マザーファンド

＜約款上の投資制限＞

- ① 株式(新株引受証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ 同一銘柄の株式(新株引受証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には、制限を設けません。
- ④ 信用取引、有価証券の空売り、借入れは行いません。
- ⑤ 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

- ⑥ 有価証券先物取引等の指図範囲
後述の《指図範囲》「1. 有価証券先物取引等の指図範囲」をご参照ください。
- ⑦ スワップ取引の指図範囲
後述の《指図範囲》「2. スワップ取引の指図範囲」をご参照ください。
- ⑧ 有価証券の貸付の指図範囲
後述の《指図範囲》「3. 有価証券の貸付の指図範囲」をご参照ください。

＜法令上の投資制限＞

前述のマニュアル・国際分散ファンド 75 (適格機関投資家専用)の＜法令上の投資制限＞の1.および2.に準じます。

2. マニュアル・日本債券インデックス・マザーファンド

＜約款上の投資制限＞

- ① 債券への投資割合は、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行ないません。
- ③ 同一銘柄の公社債への投資割合には制限を設けません。
- ④ 信用取引、空売り、有価証券の借入れは行いません。

- ⑤ 有価証券の貸付の指図範囲
後述の《指図範囲》「3. 有価証券の貸付の指図範囲」をご参照ください。

＜法令上の投資制限＞

前述のマニュアル・国際分散ファンド 75 (適格機関投資家専用)の＜法令上の投資制限＞の2.に準じます。

3. マニュアル・外国株式インデックス・マザーファンド (ヘッジあり)

＜約款上の投資制限＞

- ① 株式(新株引受証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の株式(新株引受証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。
- ④ 投資信託証券(REIT=不動産投資信託を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 信用取引、空売り、有価証券の借入れは行いません。
- ⑥ 有価証券先物取引等の指図範囲
後述の《指図範囲》「1. 有価証券先物取引等の指図範囲」をご参照ください。
- ⑦ スワップ取引の指図範囲
後述の《指図範囲》「2. スワップ取引の指図範囲」をご参照ください。
- ⑧ 有価証券の貸付の指図範囲
後述の《指図範囲》「3. 有価証券の貸付の

指図範囲」をご参照ください。

- ⑨ 外国為替予約取引の指図範囲
1) 委託会社は、信託財産における為替リスクの回避およびMSCI-KOKUSAI インデックス(税引前配当金再投資・円ベース・円ヘッジ)への連動に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図を行うことができます。
- 2) 上記1)の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買い予約の合計額と売り予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額、もしくは信託財産の外貨建資産額と上記⑥に係る外貨建有価証券先物取引等の建て玉額の合計額を超えないものとします。
- ⑩ 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限
委託会社は、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。

＜法令上の投資制限＞

前述のマニュアル・国際分散ファンド 75 (適格機関投資家専用)の＜法令上の投資制限＞の1.および2.に準じます。

4. マニュアル・外国債券インデックス・マザーファンド (ヘッジあり)

＜約款上の投資制限＞

- ① 債券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の債券への投資割合には制限を設けません。
- ④ 信用取引、空売り、有価証券の借入れは行いません。
- ⑤ 有価証券先物取引等の指図範囲
後述の《指図範囲》「1. 有価証券先物取引

等の指図範囲」をご参照ください。

- ⑥ スワップ取引の指図範囲
後述の《指図範囲》「2. スワップ取引の指図範囲」をご参照ください。
- ⑦ 有価証券の貸付の指図範囲
後述の《指図範囲》「3. 有価証券の貸付の指図範囲」をご参照ください。
- ⑧ 外国為替予約取引の指図範囲
1) 委託会社は、信託財産における為替リスクの回避およびFTSE 世界国債インデックス(除く日

- 本、ヘッジあり、円ベース）への連動に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図を行うことができるものとします。
- 2) 上記 1) の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買い予約の合計額と売り予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額、もしくは信託財産の外貨建資産額と上記⑤に係る外貨建有価証券先物取引等の建て玉額の合計額を超えないものとします。

- ⑨ 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限
委託会社は、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。
- <法令上の投資制限>
前述のマニュアル・国際分散ファンド 75（適格機関投資家専用）の<法令上の投資制限>の 1. および 2. に準じます。

《指図範囲》

1. 有価証券先物取引等の指図範囲

- 1) 委託会社は、信託財産における運用成果の目標である各インデックス*との連動および運用の効率化に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金商法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものを言います。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金商法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものを言います。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金商法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものを言います。以下同じ。）ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- 先物取引の買建て又は売建ておよびコール・オプション又はプット・オプションの売り付けの指図は、それらの取引の建て玉合計額が信託財産の純資産総額の範囲を超えないものとします。
 - コール・オプションおよびプット・オプションの買い付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲とします。
- 2) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国金融商品市場における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。なお、当該先物取引およびオプション取引の指図に係る建て玉範囲は、上記 1) 1. および 2. に準ずるものとします。
- 3) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、当該先物取引およびオプション取引の指図に係る建て玉範囲は、上記 1) 1. および 2. に準ずるものとします。

※各マザーファンドにおける運用成果の目標であるインデックスとは、下記の通りです。

日本株式マザー	外国株式マザー (ヘッジあり)	外国債券マザー (ヘッジあり)
TOPIX（東証株価指数） ／配当込み	MSCI-KOKUSAI インデックス	FTSE 世界国債 インデックス

2. スワップ取引の指図範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（金商法第 28 条第 8 項第 3 号ニおよび第 28 条第 8 項第 4 号ホに掲げるものを言います。）等（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引に係る想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 5) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

3. 有価証券の貸付の指図範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の 1. および 2. の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
 - 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。
- 2) 上記 1) 1. および 2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

4. 運用状況

以下は、2025 年 9 月 30 日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

また、投資比率は、小数第 3 位を切り捨てているため、当該比率の合計が合わない場合があります。

1 投資状況

資産の種類	国／地域名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	10,049,173,861	99.99
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	112,780	0.00
合計(純資産総額)		10,049,286,641	100.00

【参考情報】マザーファンドの投資状況

1. マニュライフ・日本株式インデックス・マザーファンド

資産の種類	国／地域名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	5,663,983,320	98.20
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	103,742,456	1.79
合計(純資産総額)		5,767,725,776	100.00

2. マニュライフ・日本債券インデックス・マザーファンド

資産の種類	国／地域名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	5,787,154,810	82.14
地方債証券	日本	485,380,000	6.88
特殊債券	日本	236,128,014	3.35
社債券	日本	492,469,000	6.99
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	44,194,610	0.62
合計(純資産総額)		7,045,326,434	100.00

3. マニュライフ・外国株式インデックス・マザーファンド (ヘッジあり)

資産の種類	国／地域名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	10,050,240,761	61.00
	カナダ	484,865,386	2.94
	パナマ	5,607,029	0.03
	ドイツ	345,962,976	2.10
	イタリア	97,212,891	0.59
	フランス	345,466,598	2.09
	オランダ	239,235,412	1.45
	スペイン	122,163,036	0.74
	ベルギー	28,539,061	0.17
	オーストリア	7,818,383	0.04
	ルクセンブルク	26,547,078	0.16
	フィンランド	38,000,616	0.23

資産の種類	国／地域名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
	アイルランド	242,361,952	1.47
	ポルトガル	6,717,414	0.04
	イギリス	499,501,203	3.03
	スイス	356,216,052	2.16
	スウェーデン	108,385,683	0.65
	ノルウェー	21,352,609	0.12
	デンマーク	67,472,344	0.40
	ケイマン	27,710,807	0.16
	リベリア	15,273,611	0.09
	オーストラリア	221,650,693	1.34
	バミューダ	14,930,550	0.09
	ニュージーランド	9,401,999	0.05
	香港	54,428,835	0.33
	シンガポール	46,240,948	0.28
	イスラエル	37,329,705	0.22
	キュラソー	9,581,415	0.05
	ジャージー	25,132,213	0.15
	マン島	1,339,646	0.00
	小計	13,556,686,906	82.29
投資証券	アメリカ	175,857,583	1.06
	フランス	5,345,838	0.03
	イギリス	3,132,853	0.01
	オーストラリア	13,589,126	0.08
	香港	2,428,144	0.01
	シンガポール	1,872,747	0.01
	小計	202,226,291	1.22
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	—	2,714,530,130	16.47
合計(純資産総額)		16,473,443,327	100.00

4. マニュライフ・外国債券インデックス・マザーファンド (ヘッジあり)

資産の種類	国／地域名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	8,069,422,521	41.24
	カナダ	349,783,971	1.78
	メキシコ	161,366,835	0.82
	ドイツ	1,046,891,270	5.35
	イタリア	1,213,165,708	6.20
	フランス	1,307,714,769	6.68
	オランダ	225,162,188	1.15
	スペイン	767,012,746	3.92
	ベルギー	279,691,647	1.42
	オーストリア	206,532,327	1.05
	フィンランド	103,897,801	0.53
	アイルランド	89,285,085	0.45
	イギリス	992,104,846	5.07
	スウェーデン	28,094,740	0.14
	ノルウェー	33,235,440	0.16
	デンマーク	49,786,138	0.25
	ポーランド	109,850,096	0.56
	オーストラリア	226,375,715	1.15
	シンガポール	205,934,631	1.05
	中国	2,166,131,135	11.07
	小計	17,631,439,609	90.11
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	—	1,935,039,368	9.88
合計(純資産総額)		19,566,478,977	100.00

2 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	マニユライフ・外国株式 インデックス・マザーフ ァンド（ヘッジあり）	926,986,947	5.8237	5,398,493,884	6.1952	5,742,869,534	57.14
2	日本	親投資信託 受益証券	マニユライフ・日本株式 インデックス・マザーフ ァンド	304,226,157	5.0365	1,532,235,040	5.9016	1,795,421,088	17.86
3	日本	親投資信託 受益証券	マニユライフ・外国債券 インデックス・マザーフ ァンド（ヘッジあり）	1,525,216,803	1.1107	1,694,106,466	1.1199	1,708,090,297	16.99
4	日本	親投資信託 受益証券	マニユライフ・日本債券 インデックス・マザーフ ァンド	741,267,722	1.1048	818,954,429	1.0830	802,792,942	7.98

b. 全銘柄の種類別投資比率

種 類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.99
合 計	99.99

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資資産

1. マニユライフ・日本株式インデックス・マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

a. 評価額上位銘柄明細

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受 益証券	i シェアーズ・コア T O P I X E T F	17,481,430	282	4,940,252,118	324	5,663,983,320	98.20

b. 全銘柄の種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.20
合 計	98.20

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

資産の種類	取引所	資産の名称	買建／ 売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数 先物取引	大阪証券取引所	東証株価指数先物	買建	3	円	93,695,000	94,230,000	1.63

(注) 先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

2. マニユライフ・日本債券インデックス・マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

a. 評価額上位 30 銘柄

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債 証券	第 9 5 回 利付国債 (2 0 年)	200,000,000	103.43	206,874,000	102.36	204,736,000	2.3	2027/6/20	2.90
2	日本	国債 証券	第 3 5 1 回 利付国債 (1 0 年)	200,000,000	97.39	194,780,000	97.60	195,210,000	0.1	2028/6/20	2.77
3	日本	地方債 証券	第 7 9 2 回 東京都公募公債	200,000,000	95.89	191,792,000	96.09	192,184,000	0.05	2029/3/19	2.72
4	日本	国債 証券	第 3 5 6 回 利付国債 (1 0 年)	170,000,000	95.84	162,933,100	95.94	163,098,000	0.1	2029/9/20	2.31
5	日本	国債 証券	第 1 0 0 回 利付国債 (2 0 年)	140,000,000	104.02	145,632,200	102.99	144,198,600	2.2	2028/3/20	2.04
6	日本	国債 証券	第 3 5 7 回 利付国債 (1 0 年)	150,000,000	95.58	143,376,000	95.58	143,373,000	0.1	2029/12/20	2.03
7	日本	国債 証券	第 3 5 8 回 利付国債 (1 0 年)	140,000,000	95.32	133,453,600	95.23	133,330,400	0.1	2030/3/20	1.89
8	日本	社債券	第 4 5 回 東海旅客鉄道株式会社 無担保普通社債	100,000,000	104.40	104,407,000	103.36	103,367,000	2.321	2029/6/19	1.46
9	日本	国債 証券	第 1 2 1 回 利付国債 (2 0 年)	100,000,000	104.56	104,568,000	103.21	103,210,000	1.9	2030/9/20	1.46
10	日本	地方債 証券	第 1 9 回 公営企業債券	100,000,000	102.64	102,641,000	101.64	101,646,000	2.37	2026/12/18	1.44
11	日本	社債券	第 3 8 9 回 中国電力株式会社 社債	100,000,000	99.27	99,277,000	99.67	99,673,000	0.3	2026/4/24	1.41
12	日本	特殊 債券	第 3 7 7 回 信金中金債	100,000,000	99.08	99,082,000	99.59	99,591,000	0.04	2026/4/27	1.41
13	日本	地方債 証券	第 1 6 1 回 共同発行市場公募 地方債	100,000,000	98.83	98,838,000	99.26	99,266,000	0.06	2026/8/25	1.40
14	日本	社債券	第 8 1 回 三菱商事株式会社 無担保社債	100,000,000	100.12	100,127,000	98.64	98,642,000	1.518	2032/6/25	1.40
15	日本	特殊 債券	第 1 0 3 回 政府保証地方公共団体 金融機構債券	100,000,000	97.90	97,905,000	98.08	98,083,000	0.155	2027/12/17	1.39
16	日本	社債券	第 5 6 回 住友化学株式会社 無担保社債	100,000,000	97.44	97,442,000	98.00	98,005,000	0.38	2027/9/13	1.39
17	日本	国債 証券	第 3 5 2 回 利付国債 (1 0 年)	100,000,000	97.08	97,085,000	97.32	97,320,000	0.1	2028/9/20	1.38

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
18	日本	社債券	第81回 三井不動産株式会社 無担保社債	100,000,000	94.09	94,097,000	92.78	92,782,000	0.689	2032/7/14	1.31
19	日本	地方債 証券	第13回 東京都公募公債	100,000,000	99.12	99,120,000	92.28	92,284,000	1.93	2042/3/19	1.30
20	日本	国債 証券	第125回 利付国債(20年)	80,000,000	106.63	85,304,000	104.86	83,888,000	2.2	2031/3/20	1.19
21	日本	国債 証券	第124回 利付国債(20年)	80,000,000	105.31	84,248,000	103.75	83,000,000	2	2030/12/20	1.17
22	日本	国債 証券	第127回 利付国債(20年)	80,000,000	104.88	83,911,200	103.27	82,617,600	1.9	2031/3/20	1.17
23	日本	国債 証券	第363回 利付国債(10年)	80,000,000	93.30	74,642,800	93.41	74,731,200	0.1	2031/6/20	1.06
24	日本	国債 証券	第365回 利付国債(10年)	80,000,000	93.37	74,700,000	92.61	74,092,000	0.1	2031/12/20	1.05
25	日本	国債 証券	第371回 利付国債(10年)	80,000,000	93.40	74,726,400	92.19	73,759,200	0.4	2033/6/20	1.04
26	日本	国債 証券	第368回 利付国債(10年)	80,000,000	92.94	74,359,200	91.99	73,599,200	0.2	2032/9/20	1.04
27	日本	国債 証券	第346回 利付国債(10年)	70,000,000	98.58	69,010,200	98.89	69,224,400	0.1	2027/3/20	0.98
28	日本	国債 証券	第350回 利付国債(10年)	70,000,000	97.65	68,361,300	97.89	68,525,100	0.1	2028/3/20	0.97
29	日本	国債 証券	第354回 利付国債(10年)	70,000,000	96.89	67,825,100	96.66	67,662,700	0.1	2029/3/20	0.96
30	日本	国債 証券	第375回 利付国債(10年)	70,000,000	98.00	68,605,600	96.24	67,373,600	1.1	2034/6/20	0.95

b. 全銘柄の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	82.14
地方債証券	6.88
特殊債券	3.35
社債券	6.99
合 計	99.37

② 投資不動産物件
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

3. マニユライフ・外国株式インデックス・マザーファンド (ヘッジあり)

① 投資有価証券の主要銘柄

a. 評価額上位 30 銘柄

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・ 半導体製造装置	29,731	20,409.95	606,808,497	27,073.82	804,931,980	4.88
2	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ ハードウェア および機器	18,199	36,180.81	658,454,699	37,879.53	689,369,719	4.18
3	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・ サービス	8,604	60,671.57	522,018,253	76,613.64	659,183,827	4.00
4	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・ サービス流通・ 小売り	11,643	33,666.33	391,977,151	33,076.66	385,111,664	2.33
5	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC	メディア・娯楽	2,645	108,110.70	285,952,804	110,677.39	292,741,702	1.77
6	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・ 半導体製造装置	5,445	34,266.58	186,581,582	48,817.75	265,812,660	1.61
7	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	7,126	27,332.87	194,774,098	36,334.16	258,917,253	1.57
8	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	3,532	52,178.19	184,293,380	65,985.10	233,059,390	1.41
9	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	5,953	27,606.81	164,343,390	36,380.31	216,572,026	1.31
10	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	3,387	40,924.13	138,610,043	46,999.92	159,188,753	0.96
11	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融サービス	1,651	71,944.84	118,780,939	74,328.33	122,716,089	0.74
12	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	982	126,354.45	124,080,076	108,162.80	106,215,878	0.64
13	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	ソフトウェア・ サービス	2,084	52,691.60	109,809,314	50,643.02	105,540,055	0.64
14	アメリカ	株式	NETFLIX INC	一般消費財・ サービス流通・ 小売り	519	157,893.19	81,946,569	179,610.32	93,217,757	0.56
15	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	5,247	16,102.86	84,491,710	17,005.07	89,225,621	0.54
16	アメリカ	株式	MASTERCARD INC-CLASS A	ソフトウェア・ サービス	1,043	84,197.51	87,818,006	84,584.68	88,221,825	0.53
17	アメリカ	株式	ORACLE CORP	ソフトウェア・ サービス	2,064	25,708.66	53,062,682	42,097.30	86,888,845	0.52
18	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・ 小売り	5,346	15,420.99	82,440,614	15,346.55	82,042,658	0.49
19	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	2,930	23,281.85	68,215,834	27,039.58	79,225,986	0.48
20	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必需品流通・ 小売り	540	158,936.84	85,825,896	136,503.60	73,711,947	0.44
21	アメリカ	株式	PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	ソフトウェア・ サービス	2,759	17,805.87	49,126,413	26,628.67	73,468,519	0.44

マニュアル・国際分散ファンド 75 (適格機関投資家専用)

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
22	アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	一般消費財・ サービス流通・ 小売り	1,212	60,567.46	73,407,767	60,564.38	73,404,033	0.44
23	アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	2,152	28,791.90	61,960,176	33,224.06	71,498,179	0.43
24	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・ 半導体製造装置	480	126,417.47	60,680,387	144,024.98	69,131,993	0.41
25	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	8,729	6,934.83	60,534,135	7,804.28	68,123,644	0.41
26	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品・ パーソナル用品	2,857	24,292.74	69,404,386	22,857.54	65,304,010	0.39
27	アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC CO	資本財	1,300	30,955.13	40,241,669	43,715.63	56,830,325	0.34
28	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・ サービス	1,105	76,994.78	85,079,233	51,390.39	56,786,390	0.34
29	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	2,387	22,716.11	54,223,356	23,240.16	55,474,281	0.33
30	ドイツ	株式	SAP SE	ソフトウェア・ サービス	1,273	48,103.12	61,235,277	39,220.85	49,928,150	0.30

b. 全銘柄の種類／業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	エネルギー	3.05
		素材	2.67
		資本財	6.32
		商業・専門サービス	0.71
		運輸	1.14
		自動車・自動車部品	1.85
		耐久消費財・アパレル	0.84
		消費者サービス	1.13
		メディア・娯楽	5.83
		一般消費財・サービス流通・小売り	4.99
		生活必需品流通・小売り	1.40
		食品・飲料・タバコ	2.11
		家庭用品・パーソナル用品	1.04
		ヘルスケア機器・サービス	2.66
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4.79
		銀行	5.57
		金融サービス	4.53
		保険	2.47
		エクイティ不動産投資信託 (REIT)	0.20
		ソフトウェア・サービス	10.56
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.21
		電気通信サービス	0.98
		公益事業	2.28
		半導体・半導体製造装置	8.85
投資証券	—	—	1.22
合計			83.52

- ② 投資不動産物件
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建／ 売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指 数先物 取引	アメリカ	シカゴ商 業取引所	S&P500 EMINI	買建	46	アメリカ ドル	15,290,732.12	2,276,484,199	15,441,050	2,298,863,524	13.95
	カナダ	モントリ オール取 引所	S&P/TSX 60	買建	3	カナダ ドル	1,043,839.62	111,596,893	1,061,280	113,461,444	0.68
	ドイツ	ユーレッ クス・ド イツ金融 先物取引 所	EURO STOXX50	買建	30	ユーロ	1,621,085.4	282,830,770	1,659,000	289,445,730	1.75
	オース トラリ ア	シドニー 先物取引 所	SPI 200	買建	3	オース トラリ アドル	666,772.5	65,270,360	667,050	65,297,524	0.39
	イギリ ス	ロンドン 国際金融 先物オペ ション取 引所	FTSE 100 IDX	買建	7	イギリ ス ポンド	656,327.63	131,173,641	655,235	130,955,267	0.79
	スイス	ユーレッ クス・チ ューリッ ヒ取引所	SWISS MKT IX	買建	3	スイス フラン	367,114.38	68,474,175	360,900	67,315,068	0.40
	香港	香港先物 取引所	HANG SENG	買建	1	香港 ドル	1,325,325	25,353,468	1,341,000	25,653,330	0.15

（注）先物取引については、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	通貨	買建／ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	アメリカドル	買建	6,017.55	897,615	895,747	0.00
	アメリカドル	売建	77,324,000.00	11,305,178,617	11,500,862,464	△69.81
	カナダドル	売建	5,488,398.39	585,413,858	586,451,977	△3.55
	ユーロ	売建	7,922,000.00	1,359,333,603	1,381,580,956	△8.38
	イギリスポンド	売建	3,070,072.52	606,538,153	613,022,882	△3.72
	スイスフラン	売建	2,631,000.00	483,519,468	490,797,264	△2.97
	スウェーデンクローナ	売建	13,150,000.00	203,298,737	207,428,100	△1.25
	オーストラリアドル	売建	3,955,304.00	378,618,134	386,852,859	△2.34

（注）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

4. マニュライフ・外国債券インデックス・マザーファンド (ヘッジあり)

① 投資有価証券の主要銘柄

a. 評価額上位 30 銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	2,300,000	13,639.38	313,705,861	14,097.07	324,232,725	0.5	2027/6/30	1.65
2	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	2,000,000	14,956.04	299,120,853	15,067.70	301,354,053	4.5	2027/4/15	1.54
3	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	2,300,000	12,277.94	282,392,793	12,885.68	296,370,646	1.375	2031/11/15	1.51
4	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	1,900,000	13,802.80	262,253,284	14,229.67	270,363,753	0.625	2027/3/31	1.38
5	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	1,580,000	14,612.57	230,878,638	15,065.37	238,032,935	4.125	2032/11/15	1.21
6	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	1,700,000	13,631.75	231,739,759	13,962.73	237,366,478	1.25	2028/6/30	1.21
7	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	1,600,000	14,113.94	225,823,044	14,466.94	231,471,180	2.25	2027/11/15	1.18
8	中国	国債 証券	PEOPLE'S REPUBLIC OF CHI	10,000,000	2,280.93	228,093,015	2,247.81	224,781,025	2.88	2033/2/25	1.14
9	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	1,600,000	13,467.24	215,475,884	13,956.33	223,301,390	0.5	2027/10/31	1.14
10	中国	国債 証券	PEOPLE'S REPUBLIC OF CHI	10,000,000	2,255.74	225,574,975	2,218.45	221,845,566	2.67	2033/11/25	1.13
11	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	1,500,000	14,329.70	214,945,500	14,758.31	221,374,673	3.5	2030/1/31	1.13
12	中国	国債 証券	PEOPLE'S REPUBLIC OF CHI	10,000,000	2,239.96	223,996,217	2,206.43	220,643,819	2.69	2032/8/15	1.12
13	中国	国債 証券	PEOPLE'S REPUBLIC OF CHI	10,000,000	2,200.07	220,007,118	2,180.13	218,013,091	2.6	2030/9/15	1.11
14	中国	国債 証券	PEOPLE'S REPUBLIC OF CHI	10,000,000	2,196.23	219,623,052	2,175.37	217,537,668	2.8	2029/3/24	1.11
15	中国	国債 証券	PEOPLE'S REPUBLIC OF CHI	10,000,000	2,188.65	218,865,003	2,169.80	216,980,115	2.62	2029/9/25	1.10
16	中国	国債 証券	PEOPLE'S REPUBLIC OF CHI	10,000,000	2,163.96	216,396,658	2,146.13	214,613,981	2.62	2028/4/15	1.09
17	イタリア	国債 証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,050,000	20,428.39	214,498,192	20,304.41	213,196,382	6	2031/5/1	1.08
18	中国	国債 証券	PEOPLE'S REPUBLIC OF CHI	10,000,000	2,171.98	217,198,645	2,130.55	213,055,991	2.11	2034/8/25	1.08
19	中国	国債 証券	PEOPLE'S REPUBLIC OF CHI	10,000,000	2,124.56	212,456,965	2,100.88	210,088,598	1.87	2031/9/15	1.07
20	中国	国債 証券	PEOPLE'S REPUBLIC OF CHI	10,000,000	2,085.96	208,596,787	2,085.71	208,571,281	1.35	2026/9/25	1.06
21	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	1,400,000	14,379.13	201,307,858	14,858.34	208,016,763	4	2034/2/15	1.06
22	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	1,300,000	13,975.52	181,681,869	14,415.18	187,397,465	2.75	2029/5/31	0.95

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
23	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	1,400,000	12,194.78	170,726,976	12,832.17	179,650,471	0.625	2030/8/15	0.91
24	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	1,200,000	14,126.15	169,513,837	14,477.41	173,729,003	1.125	2026/10/31	0.88
25	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	1,200,000	13,959.24	167,510,935	14,458.80	173,505,682	3.5	2033/2/15	0.88
26	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	1,200,000	13,474.80	161,697,636	13,963.31	167,559,786	0.625	2027/11/30	0.85
27	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	1,150,000	13,796.70	158,662,160	14,305.27	164,510,655	3.375	2033/5/15	0.84
28	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	1,000,000	15,606.81	156,068,106	15,638.21	156,382,153	6.125	2027/11/15	0.79
29	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	1,100,000	13,551.56	149,067,263	14,029.61	154,325,751	0.375	2027/7/31	0.78
30	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	1,000,000	14,318.65	143,186,503	14,600.70	146,007,081	2.25	2027/2/15	0.74

b. 全銘柄の種類別投資比率

種 類	投資比率(%)
国債証券	90.11
合 計	90.11

- ② 投資不動産物件
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建／ 売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
債券先 物取引	アメリカ	シカゴ商 品取引所	US 10YR NOTE	買建	56	アメリカ ドル	6,272,084	933,787,866	6,300,875.28	938,074,311	4.79
	ドイツ	ユーレッ クス・ド イツ金融 先物取引 所	EURO-BUND	買建	40	ユーロ	5,126,436.8	894,409,429	5,144,000	897,473,680	4.58

（注）先物取引については、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	通貨	買建／ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	アメリカドル	売建	55,244,449.00	8,111,873,913	8,219,490,100	△42.00
	カナダドル	売建	3,267,535.00	349,454,372	349,208,000	△1.78
	メキシコペソ	売建	20,320,594.00	159,031,081	164,359,060	△0.84
	ユーロ	売建	31,004,683.00	5,332,417,917	5,407,898,818	△27.63
	イギリスポンド	売建	5,001,795.00	992,044,015	999,048,529	△5.10
	スウェーデンクローナ	売建	1,802,727.00	28,106,159	28,439,821	△0.14
	ノルウェークローネ	売建	2,265,225.00	33,075,295	33,711,078	△0.17
	デンマーククローネ	売建	2,168,237.00	49,956,566	50,680,371	△0.25
	ポーランドズロチ	売建	2,750,663.00	110,750,073	112,272,161	△0.57
	オーストラリアドル	売建	2,349,631.00	225,723,176	229,851,947	△1.17
	シンガポールドル	売建	1,797,559.00	205,951,367	207,272,933	△1.05
	オフショア人民元	売建	105,289,949.00	2,174,096,358	2,196,790,553	△11.22

（注）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

3 運用実績

① 純資産の推移

2025 年 9 月 30 日及び同日 1 年以内における各月末ならびに各計算期末の純資産の推移は次の通りです。

	年月日	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第4期	(2016年 2月22日)	1, 876, 840, 157	1, 876, 840, 157	1. 3606	1. 3606
第5期	(2017年 2月20日)	3, 065, 957, 594	3, 065, 957, 594	1. 5746	1. 5746
第6期	(2018年 2月20日)	4, 336, 292, 717	4, 336, 292, 717	1. 7261	1. 7261
第7期	(2019年 2月20日)	5, 198, 352, 576	5, 198, 352, 576	1. 7249	1. 7249
第8期	(2020年 2月20日)	6, 726, 754, 978	6, 726, 754, 978	1. 9504	1. 9504
第9期	(2021年 2月22日)	8, 466, 062, 061	8, 466, 062, 061	2. 1634	2. 1634
第10期	(2022年 2月21日)	9, 192, 564, 698	9, 192, 564, 698	2. 2744	2. 2744
第11期	(2023年 2月20日)	8, 943, 238, 583	8, 943, 238, 583	2. 1508	2. 1508
第12期	(2024年 2月20日)	9, 686, 468, 861	9, 686, 468, 861	2. 4196	2. 4196
第13期	(2025年 2月20日)	9, 822, 942, 869	9, 822, 942, 869	2. 6332	2. 6332
	2024年 9月末日	9, 783, 231, 727	—	2. 5681	—
	2024年10月末日	9, 685, 423, 860	—	2. 5685	—
	2024年11月末日	9, 813, 181, 813	—	2. 6024	—
	2024年12月末日	9, 697, 721, 358	—	2. 5981	—
	2025年 1月末日	9, 824, 328, 333	—	2. 6320	—
	2025年 2月末日	9, 602, 432, 457	—	2. 5741	—
	2025年 3月末日	9, 244, 212, 396	—	2. 5017	—
	2025年 4月末日	9, 135, 933, 495	—	2. 4949	—
	2025年 5月末日	9, 510, 512, 985	—	2. 5958	—
	2025年 6月末日	9, 674, 488, 626	—	2. 6544	—
	2025年 7月末日	9, 806, 560, 546	—	2. 7046	—
	2025年 8月末日	9, 982, 651, 919	—	2. 7532	—
	2025年 9月末日	10, 049, 286, 641	—	2. 7994	—

② 分配の推移

	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第4期	自 2015年 2月21日 至 2016年 2月22日	0.0000
第5期	自 2016年 2月23日 至 2017年 2月20日	0.0000
第6期	自 2017年 2月21日 至 2018年 2月20日	0.0000
第7期	自 2018年 2月21日 至 2019年 2月20日	0.0000
第8期	自 2019年 2月21日 至 2020年 2月20日	0.0000
第9期	自 2020年 2月21日 至 2021年 2月22日	0.0000
第10期	自 2021年 2月23日 至 2022年 2月21日	0.0000
第11期	自 2022年 2月22日 至 2023年 2月20日	0.0000
第12期	自 2023年 2月21日 至 2024年 2月20日	0.0000
第13期	自 2024年 2月21日 至 2025年 2月20日	0.0000

③ 収益率の推移

	計算期間	収益率(%)
第4期	自 2015年 2月21日 至 2016年 2月22日	△6.9
第5期	自 2016年 2月23日 至 2017年 2月20日	15.7
第6期	自 2017年 2月21日 至 2018年 2月20日	9.6
第7期	自 2018年 2月21日 至 2019年 2月20日	△0.1
第8期	自 2019年 2月21日 至 2020年 2月20日	13.1
第9期	自 2020年 2月21日 至 2021年 2月22日	10.9
第10期	自 2021年 2月23日 至 2022年 2月21日	5.1
第11期	自 2022年 2月22日 至 2023年 2月20日	△5.4
第12期	自 2023年 2月21日 至 2024年 2月20日	12.5
第13期	自 2024年 2月21日 至 2025年 2月20日	8.8
第14期 中	自 2025年 2月21日 至 2025年 8月20日	4.0

Ⅱ．財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ．投資信託（ファンド）の経理状況」中の「1．財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。

「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ．投資信託（ファンド）の経理状況」中の「1．財務諸表」については、当社の委嘱に基づき、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査に準じて、第 13 期計算期間（2024 年 2 月 21 日から 2025 年 2 月 20 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。その監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ．投資信託（ファンド）の経理状況」中の「1．財務諸表」の直前に添付しております。

（1）貸借対照表

（単位：円）

	第 12 期 (2024 年 2 月 20 日現在)	第 13 期 (2025 年 2 月 20 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	16,708,643	—
コール・ローン	—	17,613,014
親投資信託受益証券	9,686,469,879	9,822,942,699
未収入金	2,013,254	2,038,336
未収利息	—	168
流動資産合計	9,705,191,776	9,842,594,217
資産合計	9,705,191,776	9,842,594,217
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	1,230,853	1,292,771
未払委託者報酬	17,231,914	18,098,769
その他未払費用	260,148	259,808
流動負債合計	18,722,915	19,651,348
負債合計	18,722,915	19,651,348
純資産の部		
元本等		
元本	4,003,289,990	3,730,403,757
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	5,683,178,871	6,092,539,112
（分配準備積立金）	3,016,528,145	3,579,116,264
元本等合計	9,686,468,861	9,822,942,869
純資産合計	9,686,468,861	9,822,942,869
負債純資産合計	9,705,191,776	9,842,594,217

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第 12 期 自 2023 年 2 月 21 日 至 2024 年 2 月 20 日	第 13 期 自 2024 年 2 月 21 日 至 2025 年 2 月 20 日
営業収益		
受取利息	—	6,674
有価証券売買等損益	1,132,873,479	864,154,024
営業収益合計	1,132,873,479	864,160,698
営業費用		
受託者報酬	2,424,288	2,566,784
委託者報酬	33,939,959	35,934,915
その他費用	525,550	516,855
営業費用合計	36,889,797	39,018,554
営業利益又は営業損失（△）	1,095,983,682	825,142,144
経常利益又は経常損失（△）	1,095,983,682	825,142,144
当期純利益又は当期純損失（△）	1,095,983,682	825,142,144
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	22,071,139	32,738,631
期首剰余金又は期首欠損金（△）	4,785,132,545	5,683,178,871
剰余金増加額又は欠損金減少額	36,944,224	51,111,042
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	36,944,224	51,111,042
剰余金減少額又は欠損金増加額	212,810,441	434,154,314
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	212,810,441	434,154,314
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	5,683,178,871	6,092,539,112

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	該当事項はありません。

Ⅲ. 「特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容（資産の運用に関する重要な事項）」の項目

投資信託（ファンド）の沿革・投資信託（ファンド）の経理状況の詳細・設定および解約の実績については、「特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容（資産の運用に関する重要な事項）」に記載されています。

「特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容（資産の運用に関する重要な事項）」の項目は以下の通りです。

- I. 投資信託（ファンド）の沿革
- II. 投資信託（ファンド）の経理状況
 - 1. 財務諸表
 - （１） 貸借対照表
 - （２） 損益及び剰余金計算書
 - （３） 注記表
 - （４） 附属明細表
 - 2. ファンドの現況
 - 純資産額計算書
- III. 設定及び解約の実績

資産の運用に関する重要な事項

特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容
（資産の運用に関する重要な事項）

I. 投資信託（ファンド）の沿革

2012 年 10 月 26 日 ファンドの信託契約締結、設定、運用開始

II. 投資信託（ファンド）の経理状況

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、当社の委嘱に基づき、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査に準じて、第 13 期計算期間（2024 年 2 月 21 日から 2025 年 2 月 20 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025 年 4 月 11 日

マニュアル・インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久保 直敏

監査意見

当監査法人は、マニュアル・国際分散ファンド 75（適格機関投資家専用）の 2024 年 2 月 21 日から 2025 年 2 月 20 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マニュアル・国際分散ファンド 75（適格機関投資家専用）の 2025 年 2 月 20 日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、マニュアル・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

マニュアル・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 財務諸表

（1）貸借対照表

（単位：円）

	第 12 期 (2024 年 2 月 20 日現在)	第 13 期 (2025 年 2 月 20 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	16,708,643	—
コール・ローン	—	17,613,014
親投資信託受益証券	9,686,469,879	9,822,942,699
未収入金	2,013,254	2,038,336
未収利息	—	168
流動資産合計	9,705,191,776	9,842,594,217
資産合計	9,705,191,776	9,842,594,217
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	1,230,853	1,292,771
未払委託者報酬	17,231,914	18,098,769
その他未払費用	260,148	259,808
流動負債合計	18,722,915	19,651,348
負債合計	18,722,915	19,651,348
純資産の部		
元本等		
元本	4,003,289,990	3,730,403,757
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	5,683,178,871	6,092,539,112
（分配準備積立金）	3,016,528,145	3,579,116,264
元本等合計	9,686,468,861	9,822,942,869
純資産合計	9,686,468,861	9,822,942,869
負債純資産合計	9,705,191,776	9,842,594,217

（２）損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第 12 期 自 2023 年 2 月 21 日 至 2024 年 2 月 20 日	第 13 期 自 2024 年 2 月 21 日 至 2025 年 2 月 20 日
営業収益		
受取利息	—	6,674
有価証券売買等損益	1,132,873,479	864,154,024
営業収益合計	1,132,873,479	864,160,698
営業費用		
受託者報酬	2,424,288	2,566,784
委託者報酬	33,939,959	35,934,915
その他費用	525,550	516,855
営業費用合計	36,889,797	39,018,554
営業利益又は営業損失（△）	1,095,983,682	825,142,144
経常利益又は経常損失（△）	1,095,983,682	825,142,144
当期純利益又は当期純損失（△）	1,095,983,682	825,142,144
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	22,071,139	32,738,631
期首剰余金又は期首欠損金（△）	4,785,132,545	5,683,178,871
剰余金増加額又は欠損金減少額	36,944,224	51,111,042
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	36,944,224	51,111,042
剰余金減少額又は欠損金増加額	212,810,441	434,154,314
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	212,810,441	434,154,314
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	5,683,178,871	6,092,539,112

（３）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	該当事項はありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第 12 期 (2024 年 2 月 20 日現在)	第 13 期 (2025 年 2 月 20 日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

項 目	第 12 期 (2024 年 2 月 20 日現在)	第 13 期 (2025 年 2 月 20 日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	4,158,106,038 円	4,003,289,990 円
期中追加設定元本額	30,055,778 円	32,888,960 円
期中一部解約元本額	184,871,826 円	305,775,193 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	4,003,289,990 口	3,730,403,757 口
3. 計算期間末日における 1 口当たり純資産額	2.4196 円	2.6332 円
計算期間末日における 1 万口当たり純資産額	24,196 円	26,332 円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	第 12 期 自 2023 年 2 月 21 日 至 2024 年 2 月 20 日	第 13 期 自 2024 年 2 月 21 日 至 2025 年 2 月 20 日
1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に対して年率 0.213%以内の額	純資産総額に対して年率 0.213%以内の額
2. 分配金の計算過程		
計算期間末における配当等収益から費用を控除した額	178,338,482 円	171,811,217 円
有価証券売買等損益から費用を控除した額	306,174,857 円	620,592,296 円
信託約款に規定される収益調整金	2,666,650,726 円	2,513,422,848 円
信託約款に規定される分配準備積立金	2,532,014,806 円	2,786,712,751 円
分配対象収益	5,683,178,871 円	6,092,539,112 円
（1 万口当たり）	14,196 円	16,332 円
分配金額	0 円	0 円
（1 万口当たり）	0 円	0 円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、有価証券に関する注記に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスク等であります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と下記の会議体によりリスク管理を行っております。 ・投資信託パフォーマンス・レビュー 信託財産のパフォーマンスとそのリスクについて定期的な考査を行い、課題事項の指摘、改善を求めます。 ・リスク管理委員会 信託財産の運用リスクを運用部門と独立して把握、管理し、課題事項の指摘、改善を求めます。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 12 期 (2024 年 2 月 20 日現在)	第 13 期 (2025 年 2 月 20 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第 12 期 (2024 年 2 月 20 日現在)	第 13 期 (2025 年 2 月 20 日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	1, 047, 024, 425	797, 424, 951
合 計	1, 047, 024, 425	797, 424, 951

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託 受益証券	円	マニユライフ・日本株式インデックス・マ ザーファンド	345, 081, 715	1, 738, 935, 778	
親投資信託 受益証券	円	マニユライフ・日本債券インデックス・マ ザーファンド	693, 220, 557	767, 741, 766	
親投資信託 受益証券	円	マニユライフ・外国株式インデックス・マ ザーファンド（ヘッジあり）	969, 817, 868	5, 663, 833, 330	
親投資信託 受益証券	円	マニユライフ・外国債券インデックス・マ ザーファンド（ヘッジあり）	1, 488, 007, 047	1, 652, 431, 825	
	合 計		3, 496, 127, 187	9, 822, 942, 699	

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. ファンドの現況

純資産額計算書（2025年9月30日現在）

種類	金額
I 資産総額	10,053,793,970 円
II 負債総額	4,507,329 円
III 純資産総額 (I - II)	10,049,286,641 円
IV 発行済口数	3,589,828,858 口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	2.7994 円
(1万口当たり純資産額)	(27,994 円)

【参考情報】マザーファンドの純資産額計算書（2025年9月30日現在）

マニユライフ・日本株式インデックス・マザーファンド

種類	金額
I 資産総額	5,864,949,938 円
II 負債総額	97,224,162 円
III 純資産総額 (I - II)	5,767,725,776 円
IV 発行済口数	977,320,017 口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	5.9016 円
(1万口当たり純資産額)	(59,016 円)

マニユライフ・日本債券インデックス・マザーファンド

種類	金額
I 資産総額	7,045,936,730 円
II 負債総額	610,296 円
III 純資産総額 (I - II)	7,045,326,434 円
IV 発行済口数	6,505,312,828 口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1.0830 円
(1万口当たり純資産額)	(10,830 円)

マニユライフ・外国株式インデックス・マザーファンド（ヘッジあり）

種類	金額
I 資産総額	34,363,406,958 円
II 負債総額	17,889,963,631 円
III 純資産総額 (I - II)	16,473,443,327 円
IV 発行済口数	2,659,056,427 口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	6.1952 円
(1万口当たり純資産額)	(61,952 円)

マニユライフ・外国債券インデックス・マザーファンド（ヘッジあり）

種類	金額
I 資産総額	39,178,995,773 円
II 負債総額	19,612,516,796 円
III 純資産総額 (I - II)	19,566,478,977 円
IV 発行済口数	17,471,258,830 口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1.1199 円
(1万口当たり純資産額)	(11,199 円)

Ⅲ. 設定及び解約の実績

	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第4期	自 2015年 2月21日 至 2016年 2月22日	606,342,227	27,327,965	1,379,437,980
第5期	自 2016年 2月23日 至 2017年 2月20日	611,971,246	44,272,245	1,947,136,981
第6期	自 2017年 2月21日 至 2018年 2月20日	618,705,791	53,715,028	2,512,127,744
第7期	自 2018年 2月21日 至 2019年 2月20日	575,525,956	73,998,753	3,013,654,947
第8期	自 2019年 2月21日 至 2020年 2月20日	435,229,133	—	3,448,884,080
第9期	自 2020年 2月21日 至 2021年 2月22日	478,225,342	13,860,014	3,913,249,408
第10期	自 2021年 2月23日 至 2022年 2月21日	249,987,901	121,557,924	4,041,679,385
第11期	自 2022年 2月22日 至 2023年 2月20日	231,821,520	115,394,867	4,158,106,038
第12期	自 2023年 2月21日 至 2024年 2月20日	30,055,778	184,871,826	4,003,289,990
第13期	自 2024年 2月21日 至 2025年 2月20日	32,888,960	305,775,193	3,730,403,757
第14期中	自 2025年 2月21日 至 2025年 8月20日	1,986,177	106,510,752	3,625,879,182

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

グローバル・バランス 50

- 主な投資対象となる投資信託
マニユライフ・国際分散ファンド 50（適格機関投資家専用）
- 運用会社
マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社

資産の運用に関する極めて重要な事項

特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容
(資産の運用に関する極めて重要な事項)

I. 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名 称

マニュアル・国際分散ファンド 50 (適格機関投資家専用)

以下、上記を「ファンド」といいます。

2 目的および基本的性格

当ファンドは、長期的に安定した投資信託財産の成長を図ることを目的に運用を行います。

当ファンドの分類は、追加型投信／内外／資産複合※となります。

信託財産の上限は1兆円とします。

※ 追加型とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外／資産複合とは、投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に内外の複合した資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

下記は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。なお、当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛表示しています。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式 債券
追加型	海外	不動産投信 その他資産
	内外	資産複合

・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり
債券 一般 公債 社債 その他債券	年2回	日本 北米	ファンド・ オブ・ファンズ	なし
不動産投信	年4回	欧州		
その他資産（投資 信託証券（資産複 合（株式、債券）（資 産配分固定型））	年6回（隔月）	アジア オセアニア		
資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年12回（毎月）	中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング		
	日々			
	その他			

* 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

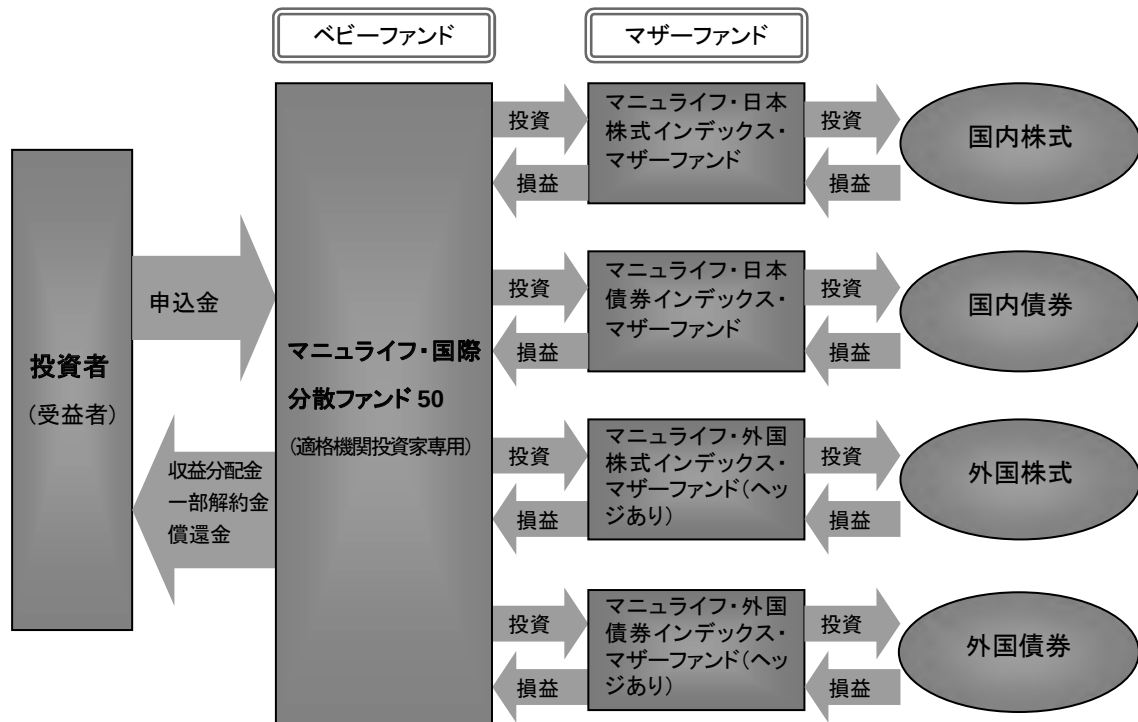
* 当ファンドはファミリー・ファンドです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券）（資産配分固定型）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

* 商品分類・属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

3 特 色

◆ 4つの異なる資産に国際分散投資します。

- ・ 主として、マザーファンドへの投資を通じて、実質的に日本債券、日本株式、外国債券および外国株式の分散投資を行い、長期的に安定した投資信託財産の成長を目指します。
- ・ ファミリーファンド方式で運用を行います。



* 国内株式には、国内株式を投資対象とする上場投資信託証券を含みます。

ファミリーファンド方式とは、投資者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

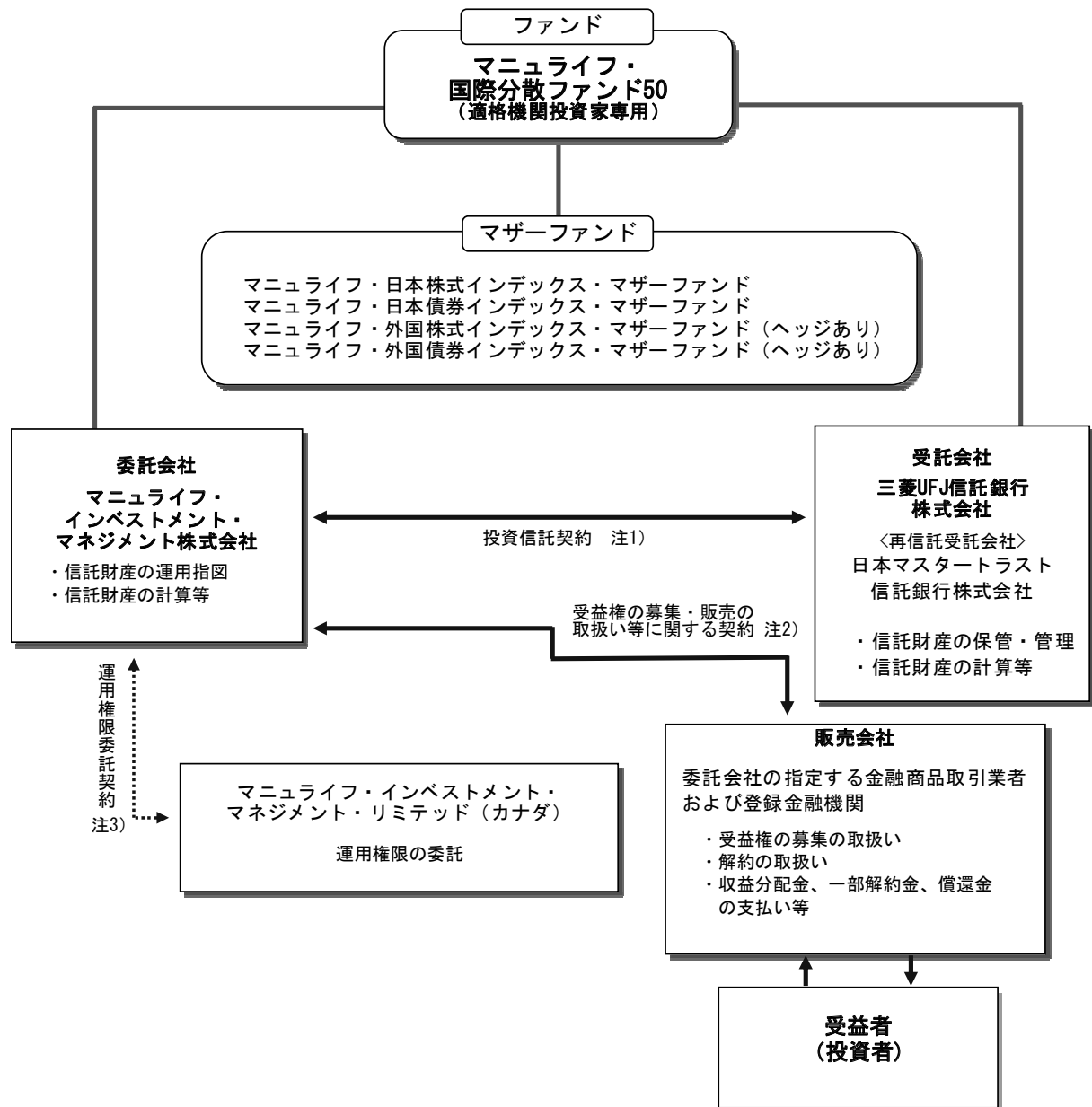
◆ 純資産総額に対する各マザーファンドへの投資比率は、下記の資産配分を基本とします。

マニライフ・日本株式インデックス・マザーファンド	10%
マニライフ・日本債券インデックス・マザーファンド	16%
マニライフ・外国株式インデックス・マザーファンド(ヘッジあり)	40%
マニライフ・外国債券インデックス・マザーファンド(ヘッジあり)	34%

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

4 仕組み

◆ ファンドの仕組み



<関係法人と締結している契約の概要>

- 注1) 投資信託を運営するルールを規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利等の内容が規定事項です。当契約は「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届け出がなされた信託約款の内容に基づき締結されます。
- 注2) 投資信託を販売するルールを両者間で規定したもの。ファンド販売の取扱い、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い、解約請求の受付等の業務の内容が規定事項です。
- 注3) 投資顧問会社に対して行うマザーファンド運用に関わる権限の委託についてのルールを規定したもの。運用権限の委託を行う投資資産、委託の内容、報酬等の内容が規定事項です。運用権限の委託を行う両者は、委託会社と同様、マニユライフ・ファイナンシャル・グループに属し、投資運用業務を行っています。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

- ① 主として、次に掲げる各マザーファンドへの投資を通じて、実質的に日本債券、日本株式、外国債券および外国株式に分散投資を行い、長期的に安定した投資信託財産の成長を目指します。

「マニユライフ・日本株式インデックス・マザーファンド」（以下、「日本株式マザー」ということがあります。）

「マニユライフ・日本債券インデックス・マザーファンド」（以下、「日本債券マザー」ということがあります。）

「マニユライフ・外国株式インデックス・マザーファンド（ヘッジあり）」（以下、「外国株式マザー（ヘッジあり）」ということがあります。）

「マニユライフ・外国債券インデックス・マザーファンド（ヘッジあり）」（以下、「外国債券マザー（ヘッジあり）」ということがあります。）

- ② マザーファンドへの投資は通常の状態においては高位を維持することとし、基本資産配分（信託財産の純資産総額に対する組入比率）は、次の通りとします。

日本株式マザー	10%
日本債券マザー	16%
外国株式マザー（ヘッジあり）	40%
外国債券マザー（ヘッジあり）	34%

- ③ 各マザーファンドの時価変動により基本資産配分からカイ離した場合は、1ヶ月に1回程度リバランスを行うこととします。なお、リバランスに必要な資金を確保するため、保有するマザーファンドの一部を解約し、短期金融資産による運用とする場合があります。上記にかかわらず、いずれかのマザーファンドの組入比率が基本資産配分から2.5%を超えてカイ離した場合、速やかにリバランスを行います。

- ④ マザーファンドの運用において、委託会社の関連会社である以下の投資運用業者に運用指図に関する権限の一部を委託します。

1) マニユライフ・インベストメント・マネジメント・リミテッド（カナダ）

「外国株式マザー（ヘッジあり）」

- ⑤ 当初の設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、金融商品市況の急激な変化が発生または予想されるとき、償還の準備により資金化が必要なとき等、また信託財産の規模によっては上記の運用ができない場合があります。

○投資対象の詳細につきましては「3. その他の詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】

マザーファンドの投資方針と主な投資対象

マニュアル・日本株式インデックス・マザーファンド

わが国の株式市場の動きをとらえることを目標に、TOPIX（東証株価指数・配当込み）※1の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

東京証券取引所に上場されている株式およびそれらを投資対象とする上場投資信託証券を主要投資対象とします。

株式および上場投資信託証券の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、どちらか一方の投資対象のみに投資する場合があります。対象インデックスとの連動および運用の効率化に資するため、株式指数先物取引等を利用し、組入比率の調整を行うことがあります。その場合、当該組入比率は、信託財産の純資産総額をある程度上回るあるいは下回ることがあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

- (※1) ① TOPIXの指数値及びTOPIXの商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXの商標に関するすべての権利はJPXが有する。
 ② JPXは、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の停止又はTOPIXの商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。
 ③ JPXは、TOPIXの指数値及びTOPIXの商標の使用に関して得られる結果並びに特定日のTOPIXの指数値について、何ら保証、言及をするものではない。
 ④ JPXは、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。
 ⑤ 本件商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではない。
 ⑥ JPXは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明、投資のアドバイスをする義務を負わない。
 ⑦ JPXは、当社又は本件商品の購入者のニーズを、TOPIXの指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではない。
 ⑧ 以上の項目に限らず、JPXは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しない。

マニュアル・日本債券インデックス・マザーファンド

わが国の債券市場の動きをとらえることを目標に、NOMURA-BPI 総合（NOMURA・ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）※2の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

NOMURA-BPI 総合に採用されている公社債を主要投資対象とします。

公社債の組入比率は、原則として高位を維持します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

- (※2) NOMURA-BPI 総合とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債の他、地方債、政府保証債、金融債、事業債および円建外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI 総合は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社の知的財産であり、当ファンドの運用成果に関し、同社は一切関係ありません。

マニュアル・外国株式インデックス・マザーファンド（ヘッジあり）

世界の主要国の株式市場の動きをとらえることを目標に、MSCI-KOKUSAI インデックス（税引前配当金再投資・円ベース・円ヘッジ）※3に連動する投資成果をめざして運用を行います。

MSCI-KOKUSAI インデックスに採用されている株式を主要投資対象とします。

株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動および運用の効率化に資するため、株価指数先物取引等を利用し、組入比率の調整を行うことがあります。その場合、当該組入比率は、信託財産の純資産総額をある程度上回るあるいは下回ることがあります。

組入外貨建資産に対して、為替変動リスクを回避するため、外国為替予約取引を利用し、原則として為替フルヘッジを行います。ただし、対象インデックスとの連動に資するため、当該取引によるヘッジ比率の調整を行うことがあります。その場合、当該ヘッジ比率は、信託財産の純資産総額をある程度上回るあるいは下回ることがあります。

委託会社の関連会社である投資運用業者、マニュアル・インベストメント・マネジメント・リミテッドに運用の指図に関する権限の一部を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（※3）MSCI-KOKUSAI インデックスは、MSCI Inc. が開発した株式指数で、日本を除く世界の主要国で構成されています。同指数の著作権、知的所有権その他一切の権利は同社に帰属します。同社は、同指数の内容を変更・公表を停止する権利を有しています。指数の実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

マニュアル・外国債券インデックス・マザーファンド（ヘッジあり）

世界の主要国の債券市場の動きをとらえることを目標に、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジあり、円ベース）※4に連動する投資成果をめざして運用を行います。

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジあり、円ベース）に採用されている国債を主要投資対象とします。

債券の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動および運用の効率化に資するため、債券先物取引等を利用し、組入比率の調整を行うことがあります。その場合、当該組入比率は、信託財産の純資産総額をある程度上回るあるいは下回ることがあります。

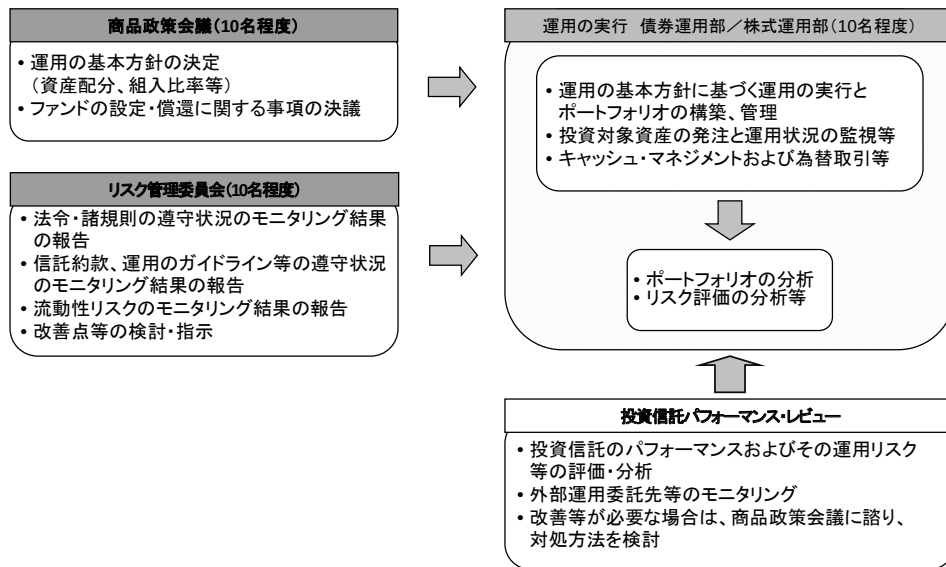
組入外貨建資産に対して、為替変動リスクを回避するため、外国為替予約取引を利用し、原則として為替フルヘッジを行います。ただし、対象インデックスとの連動に資するため、当該取引によるヘッジ比率の調整を行うことがあります。その場合、当該ヘッジ比率は、信託財産の純資産総額をある程度上回るあるいは下回ることがあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（※4）FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジあり、円ベース）とは、FTSE Fixed Income LLC が開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均し指数化した債券インデックスです。

2 運用体制

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



商品政策会議	商品企画部が策定した運用の基本方針およびファンドの設定・償還に関する事項について、決議を行います。
リスク管理委員会	法務・コンプライアンス部は、法令・諸規則、信託約款、運用のガイドライン等の遵守状況をモニタリングし、その結果を総合企画室オペレーショナルリスク管理担当者に報告します。流動性リスク管理担当部署は、組入資産の流動性リスクをモニタリングし、閾値を超えている場合には当委員会に報告します。 当委員会は、ガイドラインモニタリングにより必要と認められた場合、関連部署に改善等の指示を行います。また流動性リスク管理態勢が不十分であると判断した場合には、適切に態勢の見直し等を行う等の必要な措置をとることを総合企画室オペレーショナルリスク管理担当者に指示し、その実施状況を確認します。

※上記の会議および委員会は、代表取締役、商品企画部長、担当する運用部長、担当する営業部長、オペレーション部長、法務・コンプライアンス部長、総合企画室オペレーショナルリスク管理担当者および関連部署の代表者により構成されています。

◆ 運用体制に関する社内規則等

1. 運用に関する社内規程およびリスク管理に関する規程等（以下「当規程」といいます。）に基づき、適切な管理を行うと共に、内部牽制の維持に努めます。
2. 実際の運用においては、当規程により利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を設けております。

◆ ファンドの関係法人に対する管理体制等

1. 受託会社または受託会社の再委託先に対しては、日々の純資産総額の照合、月次の勘定残高の照合等を行います。また、受託会社の監査人が受託業務に関する内部統制の有効性・妥当性について評価した報告書を受託会社より受取ります。
2. 運用の委託を行う場合、その外部運用委託先に対しては、継続的に運用体制、リスク管理体制等に関して、適宜に調査・評価を行います。また、その外部運用委託先には定期的に運用状況と運用ガイドラインの遵守状況の報告を求めます。

上記体制は 2025 年 9 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 主な投資制限

ファンドの投資信託約款に基づく主な投資制限は下記の通りです。

- ① 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 株式および債券（短期債を除く）の直接投資は行いません。
- ③ デリバティブ（先物・オプションなど）の直接利用は行いません。
- ④ 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤ 外国為替予約取引は、約款に定める範囲で行うことがあります。
- ⑥ 信用取引、空売り、有価証券の貸付け・借り入れは行いません。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

マニュアル・日本株式インデックス・マザーファンド

- ① 株式（新株引受証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ 同一銘柄の株式（新株引受証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
- ④ 有価証券先物取引等は、ヘッジ目的に限定せず、約款に定める範囲で行います。
- ⑤ スワップ取引は、ヘッジ目的に限定せず、約款に定める範囲で行います。
- ⑥ 信用取引、空売り、有価証券の借入れは行いません。
- ⑦ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

マニュアル・日本債券インデックス・マザーファンド

- ① 債券への投資割合は、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ 同一銘柄の公社債への投資割合には制限を設けません。
- ④ 信用取引、空売り、有価証券の借入れは行いません。

マニュアル・外国株式インデックス・マザーファンド（ヘッジあり）

- ① 株式（新株引受証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の株式（新株引受証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
- ④ 投資信託証券（REIT＝不動産投資信託を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 有価証券先物取引等は、ヘッジ目的に限定せず、約款に定める範囲で行います。
- ⑥ スワップ取引は、ヘッジ目的に限定せず、約款に定める範囲で行います。
- ⑦ 信用取引、空売り、有価証券の借入れは行いません。

マニュアル・外国債券インデックス・マザーファンド（ヘッジあり）

- ① 債券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の債券への投資割合には制限を設けません。
- ④ 有価証券先物取引等は、ヘッジ目的に限定せず、約款に定める範囲で行います。
- ⑤ スワップ取引は、ヘッジ目的に限定せず、約款に定める範囲で行います。
- ⑥ 信用取引、空売り、有価証券の借入れは行いません。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他の詳細情報」をご参照ください。

4 投資リスクについて

（投資信託はリスク商品であり、投資元金は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。）

- ・ 当ファンド（マザーファンドを含みます。）は、主に有価証券等値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。
- ・ 投資信託は預貯金と異なり、投資元金は保証されているものではありません。また、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。
- ・ お申込みの際は、当ファンドのリスクをご認識・ご検討のうえ、慎重にご判断いただく必要があります。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

① 価額変動リスク

- ・ 一般に株式の価格は、国内および国外の経済・政治情勢等の影響を受け変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・ 一般に公社債は、金利変動等により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。ただし、その価格変動は、残存期間・発行条件等によりばらつきがあります。

② 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となる場合は、市場実勢から期待される価格で売買できない可能性があります。この場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

③ 信用リスク

- ・ 一般に投資した企業の経営等に直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・ 一般に公社債および短期金融資産にデフォルト（債務不履行）や元利金に支払い遅延等が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

「外国債券マザー（ヘッジあり）」および「外国株式マザー（ヘッジあり）」は原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるのではなく、円と投資対象通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。なお、為替ヘッジを行う場合、円金利が当該外貨の金利より低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。

⑤ カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、組入れた有価証券の価格が予想外に下落し、方針に沿った運用が困難となることがあります。これらの事由が発生した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑥ デリバティブの利用に伴うリスク

ファンドは、指数先物取引等デリバティブと呼ばれる金融派生商品を定められた範囲で利用することがあります。デリバティブの価値は、基礎となる株式、債券等の原資産価値に依存し、またそれらによって変動します。

なお、その価値は、種類によっては基礎となる原資産の価値以上に変動することもあります。ま

た、取引市場の状況によっては、取引所等の値幅制限等により予定通り反対売買できなかつたり、取引相手の倒産等で反対売買ができなくなつたり、理論価値より大幅に不利な条件でしか、反対売買ができなくなるリスクがあり、損失を被ることがあります。したがって、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。

⑦ 外国為替予約取引の利用に伴うリスク

外国為替予約とは、将来あらかじめ定められた条件（取引対象通貨、時期、金額、為替レート等）で外貨の売買を行う契約のことをいいます。一般的に為替変動リスクの回避のために利用されます。ファンドにおいて、売り予約（外貨を売る契約）を行った場合、当該外貨の為替レートが円高方向に変動すれば収益が発生し、円安方向に変動すれば損失が発生します。（仮に買予約を行っている場合は、逆の結果となります。）

為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあり、その場合基準価額が下落する要因となります。

＜その他の留意事項＞

① インデックスへの連動性に関する事項

当ファンドが組入れる各マザーファンドは、各々の対象インデックスの動きに連動させることを目指して運用を行うことを基本としますが、主として次の事由からファンドの基準価額の動きと、当該インデックスの動きに乖離が生じて、完全に連動するものではありません。

- ・ インデックスの構成銘柄のすべてを、ファンドにおいて、インデックスの算出通りに組入れられない場合があること
- ・ ファンドにおける信託報酬、売買委託手数料等の費用負担の影響
- ・ ファンドにおける売買約定価格と基準価額計算に使用する評価時価の相違
- ・ インデックス算出に使用する時価と基準価額計算における時価の相違
- ・ インデックス算出に使用する為替レートと基準価額計算における為替レートの相違（外国株式・債券マザーファンドの場合）
- ・ 円ヘッジのインデックス算出に用いられるヘッジコストと実際のファンドにおけるヘッジコストとの相違（外国株式・債券マザーファンドの場合）
- ・ 株価指数先物・債券先物等を利用した場合、当該先物等の時価の動きとインデックスの動きの乖離
- ・ インデックスの構成銘柄の入れ替えおよびその算出方法の変更による影響等

② システムリスク・市場リスク等に関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に取得・換金ができなくなることもあります。

③ 流動性リスクに関する事項

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

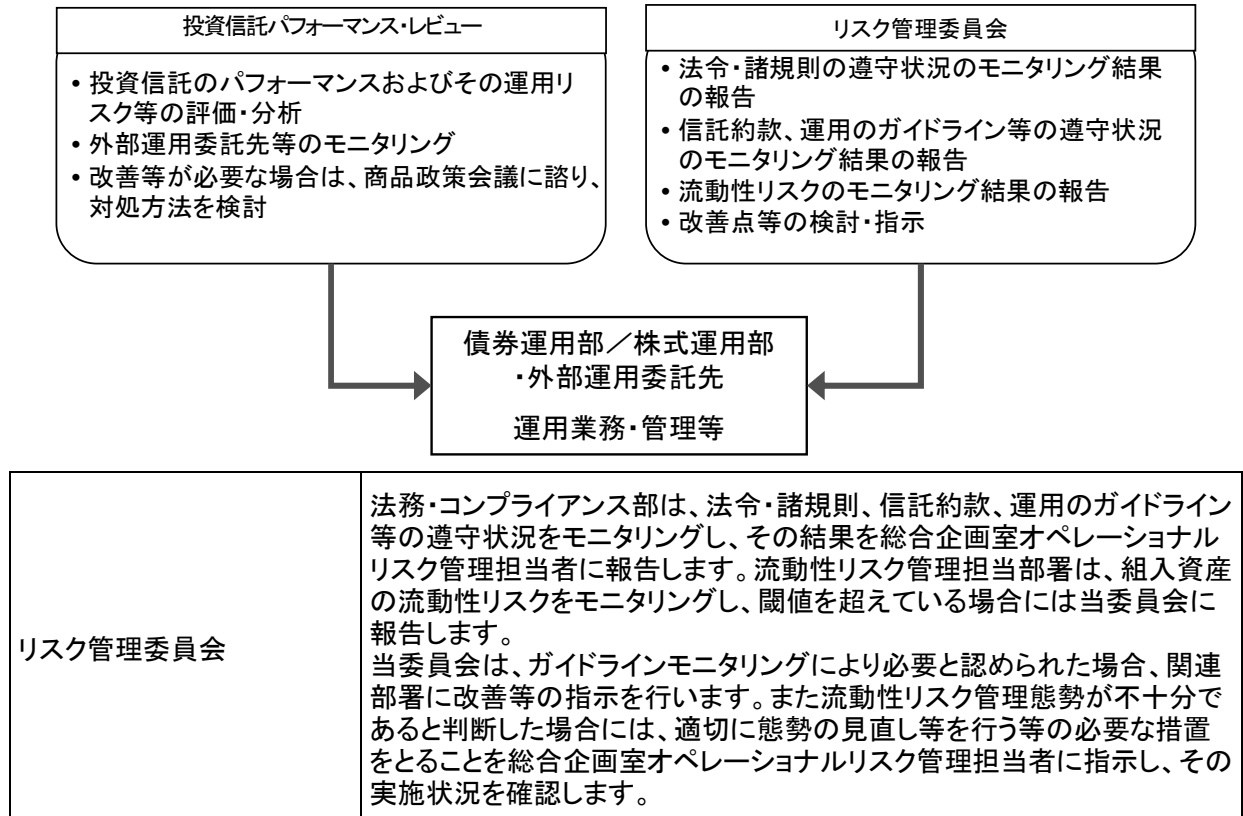
④ 法令・税制・会計方針等の変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針等は、今後変更される場合があります。

当ファンドが有する主なリスクおよび留意点は上記の通りです。ただし、すべてのリスクおよび留意点を完全には網羅しておりませんので、ご注意ください。

前記投資リスクに対する管理体制は下記の通りです。

◆ リスク管理関連の会議



※上記の委員会は、代表取締役社長、債券運用本部長、株式運用部長、機関投資家営業部長、投信営業部長、商品企画部長、オペレーション部長、法務・コンプライアンス部長、総合企画室オペレーショナルリスク管理担当者、人事部長および経理部長により構成されています。

上記体制は 2025 年 9 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3. その他の詳細情報

1 マニュアル・国際分散ファンド 50（適格機関投資家専用）の投資対象

- ① 投資の対象とする資産の種類
この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託および投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利
 - ハ. 金銭債権（イおよびニに該当するものを除きます。）
 - ニ. 約束手形（イに掲げるものを除きます。）
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② 有価証券の指図範囲
委託会社は、信託金を、主としてマニュアル・インベストメント・マネジメント株式会社を委託会社とし、三菱 UFJ 信託銀行株式会社を受託会社として締結された別に定める親投資信託（マニュアル・日本株式インデックス・マザーファンド、マニュアル・日本債券インデックス・マザーファンド、マニュアル・外国株式インデックス・マザーファンド（ヘッジあり）、マニュアル・外国債券インデックス・マザーファンド（ヘッジあり）。以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記 1. の証券または証書の性質を有するもの
- ③ 金融商品の指図範囲
委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ④ その他の投資対象の指図範囲
この信託において約款に定める投資対象とするその他のものは、次に掲げるものとします。
 - ・外国為替予約取引

2 マニュアル・国際分散ファンド 50（適格機関投資家専用）の投資制限

＜約款に定める投資制限＞

- ① 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
 - ② 株式および債券（短期債を除く）の直接投資は行いません。
 - ③ デリバティブ（先物・オプション等）の直接利用は行いません。
 - ④ 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします
 - ⑤ 信用取引、空売り、有価証券の貸付・借り入れは行いません。
 - ⑥ 外国為替予約取引の指図範囲
 - 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
 - 2) 上記 1) の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、為替リスクを回避するために行う当該予約取引の指図については、信託財産に属する外貨建資産と別に定めるマザーファンドの信託財産に属する為替ヘッジを行っていない外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産の属する別に定めるマザーファンドの時価総額に当該マザーファンドの信託財産純資産総額に占める為替ヘッジを行っていない外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額を超えないものとします。
 - 3) 上記 2) の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その越える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
 - ⑦ 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国
- 際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限される場合があります。
- ⑧ 資金の借入れ
 - 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、当該資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないものとします。
 - 3) 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ＜法令上の投資制限＞
1. デリバティブ取引において、金融商品の価格や金利変動その他の理由により、発生し得るリスクに対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額がファンドの純資産総額

を超えることとなる取引は行いません。（金融商品取引法）
2. ある企業の発行する株式について、委託会社が運用

する投資信託全体で、その企業の議決権の過半数を保有することとなる取引は行いません。（投資信託および投資法人に関する法律）

3 マザーファンドの投資制限

1. マニュアル・日本株式インデックス・マザーファンド

<約款上の投資制限>

- ① 株式（新株引受証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ 同一銘柄の株式（新株引受証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
- ④ 信用取引、有価証券の空売り、借入れは行いません。
- ⑤ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。

- ⑥ 有価証券先物取引等の指図範囲
後述の《指図範囲》「1. 有価証券先物取引等の指図範囲」をご参照ください。
- ⑦ スワップ取引の指図範囲
後述の《指図範囲》「2. スワップ取引の指図範囲」をご参照ください。
- ⑧ 有価証券の貸付の指図範囲
後述の《指図範囲》「3. 有価証券の貸付の指図範囲」をご参照ください。

<法令上の投資制限>

前述のマニュアル・国際分散ファンド 50（適格機関投資家専用）の<法令上の投資制限>の 1. および 2. に準じます。

2. マニュアル・日本債券インデックス・マザーファンド

<約款上の投資制限>

- ① 債券への投資割合は、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行ないません。
- ③ 同一銘柄の公社債への投資割合には制限を設けません。
- ④ 信用取引、空売り、有価証券の借入れは行いません。

- ⑤ 有価証券の貸付の指図範囲
後述の《指図範囲》「3. 有価証券の貸付の指図範囲」をご参照ください。

<法令上の投資制限>

前述のマニュアル・国際分散ファンド 50（適格機関投資家専用）の<法令上の投資制限>の 2. に準じます。

3. マニュアル・外国株式インデックス・マザーファンド（ヘッジあり）

<約款上の投資制限>

- ① 株式（新株引受証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の株式（新株引受証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。
- ④ 投資信託証券（REIT＝不動産投資信託を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑤ 信用取引、空売り、有価証券の借入れは行いません。
- ⑥ 有価証券先物取引等の指図範囲
後述の《指図範囲》「1. 有価証券先物取引等の指図範囲」をご参照ください。
- ⑦ スワップ取引の指図範囲
後述の《指図範囲》「2. スワップ取引の指図範囲」をご参照ください。
- ⑧ 有価証券の貸付の指図範囲
後述の《指図範囲》「3. 有価証券の貸付の

指図範囲」をご参照ください。

- ⑨ 外国為替予約取引の指図範囲
1) 委託会社は、信託財産における為替リスクの回避および MSCI-KOKUSAI インデックス（税引前配当金再投資・円ベース・円ヘッジ）への連動に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図を行うことができます。
- 2) 上記 1) の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買い予約の合計額と売り予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額、もしくは信託財産の外貨建資産額と上記⑥に係る外貨建有価証券先物取引等の建て玉額の合計額を超えないものとします。
- ⑩ 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限
委託会社は、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。

<法令上の投資制限>

前述のマニュアル・国際分散ファンド 50（適格機関投資家専用）の<法令上の投資制限>の 1. および 2. に準じます。

4. マニュアル・外国債券インデックス・マザーファンド（ヘッジあり）

<約款上の投資制限>

- ① 債券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の債券への投資割合には制限を設けません。
- ④ 信用取引、空売り、有価証券の借入れは行いません。
- ⑤ 有価証券先物取引等の指図範囲
後述の《指図範囲》「1. 有価証券先物取引

等の指図範囲」をご参照ください。

- ⑥ スワップ取引の指図範囲
後述の《指図範囲》「2. スワップ取引の指図範囲」をご参照ください。
- ⑦ 有価証券の貸付の指図範囲
後述の《指図範囲》「3. 有価証券の貸付の指図範囲」をご参照ください。
- ⑧ 外国為替予約取引の指図範囲
1) 委託会社は、信託財産における為替リスクの回避および FTSE 世界国債インデックス（除く日

- 本、ヘッジあり、円ベース）への連動に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図を行うことができるものとします。
- 2) 上記 1) の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買い予約の合計額と売り予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額、もしくは信託財産の外貨建資産額と上記⑤に係る外貨建有価証券先物取引等の建て玉額の合計額を超えないものとします。

- ⑨ 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限
委託会社は、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。
- ＜法令上の投資制限＞
前述のマニュアル・国際分散ファンド 50（適格機関投資家専用）の＜法令上の投資制限＞の 1. および 2. に準じます。

《指図範囲》

1. 有価証券先物取引等の指図範囲

- 1) 委託会社は、信託財産における運用成果の目標である各インデックス※との連動および運用の効率化に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金商法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものを言います。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金商法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものを言います。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金商法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものを言います。以下同じ。）ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
1. 先物取引の買建て又は売建ておよびコール・オプション又はプット・オプションの売り付けの指図は、それらの取引の建て玉合計額が信託財産の純資産総額の範囲を超えないものとします。
2. コール・オプションおよびプット・オプションの買い付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計が取引時点の信託財産の純資産総額の 5% を上回らない範囲とします。
- 2) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国金融商品市場における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。なお、当該先物取引およびオプション取引の指図に係る建て玉範囲は、上記 1) 1. および 2. に準ずるものとします。
- 3) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、当該先物取引およびオプション取引の指図に係る建て玉範囲は、上記 1) 1. および 2. に準ずるものとします。

※各マザーファンドにおける運用成果の目標であるインデックスとは、下記の通りです。

日本株式マザー	外国株式マザー (ヘッジあり)	外国債券マザー (ヘッジあり)
TOPIX（東証株価指数） ／配当込み	MSCI-KOKUSAI インデックス	FTSE 世界国債 インデックス

2. スワップ取引の指図範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（金商法第 28 条第 8 項第 3 号ニおよび第 28 条第 8 項第 4 号ホに掲げるものを言います。）等（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引に係る想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 5) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

3. 有価証券の貸付の指図範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の 1. および 2. の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50% を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50% を超えないものとします。
- 2) 上記 1) 1. および 2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

4. 運用状況

以下は、2025年9月30日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

また、投資比率は、小数第3位を切り捨てているため、当該比率の合計が合わない場合があります。

1 投資状況

資産の種類	国／地域名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	816,579,954	99.99
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	12,609	0.00
合計（純資産総額）		816,592,563	100.00

【参考情報】マザーファンドの投資状況

1. マニュライフ・日本株式インデックス・マザーファンド

資産の種類	国／地域名	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	5,663,983,320	98.20
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	103,742,456	1.79
合計（純資産総額）		5,767,725,776	100.00

2. マニュライフ・日本債券インデックス・マザーファンド

資産の種類	国／地域名	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	5,787,154,810	82.14
地方債証券	日本	485,380,000	6.88
特殊債券	日本	236,128,014	3.35
社債券	日本	492,469,000	6.99
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	44,194,610	0.62
合計（純資産総額）		7,045,326,434	100.00

3. マニュライフ・外国株式インデックス・マザーファンド（ヘッジあり）

資産の種類	国／地域名	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	10,050,240,761	61.00
	カナダ	484,865,386	2.94
	パナマ	5,607,029	0.03
	ドイツ	345,962,976	2.10
	イタリア	97,212,891	0.59
	フランス	345,466,598	2.09
	オランダ	239,235,412	1.45
	スペイン	122,163,036	0.74
	ベルギー	28,539,061	0.17
	オーストリア	7,818,383	0.04
	ルクセンブルク	26,547,078	0.16
	フィンランド	38,000,616	0.23

資産の種類	国／地域名	時価合計（円）	投資比率（%）
	アイルランド	242,361,952	1.47
	ポルトガル	6,717,414	0.04
	イギリス	499,501,203	3.03
	スイス	356,216,052	2.16
	スウェーデン	108,385,683	0.65
	ノルウェー	21,352,609	0.12
	デンマーク	67,472,344	0.40
	ケイマン	27,710,807	0.16
	リベリア	15,273,611	0.09
	オーストラリア	221,650,693	1.34
	バミューダ	14,930,550	0.09
	ニュージーランド	9,401,999	0.05
	香港	54,428,835	0.33
	シンガポール	46,240,948	0.28
	イスラエル	37,329,705	0.22
	キュラソー	9,581,415	0.05
	ジャージー	25,132,213	0.15
	マン島	1,339,646	0.00
	小計	13,556,686,906	82.29
投資証券	アメリカ	175,857,583	1.06
	フランス	5,345,838	0.03
	イギリス	3,132,853	0.01
	オーストラリア	13,589,126	0.08
	香港	2,428,144	0.01
	シンガポール	1,872,747	0.01
	小計	202,226,291	1.22
現金・預金・その他の資産 （負債控除後）	—	2,714,530,130	16.47
合計（純資産総額）		16,473,443,327	100.00

4. マニュライフ・外国債券インデックス・マザーファンド（ヘッジあり）

資産の種類	国／地域名	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	8,069,422,521	41.24
	カナダ	349,783,971	1.78
	メキシコ	161,366,835	0.82
	ドイツ	1,046,891,270	5.35
	イタリア	1,213,165,708	6.20
	フランス	1,307,714,769	6.68
	オランダ	225,162,188	1.15
	スペイン	767,012,746	3.92
	ベルギー	279,691,647	1.42
	オーストリア	206,532,327	1.05
	フィンランド	103,897,801	0.53
	アイルランド	89,285,085	0.45
	イギリス	992,104,846	5.07
	スウェーデン	28,094,740	0.14
	ノルウェー	33,235,440	0.16
	デンマーク	49,786,138	0.25
	ポーランド	109,850,096	0.56
	オーストラリア	226,375,715	1.15
	シンガポール	205,934,631	1.05
	中国	2,166,131,135	11.07
	小計	17,631,439,609	90.11
現金・預金・その他の資産 （負債控除後）	—	1,935,039,368	9.88
合計（純資産総額）		19,566,478,977	100.00

2 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	マニユライフ・外国株式 インデックス・マザーフ ァンド（ヘッジあり）	52,859,296	5.8076	306,985,648	6.1952	327,473,910	40.10
2	日本	親投資信託 受益証券	マニユライフ・外国債券 インデックス・マザーフ ァンド（ヘッジあり）	247,870,133	1.1107	275,310,339	1.1199	277,589,761	33.99
3	日本	親投資信託 受益証券	マニユライフ・日本債券 インデックス・マザーフ ァンド	120,466,893	1.1055	133,176,853	1.0830	130,465,645	15.97
4	日本	親投資信託 受益証券	マニユライフ・日本株式 インデックス・マザーフ ァンド	13,733,672	5.0316	69,102,345	5.9016	81,050,638	9.92

b. 全銘柄の種類別投資比率

種 類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.99
合 計	99.99

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資資産

1. マニユライフ・日本株式インデックス・マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

a. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託 受益証券	i シェアーズ・コア T O P I X E T F	17,481,430	282	4,940,252,118	324	5,663,983,320	98.20

b. 全銘柄の種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.20
合 計	98.20

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

資産の種類	取引所	資産の名称	買建／ 売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数 先物取引	大阪証券取引所	東証株価指数先物	買建	3	円	93,695,000	94,230,000	1.63

(注) 先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

2. マニユライフ・日本債券インデックス・マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

a. 評価額上位 30 銘柄

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債 証券	第 9 5 回 利付国債 (2 0 年)	200,000,000	103.43	206,874,000	102.36	204,736,000	2.3	2027/6/20	2.90
2	日本	国債 証券	第 3 5 1 回 利付国債 (1 0 年)	200,000,000	97.39	194,780,000	97.60	195,210,000	0.1	2028/6/20	2.77
3	日本	地方債 証券	第 7 9 2 回 東京都公募公債	200,000,000	95.89	191,792,000	96.09	192,184,000	0.05	2029/3/19	2.72
4	日本	国債 証券	第 3 5 6 回 利付国債 (1 0 年)	170,000,000	95.84	162,933,100	95.94	163,098,000	0.1	2029/9/20	2.31
5	日本	国債 証券	第 1 0 0 回 利付国債 (2 0 年)	140,000,000	104.02	145,632,200	102.99	144,198,600	2.2	2028/3/20	2.04
6	日本	国債 証券	第 3 5 7 回 利付国債 (1 0 年)	150,000,000	95.58	143,376,000	95.58	143,373,000	0.1	2029/12/20	2.03
7	日本	国債 証券	第 3 5 8 回 利付国債 (1 0 年)	140,000,000	95.32	133,453,600	95.23	133,330,400	0.1	2030/3/20	1.89
8	日本	社債券	第 4 5 回 東海旅客鉄道株式会社 無担保普通社債	100,000,000	104.40	104,407,000	103.36	103,367,000	2.321	2029/6/19	1.46
9	日本	国債 証券	第 1 2 1 回 利付国債 (2 0 年)	100,000,000	104.56	104,568,000	103.21	103,210,000	1.9	2030/9/20	1.46
10	日本	地方債 証券	第 1 9 回 公営企業債券	100,000,000	102.64	102,641,000	101.64	101,646,000	2.37	2026/12/18	1.44
11	日本	社債券	第 3 8 9 回 中国電力株式会社 社債	100,000,000	99.27	99,277,000	99.67	99,673,000	0.3	2026/4/24	1.41
12	日本	特殊 債券	第 3 7 7 回 信金中金債	100,000,000	99.08	99,082,000	99.59	99,591,000	0.04	2026/4/27	1.41
13	日本	地方債 証券	第 1 6 1 回 共同発行市場公募 地方債	100,000,000	98.83	98,838,000	99.26	99,266,000	0.06	2026/8/25	1.40
14	日本	社債券	第 8 1 回 三菱商事株式会社 無担保社債	100,000,000	100.12	100,127,000	98.64	98,642,000	1.518	2032/6/25	1.40
15	日本	特殊 債券	第 1 0 3 回 政府保証地方公共団 体金融機構債券	100,000,000	97.90	97,905,000	98.08	98,083,000	0.155	2027/12/17	1.39
16	日本	社債券	第 5 6 回 住友化学株式会社 無担保社債	100,000,000	97.44	97,442,000	98.00	98,005,000	0.38	2027/9/13	1.39
17	日本	国債 証券	第 3 5 2 回 利付国債 (1 0 年)	100,000,000	97.08	97,085,000	97.32	97,320,000	0.1	2028/9/20	1.38

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
18	日本	社債券	第81回 三井不動産株式会社 無担保社債	100,000,000	94.09	94,097,000	92.78	92,782,000	0.689	2032/7/14	1.31
19	日本	地方債 証券	第13回 東京都公募公債	100,000,000	99.12	99,120,000	92.28	92,284,000	1.93	2042/3/19	1.30
20	日本	国債 証券	第125回 利付国債（20年）	80,000,000	106.63	85,304,000	104.86	83,888,000	2.2	2031/3/20	1.19
21	日本	国債 証券	第124回 利付国債（20年）	80,000,000	105.31	84,248,000	103.75	83,000,000	2	2030/12/20	1.17
22	日本	国債 証券	第127回 利付国債（20年）	80,000,000	104.88	83,911,200	103.27	82,617,600	1.9	2031/3/20	1.17
23	日本	国債 証券	第363回 利付国債（10年）	80,000,000	93.30	74,642,800	93.41	74,731,200	0.1	2031/6/20	1.06
24	日本	国債 証券	第365回 利付国債（10年）	80,000,000	93.37	74,700,000	92.61	74,092,000	0.1	2031/12/20	1.05
25	日本	国債 証券	第371回 利付国債（10年）	80,000,000	93.40	74,726,400	92.19	73,759,200	0.4	2033/6/20	1.04
26	日本	国債 証券	第368回 利付国債（10年）	80,000,000	92.94	74,359,200	91.99	73,599,200	0.2	2032/9/20	1.04
27	日本	国債 証券	第346回 利付国債（10年）	70,000,000	98.58	69,010,200	98.89	69,224,400	0.1	2027/3/20	0.98
28	日本	国債 証券	第350回 利付国債（10年）	70,000,000	97.65	68,361,300	97.89	68,525,100	0.1	2028/3/20	0.97
29	日本	国債 証券	第354回 利付国債（10年）	70,000,000	96.89	67,825,100	96.66	67,662,700	0.1	2029/3/20	0.96
30	日本	国債 証券	第375回 利付国債（10年）	70,000,000	98.00	68,605,600	96.24	67,373,600	1.1	2034/6/20	0.95

b. 全銘柄の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	82.14
地方債証券	6.88
特殊債券	3.35
社債券	6.99
合 計	99.37

② 投資不動産物件
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

3. マニユライフ・外国株式インデックス・マザーファンド (ヘッジあり)

① 投資有価証券の主要銘柄

a. 評価額上位 30 銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・ 半導体製造装置	29,731	20,409.95	606,808,497	27,073.82	804,931,980	4.88
2	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ ハードウェア および機器	18,199	36,180.81	658,454,699	37,879.53	689,369,719	4.18
3	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・ サービス	8,604	60,671.57	522,018,253	76,613.64	659,183,827	4.00
4	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・ サービス流通・小売り	11,643	33,666.33	391,977,151	33,076.66	385,111,664	2.33
5	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC	メディア・娯楽	2,645	108,110.70	285,952,804	110,677.39	292,741,702	1.77
6	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・ 半導体製造装置	5,445	34,266.58	186,581,582	48,817.75	265,812,660	1.61
7	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	7,126	27,332.87	194,774,098	36,334.16	258,917,253	1.57
8	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	3,532	52,178.19	184,293,380	65,985.10	233,059,390	1.41
9	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	5,953	27,606.81	164,343,390	36,380.31	216,572,026	1.31
10	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	3,387	40,924.13	138,610,043	46,999.92	159,188,753	0.96
11	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融サービス	1,651	71,944.84	118,780,939	74,328.33	122,716,089	0.74
12	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	982	126,354.45	124,080,076	108,162.80	106,215,878	0.64
13	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	ソフトウェア・ サービス	2,084	52,691.60	109,809,314	50,643.02	105,540,055	0.64
14	アメリカ	株式	NETFLIX INC	一般消費財・ サービス流通・小売り	519	157,893.19	81,946,569	179,610.32	93,217,757	0.56
15	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	5,247	16,102.86	84,491,710	17,005.07	89,225,621	0.54
16	アメリカ	株式	MASTERCARD INC-CLASS A	ソフトウェア・ サービス	1,043	84,197.51	87,818,006	84,584.68	88,221,825	0.53
17	アメリカ	株式	ORACLE CORP	ソフトウェア・ サービス	2,064	25,708.66	53,062,682	42,097.30	86,888,845	0.52
18	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・ 小売り	5,346	15,420.99	82,440,614	15,346.55	82,042,658	0.49
19	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	2,930	23,281.85	68,215,834	27,039.58	79,225,986	0.48
20	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必需品流通・ 小売り	540	158,936.84	85,825,896	136,503.60	73,711,947	0.44
21	アメリカ	株式	PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	ソフトウェア・ サービス	2,759	17,805.87	49,126,413	26,628.67	73,468,519	0.44

マニュアル・国際分散ファンド 50 (適格機関投資家専用)

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
22	アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	一般消費財・ サービス流通・小売り	1,212	60,567.46	73,407,767	60,564.38	73,404,033	0.44
23	アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	2,152	28,791.90	61,960,176	33,224.06	71,498,179	0.43
24	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・ 半導体製造装置	480	126,417.47	60,680,387	144,024.98	69,131,993	0.41
25	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	8,729	6,934.83	60,534,135	7,804.28	68,123,644	0.41
26	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品・ パーソナル用品	2,857	24,292.74	69,404,386	22,857.54	65,304,010	0.39
27	アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC CO	資本財	1,300	30,955.13	40,241,669	43,715.63	56,830,325	0.34
28	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・ サービス	1,105	76,994.78	85,079,233	51,390.39	56,786,390	0.34
29	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	2,387	22,716.11	54,223,356	23,240.16	55,474,281	0.33
30	ドイツ	株式	SAP SE	ソフトウェア・ サービス	1,273	48,103.12	61,235,277	39,220.85	49,928,150	0.30

b. 全銘柄の種類／業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	エネルギー	3.05
		素材	2.67
		資本財	6.32
		商業・専門サービス	0.71
		運輸	1.14
		自動車・自動車部品	1.85
		耐久消費財・アパレル	0.84
		消費者サービス	1.13
		メディア・娯楽	5.83
		一般消費財・サービス流通・小売り	4.99
		生活必需品流通・小売り	1.40
		食品・飲料・タバコ	2.11
		家庭用品・パーソナル用品	1.04
		ヘルスケア機器・サービス	2.66
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4.79
		銀行	5.57
		金融サービス	4.53
		保険	2.47
		エクイティ不動産投資信託 (REIT)	0.20
		ソフトウェア・サービス	10.56
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.21
		電気通信サービス	0.98
		公益事業	2.28
		半導体・半導体製造装置	8.85
投資証券	—	—	1.22
合計			83.52

- ② 投資不動産物件
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建／ 売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	S&P500 EMINI	買建	46	アメリカドル	15,290,732.12	2,276,484,199	15,441,050	2,298,863,524	13.95
	カナダ	モントリオール取引所	S&P/TSX 60	買建	3	カナダドル	1,043,839.62	111,596,893	1,061,280	113,461,444	0.68
	ドイツ	ユーロックス・ドイツ金融先物取引所	EURO STOXX50	買建	30	ユーロ	1,621,085.4	282,830,770	1,659,000	289,445,730	1.75
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI 200	買建	3	オーストラリアドル	666,772.5	65,270,360	667,050	65,297,524	0.39
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	FTSE 100 IDX	買建	7	イギリスポンド	656,327.63	131,173,641	655,235	130,955,267	0.79
	スイス	ユーロックス・チューリッヒ取引所	SWISS MKT IX	買建	3	スイスフラン	367,114.38	68,474,175	360,900	67,315,068	0.40
	香港	香港先物取引所	HANG SENG	買建	1	香港ドル	1,325,325	25,353,468	1,341,000	25,653,330	0.15

（注）先物取引については、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	通貨	買建／ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	アメリカドル	買建	6,017.55	897,615	895,747	0.00
	アメリカドル	売建	77,324,000.00	11,305,178,617	11,500,862,464	△69.81
	カナダドル	売建	5,488,398.39	585,413,858	586,451,977	△3.55
	ユーロ	売建	7,922,000.00	1,359,333,603	1,381,580,956	△8.38
	イギリスポンド	売建	3,070,072.52	606,538,153	613,022,882	△3.72
	スイスフラン	売建	2,631,000.00	483,519,468	490,797,264	△2.97
	スウェーデンクローナ	売建	13,150,000.00	203,298,737	207,428,100	△1.25
	オーストラリアドル	売建	3,955,304.00	378,618,134	386,852,859	△2.34

（注）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

4. マニュライフ・外国債券インデックス・マザーファンド (ヘッジあり)

① 投資有価証券の主要銘柄

a. 評価額上位 30 銘柄

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	2,300,000	13,639.38	313,705,861	14,097.07	324,232,725	0.5	2027/6/30	1.65
2	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	2,000,000	14,956.04	299,120,853	15,067.70	301,354,053	4.5	2027/4/15	1.54
3	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	2,300,000	12,277.94	282,392,793	12,885.68	296,370,646	1.375	2031/11/15	1.51
4	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	1,900,000	13,802.80	262,253,284	14,229.67	270,363,753	0.625	2027/3/31	1.38
5	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	1,580,000	14,612.57	230,878,638	15,065.37	238,032,935	4.125	2032/11/15	1.21
6	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	1,700,000	13,631.75	231,739,759	13,962.73	237,366,478	1.25	2028/6/30	1.21
7	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	1,600,000	14,113.94	225,823,044	14,466.94	231,471,180	2.25	2027/11/15	1.18
8	中国	国債 証券	PEOPLE'S REPUBLIC OF CHI	10,000,000	2,280.93	228,093,015	2,247.81	224,781,025	2.88	2033/2/25	1.14
9	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	1,600,000	13,467.24	215,475,884	13,956.33	223,301,390	0.5	2027/10/31	1.14
10	中国	国債 証券	PEOPLE'S REPUBLIC OF CHI	10,000,000	2,255.74	225,574,975	2,218.45	221,845,566	2.67	2033/11/25	1.13
11	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	1,500,000	14,329.70	214,945,500	14,758.31	221,374,673	3.5	2030/1/31	1.13
12	中国	国債 証券	PEOPLE'S REPUBLIC OF CHI	10,000,000	2,239.96	223,996,217	2,206.43	220,643,819	2.69	2032/8/15	1.12
13	中国	国債 証券	PEOPLE'S REPUBLIC OF CHI	10,000,000	2,200.07	220,007,118	2,180.13	218,013,091	2.6	2030/9/15	1.11
14	中国	国債 証券	PEOPLE'S REPUBLIC OF CHI	10,000,000	2,196.23	219,623,052	2,175.37	217,537,668	2.8	2029/3/24	1.11
15	中国	国債 証券	PEOPLE'S REPUBLIC OF CHI	10,000,000	2,188.65	218,865,003	2,169.80	216,980,115	2.62	2029/9/25	1.10
16	中国	国債 証券	PEOPLE'S REPUBLIC OF CHI	10,000,000	2,163.96	216,396,658	2,146.13	214,613,981	2.62	2028/4/15	1.09
17	イタリア	国債 証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,050,000	20,428.39	214,498,192	20,304.41	213,196,382	6	2031/5/1	1.08
18	中国	国債 証券	PEOPLE'S REPUBLIC OF CHI	10,000,000	2,171.98	217,198,645	2,130.55	213,055,991	2.11	2034/8/25	1.08
19	中国	国債 証券	PEOPLE'S REPUBLIC OF CHI	10,000,000	2,124.56	212,456,965	2,100.88	210,088,598	1.87	2031/9/15	1.07
20	中国	国債 証券	PEOPLE'S REPUBLIC OF CHI	10,000,000	2,085.96	208,596,787	2,085.71	208,571,281	1.35	2026/9/25	1.06
21	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	1,400,000	14,379.13	201,307,858	14,858.34	208,016,763	4	2034/2/15	1.06
22	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	1,300,000	13,975.52	181,681,869	14,415.18	187,397,465	2.75	2029/5/31	0.95

マニュアル・国際分散ファンド 50（適格機関投資家専用）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
23	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,400,000	12,194.78	170,726,976	12,832.17	179,650,471	0.625	2030/8/15	0.91
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,200,000	14,126.15	169,513,837	14,477.41	173,729,003	1.125	2026/10/31	0.88
25	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,200,000	13,959.24	167,510,935	14,458.80	173,505,682	3.5	2033/2/15	0.88
26	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,200,000	13,474.80	161,697,636	13,963.31	167,559,786	0.625	2027/11/30	0.85
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,150,000	13,796.70	158,662,160	14,305.27	164,510,655	3.375	2033/5/15	0.84
28	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,000,000	15,606.81	156,068,106	15,638.21	156,382,153	6.125	2027/11/15	0.79
29	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,100,000	13,551.56	149,067,263	14,029.61	154,325,751	0.375	2027/7/31	0.78
30	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,000,000	14,318.65	143,186,503	14,600.70	146,007,081	2.25	2027/2/15	0.74

b. 全銘柄の種類別投資比率

種 類	投資比率(%)
国債証券	90.11
合 計	90.11

- ② 投資不動産物件
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建／ 売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
債券先 物取引	アメリ カ	シカゴ商 品取引所	US 10YR NOTE	買建	56	アメリカ ドル	6,272,084	933,787,866	6,300,875.28	938,074,311	4.79
	ドイツ	ユーレッ クス・ド イツ金融 先物取引 所	EURO-BUND	買建	40	ユーロ	5,126,436.8	894,409,429	5,144,000	897,473,680	4.58

（注）先物取引については、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	通貨	買建／ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	アメリカドル	売建	55,244,449.00	8,111,873,913	8,219,490,100	△42.00
	カナダドル	売建	3,267,535.00	349,454,372	349,208,000	△1.78
	メキシコペソ	売建	20,320,594.00	159,031,081	164,359,060	△0.84
	ユーロ	売建	31,004,683.00	5,332,417,917	5,407,898,818	△27.63
	イギリスポンド	売建	5,001,795.00	992,044,015	999,048,529	△5.10
	スウェーデンクローナ	売建	1,802,727.00	28,106,159	28,439,821	△0.14
	ノルウェークローネ	売建	2,265,225.00	33,075,295	33,711,078	△0.17
	デンマーククローネ	売建	2,168,237.00	49,956,566	50,680,371	△0.25
	ポーランドズロチ	売建	2,750,663.00	110,750,073	112,272,161	△0.57
	オーストラリアドル	売建	2,349,631.00	225,723,176	229,851,947	△1.17
	シンガポールドル	売建	1,797,559.00	205,951,367	207,272,933	△1.05
	オフショア人民元	売建	105,289,949.00	2,174,096,358	2,196,790,553	△11.22

（注）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

3 運用実績

① 純資産の推移

2025 年 9 月 30 日及び同日 1 年以内における各月末ならびに各計算期末の純資産の推移は次の通りです。

	年月日	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第4期	(2016年 2月22日)	341,789,343	341,789,343	1.2639	1.2639
第5期	(2017年 2月20日)	469,918,881	469,918,881	1.3875	1.3875
第6期	(2018年 2月20日)	581,194,960	581,194,960	1.4737	1.4737
第7期	(2019年 2月20日)	617,812,811	617,812,811	1.4853	1.4853
第8期	(2020年 2月20日)	736,531,535	736,531,535	1.6416	1.6416
第9期	(2021年 2月22日)	856,577,445	856,577,445	1.7742	1.7742
第10期	(2022年 2月21日)	870,810,856	870,810,856	1.8190	1.8190
第11期	(2023年 2月20日)	833,015,346	833,015,346	1.6838	1.6838
第12期	(2024年 2月20日)	793,009,021	793,009,021	1.8033	1.8033
第13期	(2025年 2月20日)	791,812,229	791,812,229	1.8954	1.8954
	2024年 9月末日	783,752,197	—	1.8833	—
	2024年10月末日	779,149,055	—	1.8722	—
	2024年11月末日	787,024,630	—	1.8911	—
	2024年12月末日	782,480,383	—	1.8802	—
	2025年 1月末日	789,222,363	—	1.8964	—
	2025年 2月末日	781,416,671	—	1.8705	—
	2025年 3月末日	764,134,006	—	1.8291	—
	2025年 4月末日	764,818,976	—	1.8308	—
	2025年 5月末日	788,274,303	—	1.8747	—
	2025年 6月末日	801,422,472	—	1.9060	—
	2025年 7月末日	797,935,950	—	1.9255	—
	2025年 8月末日	807,371,364	—	1.9482	—
	2025年 9月末日	816,592,563	—	1.9705	—

② 分配の推移

	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第4期	自 2015年 2月21日 至 2016年 2月22日	0.0000
第5期	自 2016年 2月23日 至 2017年 2月20日	0.0000
第6期	自 2017年 2月21日 至 2018年 2月20日	0.0000
第7期	自 2018年 2月21日 至 2019年 2月20日	0.0000
第8期	自 2019年 2月21日 至 2020年 2月20日	0.0000
第9期	自 2020年 2月21日 至 2021年 2月22日	0.0000
第10期	自 2021年 2月23日 至 2022年 2月21日	0.0000
第11期	自 2022年 2月22日 至 2023年 2月20日	0.0000
第12期	自 2023年 2月21日 至 2024年 2月20日	0.0000
第13期	自 2024年 2月21日 至 2025年 2月20日	0.0000

③ 収益率の推移

	計算期間	収益率(%)
第4期	自 2015年 2月21日 至 2016年 2月22日	△3.8
第5期	自 2016年 2月23日 至 2017年 2月20日	9.8
第6期	自 2017年 2月21日 至 2018年 2月20日	6.2
第7期	自 2018年 2月21日 至 2019年 2月20日	0.8
第8期	自 2019年 2月21日 至 2020年 2月20日	10.5
第9期	自 2020年 2月21日 至 2021年 2月22日	8.1
第10期	自 2021年 2月23日 至 2022年 2月21日	2.5
第11期	自 2022年 2月22日 至 2023年 2月20日	△7.4
第12期	自 2023年 2月21日 至 2024年 2月20日	7.1
第13期	自 2024年 2月21日 至 2025年 2月20日	5.1
第14期 中	自 2025年 2月21日 至 2025年 8月20日	2.3

Ⅱ．財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ．投資信託（ファンド）の経理状況」中の「1．財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。

「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ．投資信託（ファンド）の経理状況」中の「1．財務諸表」については、当社の委嘱に基づき、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査に準じて、第 13 期計算期間（2024 年 2 月 21 日から 2025 年 2 月 20 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。その監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ．投資信託（ファンド）の経理状況」中の「1．財務諸表」の直前に添付しております。

（1）貸借対照表

（単位：円）

	第 12 期 (2024 年 2 月 20 日現在)	第 13 期 (2025 年 2 月 20 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1, 209, 903	—
コール・ローン	—	1, 210, 197
親投資信託受益証券	793, 009, 078	791, 812, 215
未収入金	138, 774	135, 906
未収利息	—	11
流動資産合計	794, 357, 755	793, 158, 329
資産合計	794, 357, 755	793, 158, 329
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	105, 210	104, 964
未払委託者報酬	1, 122, 135	1, 119, 512
その他未払費用	121, 389	121, 624
流動負債合計	1, 348, 734	1, 346, 100
負債合計	1, 348, 734	1, 346, 100
純資産の部		
元本等		
元本	439, 746, 456	417, 756, 937
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	353, 262, 565	374, 055, 292
（分配準備積立金）	214, 320, 907	216, 985, 771
元本等合計	793, 009, 021	791, 812, 229
純資産合計	793, 009, 021	791, 812, 229
負債純資産合計	794, 357, 755	793, 158, 329

（２）損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第 12 期 自 2023 年 2 月 21 日 至 2024 年 2 月 20 日	第 13 期 自 2024 年 2 月 21 日 至 2025 年 2 月 20 日
営業収益		
受取利息	—	377
有価証券売買等損益	57,790,574	42,760,255
営業収益合計	57,790,574	42,760,632
営業費用		
受託者報酬	213,620	210,737
委託者報酬	2,278,496	2,247,755
その他費用	242,557	241,926
営業費用合計	2,734,673	2,700,418
営業利益又は営業損失（△）	55,055,901	40,060,214
経常利益又は経常損失（△）	55,055,901	40,060,214
当期純利益又は当期純損失（△）	55,055,901	40,060,214
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2,489,775	1,737,214
期首剰余金又は期首欠損金（△）	338,290,417	353,262,565
剰余金増加額又は欠損金減少額	—	1,410,933
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	1,410,933
剰余金減少額又は欠損金増加額	37,593,978	18,941,206
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	37,593,978	18,941,206
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	353,262,565	374,055,292

（３）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	該当事項はありません。

Ⅲ. 「特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容（資産の運用に関する重要な事項）」の項目

投資信託（ファンド）の沿革・投資信託（ファンド）の経理状況の詳細・設定および解約の実績については、「特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容（資産の運用に関する重要な事項）」に記載されています。

「特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容（資産の運用に関する重要な事項）」の項目は以下の通りです。

- I. 投資信託（ファンド）の沿革
- II. 投資信託（ファンド）の経理状況
 - 1. 財務諸表
 - （１） 貸借対照表
 - （２） 損益及び剰余金計算書
 - （３） 注記表
 - （４） 附属明細表
 - 2. ファンドの現況
 - 純資産額計算書
- III. 設定及び解約の実績

資産の運用に関する重要な事項

特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容
（資産の運用に関する重要な事項）

I. 投資信託（ファンド）の沿革

2012 年 10 月 26 日 ファンドの信託契約締結、設定、運用開始

II. 投資信託（ファンド）の経理状況

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、当社の委嘱に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査に準じて、第13期計算期間（2024年2月21日から2025年2月20日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025 年 4 月 11 日

マニュアル・インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 大塚 直樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、マニュアル・国際分散ファンド 50（適格機関投資家専用）の 2024 年 2 月 21 日から 2025 年 2 月 20 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マニュアル・国際分散ファンド 50（適格機関投資家専用）の 2025 年 2 月 20 日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、マニュアル・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えたと合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

マニュアル・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 財務諸表

（1）貸借対照表

（単位：円）

	第 12 期 (2024 年 2 月 20 日現在)	第 13 期 (2025 年 2 月 20 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1, 209, 903	-
コール・ローン	-	1, 210, 197
親投資信託受益証券	793, 009, 078	791, 812, 215
未収入金	138, 774	135, 906
未収利息	-	11
流動資産合計	794, 357, 755	793, 158, 329
資産合計	794, 357, 755	793, 158, 329
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	105, 210	104, 964
未払委託者報酬	1, 122, 135	1, 119, 512
その他未払費用	121, 389	121, 624
流動負債合計	1, 348, 734	1, 346, 100
負債合計	1, 348, 734	1, 346, 100
純資産の部		
元本等		
元本	439, 746, 456	417, 756, 937
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	353, 262, 565	374, 055, 292
（分配準備積立金）	214, 320, 907	216, 985, 771
元本等合計	793, 009, 021	791, 812, 229
純資産合計	793, 009, 021	791, 812, 229
負債純資産合計	794, 357, 755	793, 158, 329

（２）損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第 12 期 自 2023 年 2 月 21 日 至 2024 年 2 月 20 日	第 13 期 自 2024 年 2 月 21 日 至 2025 年 2 月 20 日
営業収益		
受取利息	—	377
有価証券売買等損益	57,790,574	42,760,255
営業収益合計	57,790,574	42,760,632
営業費用		
受託者報酬	213,620	210,737
委託者報酬	2,278,496	2,247,755
その他費用	242,557	241,926
営業費用合計	2,734,673	2,700,418
営業利益又は営業損失（△）	55,055,901	40,060,214
経常利益又は経常損失（△）	55,055,901	40,060,214
当期純利益又は当期純損失（△）	55,055,901	40,060,214
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2,489,775	1,737,214
期首剰余金又は期首欠損金（△）	338,290,417	353,262,565
剰余金増加額又は欠損金減少額	—	1,410,933
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	1,410,933
剰余金減少額又は欠損金増加額	37,593,978	18,941,206
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	37,593,978	18,941,206
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	353,262,565	374,055,292

（３）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	該当事項はありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第 12 期 (2024 年 2 月 20 日現在)	第 13 期 (2025 年 2 月 20 日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

項 目	第 12 期 (2024 年 2 月 20 日現在)	第 13 期 (2025 年 2 月 20 日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	494,724,929 円	439,746,456 円
期中追加設定元本額	0 円	1,589,068 円
期中一部解約元本額	54,978,473 円	23,578,587 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	439,746,456 口	417,756,937 口
3. 計算期間末日における 1 口当たり純資産額	1.8033 円	1.8954 円
計算期間末日における 1 万口当たり純資産額	18,033 円	18,954 円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	第 12 期 自 2023 年 2 月 21 日 至 2024 年 2 月 20 日	第 13 期 自 2024 年 2 月 21 日 至 2025 年 2 月 20 日
1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に対して年率 0.162%以内の額	純資産総額に対して年率 0.162%以内の額
2. 分配金の計算過程		
計算期間末における配当等収益から費用を控除した額	14,781,547円	14,156,307円
有価証券売買等損益から費用を控除した額	0円	0円
信託約款に規定される収益調整金	138,941,658円	157,069,521円
信託約款に規定される分配準備積立金	199,539,360円	202,829,464円
分配対象収益	353,262,565円	374,055,292円
（1 万口当たり）	8,033円	8,953円
分配金額	0円	0円
（1 万口当たり）	0円	0円

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、有価証券に関する注記に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスク等であります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と下記の会議体によりリスク管理を行っております。 ・投資信託パフォーマンス・レビュー 信託財産のパフォーマンスとそのリスクについて定期的な考査を行い、課題事項の指摘、改善を求めます。 ・リスク管理委員会 信託財産の運用リスクを運用部門と独立して把握、管理し、課題事項の指摘、改善を求めます。
-------------------	--

II 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 12 期 (2024 年 2 月 20 日現在)	第 13 期 (2025 年 2 月 20 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第 12 期 (2024 年 2 月 20 日現在)	第 13 期 (2025 年 2 月 20 日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	50,717,367	38,133,440
合計	50,717,367	38,133,440

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

① 有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ） 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	口 数	評価額	備考
親投資信託 受益証券	円	マニユライフ・日本株式インデックス・マ ザーファンド	15,520,067	78,208,721	
親投資信託 受益証券	円	マニユライフ・日本債券インデックス・マ ザーファンド	112,247,214	124,313,789	
親投資信託 受益証券	円	マニユライフ・外国株式インデックス・マ ザーファンド（ヘッジあり）	55,091,949	321,742,491	
親投資信託 受益証券	円	マニユライフ・外国債券インデックス・マ ザーファンド（ヘッジあり）	240,925,002	267,547,214	
	合計		423,784,232	791,812,215	

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. ファンドの現況

純資産額計算書（2025 年 9 月 30 日現在）

種類	金額
I 資産総額	816,899,961 円
II 負債総額	307,398 円
III 純資産総額 (I - II)	816,592,563 円
IV 発行済口数	414,414,588 口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1.9705 円
(1 万口当たり純資産額)	(19,705 円)

【参考情報】マザーファンドの純資産額計算書（2025 年 9 月 30 日現在）

マニユライフ・日本株式インデックス・マザーファンド

種類	金額
I 資産総額	5,864,949,938 円
II 負債総額	97,224,162 円
III 純資産総額 (I - II)	5,767,725,776 円
IV 発行済口数	977,320,017 口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	5.9016 円
(1 万口当たり純資産額)	(59,016 円)

マニユライフ・日本債券インデックス・マザーファンド

種類	金額
I 資産総額	7,045,936,730 円
II 負債総額	610,296 円
III 純資産総額 (I - II)	7,045,326,434 円
IV 発行済口数	6,505,312,828 口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1.0830 円
(1 万口当たり純資産額)	(10,830 円)

マニユライフ・外国株式インデックス・マザーファンド（ヘッジあり）

種類	金額
I 資産総額	34,363,406,958 円
II 負債総額	17,889,963,631 円
III 純資産総額 (I - II)	16,473,443,327 円
IV 発行済口数	2,659,056,427 口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	6.1952 円
(1 万口当たり純資産額)	(61,952 円)

マニユライフ・外国債券インデックス・マザーファンド（ヘッジあり）

種類	金額
I 資産総額	39,178,995,773 円
II 負債総額	19,612,516,796 円
III 純資産総額 (I - II)	19,566,478,977 円
IV 発行済口数	17,471,258,830 口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1.1199 円
(1 万口当たり純資産額)	(11,199 円)

Ⅲ. 設定及び解約の実績

	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第4期	自 2015年 2月21日 至 2016年 2月22日	90,575,960	9,350,090	270,414,547
第5期	自 2016年 2月23日 至 2017年 2月20日	76,434,016	8,156,184	338,692,379
第6期	自 2017年 2月21日 至 2018年 2月20日	59,013,035	3,316,310	394,389,104
第7期	自 2018年 2月21日 至 2019年 2月20日	50,796,467	29,238,887	415,946,684
第8期	自 2019年 2月21日 至 2020年 2月20日	41,296,376	8,572,936	448,670,124
第9期	自 2020年 2月21日 至 2021年 2月22日	34,131,626	—	482,801,750
第10期	自 2021年 2月23日 至 2022年 2月21日	12,449,092	16,509,543	478,741,299
第11期	自 2022年 2月22日 至 2023年 2月20日	36,517,441	20,533,811	494,724,929
第12期	自 2023年 2月21日 至 2024年 2月20日	—	54,978,473	439,746,456
第13期	自 2024年 2月21日 至 2025年 2月20日	1,589,068	23,578,587	417,756,937
第14期中	自 2025年 2月21日 至 2025年 8月20日	2,717,244	6,059,593	414,414,588

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

日本債券型

- 主な投資対象となる投資信託
マニユライフ・日本債券インデックスファンド（適格機関投資家専用）
- 運用会社
マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社

資産の運用に関する極めて重要な事項

特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容
（資産の運用に関する極めて重要な事項）

I. 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名 称

マニユライフ・日本債券インデックスファンド（適格機関投資家専用）

以下、上記を「ファンド」といいます。

2 目的及び基本的性格

マニユライフ・日本債券インデックス・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）
受益証券を主要投資対象とし、NOMURA-BPI 総合（NOMURA・ボンド・パフォーマンス・イン
デックス総合）※に連動する投資成果をめざして運用を行います。

当ファンドの分類は、追加型投信／国内／債券／インデックス型 に属します。

信託金の上限は 5,000 億円とします。

※NOMURA-BPI 総合とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な
債券パフォーマンスインデックスで、国債の他、地方債、政府保証債、金融債、事業債および円建外債等で構成されており、
ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI 総合は野
村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社の知的財産であり、当ファンドの運用成果に関し、同社は一切
関係ありません。

下記は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。なお、当ファンドが該
当する商品分類・属性区分を網掛表示しています。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型	国内	株式 債券	インデックス型
追加型	海外	不動産投信 その他資産	特殊型
	内外	資産複合	

・属性区分表

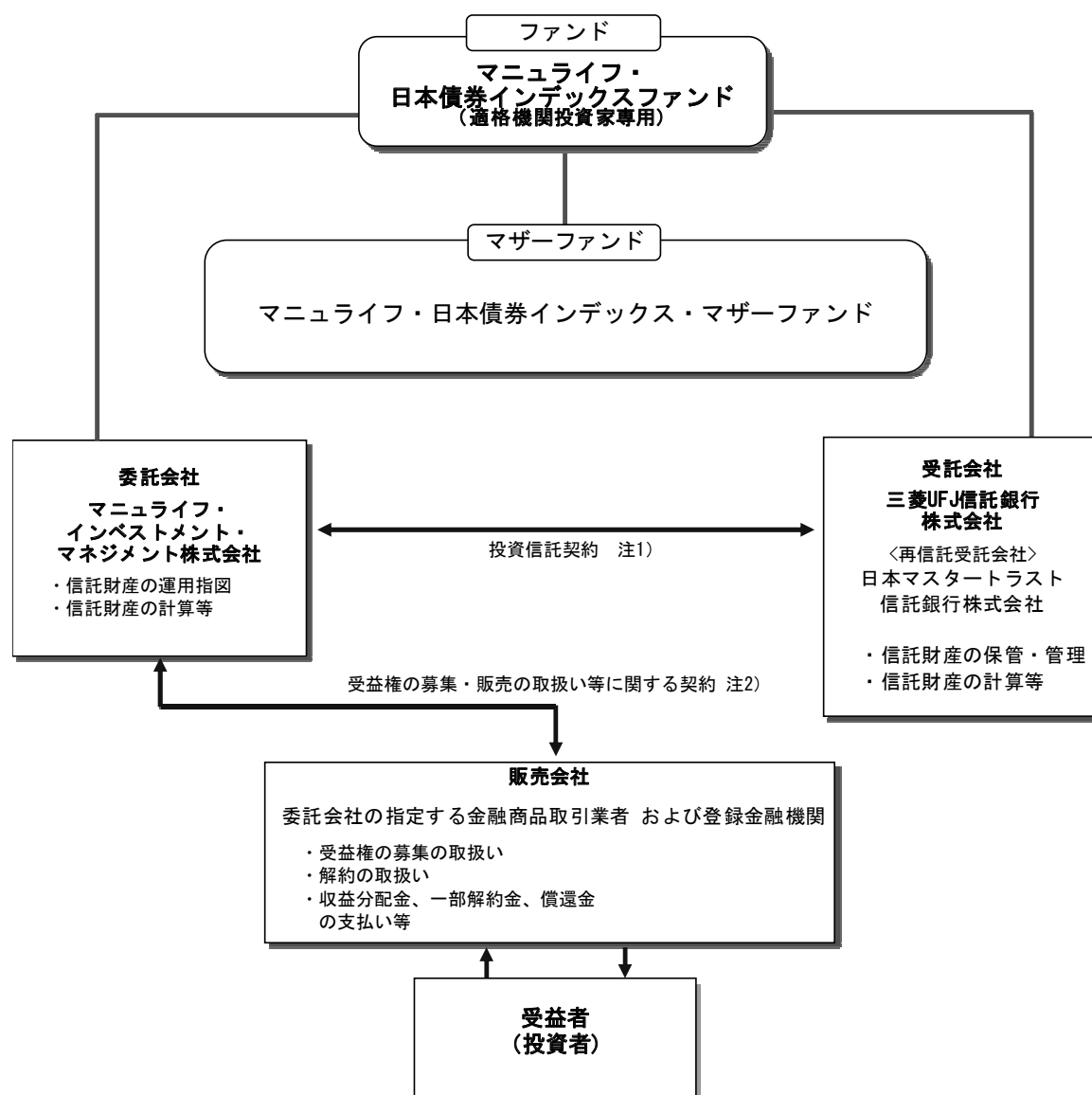
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式	年 1 回	グローバル	ファミリー ファンド	日経 225
一般	年 2 回	日本		TOPIX
大型株	年 4 回	北米	ファンド・	その他
中小型株	年 6 回（隔月）	欧州	オブ・ファンズ	（NOMURA-BPI 総合）
債券	年 12 回（毎月）	アジア		
一般	日々	オセアニア		
公債	その他	中南米		
社債		アフリカ		
その他債券		中近東（中東）		
不動産投信		エマージング		
その他資産				
（投資信託証券 （債券一般））				
資産複合				
資産配分固定型				
資産配分変異型				

* 当ファンドはファミリー・ファンドです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産
（その他資産（投資信託証券（債券一般））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）
とが異なります。

* 商品分類・属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ
（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

3 仕組み

◆ ファンドの仕組み



<関係法人と締結している契約の概要>

- 注1) 投資信託を運営するルールを規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利等の内容が規定事項です。当契約は「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届け出がなされた信託約款の内容に基づき締結されます。
- 注2) 投資信託を販売するルールを両者間で規定したもの。ファンド販売の取扱い、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い、解約請求の受付等の業務の内容が規定事項です。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

- ① マザーファンドを通じて主として NOMURA-BPI 総合に採用されている公社債等に投資し、同インデックスと連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ② マザーファンドの受益証券の組入比率は原則として高位を保ちます。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

○投資対象の詳細につきましては、「3. その他の詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】

マザーファンドの投資方針と主な投資対象

マニユライフ・日本債券インデックス・マザーファンド

わが国の債券市場の動きをとらえることを目標に、NOMURA-BPI 総合（NOMURA・ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）※の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

NOMURA-BPI 総合に採用されている公社債を主要投資対象とします。

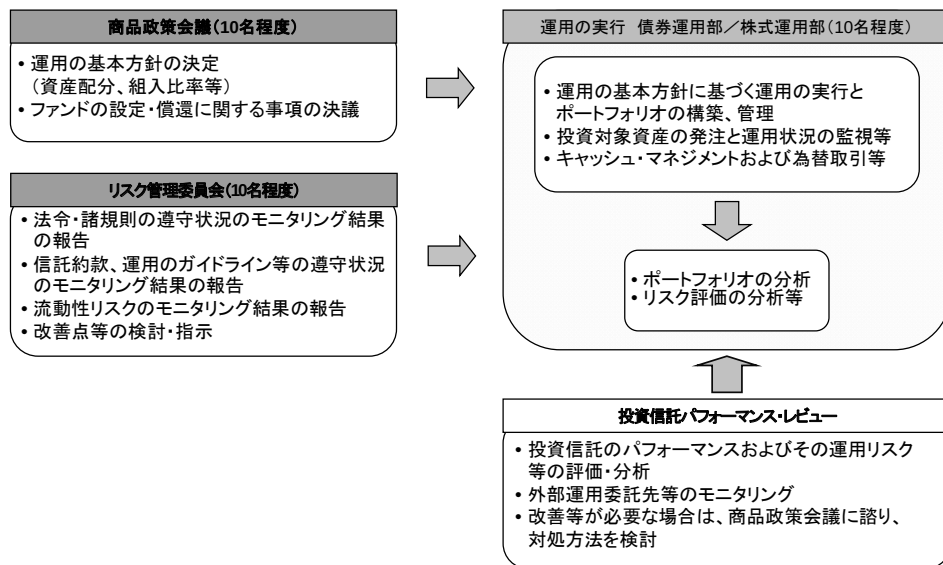
公社債の組入比率は、原則として高位を維持します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※ NOMURA-BPI 総合とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債の他、地方債、政府保証債、金融債、事業債および円建外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI 総合は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社の知的財産であり、当ファンドの運用成果に関し、同社は一切関係ありません。

2 運用体制

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



商品政策会議	商品企画部が策定した運用の基本方針およびファンドの設定・償還に関する事項について、決議を行います。
リスク管理委員会	法務・コンプライアンス部は、法令・諸規則、信託約款、運用のガイドライン等の遵守状況をモニタリングし、その結果を総合企画室オペレーションリスク管理担当者に報告します。流動性リスク管理担当部署は、組入資産の流動性リスクをモニタリングし、閾値を超えている場合には当委員会に報告します。 当委員会は、ガイドラインモニタリングにより必要と認められた場合、関連部署に改善等の指示を行います。また流動性リスク管理態勢が不十分であると判断した場合には、適切に態勢の見直し等を行う等の必要な措置をとることを総合企画室オペレーションリスク管理担当者に指示し、その実施状況を確認します。

※上記の会議および委員会は、代表取締役、商品企画部長、担当する運用部長、担当する営業部長、オペレーション部長、法務・コンプライアンス部長、総合企画室オペレーションリスク管理担当者および関連部署の代表者により構成されています。

◆ 運用体制に関する社内規則等

- 運用に関する社内規程およびリスク管理に関する規程等（以下「当規程」といいます。）に基づき、適切な管理を行うと共に、内部牽制の維持に努めます。
- 実際の運用においては、当規程により利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を設けております。

◆ ファンドの関係法人に対する管理体制等

- 受託会社または受託会社の再委託先に対しては、日々の純資産総額の照合、月次の勘定残高の照合等を行います。また、受託会社の監査人が受託業務に関する内部統制の有効性・妥当性について評価した報告書を受託会社より受取ります。
- 運用の委託を行う場合、その外部運用委託先に対しては、継続的に運用体制、リスク管理体制等に関して、適宜に調査・評価を行います。また、その外部運用委託先には定期的に運用状況と運用ガイドラインの遵守状況の報告を求めます。

上記体制は 2025 年 9 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 主な投資制限

ファンドの法令および投資信託約款に基づく主な投資制限は下記の通りです。

- ① 債券への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ 信用取引、空売り、有価証券の貸付・借入れは行いません。
- ④ 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除く）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

マニユライフ・日本債券インデックス・マザーファンド

- ① 債券への投資割合は、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ 同一銘柄の公社債への投資割合には制限を設けません。
- ④ 信用取引、空売り、有価証券の借入れは行いません。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他の詳細情報」をご参照ください。

4 投資リスクについて

（投資信託はリスク商品であり、投資元金は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。）

- ・ 当ファンド（マザーファンドを含みます。）は、主に有価証券等値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。
- ・ 投資信託は預貯金と異なり、投資元金は保証されているものではありません。また、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割込むことがあります。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。
- ・ お申込みの際は、当ファンドのリスクをご認識・ご検討のうえ、慎重にご判断いただく必要があります。

当ファンド（マザーファンドを含みます）が有する主なリスクは以下の通りです。

- ① 価額変動リスク
 - ・ 一般に公社債は、金利変動等により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。ただし、その価格変動は、残存期間・発行条件等によりばらつきがあります。
 - ・ ファンドはNOMURA-BPI 総合に連動する投資成果を目指して運用することから、公社債投資に係る価格変動リスクの影響を受け、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割込むことがあります。
- ② 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となる場合は、市場実勢から期待される価格で売買できない可能性があります。この場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
- ③ 信用リスク
 - ・ 一般に投資した企業の経営等に直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。
 - ・ 一般に公社債および短期金融資産にデフォルト（債務不履行）や元利金に支払い遅延等が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

＜その他の留意事項＞

- ① インデックスへの連動性に関する事項

ファンドが組入れるマザーファンドは、対象インデックスの動きに連動させることを目指して運用を行うことを基本としますが、主として次の事由からファンドの基準価額の動きと、当該インデックスの動きに乖離が生じて、完全に連動するものではありません。

 - ・ インデックスの構成銘柄のすべてを、ファンドにおいて、インデックスの算出通りに組入れられない場合があること
 - ・ ファンドにおける信託報酬、売買委託手数料等の費用負担の影響
 - ・ ファンドにおける売買約定価格と基準価額計算に使用する評価時価の相違
 - ・ インデックス算出に使用する時価と基準価額計算における時価の相違
 - ・ インデックスの構成銘柄の入れ替えおよびその算出方法の変更による影響等
- ② システムリスク・市場リスク等に関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に取得・換金ができなくなることもあります。
- ③ 流動性リスクに関する事項

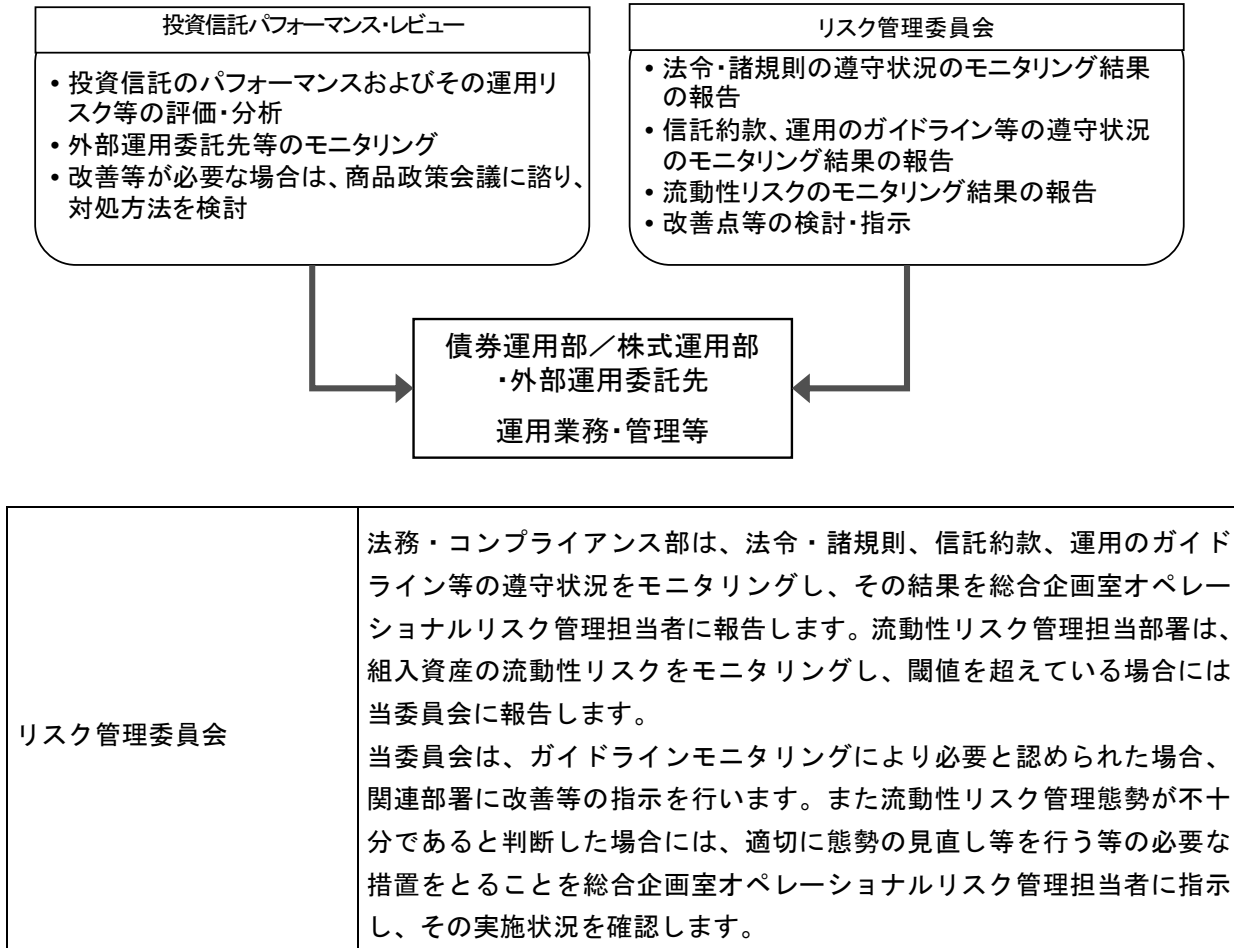
当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

- ④ 法令・税制・会計方針等の変更に関する事項
 ファンドに適用される法令・税制・会計方針等は、今後変更される場合があります。

当ファンドが有する主なリスクおよび留意点は上記の通りです。ただし、すべてのリスクおよび留意点を完全には網羅しておりませんので、ご注意ください。

前記投資リスクに対する管理体制は下記の通りです。

◆ リスク管理関連の会議



※上記の委員会は、代表取締役社長、債券運用本部長、株式運用部長、機関投資家営業部長、投信営業部長、商品企画部長、オペレーション部長、法務・コンプライアンス部長、総合企画室オペレーションリスク管理担当者、人事部長および経理部長により構成されています。

上記体制は 2025 年 9 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3. その他の詳細情報

1 マニュアル・日本債券インデックスファンド（適格機関投資家専用）の投資対象

- ① 投資の対象とする資産の種類
この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨建表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。
 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ハ. 金銭債権（イおよびロに掲げるものに該当するものを除きます。）
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② 有価証券の指図範囲
委託会社は、信託金を、主としてマニュアル・インベストメント・マネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「マニュアル・日本債券インデックス・マザーファンド」（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の

有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨建表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

2 マニュアル・日本債券インデックスファンド（適格機関投資家専用）の投資制限

<約款に定める投資制限>

- ① 債券への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ 信用取引、空売り、有価証券の貸付・借入れは行いません。
- ④ 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤ 資金の借入れ
 - 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期

間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

3 マザーファンドの投資制限

マニュアル・日本債券インデックス・マザーファンド

<約款上の投資制限>

- ① 債券への投資割合は、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ 同一銘柄の公社債への投資割合には制限を設けません。
- ④ 信用取引、空売り、有価証券の借入れは行いません。
- ⑤ 有価証券の貸付の指図範囲
 - 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

- 2) 上記1) 1. および2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

- 3) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

4. 運用状況

以下は、2025年9月30日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

また、投資比率は、小数第3位を切り捨てているため、当該比率の合計が合わない場合があります。

1 投資状況

資産の種類	国／地域名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	2,402,074,630	100.03
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	△800,085	△0.03
合計（純資産総額）		2,401,274,545	100.00

【参考情報】マザーファンドの投資状況

マニュライフ・日本債券インデックス・マザーファンド

資産の種類	国／地域名	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	5,787,154,810	82.14
地方債証券	日本	485,380,000	6.88
特殊債券	日本	236,128,014	3.35
社債券	日本	492,469,000	6.99
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	44,194,610	0.62
合計（純資産総額）		7,045,326,434	100.00

2 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （%）
日本	親投資信託 受益証券	マニュライフ・ 日本債券インデックス・ マザーファンド	2,217,982,115	1.1061	2,453,310,018	1.0830	2,402,074,630	100.03

b. 投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.03
合 計	100.03

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資資産

マニュライフ・日本債券インデックス・マザーファンド

①投資有価証券の主要銘柄

a. 評価額上位 30 銘柄

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第95回利付国債(20年)	200,000,000	103.43	206,874,000	102.36	204,736,000	2.3	2027/6/20	2.90
2	日本	国債証券	第351回利付国債(10年)	200,000,000	97.39	194,780,000	97.60	195,210,000	0.1	2028/6/20	2.77
3	日本	地方債証券	第792回東京都公募債	200,000,000	95.89	191,792,000	96.09	192,184,000	0.05	2029/3/19	2.72
4	日本	国債証券	第356回利付国債(10年)	170,000,000	95.84	162,933,100	95.94	163,098,000	0.1	2029/9/20	2.31
5	日本	国債証券	第100回利付国債(20年)	140,000,000	104.02	145,632,200	102.99	144,198,600	2.2	2028/3/20	2.04
6	日本	国債証券	第357回利付国債(10年)	150,000,000	95.58	143,376,000	95.58	143,373,000	0.1	2029/12/20	2.03
7	日本	国債証券	第358回利付国債(10年)	140,000,000	95.32	133,453,600	95.23	133,330,400	0.1	2030/3/20	1.89
8	日本	社債券	第45回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債	100,000,000	104.40	104,407,000	103.36	103,367,000	2.321	2029/6/19	1.46
9	日本	国債証券	第121回利付国債(20年)	100,000,000	104.56	104,568,000	103.21	103,210,000	1.9	2030/9/20	1.46
10	日本	地方債証券	第19回公営企業債券	100,000,000	102.64	102,641,000	101.64	101,646,000	2.37	2026/12/18	1.44
11	日本	社債券	第389回中国電力株式会社社債	100,000,000	99.27	99,277,000	99.67	99,673,000	0.3	2026/4/24	1.41
12	日本	特殊債券	第377回信金中金債	100,000,000	99.08	99,082,000	99.59	99,591,000	0.04	2026/4/27	1.41
13	日本	地方債証券	第161回共同発行市場公募地方債	100,000,000	98.83	98,838,000	99.26	99,266,000	0.06	2026/8/25	1.40
14	日本	社債券	第81回三菱商事株式会社無担保社債	100,000,000	100.12	100,127,000	98.64	98,642,000	1.518	2032/6/25	1.40
15	日本	特殊債券	第103回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	97.90	97,905,000	98.08	98,083,000	0.155	2027/12/17	1.39
16	日本	社債券	第56回住友化学株式会社無担保社債	100,000,000	97.44	97,442,000	98.00	98,005,000	0.38	2027/9/13	1.39
17	日本	国債証券	第352回利付国債(10年)	100,000,000	97.08	97,085,000	97.32	97,320,000	0.1	2028/9/20	1.38
18	日本	社債券	第81回三井不動産株式会社無担保社債	100,000,000	94.09	94,097,000	92.78	92,782,000	0.689	2032/7/14	1.31
19	日本	地方債証券	第13回東京都公募債	100,000,000	99.12	99,120,000	92.28	92,284,000	1.93	2042/3/19	1.30

マニユライフ・日本債券インデックスファンド（適格機関投資家専用）

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
20	日本	国債証券	第125回利付国債 (20年)	80,000,000	106.63	85,304,000	104.86	83,888,000	2.2	2031/3/20	1.19
21	日本	国債証券	第124回利付国債 (20年)	80,000,000	105.31	84,248,000	103.75	83,000,000	2	2030/12/20	1.17
22	日本	国債証券	第127回利付国債 (20年)	80,000,000	104.88	83,911,200	103.27	82,617,600	1.9	2031/3/20	1.17
23	日本	国債証券	第363回利付国債 (10年)	80,000,000	93.30	74,642,800	93.41	74,731,200	0.1	2031/6/20	1.06
24	日本	国債証券	第365回利付国債 (10年)	80,000,000	93.37	74,700,000	92.61	74,092,000	0.1	2031/12/20	1.05
25	日本	国債証券	第371回利付国債 (10年)	80,000,000	93.40	74,726,400	92.19	73,759,200	0.4	2033/6/20	1.04
26	日本	国債証券	第368回利付国債 (10年)	80,000,000	92.94	74,359,200	91.99	73,599,200	0.2	2032/9/20	1.04
27	日本	国債証券	第346回利付国債 (10年)	70,000,000	98.58	69,010,200	98.89	69,224,400	0.1	2027/3/20	0.98
28	日本	国債証券	第350回利付国債 (10年)	70,000,000	97.65	68,361,300	97.89	68,525,100	0.1	2028/3/20	0.97
29	日本	国債証券	第354回利付国債 (10年)	70,000,000	96.89	67,825,100	96.66	67,662,700	0.1	2029/3/20	0.96
30	日本	国債証券	第375回利付国債 (10年)	70,000,000	98.00	68,605,600	96.24	67,373,600	1.1	2034/6/20	0.95

b. 全銘柄の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	82.14
地方債証券	6.88
特殊債券	3.35
社債券	6.99
合 計	99.37

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

3 運用実績

① 純資産の推移

2025 年 9 月 30 日及び同日 1 年以内における各月末ならびに各計算期末の純資産の推移は次の通りです。

	年月日	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第7期	(2016年 2 月22日)	13,621,303,093	13,621,303,093	1.1629	1.1629
第8期	(2017年 2 月20日)	11,747,543,509	11,747,543,509	1.1593	1.1593
第9期	(2018年 2 月20日)	9,245,902,349	9,245,902,349	1.1679	1.1679
第10期	(2019年 2 月20日)	6,954,301,460	6,954,301,460	1.1842	1.1842
第11期	(2020年 2 月20日)	5,517,705,929	5,517,705,929	1.1942	1.1942
第12期	(2021年 2 月22日)	4,615,102,844	4,615,102,844	1.1701	1.1701
第13期	(2022年 2 月21日)	3,774,016,488	3,774,016,488	1.1582	1.1582
第14期	(2023年 2 月20日)	3,185,986,099	3,185,986,099	1.1115	1.1115
第15期	(2024年 2 月20日)	2,918,987,170	2,918,987,170	1.1081	1.1081
第16期	(2025年 2 月20日)	2,571,546,192	2,571,546,192	1.0594	1.0594
	2024 年 9 月末日	2,824,858,334	—	1.0932	—
	2024 年 10 月末日	2,786,143,862	—	1.0874	—
	2024 年 11 月末日	2,695,919,295	—	1.0795	—
	2024 年 12 月末日	2,659,438,008	—	1.0781	—
	2025 年 1 月末日	2,602,632,825	—	1.0700	—
	2025 年 2 月末日	2,570,482,264	—	1.0625	—
	2025 年 3 月末日	2,521,826,782	—	1.0517	—
	2025 年 4 月末日	2,511,128,132	—	1.0578	—
	2025 年 5 月末日	2,442,429,248	—	1.0439	—
	2025 年 6 月末日	2,436,288,223	—	1.0493	—
	2025 年 7 月末日	2,406,275,842	—	1.0384	—
	2025 年 8 月末日	2,403,168,649	—	1.0351	—
	2025 年 9 月末日	2,401,274,545	—	1.0341	—

②分配の推移

	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第7期	自 2015年2月21日 至 2016年2月22日	0.0000
第8期	自 2016年2月23日 至 2017年2月20日	0.0000
第9期	自 2017年2月21日 至 2018年2月20日	0.0000
第10期	自 2018年2月21日 至 2019年2月20日	0.0000
第11期	自 2019年2月21日 至 2020年2月20日	0.0000
第12期	自 2020年2月21日 至 2021年2月22日	0.0000
第13期	自 2021年2月23日 至 2022年2月21日	0.0000
第14期	自 2022年2月22日 至 2023年2月20日	0.0000
第15期	自 2023年2月21日 至 2024年2月20日	0.0000
第16期	自 2024年2月21日 至 2025年2月20日	0.0000

③収益率の推移

	計算期間	収益率 (%)
第7期	自 2015年2月21日 至 2016年2月22日	3.9
第8期	自 2016年2月23日 至 2017年2月20日	△0.3
第9期	自 2017年2月21日 至 2018年2月20日	0.7
第10期	自 2018年2月21日 至 2019年2月20日	1.4
第11期	自 2019年2月21日 至 2020年2月20日	0.8
第12期	自 2020年2月21日 至 2021年2月22日	△2.0
第13期	自 2021年2月23日 至 2022年2月21日	△1.0
第14期	自 2022年2月22日 至 2023年2月20日	△4.0
第15期	自 2023年2月21日 至 2024年2月20日	△0.3
第16期	自 2024年2月21日 至 2025年2月20日	△4.4
第17期中	自 2025年2月21日 至 2025年8月20日	△2.4

Ⅱ. 財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ. 投資信託（ファンド）の経理状況」中の「1. 財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。

「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ. 投資信託（ファンド）の経理状況」中の「1. 財務諸表」については、当社の委嘱に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査に準じて、第16期計算期間（2024年2月21日から2025年2月20日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。その監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ. 投資信託（ファンド）の経理状況」中の「1. 財務諸表」の直前に添付しております。

（1） 貸借対照表

（単位：円）

	第15期 (2024年2月20日現在)	第16期 (2025年2月20日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	2,918,987,170	2,571,546,192
未収入金	4,476,121	6,896,020
流動資産合計	2,923,463,291	2,578,442,212
資産合計	2,923,463,291	2,578,442,212
負債の部		
流動負債		
未払解約金	100,036	2,860,272
未払受託者報酬	494,040	453,129
未払委託者報酬	3,622,917	3,322,811
その他未払費用	259,128	259,808
流動負債合計	4,476,121	6,896,020
負債合計	4,476,121	6,896,020
純資産の部		
元本等		
元本	2,634,323,749	2,427,289,470
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	284,663,421	144,256,722
（分配準備積立金）	473,650,954	427,633,887
元本等合計	2,918,987,170	2,571,546,192
純資産合計	2,918,987,170	2,571,546,192
負債純資産合計	2,923,463,291	2,578,442,212

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第 15 期 自 2023 年 2 月 21 日 至 2024 年 2 月 20 日	第 16 期 自 2024 年 2 月 21 日 至 2025 年 2 月 20 日
営業収益		
有価証券売買等損益	1,382,076	△115,624,617
営業収益合計	1,382,076	△115,624,617
営業費用		
受託者報酬	1,021,347	926,756
委託者報酬	7,489,761	6,795,976
その他費用	516,840	516,792
営業費用合計	9,027,948	8,239,524
営業利益又は営業損失（△）	△7,645,872	△123,864,141
経常利益又は経常損失（△）	△7,645,872	△123,864,141
当期純利益又は当期純損失（△）	△7,645,872	△123,864,141
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2,305,511	△8,566,109
期首剰余金又は期首欠損金（△）	319,627,997	284,663,421
剰余金増加額又は欠損金減少額	17,402,501	17,178,771
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	17,402,501	17,178,771
剰余金減少額又は欠損金増加額	42,415,694	42,287,438
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	42,415,694	42,287,438
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	284,663,421	144,256,722

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準 価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる 事項	該当事項はありません。

Ⅲ. 「特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容（資産の運用に関する重要な事項）」の項目

投資信託（ファンド）の沿革・投資信託（ファンド）の経理状況の詳細・設定および解約の実績については、「特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容（資産の運用に関する重要な事項）」に記載されています。

「特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容（資産の運用に関する重要な事項）」の項目は以下の通りです。

- I. 投資信託（ファンド）の沿革
- II. 投資信託（ファンド）の経理状況
 - 1. 財務諸表
 - （１） 貸借対照表
 - （２） 損益及び剰余金計算書
 - （３） 注記表
 - （４） 附属明細表
 - 2. ファンドの現況
 - 純資産額計算書
- III. 設定及び解約の実績

資産の運用に関する重要な事項

特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容
（資産の運用に関する重要な事項）

I. 投資信託（ファンド）の沿革

2009 年 2 月 投資信託契約締結、運用開始

II. 投資信託（ファンド）の経理状況

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、当社の委嘱に基づき、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査に準じて、第 16 期計算期間（2024 年 2 月 21 日から 2025 年 2 月 20 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025 年 4 月 11 日

マニュアル・インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 久保 直哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、マニュアル・日本債券インデックスファンド（適格機関投資家専用）の 2024 年 2 月 21 日から 2025 年 2 月 20 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マニュアル・日本債券インデックスファンド（適格機関投資家専用）の 2025 年 2 月 20 日現在の当該財産の状況及び同日をもって終了した計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、マニュアル・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。
当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

マニュアル・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 財務諸表

（1）貸借対照表

（単位：円）

	第 15 期 (2024 年 2 月 20 日現在)	第 16 期 (2025 年 2 月 20 日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	2,918,987,170	2,571,546,192
未収入金	4,476,121	6,896,020
流動資産合計	2,923,463,291	2,578,442,212
資産合計	2,923,463,291	2,578,442,212
負債の部		
流動負債		
未払解約金	100,036	2,860,272
未払受託者報酬	494,040	453,129
未払委託者報酬	3,622,917	3,322,811
その他未払費用	259,128	259,808
流動負債合計	4,476,121	6,896,020
負債合計	4,476,121	6,896,020
純資産の部		
元本等		
元本	2,634,323,749	2,427,289,470
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	284,663,421	144,256,722
（分配準備積立金）	473,650,954	427,633,887
元本等合計	2,918,987,170	2,571,546,192
純資産合計	2,918,987,170	2,571,546,192
負債純資産合計	2,923,463,291	2,578,442,212

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第 15 期 自 2023 年 2 月 21 日 至 2024 年 2 月 20 日	第 16 期 自 2024 年 2 月 21 日 至 2025 年 2 月 20 日
営業収益		
有価証券売買等損益	1,382,076	△115,624,617
営業収益合計	1,382,076	△115,624,617
営業費用		
受託者報酬	1,021,347	926,756
委託者報酬	7,489,761	6,795,976
その他費用	516,840	516,792
営業費用合計	9,027,948	8,239,524
営業利益又は営業損失（△）	△7,645,872	△123,864,141
経常利益又は経常損失（△）	△7,645,872	△123,864,141
当期純利益又は当期純損失（△）	△7,645,872	△123,864,141
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2,305,511	△8,566,109
期首剰余金又は期首欠損金（△）	319,627,997	284,663,421
剰余金増加額又は欠損金減少額	17,402,501	17,178,771
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	17,402,501	17,178,771
剰余金減少額又は欠損金増加額	42,415,694	42,287,438
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	42,415,694	42,287,438
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	284,663,421	144,256,722

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準 価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる 事項	該当事項はありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第 15 期 (2024 年 2 月 20 日現在)	第 16 期 (2025 年 2 月 20 日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会 計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸 表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していない ため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

項 目	第 15 期 (2024 年 2 月 20 日現在)	第 16 期 (2025 年 2 月 20 日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	2,866,358,102 円	2,634,323,749 円
期中追加設定元本額	147,346,182 円	186,270,720 円
期中一部解約元本額	379,380,535 円	393,304,999 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	2,634,323,749 口	2,427,289,470 口
3. 計算期間末日における 1 口当たり純資産額	1.1081 円	1.0594 円
計算期間末日における 1 万口当たり純資産額	11,081 円	10,594 円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	第 15 期 自 2023 年 2 月 21 日 至 2024 年 2 月 20 日	第 16 期 自 2024 年 2 月 21 日 至 2025 年 2 月 20 日
分配金の計算過程		
計算期間末における配当等収益から費用を控除した額	25,087,036 円	21,330,898 円
有価証券売買等損益から費用を控除した額	0 円	0 円
信託約款に規定される収益調整金	138,257,112 円	157,615,477 円
信託約款に規定される分配準備積立金	448,563,918 円	406,302,989 円
分配対象収益	611,908,066 円	585,249,364 円
（1 万口当たり）	2,322 円	2,411 円
分配金額	0 円	0 円
（1 万口当たり）	0 円	0 円

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、有価証券に関する注記に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスク等であります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と下記の会議体によりリスク管理を行っております。 ・投資信託パフォーマンス・レビュー 信託財産のパフォーマンスとそのリスクについて定期的な審査を行い、課題事項の指摘、改善を求めます。 ・リスク管理委員会 信託財産の運用リスクを運用部門と独立して把握、管理し、課題事項の指摘、改善を求めます。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 15 期 (2024 年 2 月 20 日現在)	第 16 期 (2025 年 2 月 20 日現在)
1. 貸借対照表計上額、 時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で 計上しているため、その差額はありま せん。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に 関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールロー ン等）は、短期間で決済され、時 価は帳簿価額と近似しているこ とから、当該金融商品の帳簿価額 を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に 関する事項について の補足説明	金融商品の時価の算定においては 一定の前提条件等を採用しているた め、異なる前提条件等によった場合、 当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 15 期 (2024 年 2 月 20 日現在)	第 16 期 (2025 年 2 月 20 日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	505,495	△102,397,461
合計	505,495	△102,397,461

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

① 有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託 受益証券	円	マニユライフ・日本債券インデックス・マ ザーファンド	2,321,937,871	2,571,546,192	
	合計		2,321,937,871	2,571,546,192	

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. ファンドの現況

純資産額計算書（2025年9月30日現在）

種類	金額
I 資産総額	2,402,684,926 円
II 負債総額	1,410,381 円
III 純資産総額（I－II）	2,401,274,545 円
IV 発行済口数	2,322,065,694 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0341 円
（1万口当たり純資産額）	（10,341 円）

【参考情報】マザーファンドの純資産額計算書（2025年9月30日現在）

マニユライフ・日本債券インデックス・マザーファンド

種類	金額
I 資産総額	7,045,936,730 円
II 負債総額	610,296 円
III 純資産総額（I－II）	7,045,326,434 円
IV 発行済口数	6,505,312,828 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0830 円
（1万口当たり純資産額）	（10,830 円）

Ⅲ. 設定及び解約の実績

	年月日	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第7期	自 2015年2月21日 至 2016年2月22日	233,483,327	3,395,863,401	11,713,266,982
第8期	自 2016年2月23日 至 2017年2月20日	229,029,655	1,808,879,011	10,133,417,626
第9期	自 2017年2月21日 至 2018年2月20日	55,942,532	2,272,563,355	7,916,796,803
第10期	自 2018年2月21日 至 2019年2月20日	56,389,135	2,100,593,170	5,872,592,768
第11期	自 2019年2月21日 至 2020年2月20日	56,949,643	1,309,298,043	4,620,244,368
第12期	自 2020年2月21日 至 2021年2月22日	247,863,238	923,875,694	3,944,231,912
第13期	自 2021年2月23日 至 2022年2月21日	57,202,217	742,841,860	3,258,592,269
第14期	自 2022年2月22日 至 2023年2月20日	197,917,752	590,151,919	2,866,358,102
第15期	自 2023年2月21日 至 2024年2月20日	147,346,182	379,380,535	2,634,323,749
第16期	自 2024年2月21日 至 2025年2月20日	186,270,720	393,304,999	2,427,289,470
第17期中	自 2025年2月21日 至 2025年8月20日	99,928,825	204,575,141	2,322,643,154

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

世界株式アクティブ I 型

- 主な投資対象となる投資信託
グローバル株式ファンド・為替ヘッジなし（適格機関投資家向け）
- 運用会社
アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

資産の運用に関する極めて重要な事項

特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容
（資産の運用に関する極めて重要な事項）

I. 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名 称

グローバル株式ファンド・為替ヘッジなし（適格機関投資家向け）

以下、上記を「ファンド」といいます。

2 目的および基本的性格

主として、世界の株式を投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

商品分類		
単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分			
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含む日本)	
	年2回	日本	
	年4回		
	債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()		
不動産投信	年6回 (隔月)	欧州	
	年12回 (毎月)	アジア	
	日々	オセアニア	
	その他 ()	中南米	
その他資産 (投資信託証券 (株式、一般))		アフリカ	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)	
		エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産（投資信託証券（株式 一般））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式に投資を行いません。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「株式」に分類されます。

◇年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

◇グローバル（含む日本）

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

※信託金の上限は1兆円とします。

3 特 色

1

世界の株式を投資対象として厳選投資を行ないます。

2

アモーヴァ・アセットマネジメント・UKリミテッドが実質的な運用を担当します。

当ファンドでは、事業に投じた資金に対して効率的に高い利益を生みだし、それを持続することができる企業を「フューチャー・クオリティ企業」と呼び、魅力的な投資対象と考えています。

当ファンドの特徴

世界の中から魅力のある銘柄に厳選投資

当ファンドでは、過度な分散投資は運用効率を低下させるという考えのもと、E S G評価も考慮して厳選した銘柄に投資を行なうことにより、より高いパフォーマンスの実現をめざします。銘柄選択にあたっては、特定の指数はもちろん、投資スタイル(グロースやバリュー)、国・セクターなどにもとらわれることはありません。

運用チームの特徴

グローバル株式運用チームの拠点はエジンバラ

グローバル株式運用チームは、エジンバラ(スコットランドの中心地)に拠点を置いています。なお、同チームは、ロンドンを本拠とするアモーヴァ・アセットマネジメント・UKリミテッド*に属します。

*アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社が100%出資する海外持株会社の傘下にあるグローバル株式・債券運用の英国拠点

※2025年9月1日付で、日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッドから「アモーヴァ・アセットマネジメント・UKリミテッド」へ社名変更しました。

市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

<主な投資制限>

- 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

<分配方針>

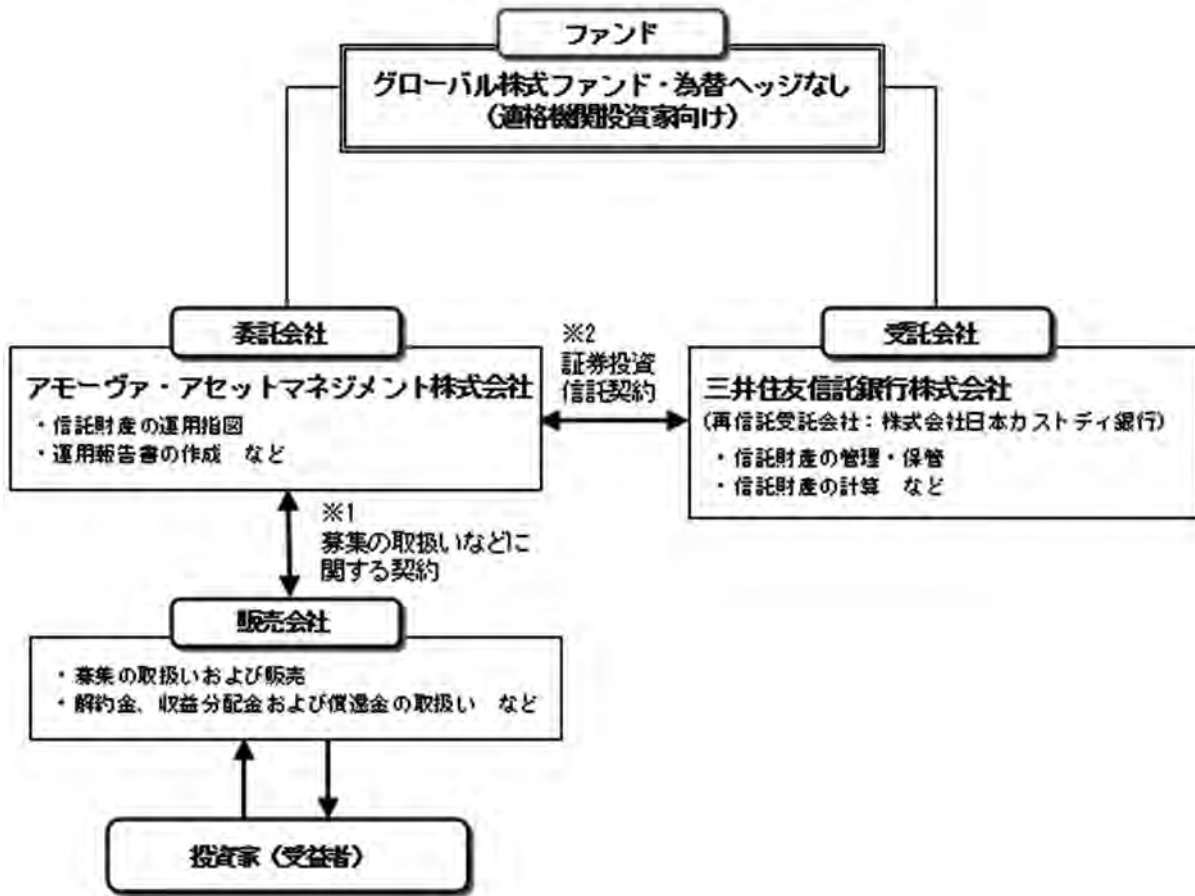
- 毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

4 仕組み

ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

* 2025年9月1日付で、日興アセットマネジメント株式会社から「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」へ社名変更しました。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

- ・主として、ルクセンブルグ籍外国投資法人 アモーヴァ・グローバル・エクイティ・ファンド クラスP 円建投資証券および国内公社債に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行ないます。
- ・上に掲げる投資信託証券の組入比率は、高位を保つことを原則としますが、資金動向等によっては組入比率を引き下げることもあります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

○投資対象の詳細につきましては「3. その他の詳細情報」をご参照ください。

※2025年9月1日付で、日興AMグローバル・エクイティ・ファンド クラスPから「アモーヴァ・グローバル・エクイティ・ファンド クラスP」へ名称変更しました。

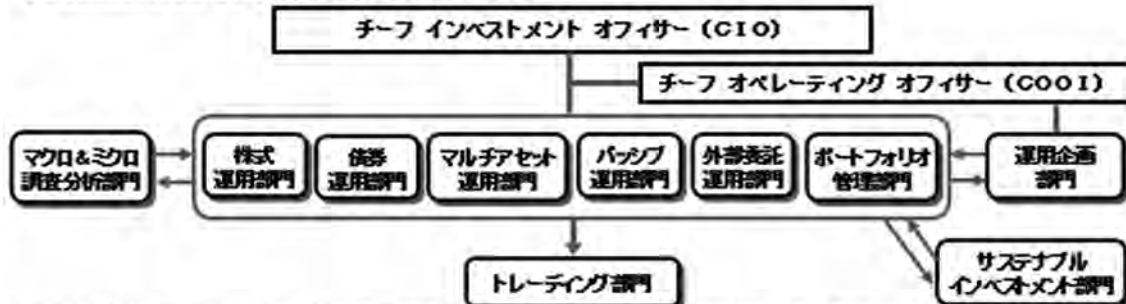
【参考情報】投資対象とする投資信託証券の投資方針と主な投資対象

- ＜アモーヴァ・グローバル・エクイティ・ファンド クラスP＞（ルクセンブルグ籍円建外国投資法人）
- ・先進国および新興国の株式を主要投資対象とします。
 - ・運用にあたっては、ボトムアップの企業分析とトップダウンのマクロ見通しを融合して、ポートフォリオを構築します。
 - ・EUのサステナブルファイナンス開示規制ではArticle 8に該当し、環境や社会の特性を促進します。

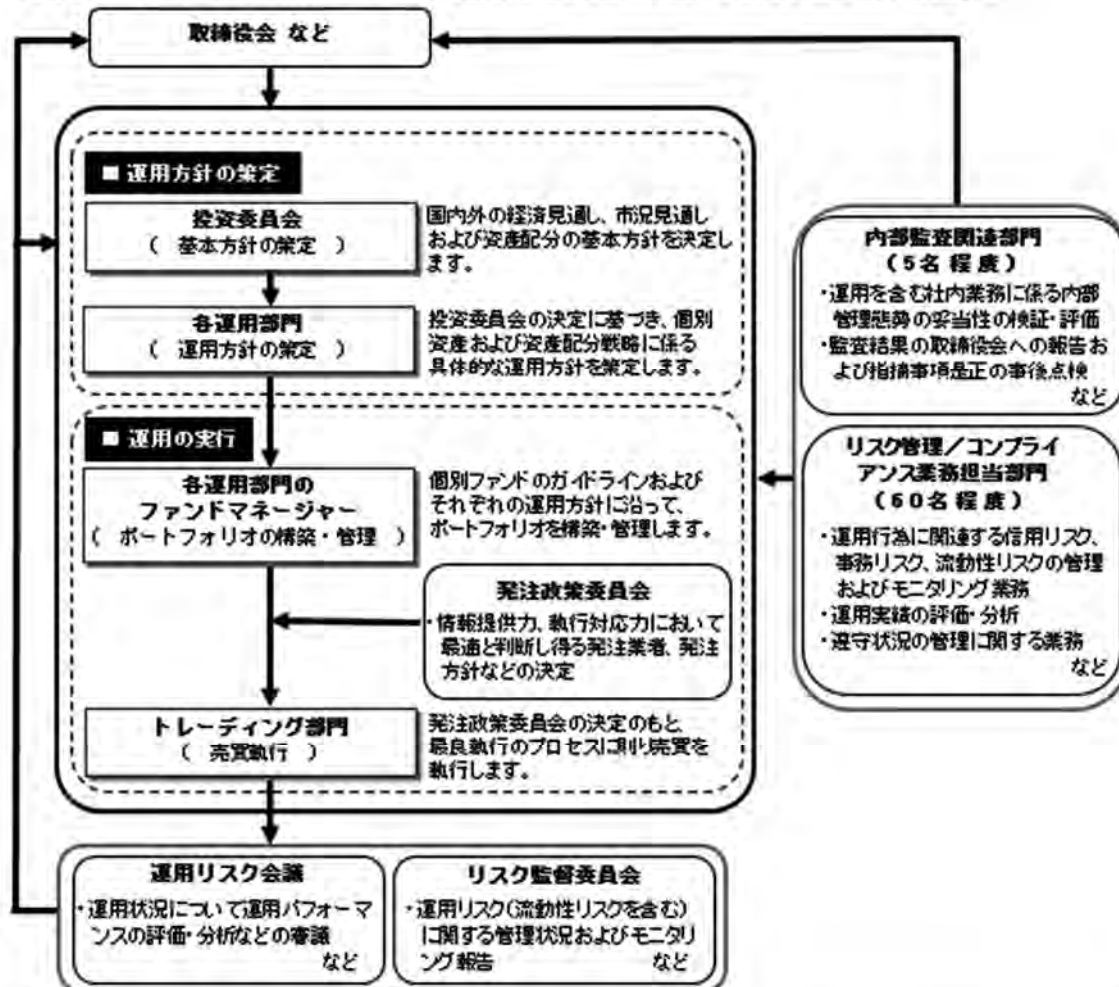
2 運用体制

＜委託会社における運用体制＞

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。

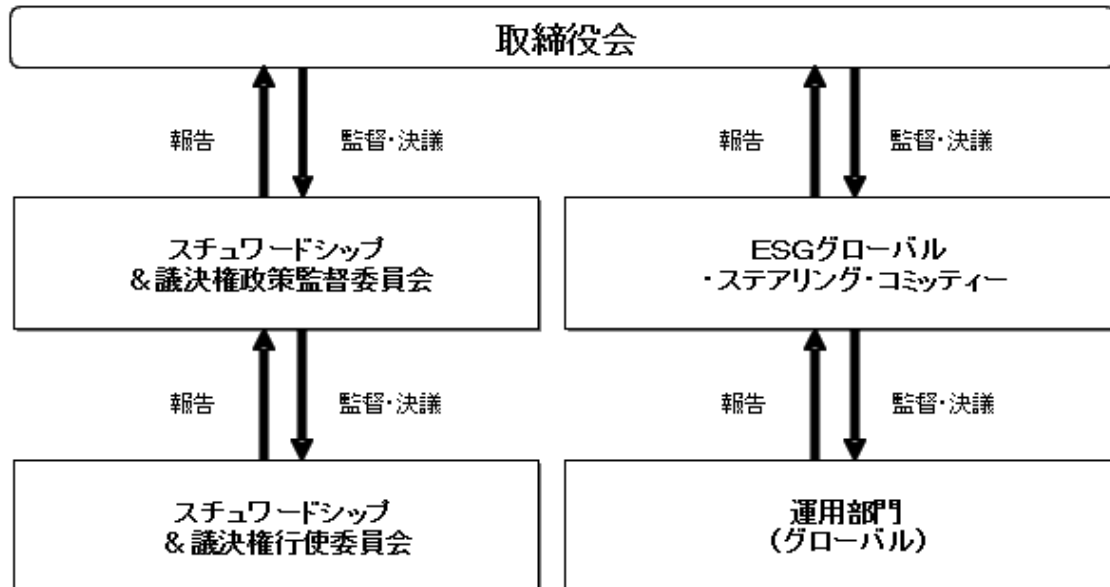


委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「委託会社」に対しては、日々の純資産割合、月次の勘定残高割合などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

◆投資家としてのESG/フィデューシャリー・デューティー

ESG(環境、社会、企業統治)やフィデューシャリーは、委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、委託会社の取締役会にて行なうこととしています。
(スチュワードシップ&議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています)



※「2 運用体制」に記載されている内容は、2025 年 9 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 主な投資制限

ファンドの投資信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。

- ・ 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
- ・ 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ・ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

○投資制限の詳細につきましては、「3. その他の詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】投資対象とする投資信託証券の主な投資制限

<アモーヴァ・グローバル・エクイティ・ファンド クラスP>（ルクセンブルグ籍円建外国投資法人）

- ・ 純資産の5%を超えて UCITS やその他 UCIs（ETF を除きます。）への投資は行ないません。
- ・ 原則として、同一発行体が発行する有価証券の組入れは、純資産総額の10%以内とします。
- ・ 借入れ額は、純資産総額の10%以内とします。

4 投資リスクについて

（投資信託はリスク商品であり、投資元金は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。）

- ・当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。
- ・投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

- ・一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に新興国の株式は、先進国の株式に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。
- ・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

② 流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・一般に新興国の株式は、先進国の株式に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

③ 信用リスク

- ・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れが生じた場合や廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

- ・外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- ・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

⑤ カントリー・リスク

- ・投資対象国における非常事態など（金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- ・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。
- ・ファンドの投資対象資産が上場または取引されている諸国の税制は各国によって異なります。また、それらの諸国における税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。以上のような要因は、ファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

<その他の留意事項>

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

・投資対象とする投資信託証券に関する事項

◇諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。

◇ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴う資金流出入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。

・運用制限や規制上の制限に関する事項

関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限さ

れることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

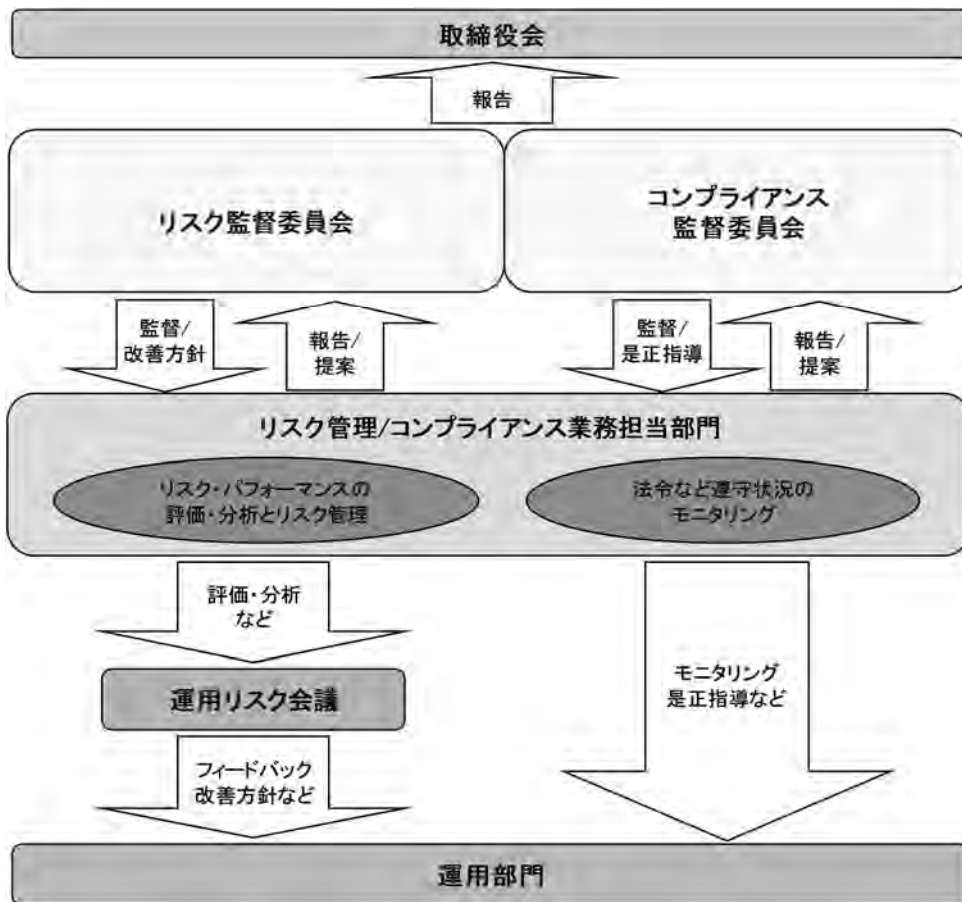
・ 法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

前記投資リスクに対する管理体制は以下の通りです。

【リスク管理体制】

＜委託会社におけるリスク管理体制＞



■全社的リスク管理

委託会社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理／コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。委託会社における法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク（流動性リスクを含む）、市場リスク、カウンターパーティーリスク、オペレーショナルリスク（事務リスクを含む）など）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記のリスク管理体制は、2025年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3. その他の詳細情報

1 グローバル株式ファンド・為替ヘッジなし（適格機関投資家向け）の投資対象

- ① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1) 有価証券
 - 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。）
 - 3) 金銭債権
 - 4) 約束手形
 - 5) 為替手形
- ② 主としてルクセンブルグ籍外国投資法人 アモーヴァ・グローバル・エクイティー・ファンド クラスP 円建投資証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
 - 1) 株券または新株引受権証書
 - 2) 国債証券
 - 3) 地方債証券
 - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 6) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7) コマーシャル・ペーパー
 - 8) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 9) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)～8)の証券または証書の性質を有するもの
 - 10) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 11) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下12)において同じ。）で12)に定めるものの以外のもの
 - 12) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 - 13) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 14) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 - 15) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 16) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 17) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 18) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 19) 外国の者に対する権利で18)の有価証券の性質を有するもの
- ③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
 - 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
 - 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの
- ④ 次の取引ができます。
 - 1) 信用取引
 - 2) 先物取引等
 - 3) スワップ取引
 - 4) 金利先渡取引
 - 5) 為替先渡取引
 - 6) 有価証券の貸付
 - 7) 公社債の空売
 - 8) 公社債の借入
 - 9) 外国為替予約取引
 - 10) 資金の借入

2 グローバル株式ファンド・為替ヘッジなし（適格機関投資家向け）の投資制限

＜約款に定める投資制限＞

- 1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。
- 3) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 4) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- 5) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 6) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
- 7) わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- 8) わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商

- 品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 9) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 10) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行なうことの指図をすることができます。金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 11) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および上場投資信託証券を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - ハ) 上場投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付上場投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する上場投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- 12) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 13) 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 14) 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 15) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
- イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 - ハ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内
- 二) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

4. 運用状況

以下は、2025 年 9 月 30 日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

また、投資比率は、小数第 3 位を切り捨てているため、当該比率の合計が合わない場合があります。

1 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	ルクセンブルク	10,214,928,341	99.54
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	46,916,193	0.46
合計（純資産総額）		10,261,844,534	100.00

2 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

a. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ルクセンブルク	投資証券	アモーヴァ・グローバル・エクイティ・ファンドクラスP	2,240,361,518	4.01	9,000,142,290	4.55	10,214,928,341	99.54

b. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	99.54
合 計	99.54

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

3 運用実績

① 純資産の推移

2025 年 9 月 30 日及び同日 1 年以内における各月末ならびに各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第 1 計算期間末（2020 年 3 月 16 日）	113	113	0.8826	0.8826
第 2 計算期間末（2021 年 3 月 15 日）	707	707	1.4455	1.4455
第 3 計算期間末（2022 年 3 月 15 日）	1,813	1,813	1.5041	1.5041
第 4 計算期間末（2023 年 3 月 15 日）	3,487	3,487	1.5914	1.5914
第 5 計算期間末（2024 年 3 月 15 日）	6,657	6,657	2.2484	2.2484
第 6 計算期間末（2025 年 3 月 17 日）	8,370	8,370	2.4985	2.4985
2024 年 9 月末日	7,530	—	2.4134	—
10 月末日	8,194	—	2.5823	—
11 月末日	8,329	—	2.6099	—
12 月末日	8,744	—	2.7046	—
2025 年 1 月末日	8,809	—	2.6995	—
2 月末日	8,511	—	2.5846	—
3 月末日	8,435	—	2.5179	—
4 月末日	8,129	—	2.3913	—
5 月末日	9,029	—	2.5949	—
6 月末日	9,612	—	2.7227	—
7 月末日	10,125	—	2.8444	—
8 月末日	10,158	—	2.8222	—
9 月末日	10,261	—	2.8313	—

② 分配の推移

期	期間	1 口当たりの分配金（円）
第 1 期	2019 年 6 月 28 日～2020 年 3 月 16 日	0.0000
第 2 期	2020 年 3 月 17 日～2021 年 3 月 15 日	0.0000
第 3 期	2021 年 3 月 16 日～2022 年 3 月 15 日	0.0000
第 4 期	2022 年 3 月 16 日～2023 年 3 月 15 日	0.0000
第 5 期	2023 年 3 月 16 日～2024 年 3 月 15 日	0.0000
第 6 期	2024 年 3 月 16 日～2025 年 3 月 17 日	0.0000

③ 収益率の推移

期	期間	収益率 (%)
第 1 期	2019 年 6 月 28 日～2020 年 3 月 16 日	△11.74
第 2 期	2020 年 3 月 17 日～2021 年 3 月 15 日	63.78
第 3 期	2021 年 3 月 16 日～2022 年 3 月 15 日	4.05
第 4 期	2022 年 3 月 16 日～2023 年 3 月 15 日	5.80
第 5 期	2023 年 3 月 16 日～2024 年 3 月 15 日	41.28
第 6 期	2024 年 3 月 16 日～2025 年 3 月 17 日	11.12
当中間期	2025 年 3 月 18 日～2025 年 9 月 17 日	12.68

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

Ⅱ. 財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ. 投資信託（ファンド）の経理状況」中の「1. 財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。

「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ. 投資信託（ファンド）の経理状況」中の「1. 財務諸表」については、当社の委嘱に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査に準じて、第6期計算期間（2024年3月16日から2025年3月17日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。その監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ. 投資信託（ファンド）の経理状況」中の「1. 財務諸表」の直前に添付しております。

（1）貸借対照表

（単位：円）

	第5期 2024年3月15日現在	第6期 2025年3月17日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	49,871,282	71,550,454
投資証券	6,625,166,481	8,325,274,424
未収利息	-	953
流動資産合計	6,675,037,763	8,396,825,831
資産合計	6,675,037,763	8,396,825,831
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	899,874	1,374,963
未払委託者報酬	15,898,862	24,292,031
未払利息	2	-
その他未払費用	759,690	815,086
流動負債合計	17,558,428	26,482,080
負債合計	17,558,428	26,482,080
純資産の部		
元本等		
元本	2,960,966,711	3,350,152,736
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,696,512,624	5,020,191,015
（分配準備積立金）	1,909,429,177	2,643,981,847
元本等合計	6,657,479,335	8,370,343,751
純資産合計	6,657,479,335	8,370,343,751
負債純資産合計	6,675,037,763	8,396,825,831

（２）損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第 5 期 自 2023 年 3 月 16 日 至 2024 年 3 月 15 日	第 6 期 自 2024 年 3 月 16 日 至 2025 年 3 月 17 日
営業収益		
受取利息	58	140,355
有価証券売買等損益	1,782,678,623	783,575,533
営業収益合計	1,782,678,681	783,715,888
営業費用		
支払利息	11,794	4
受託者報酬	1,608,286	2,585,011
委託者報酬	28,415,394	45,670,765
その他費用	806,867	895,702
営業費用合計	30,842,341	49,151,482
営業利益又は営業損失（△）	1,751,836,340	734,564,406
経常利益又は経常損失（△）	1,751,836,340	734,564,406
当期純利益又は当期純損失（△）	1,751,836,340	734,564,406
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△294	-
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,296,008,209	3,696,512,624
剰余金増加額又は欠損金減少額	654,582,075	589,113,985
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	654,582,075	589,113,985
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,914,294	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,914,294	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,696,512,624	5,020,191,015

（３）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき当該投資証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年 3 月 16 日から翌年 3 月 15 日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当計算期間は 2024 年 3 月 16 日から 2025 年 3 月 17 日までとなっております。

Ⅲ. 「特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容（資産の運用に関する重要な事項）」の項目

投資信託（ファンド）の沿革・投資信託（ファンド）の経理状況の詳細・設定及び解約の実績については、「特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容（資産の運用に関する重要な事項）」に記載されています。

「特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容（資産の運用に関する重要な事項）」の項目は以下の通りです。

- Ⅰ. 投資信託（ファンド）の沿革
- Ⅱ. 投資信託（ファンド）の経理状況
 - 1. 財務諸表
 - （１） 貸借対照表
 - （２） 損益及び剰余金計算書
 - （３） 注記表
 - （４） 附属明細表
 - 2. ファンドの現況
 - 純資産額計算書
- Ⅲ. 設定及び解約の実績

資産の運用に関する重要な事項

特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容
（資産の運用に関する重要な事項）

I. 投資信託（ファンド）の沿革

2019 年 6 月 28 日 ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始

II. 投資信託（ファンド）の経理状況

- （1） 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （2） 当ファンドは、第 6 期計算期間（2024 年 3 月 16 日から 2025 年 3 月 17 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025 年 4 月 23 日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

辻村 和之

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

榎原 康太

監査意見

当監査法人は、グローバル株式ファンド・為替ヘッジなし（適格機関投資家向け）の 2024 年 3 月 16 日から 2025 年 3 月 17 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル株式ファンド・為替ヘッジなし（適格機関投資家向け）の 2025 年 3 月 17 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、日興アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	第 5 期 2024 年 3 月 15 日現在	第 6 期 2025 年 3 月 17 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	49,871,282	71,550,454
投資証券	6,625,166,481	8,325,274,424
未収利息	–	953
流動資産合計	6,675,037,763	8,396,825,831
資産合計	6,675,037,763	8,396,825,831
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	899,874	1,374,963
未払委託者報酬	15,898,862	24,292,031
未払利息	2	–
その他未払費用	759,690	815,086
流動負債合計	17,558,428	26,482,080
負債合計	17,558,428	26,482,080
純資産の部		
元本等		
元本	2,960,966,711	3,350,152,736
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,696,512,624	5,020,191,015
（分配準備積立金）	1,909,429,177	2,643,981,847
元本等合計	6,657,479,335	8,370,343,751
純資産合計	6,657,479,335	8,370,343,751
負債純資産合計	6,675,037,763	8,396,825,831

（２）損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第 5 期 自 2023 年 3 月 16 日 至 2024 年 3 月 15 日	第 6 期 自 2024 年 3 月 16 日 至 2025 年 3 月 17 日
営業収益		
受取利息	58	140,355
有価証券売買等損益	1,782,678,623	783,575,533
営業収益合計	1,782,678,681	783,715,888
営業費用		
支払利息	11,794	4
受託者報酬	1,608,286	2,585,011
委託者報酬	28,415,394	45,670,765
その他費用	806,867	895,702
営業費用合計	30,842,341	49,151,482
営業利益又は営業損失（△）	1,751,836,340	734,564,406
経常利益又は経常損失（△）	1,751,836,340	734,564,406
当期純利益又は当期純損失（△）	1,751,836,340	734,564,406
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△294	-
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,296,008,209	3,696,512,624
剰余金増加額又は欠損金減少額	654,582,075	589,113,985
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	654,582,075	589,113,985
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,914,294	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,914,294	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,696,512,624	5,020,191,015

（３）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき当該投資証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年３月１６日から翌年３月１５日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当計算期間は 2024 年 ３月 16 日から 2025 年 ３月 17 日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

		第 5 期 2024 年 ３月 15 日現在	第 6 期 2025 年 ３月 17 日現在
1.	期首元本額	2, 191, 248, 771 円	2, 960, 966, 711 円
	期中追加設定元本額	779, 717, 940 円	389, 186, 025 円
	期中一部解約元本額	10, 000, 000 円	－円
2.	受益権の総数	2, 960, 966, 711 口	3, 350, 152, 736 口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 5 期 自 2023 年 ３月 16 日 至 2024 年 ３月 15 日		第 6 期 自 2024 年 ３月 16 日 至 2025 年 ３月 17 日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A	計算期末における費用控除後の配当等収益 0 円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益 130, 521 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 1, 751, 838, 557 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 734, 422, 149 円
C	信託約款に定める収益調整金 1, 787, 083, 447 円	C	信託約款に定める収益調整金 2, 376, 209, 168 円
D	信託約款に定める分配準備積立金 157, 590, 620 円	D	信託約款に定める分配準備積立金 1, 909, 429, 177 円
E	分配対象収益（A+B+C+D） 3, 696, 512, 624 円	E	分配対象収益（A+B+C+D） 5, 020, 191, 015 円
F	分配対象収益（1 万口当たり） 12, 484 円	F	分配対象収益（1 万口当たり） 14, 984 円
G	分配金額 0 円	G	分配金額 0 円
H	分配金額（1 万口当たり） 0 円	H	分配金額（1 万口当たり） 0 円

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

	第 5 期 自 2023 年 3 月 16 日 至 2024 年 3 月 15 日	第 6 期 自 2024 年 3 月 16 日 至 2025 年 3 月 17 日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	第 5 期 2024 年 3 月 15 日現在	第 6 期 2025 年 3 月 17 日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

第 5 期（2024 年 3 月 15 日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	1,782,678,623
合計	1,782,678,623

第 6 期（2025 年 3 月 17 日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	783,575,533
合計	783,575,533

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

第5期 2024年3月15日現在		第6期 2025年3月17日現在	
1口当たり純資産額	2.2484円	1口当たり純資産額	2.4985円
(1万口当たり純資産額)	(22,484円)	(1万口当たり純資産額)	(24,985円)

（4）附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	日興AMグローバル・エクイティ・ファンド クラスP	2,078,927,839	8,325,274,424	
合計		2,078,927,839	8,325,274,424	

（注）券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. ファンドの現況

純資産額計算書（2025 年 9 月 30 日現在）

I 資産総額	10,264,738,267円
II 負債総額	2,893,733円
III 純資産総額（I－II）	10,261,844,534円
IV 発行済口数	3,624,382,249口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.8313円

III. 設定及び解約の実績

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2019年6月28日～2020年3月16日	129,297,525	380,000
第2期	2020年3月17日～2021年3月15日	360,550,716	0
第3期	2021年3月16日～2022年3月15日	716,048,223	0
第4期	2022年3月16日～2023年3月15日	985,732,307	0
第5期	2023年3月16日～2024年3月15日	779,717,940	10,000,000
第6期	2024年3月16日～2025年3月17日	389,186,025	0
当中間期	2025年3月18日～2025年9月17日	274,229,513	0

（注）第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

外国株式インデックス I 型

- 主な投資対象となる投資信託
マニユライフ・外国株式インデックスファンド／ヘッジあり（適格機関投資家専用）
- 運用会社
マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社

資産の運用に関する極めて重要な事項

特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容
（資産の運用に関する極めて重要な事項）

I. 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名 称

マニュアル・外国株式インデックスファンド／ヘッジあり（適格機関投資家専用）

以下、上記を「ファンド」といいます。

2 目的及び基本的性格

マニュアル・外国株式インデックス・マザーファンド（ヘッジあり）（以下、「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とし、MSCI-KOKUSAI インデックス（税引前配当金再投資・円ベース・円ヘッジ）※に連動する投資成果をめざして運用を行います。

当ファンドの分類は、追加型投信／海外／株式／インデックス型 に属します。

信託金の上限は 5,000 億円とします。

※MSCI-KOKUSAI インデックスは、MSCI Inc. が開発した株式指数で、日本を除く世界の主要国で構成されています。同指数の著作権、知的所有権その他一切の権利は同社に帰属します。同社は、同指数の内容を変更・公表を停止する権利を有しています。指数の実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

以下は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。なお、当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛表示しています。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
追加型	海外	債券	特殊型
	内外	不動産投信 その他資産 資産複合	

・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式	年 1 回	グローバル	ファミリー ファンド	あり （フルヘッジ）	日経 225
一般 大型株 中小型株	年 2 回	日本 北米 欧州	ファンド・ オブ・ファンズ	なし	TOPIX
債券	年 4 回	アジア オセアニア			その他 （MSCI-KOKUSAI インデックス（税 引前配当金再投 資・円ベース・円 ヘッジ））
一般 公債 社債 その他債券	年 6 回（隔月）	中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング			
不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （株式一般））	年 12 回（毎月）				
資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	日々 その他				

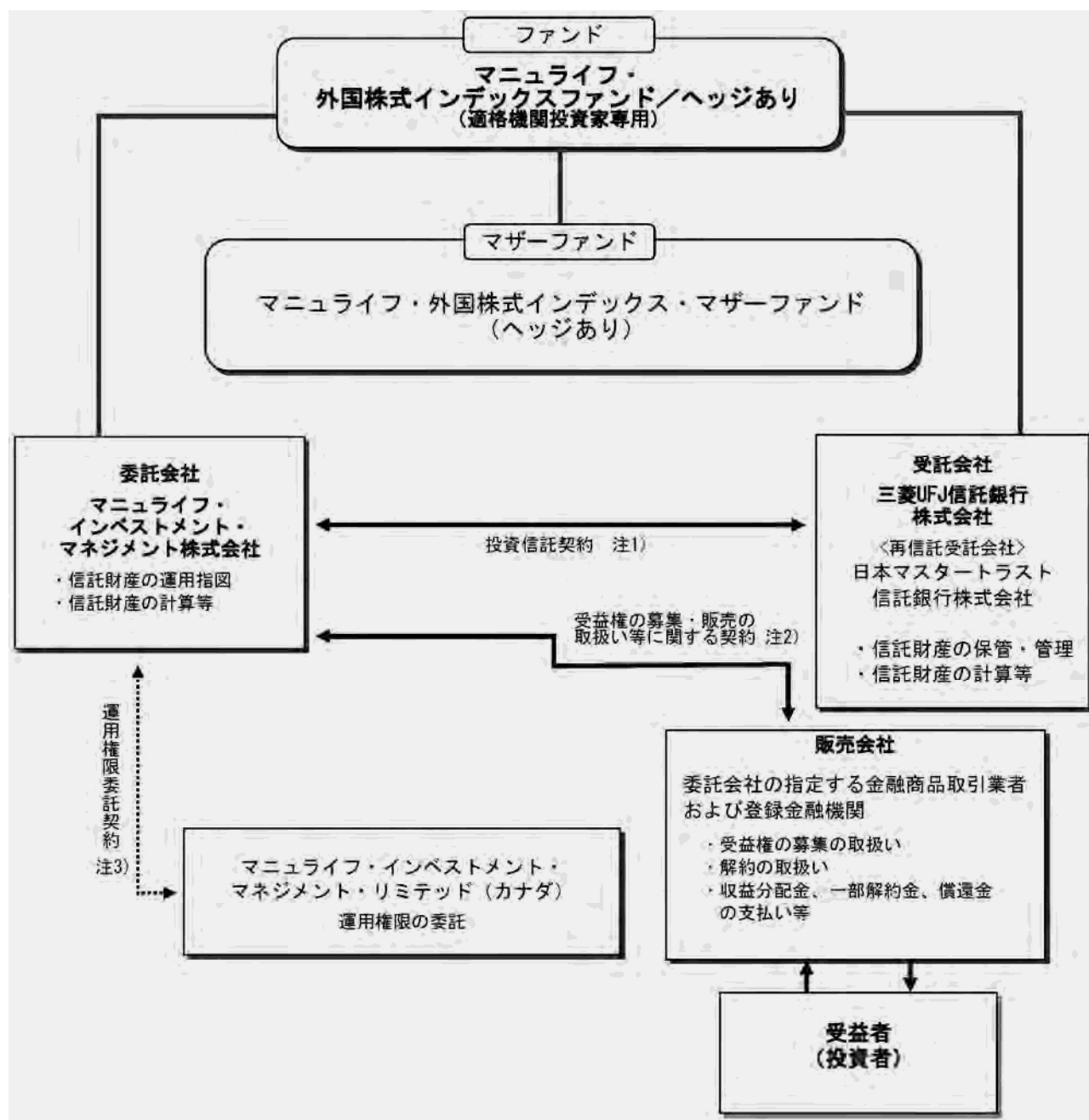
* 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

* 当ファンドはファミリー・ファンドです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式一般））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

* 商品分類・属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

3 仕組み

◆ ファンドの仕組み



<関係法人と締結している契約の概要>

- 注1) 投資信託を運営するルールを規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利等の内容が規定事項です。当契約は「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届け出がなされた信託約款の内容に基づき締結されます。
- 注2) 投資信託を販売するルールを両者間で規定したもの。ファンド販売の取扱い、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い、解約請求の受付等の業務の内容が規定事項です。
- 注3) 投資顧問会社に対して行うマザーファンド運用に関わる権限の委託についてのルールを規定したもの。運用権限の委託を行う投資資産、委託の内容、報酬等の内容が規定事項です。運用権限の委託を行う者は、委託会社と同様、マニュライフ・ファイナンシャル・グループに属し、投資運用業務を行っています。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

- ① マザーファンドを通じて主として MSCI-KOKUSAI インデックスに採用されている株式等に投資し、同インデックス（税引前配当金再投資・円ベース・円ヘッジ）と連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ② マザーファンドの運用については、委託会社の関連会社である投資運用業者、マニュアル・インベストメント・マネジメント・リミテッド（カナダ）に運用の指図に関する権限の一部を委託します。
- ③ マザーファンドの受益証券の組入比率は原則として高位を保ちます。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

○投資対象の詳細につきましては、「3. その他の詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】

マザーファンドの投資方針と主な投資対象

マニュアル・外国株式インデックス・マザーファンド（ヘッジあり）

世界の主要国の株式市場の動きをとらえることを目標に、MSCI-KOKUSAI インデックス（税引前配当金再投資・円ベース・円ヘッジ）※に連動する投資成果をめざして運用を行います。

MSCI-KOKUSAI インデックスに採用されている株式を主要投資対象とします。

株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動および運用の効率化に資するため、株価指数先物取引等を利用し、組入比率の調整を行うことがあります。その場合、当該組入比率は、信託財産の純資産総額をある程度上回るあるいは下回ることがあります。

組入外貨建資産に対して、為替変動リスクを回避するため、外国為替予約取引を利用し、原則として為替フルヘッジを行います。ただし、対象インデックスとの連動に資するため、当該取引によるヘッジ比率の調整を行うことがあります。その場合、当該ヘッジ比率は、信託財産の純資産総額をある程度上回るあるいは下回ることがあります。

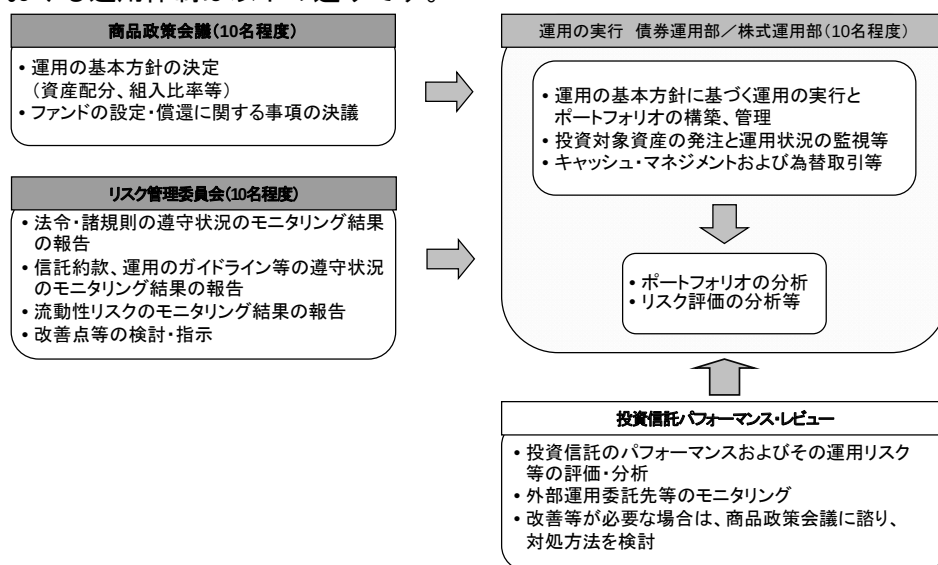
委託会社の関連会社である投資運用業者、マニュアル・インベストメント・マネジメント・リミテッドに運用の指図に関する権限の一部を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※MSCI-KOKUSAI インデックスは、MSCI Inc. が開発した株式指数で、日本を除く世界の主要国で構成されています。同指数の著作権、知的所有権その他一切の権利は同社に帰属します。同社は、同指数の内容を変更・公表を停止する権利を有しています。指数の実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

2 運用体制

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



商品政策会議	商品企画部が策定した運用の基本方針およびファンドの設定・償還に関する事項について、決議を行います。
リスク管理委員会	法務・コンプライアンス部は、法令・諸規則、信託約款、運用のガイドライン等の遵守状況をモニタリングし、その結果を総合企画室オペレーショナルリスク管理担当者に報告します。流動性リスク管理担当部署は、組入資産の流動性リスクをモニタリングし、閾値を超えている場合には当委員会に報告します。当委員会は、ガイドラインモニタリングにより必要と認められた場合、関連部署に改善等の指示を行います。また流動性リスク管理態勢が不十分であると判断した場合には、適切に態勢の見直し等を行う等の必要な措置をとることを総合企画室オペレーショナルリスク管理担当者に指示し、その実施状況を確認します。

※上記の会議および委員会は、代表取締役、商品企画部長、担当する運用部長、担当する営業部長、オペレーション部長、法務・コンプライアンス部長、総合企画室オペレーショナルリスク管理担当者および関連部署の代表者により構成されています。

◆ 運用体制に関する社内規則等

1. 運用に関する社内規程およびリスク管理に関する規程等（以下「当規程」といいます。）に基づき、適切な管理を行うと共に、内部牽制の維持に努めます。
2. 実際の運用においては、当規程により利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を設けております。

◆ ファンドの関係法人に対する管理体制等

1. 受託会社または受託会社の再委託先に対しては、日々の純資産総額の照合、月次の勘定残高の照合等を行います。また、受託会社の監査人が受託業務に関する内部統制の有効性・妥当性について評価した報告書を受託会社より受取ります。
2. 運用の委託を行う場合、その外部運用委託先に対しては、継続的に運用体制、リスク管理体制等に関して、適宜に調査・評価を行います。また、その外部運用委託先には定期的に運用状況と運用ガイドラインの遵守状況の報告を求めます。

上記体制は 2025 年 9 月末時点のものであり、今後変更となる場合があります。

3 主な投資制限

ファンドの投資信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 有価証券先物取引等の直接利用は行いません。
- ④ 信用取引、空売り、有価証券の貸付および借入れは行いません。
- ⑤ 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除く）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

マニユライフ・外国株式インデックス・マザーファンド（ヘッジあり）

- ① 株式（新株引受証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の株式（新株引受証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
- ④ 投資信託証券（REIT＝不動産投資信託を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 有価証券先物取引等は、ヘッジ目的に限定せず、約款に定める範囲で行います。
- ⑥ スワップ取引は、ヘッジ目的に限定せず、約款に定める範囲で行います。
- ⑦ 信用取引、空売り、有価証券の借入れは行いません。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他の詳細情報」をご参照ください。

4 投資リスクについて

（投資信託はリスク商品であり、投資元金は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。）

- ・ 当ファンド（マザーファンドを含みます。）は、主に有価証券等値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。
- ・ 投資信託は預貯金と異なり、投資元本は保証されているものではありません。また、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。
- ・ お申込みの際は、当ファンドのリスクをご認識・ご検討のうえ、慎重にご判断いただく必要があります。

当ファンド（マザーファンドを含みます）が有する主なリスクは以下の通りです。

① 価額変動リスク

- ・ 一般に株式の価格は、国内および国外の経済・政治情勢等の影響を受け変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・ ファンドはMSCI-KOKUSAI インデックス（税引前配当金再投資・円ベース・円ヘッジ）に連動する投資成果を目指して運用することから、株式投資に係る価格変動リスクの影響を受け、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。

② 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となる場合は、市場実勢から期待される価格で売買できない可能性があります。この場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

③ 信用リスク

- ・ 一般に投資した発行体の財務・財政等に直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・ 一般に公社債および短期金融資産にデフォルト（債務不履行）や元利金に支払い遅延等が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

当ファンドは原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、円と投資対象通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。なお、為替ヘッジを行う場合、円金利が当該外貨の金利より低い場合には、その金利差相当のコストがかかります。

⑤ カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、組入れた有価証券の価格が予想外に下落し、方針に沿った運用が困難となることがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑥ デリバティブの利用に伴うリスク

ファンドは、指数先物取引等デリバティブと呼ばれる金融派生商品を定められた範囲で利用することがあります。デリバティブの価値は、基礎となる株式、債券等の原資産価値に依存し、またそれらによって変動します。

なお、その価値は、種類によっては基礎となる原資産の価値以上に変動することもあります。また、取引市場の状況によっては、取引所等の値幅制限等により予定通り反対売買できなかったり、取引相手の倒産等で反対売買ができなくなったり、理論価値より大幅に不利な条件でしか、反対売買ができなくなるリスクがあり、損失を被ることがあります。したがって、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。

⑦ 外国為替予約取引の利用に伴うリスク

外国為替予約とは、将来あらかじめ定められた条件（取引対象通貨、時期、金額、為替レート等）で外貨の売買を行う契約のことをいいます。一般的に為替変動リスクの回避のために利用されます。ファンドにおいて、売り予約（外貨を売る契約）を行った場合、当該外貨の為替レートが円高方向に変動すれば収益が発生し、円安方向に変動すれば損失が発生します。（仮に買予約を行っている場合は、逆の結果となります。）

為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあり、その場合基準価額が下落する要因となります。

<その他の留意事項>

① インデックスへの連動性に関する事項

ファンドが組入れるマザーファンドは、対象インデックスの動きに連動させることを目指して運用を行うことを基本としますが、主として次の事由からファンドの基準価額の動きと、当該インデックスの動きに乖離が生じて、完全に連動するものではありません。

- ・ インデックスの構成銘柄のすべてを、ファンドにおいて、インデックスの算出通りに組入れられない場合があること
- ・ ファンドにおける信託報酬、売買委託手数料等の費用負担の影響
- ・ ファンドにおける売買約定価格と基準価額計算に使用する評価時価の相違
- ・ インデックス算出に使用する時価と基準価額計算における時価の相違
- ・ インデックス算出に使用する為替レートと基準価額計算における為替レートの相違
- ・ 円ヘッジのインデックス算出に用いられるヘッジ・コストと実際のファンドにおけるヘッジ・コストとの相違
- ・ 株価指数先物・債券先物等を利用した場合、当該先物等の時価の動きとインデックスの動きの乖離
- ・ インデックスの構成銘柄の入れ替えおよびその算出方法の変更による影響等

② システムリスク・市場リスク等に関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に取得・換金ができなくなることもあります。

③ 流動性リスクに関する事項

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

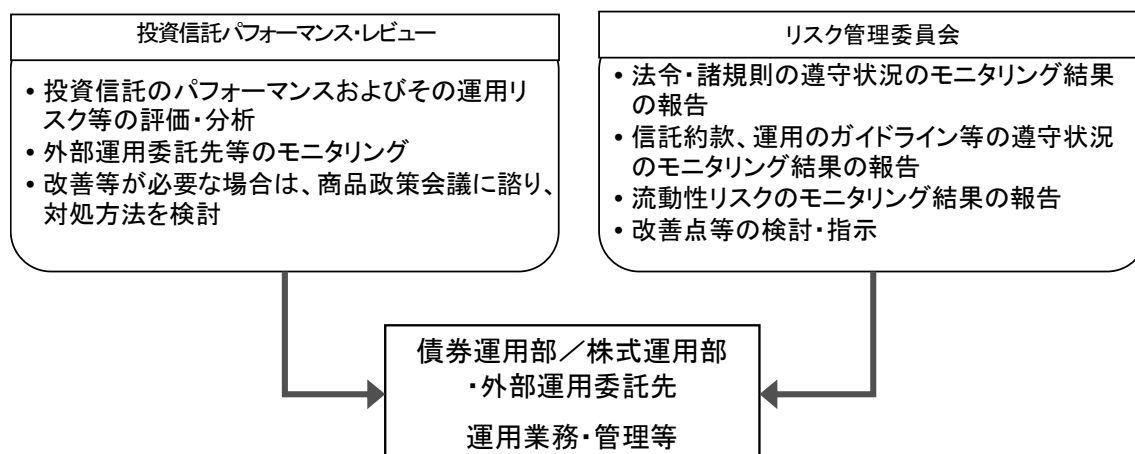
④ 法令・税制・会計方針等の変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針等は、今後変更される場合があります。

当ファンドが有する主なリスクおよび留意点は上記の通りです。ただし、すべてのリスクおよび留意点を完全には網羅しておりませんので、ご注意ください。

前記投資リスクに対する管理体制は以下の通りです。

◆ リスク管理関連の会議



リスク管理委員会	法務・コンプライアンス部は、法令・諸規則、信託約款、運用のガイドライン等の遵守状況をモニタリングし、その結果を総合企画室オペレーショナルリスク管理担当者に報告します。流動性リスク管理担当部署は、組入資産の流動性リスクをモニタリングし、閾値を超えている場合には当委員会に報告します。 当委員会は、ガイドラインモニタリングにより必要と認められた場合、関連部署に改善等の指示を行います。また流動性リスク管理態勢が不十分であると判断した場合には、適切に態勢の見直し等を行う等の必要な措置をとることを総合企画室オペレーショナルリスク管理担当者に指示し、その実施状況を確認します。
----------	--

※上記の委員会は、代表取締役社長、債券運用本部長、株式運用部長、機関投資家営業部長、投信営業部長、商品企画部長、オペレーション部長、法務・コンプライアンス部長、総合企画室オペレーショナルリスク管理担当者、人事部長および経理部長により構成されています。

上記体制は 2025 年 9 月末時点のものであり、今後変更となる場合があります。

3. その他の詳細情報

1 マニユライフ・外国株式インデックスファンド／ヘッジあり（適格機関投資家専用）の投資対象

- ① 投資の対象とする資産の種類
この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、外国為替予約取引に限りません。）
 - ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ. 金銭債権（イおよびハに該当するものを除きます。）
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② 有価証券の指図範囲
委託会社は、信託金を、主としてマニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託「マニユライフ・外国株式インデックス・マザーファンド（ヘッジあり）」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益権ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
- ③ 金融商品の指図範囲
上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 外国の者に対する権利で、前号の権利の性質を有するもの
- ④ その他の投資対象の指図範囲
この信託において約款に定める投資対象とするその他のものは、次に掲げるものとします。
 - ・ 外国為替予約取引

2 マニユライフ・外国株式インデックスファンド／ヘッジあり（適格機関投資家専用）の投資制限

<約款に定める投資制限>

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 有価証券先物取引等の直接利用は行いません。
- ④ 信用取引、空売り、有価証券の貸付・借入れは行いません。
- ⑤ 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥ 外国為替予約取引の指図範囲
 - 1) 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
 - 2) 上記1)の予約取引の指図は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産の属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額を超えないものとします。
 - 3) 上記2)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その越える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ⑦ 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限される場合があります。
- ⑧ 資金の借入れ
 - 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡りまでの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 - 3) 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<法令上の投資制限>

1. デリバティブ取引において、金融商品の価格や金利変動その他の理由により、発生し得るリスクに対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額がファンドの純資産総額を超えることとなる取引は行いません。（金融商品取引法）
2. ある企業の発行する株式について、委託会社が運用する投資信託全体で、その企業の議決権の過半数を保有することとなる取引は行いません。（投資信託および投資法人に関する法律）

3 マザーファンドの投資制限

マニュアル・外国株式インデックス・マザーファンド（ヘッジあり）

<約款上の投資制限>

- ① 株式（新株引受証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の株式（新株引受証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
- ④ 投資信託証券（REIT＝不動産投資信託を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑤ 有価証券先物取引等の指図範囲
 - 1) 委託会社は、信託財産における運用成果の目標である MSCI-KOKUSAI インデックス（税引前配当金再投資・円ベース・円ヘッジ）との連動および運用の効率化に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金商法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものを言います。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金商法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものを言います。以下同じ。）、および有価証券オプション取引（金商法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものを言います。以下同じ。）ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
 1. 先物取引の買建て又は売建ておよびコール・オプション又はプット・オプションの売り付けの指図は、それらの取引の建て玉合計額が信託財産の純資産総額の範囲を超えないものとします。
 2. コール・オプションおよびプット・オプションの買い付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲とします。
 - 2) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国金融商品市場における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。なお、当該先物取引およびオプション取引の指図に係る建て玉範囲は、上記 1) 1. および 2. に準ずるものとします。
 - 3) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、当該先物取引およびオプション取引の指図に係る建て玉範囲は、上記 1) 1. および 2. に準ずるものとします。
- ⑥ スワップ取引の指図範囲
 - 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ニおよび第 28 条第 8 項第 4 号ホに掲げるものを言います。）等（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
 - 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として別に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - 3) スワップ取引の指図にあたっては、信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額

が減少して、スワップ取引に係る想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- 4) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 5) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑦ 信用取引、空売り、有価証券の貸付け・借入れは行いません。
- ⑧ 有価証券の貸付の指図範囲
 - 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。
 - 2) 上記 1) 1. および 2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - 3) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- ⑨ 外国為替予約取引の指図範囲
 - 1) 委託会社は、信託財産における為替リスクの回避および MSCI-KOKUSAI インデックス（税引前配当金再投資・円ベース・円ヘッジ）への連動に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図を行うことができるものとします。
 - 2) 上記 1) の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買い予約の合計額と売り予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額、若しくは信託財産の外貨建て資産額と⑤に係る有価証券先物取引等の建て玉額の合計額を超えないものとします。
- ⑩ 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

<法令上の投資制限>

マニュアル・外国株式インデックスファンド／ヘッジあり（適格機関投資家専用）の<法令上の投資制限>の 1. および 2. に準じます。

4. 運用状況

以下は、2025年9月30日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

また、投資比率は、小数第3位を切り捨てているため、当該比率の合計が合わない場合があります。

1 投資状況

資産の種類	国／地域名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	6,678,609,572	100.03
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	△2,101,234	△0.03
合計（純資産総額）		6,676,508,338	100.00

【参考情報】マザーファンドの投資状況

マニュライフ・外国株式インデックス・マザーファンド（ヘッジあり）

資産の種類	国／地域名	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	10,050,240,761	61.00
	カナダ	484,865,386	2.94
	パナマ	5,607,029	0.03
	ドイツ	345,962,976	2.10
	イタリア	97,212,891	0.59
	フランス	345,466,598	2.09
	オランダ	239,235,412	1.45
	スペイン	122,163,036	0.74
	ベルギー	28,539,061	0.17
	オーストリア	7,818,383	0.04
	ルクセンブルク	26,547,078	0.16
	フィンランド	38,000,616	0.23
	アイルランド	242,361,952	1.47
	ポルトガル	6,717,414	0.04
	イギリス	499,501,203	3.03
	スイス	356,216,052	2.16
	スウェーデン	108,385,683	0.65
	ノルウェー	21,352,609	0.12
	デンマーク	67,472,344	0.40
	ケイマン	27,710,807	0.16
	リベリア	15,273,611	0.09
	オーストラリア	221,650,693	1.34
	バミューダ	14,930,550	0.09
	ニュージーランド	9,401,999	0.05
	香港	54,428,835	0.33
	シンガポール	46,240,948	0.28

資産の種類	国／地域名	時価合計（円）	投資比率（%）
	イスラエル	37,329,705	0.22
	キュラソー	9,581,415	0.05
	ジャージー	25,132,213	0.15
	マン島	1,339,646	0.00
	小計	13,556,686,906	82.29
投資証券	アメリカ	175,857,583	1.06
	フランス	5,345,838	0.03
	イギリス	3,132,853	0.01
	オーストラリア	13,589,126	0.08
	香港	2,428,144	0.01
	シンガポール	1,872,747	0.01
	小計	202,226,291	1.22
現金・預金・その他の資産 （負債控除後）	—	2,714,530,130	16.47
合計（純資産総額）		16,473,443,327	100.00

2 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （%）
日本	親投資信託 受益証券	マニユライフ・ 外国株式インデックス・ マザーファンド （ヘッジあり）	1,078,029,696	5.8332	6,288,362,823	6.1952	6,678,609,572	100.03

b. 全銘柄の種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.03
合 計	100.03

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資資産

マニュライフ・外国株式インデックス・マザーファンド（ヘッジあり）

①投資有価証券の主要銘柄

a. 評価額上位 30 銘柄

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造 装置	29,731	20,409.95	606,808,497	27,073.82	804,931,980	4.88
2	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハード ウェアおよび機器	18,199	36,180.81	658,454,699	37,879.53	689,369,719	4.18
3	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サー ビス	8,604	60,671.57	522,018,253	76,613.64	659,183,827	4.00
4	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サー ビス流通・小売り	11,643	33,666.33	391,977,151	33,076.66	385,111,664	2.33
5	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC	メディア・娯楽	2,645	108,110.70	285,952,804	110,677.39	292,741,702	1.77
6	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造 装置	5,445	34,266.58	186,581,582	48,817.75	265,812,660	1.61
7	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	7,126	27,332.87	194,774,098	36,334.16	258,917,253	1.57
8	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	3,532	52,178.19	184,293,380	65,985.10	233,059,390	1.41
9	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	5,953	27,606.81	164,343,390	36,380.31	216,572,026	1.31
10	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	3,387	40,924.13	138,610,043	46,999.92	159,188,753	0.96
11	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融サービス	1,651	71,944.84	118,780,939	74,328.33	122,716,089	0.74
12	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテ クノロジー・ライフ サイエンス	982	126,354.45	124,080,076	108,162.80	106,215,878	0.64
13	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	ソフトウェア・サー ビス	2,084	52,691.60	109,809,314	50,643.02	105,540,055	0.64
14	アメリカ	株式	NETFLIX INC	一般消費財・サー ビス流通・小売り	519	157,893.19	81,946,569	179,610.32	93,217,757	0.56
15	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	5,247	16,102.86	84,491,710	17,005.07	89,225,621	0.54
16	アメリカ	株式	MASTERCARD INC-CLASS A	ソフトウェア・サー ビス	1,043	84,197.51	87,818,006	84,584.68	88,221,825	0.53
17	アメリカ	株式	ORACLE CORP	ソフトウェア・サー ビス	2,064	25,708.66	53,062,682	42,097.30	86,888,845	0.52
18	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小 売り	5,346	15,420.99	82,440,614	15,346.55	82,042,658	0.49
19	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテ クノロジー・ライフ サイエンス	2,930	23,281.85	68,215,834	27,039.58	79,225,986	0.48
20	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必需品流通・小 売り	540	158,936.84	85,825,896	136,503.60	73,711,947	0.44
21	アメリカ	株式	PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	ソフトウェア・サー ビス	2,759	17,805.87	49,126,413	26,628.67	73,468,519	0.44

マニュライフ・外国株式インデックスファンド／ヘッジあり（適格機関投資家専用）

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
22	アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	一般消費財・サービス流通・小売り	1,212	60,567.46	73,407,767	60,564.38	73,404,033	0.44
23	アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2,152	28,791.90	61,960,176	33,224.06	71,498,179	0.43
24	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	480	126,417.47	60,680,387	144,024.98	69,131,993	0.41
25	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	8,729	6,934.83	60,534,135	7,804.28	68,123,644	0.41
26	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品・パーソナル用品	2,857	24,292.74	69,404,386	22,857.54	65,304,010	0.39
27	アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC CO	資本財	1,300	30,955.13	40,241,669	43,715.63	56,830,325	0.34
28	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	1,105	76,994.78	85,079,233	51,390.39	56,786,390	0.34
29	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	2,387	22,716.11	54,223,356	23,240.16	55,474,281	0.33
30	ドイツ	株式	SAP SE	ソフトウェア・サービス	1,273	48,103.12	61,235,277	39,220.85	49,928,150	0.30

b. 全銘柄の種類／業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	エネルギー	3.05
		素材	2.67
		資本財	6.32
		商業・専門サービス	0.71
		運輸	1.14
		自動車・自動車部品	1.85
		耐久消費財・アパレル	0.84
		消費者サービス	1.13
		メディア・娯楽	5.83
		一般消費財・サービス流通・小売り	4.99
		生活必需品流通・小売り	1.40
		食品・飲料・タバコ	2.11
		家庭用品・パーソナル用品	1.04
		ヘルスケア機器・サービス	2.66
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4.79
		銀行	5.57
		金融サービス	4.53
		保険	2.47
		エクイティ不動産投資信託（REIT）	0.20
		ソフトウェア・サービス	10.56
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.21
		電気通信サービス	0.98
		公益事業	2.28
		半導体・半導体製造装置	8.85
投資証券	—	—	1.22
合計			83.52

- ② 投資不動産物件
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建／売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	S&P500 EMINI	買建	46	アメリカドル	15,290,732.12	2,276,484,199	15,441,050	2,298,863,524	13.95
	カナダ	モン트리オール取引所	S&P/TSX 60	買建	3	カナダドル	1,043,839.62	111,596,893	1,061,280	113,461,444	0.68
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO STOXX50	買建	30	ユーロ	1,621,085.4	282,830,770	1,659,000	289,445,730	1.75
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI 200	買建	3	オーストラリアドル	666,772.5	65,270,360	667,050	65,297,524	0.39
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	FTSE 100 IDX	買建	7	イギリスポンド	656,327.63	131,173,641	655,235	130,955,267	0.79
	スイス	ユーレックス・チューリッヒ取引所	SWISS MKT IX	買建	3	スイスフラン	367,114.38	68,474,175	360,900	67,315,068	0.40
	香港	香港先物取引所	HANG SENG	買建	1	香港ドル	1,325,325	25,353,468	1,341,000	25,653,330	0.15

(注) 先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	通貨	買建／売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	アメリカドル	買建	6,017.55	897,615	895,747	0.00
	アメリカドル	売建	77,324,000.00	11,305,178,617	11,500,862,464	△69.81
	カナダドル	売建	5,488,398.39	585,413,858	586,451,977	△3.55
	ユーロ	売建	7,922,000.00	1,359,333,603	1,381,580,956	△8.38
	イギリスポンド	売建	3,070,072.52	606,538,153	613,022,882	△3.72
	スイスフラン	売建	2,631,000.00	483,519,468	490,797,264	△2.97
	スウェーデンクローナ	売建	13,150,000.00	203,298,737	207,428,100	△1.25
	オーストラリアドル	売建	3,955,304.00	378,618,134	386,852,859	△2.34

(注) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

3 運用実績

① 純資産の推移

2025年9月30日及び同日1年以内における各月末ならびに各計算期末の純資産の推移は以下の通りです。

	年月日	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第7期	(2016年 2月22日)	15,345,006,805	15,345,006,805	2.2906	2.2906
第8期	(2017年 2月20日)	14,732,271,098	14,732,271,098	2.7989	2.7989
第9期	(2018年 2月20日)	11,963,343,801	11,963,343,801	3.1435	3.1435
第10期	(2019年 2月20日)	9,778,580,628	9,778,580,628	3.1784	3.1784
第11期	(2020年 2月20日)	8,508,898,082	8,508,898,082	3.7898	3.7898
第12期	(2021年 2月22日)	7,744,148,530	7,744,148,530	4.1843	4.1843
第13期	(2022年 2月21日)	6,829,262,563	6,829,262,563	4.6241	4.6241
第14期	(2023年 2月20日)	6,223,642,307	6,223,642,307	4.3029	4.3029
第15期	(2024年 2月20日)	6,438,889,735	6,438,889,735	4.8546	4.8546
第16期	(2025年 2月20日)	6,516,413,107	6,516,413,107	5.5968	5.5968
	2024年 9月末日	6,442,409,896	—	5.3287	—
	2024年10月末日	6,422,560,754	—	5.3476	—
	2024年11月末日	6,485,277,070	—	5.4742	—
	2024年12月末日	6,345,255,424	—	5.4182	—
	2025年 1月末日	6,450,640,446	—	5.5399	—
	2025年 2月末日	6,234,484,844	—	5.3911	—
	2025年 3月末日	5,961,433,811	—	5.1455	—
	2025年 4月末日	5,916,686,645	—	5.0975	—
	2025年 5月末日	6,289,297,653	—	5.3967	—
	2025年 6月末日	6,410,712,849	—	5.5704	—
	2025年 7月末日	6,487,701,140	—	5.7144	—
	2025年 8月末日	6,598,149,265	—	5.8130	—
	2025年 9月末日	6,676,508,338	—	5.9275	—

② 分配の推移

	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第7期	自 2015年2月21日 至 2016年2月22日	0.0000
第8期	自 2016年2月23日 至 2017年2月20日	0.0000
第9期	自 2017年2月21日 至 2018年2月20日	0.0000
第10期	自 2018年2月21日 至 2019年2月20日	0.0000
第11期	自 2019年2月21日 至 2020年2月20日	0.0000
第12期	自 2020年2月21日 至 2021年2月22日	0.0000
第13期	自 2021年2月23日 至 2022年2月21日	0.0000
第14期	自 2022年2月22日 至 2023年2月20日	0.0000
第15期	自 2023年2月21日 至 2024年2月20日	0.0000
第16期	自 2024年2月21日 至 2025年2月20日	0.0000

③ 収益率の推移

	計算期間	収益率(%)
第7期	自 2015年2月21日 至 2016年2月22日	△9.5
第8期	自 2016年2月23日 至 2017年2月20日	22.2
第9期	自 2017年2月21日 至 2018年2月20日	12.3
第10期	自 2018年2月21日 至 2019年2月20日	1.1
第11期	自 2019年2月21日 至 2020年2月20日	19.2
第12期	自 2020年2月21日 至 2021年2月22日	10.4
第13期	自 2021年2月23日 至 2022年2月21日	10.5
第14期	自 2022年2月22日 至 2023年2月20日	△6.9
第15期	自 2023年2月21日 至 2024年2月20日	12.8
第16期	自 2024年2月21日 至 2025年2月20日	15.3
第17期中	自 2025年2月21日 至 2025年8月20日	2.8

Ⅱ. 財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ. 投資信託（ファンド）の経理状況」中の「1. 財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。

「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ. 投資信託（ファンド）の経理状況」中の「1. 財務諸表」については、当社の委嘱に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査に準じて、第16期計算期間（2024年2月21日から2025年2月20日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。その監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ. 投資信託（ファンド）の経理状況」中の「1. 財務諸表」の直前に添付しております。

（1）貸借対照表

（単位：円）

	第15期 (2024年2月20日現在)	第16期 (2025年2月20日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	6,438,889,735	6,516,413,107
未収入金	18,725,812	9,140,670
流動資産合計	6,457,615,547	6,525,553,777
資産合計	6,457,615,547	6,525,553,777
負債の部		
流動負債		
未払解約金	10,000,300	—
未払受託者報酬	1,185,300	1,243,328
未払委託者報酬	7,281,084	7,637,534
その他未払費用	259,128	259,808
流動負債合計	18,725,812	9,140,670
負債合計	18,725,812	9,140,670
純資産の部		
元本等		
元本	1,326,349,198	1,164,311,519
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	5,112,540,537	5,352,101,588
（分配準備積立金）	3,738,526,383	3,898,397,086
元本等合計	6,438,889,735	6,516,413,107
純資産合計	6,438,889,735	6,516,413,107
負債純資産合計	6,457,615,547	6,525,553,777

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第 15 期 自 2023 年 2 月 21 日 至 2024 年 2 月 20 日	第 16 期 自 2024 年 2 月 21 日 至 2025 年 2 月 20 日
営業収益		
有価証券売買等損益	776,177,486	935,619,893
営業収益合計	776,177,486	935,619,893
営業費用		
受託者報酬	2,356,574	2,463,089
委託者報酬	14,476,007	15,130,282
その他費用	516,840	516,792
営業費用合計	17,349,421	18,110,163
営業利益又は営業損失（△）	758,828,065	917,509,730
経常利益又は経常損失（△）	758,828,065	917,509,730
当期純利益又は当期純損失（△）	758,828,065	917,509,730
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	41,399,738	82,265,805
期首剰余金又は期首欠損金（△）	4,777,252,924	5,112,540,537
剰余金増加額又は欠損金減少額	425,046,282	356,578,112
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	425,046,282	356,578,112
剰余金減少額又は欠損金増加額	807,186,996	952,260,986
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	807,186,996	952,260,986
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	5,112,540,537	5,352,101,588

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	該当事項はありません。

Ⅲ. 「特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容（資産の運用に関する重要な事項）」の項目

投資信託（ファンド）の沿革・投資信託（ファンド）の経理状況の詳細・設定および解約の実績については、「特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容（資産の運用に関する重要な事項）」に記載されています。

「特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容（資産の運用に関する重要な事項）」の項目は以下の通りです。

- I. 投資信託（ファンド）の沿革
- II. 投資信託（ファンド）の経理状況
 - 1. 財務諸表
 - （１） 貸借対照表
 - （２） 損益及び剰余金計算書
 - （３） 注記表
 - （４） 附属明細表
 - 2. ファンドの現況
 - 純資産額計算書
- III. 設定及び解約の実績

資産の運用に関する重要な事項

特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容 （資産の運用に関する重要な事項）

I. 投資信託（ファンド）の沿革

2009 年 2 月 投資信託契約締結、運用開始

II. 投資信託（ファンド）の経理状況

- 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 当ファンドは、当社の委嘱に基づき、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査に準じて、第 16 期計算期間（2024 年 2 月 21 日から 2025 年 2 月 20 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025 年 4 月 11 日

マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

久保 直樹

監査意見

当監査法人は、マニュライフ・外国株式インデックスファンド／ヘッジあり（適格機関投資家専用）の 2024 年 2 月 21 日から 2025 年 2 月 20 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マニュライフ・外国株式インデックスファンド／ヘッジあり（適格機関投資家専用）の 2025 年 2 月 20 日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。
当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 財務諸表

（1）貸借対照表

（単位：円）

	第 15 期 (2024 年 2 月 20 日現在)	第 16 期 (2025 年 2 月 20 日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	6,438,889,735	6,516,413,107
未収入金	18,725,812	9,140,670
流動資産合計	6,457,615,547	6,525,553,777
資産合計	6,457,615,547	6,525,553,777
負債の部		
流動負債		
未払解約金	10,000,300	—
未払受託者報酬	1,185,300	1,243,328
未払委託者報酬	7,281,084	7,637,534
その他未払費用	259,128	259,808
流動負債合計	18,725,812	9,140,670
負債合計	18,725,812	9,140,670
純資産の部		
元本等		
元本	1,326,349,198	1,164,311,519
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	5,112,540,537	5,352,101,588
（分配準備積立金）	3,738,526,383	3,898,397,086
元本等合計	6,438,889,735	6,516,413,107
純資産合計	6,438,889,735	6,516,413,107
負債純資産合計	6,457,615,547	6,525,553,777

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第 15 期 自 2023 年 2 月 21 日 至 2024 年 2 月 20 日	第 16 期 自 2024 年 2 月 21 日 至 2025 年 2 月 20 日
営業収益		
有価証券売買等損益	776,177,486	935,619,893
営業収益合計	776,177,486	935,619,893
営業費用		
受託者報酬	2,356,574	2,463,089
委託者報酬	14,476,007	15,130,282
その他費用	516,840	516,792
営業費用合計	17,349,421	18,110,163
営業利益又は営業損失（△）	758,828,065	917,509,730
経常利益又は経常損失（△）	758,828,065	917,509,730
当期純利益又は当期純損失（△）	758,828,065	917,509,730
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	41,399,738	82,265,805
期首剰余金又は期首欠損金（△）	4,777,252,924	5,112,540,537
剰余金増加額又は欠損金減少額	425,046,282	356,578,112
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	425,046,282	356,578,112
剰余金減少額又は欠損金増加額	807,186,996	952,260,986
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	807,186,996	952,260,986
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	5,112,540,537	5,352,101,588

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	該当事項はありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第 15 期 (2024 年 2 月 20 日現在)	第 16 期 (2025 年 2 月 20 日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

項 目	第 15 期 (2024 年 2 月 20 日現在)	第 16 期 (2025 年 2 月 20 日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	1,446,389,383 円	1,326,349,198 円
期中追加設定元本額	124,166,259 円	84,566,722 円
期中一部解約元本額	244,206,444 円	246,604,401 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	1,326,349,198 口	1,164,311,519 口
3. 計算期間末日における 1 口当たり純資産額 (計算期間末日における 1 万口当たり純資産額)	4.8546 円 48,546 円	5.5968 円 55,968 円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	第 15 期 自 2023 年 2 月 21 日 至 2024 年 2 月 20 日	第 16 期 自 2024 年 2 月 21 日 至 2025 年 2 月 20 日
1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に対して年率 0.15%以内の額	純資産総額に対して年率 0.15%以内の額
2. 分配金の計算過程		
計算期間末における配当等収益から費用を控除した額	111,875,460 円	102,271,923 円
有価証券売買等損益から費用を控除した額	187,266,616 円	732,972,002 円
信託約款に規定される収益調整金	1,450,176,033 円	1,492,271,070 円
信託約款に規定される分配準備積立金	3,439,384,307 円	3,063,153,161 円
分配対象収益	5,188,702,416 円	5,390,668,156 円
(1 万口当たり)	39,120 円	46,299 円
分配金額	0 円	0 円
(1 万口当たり)	0 円	0 円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、有価証券に関する注記に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動等）、信用リスク、流動性リスク等であります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と下記の会議体によりリスク管理を行っております。 ・投資信託パフォーマンス・レビュー 信託財産のパフォーマンスとそのリスクについて定期的な考査を行い、課題事項の指摘、改善を求めます。 ・リスク管理委員会 信託財産の運用リスクを運用部門と独立して把握、管理し、課題事項の指摘、改善を求めます。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 15 期 (2024 年 2 月 20 日現在)	第 16 期 (2025 年 2 月 20 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第 15 期 (2024 年 2 月 20 日現在)	第 16 期 (2025 年 2 月 20 日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	734, 002, 667	851, 805, 579
合計	734, 002, 667	851, 805, 579

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

① 有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	マニュライフ・外国株式インデックス・マザー ファンド（ヘッジあり）	1, 115, 805, 056	6, 516, 413, 107	
合計		1, 115, 805, 056	6, 516, 413, 107	

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. ファンドの現況

純資産額計算書（2025年9月30日現在）

種類	金額
I 資産総額	6,684,620,329 円
II 負債総額	8,111,991 円
III 純資産総額(I－II)	6,676,508,338 円
IV 発行済口数	1,126,361,711 口
V 1口当たり純資産額(III／IV)	5.9275 円
(1万口当たり純資産額)	(59,275 円)

【参考情報】マザーファンドの純資産額計算書（2025年9月30日現在）

マニュライフ・外国株式インデックス・マザーファンド（ヘッジあり）

種類	金額
I 資産総額	34,363,406,958 円
II 負債総額	17,889,963,631 円
III 純資産総額(I－II)	16,473,443,327 円
IV 発行済口数	2,659,056,427 口
V 1口当たり純資産額(III／IV)	6.1952 円
(1万口当たり純資産額)	(61,952 円)

Ⅲ. 設定及び解約の実績

	年月日	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第7期	自 2015年2月21日 至 2016年2月22日	43,277,540	1,550,460,000	6,699,237,051
第8期	自 2016年2月23日 至 2017年2月20日	16,300,421	1,451,900,000	5,263,637,472
第9期	自 2017年2月21日 至 2018年2月20日	9,558,758	1,467,400,000	3,805,796,230
第10期	自 2018年2月21日 至 2019年2月20日	36,645,081	765,830,000	3,076,611,311
第11期	自 2019年2月21日 至 2020年2月20日	66,121,836	897,502,029	2,245,231,118
第12期	自 2020年2月21日 至 2021年2月22日	181,490,438	575,950,000	1,850,771,556
第13期	自 2021年2月23日 至 2022年2月21日	85,174,914	459,070,000	1,476,876,470
第14期	自 2022年2月22日 至 2023年2月20日	135,822,913	166,310,000	1,446,389,383
第15期	自 2023年2月21日 至 2024年2月20日	124,166,259	244,206,444	1,326,349,198
第16期	自 2024年2月21日 至 2025年2月20日	84,566,722	246,604,401	1,164,311,519
第17期中	自 2025年2月21日 至 2025年8月20日	37,035,072	61,090,015	1,140,256,576

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

米国債券型

- 主な投資対象となる投資信託
マニュライフ・米国投資適格債券戦略ファンド（適格機関投資家専用）
- 運用会社
マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社

資産の運用に関する極めて重要な事項

特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容
（資産の運用に関する極めて重要な事項）

I. 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名 称

マニュライフ・米国投資適格債券戦略ファンド（適格機関投資家専用）

以下、上記を「ファンド」といいます。

2 目的および基本的性格

当ファンドは、安定した収益の確保および信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

当ファンドの分類は、追加型投信／海外／債券となります。

信託財産の上限は1兆円とします。

※ 追加型とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外／債券とは、投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

以下は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。なお、当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛表示しています。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式 債券
追加型	海外	不動産投信 その他資産
	内外	資産複合

・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル （日本を含む）	ファミリー ファンド	あり
債券 一般 公債 社債 その他債券	年2回	日本		なし
不動産投信	年4回	北米	ファンド・ オブ・ファンズ	
その他資産（投資 信託証券（債券 一般））	年6回（隔月）	欧州		
資産複合	年12回（毎月）	アジア		
資産配分固定型	年12回（毎月）	オセアニア		
資産配分変更型	日々	中南米		
	その他	アフリカ		
		中近東（中東）		
		エマージング		

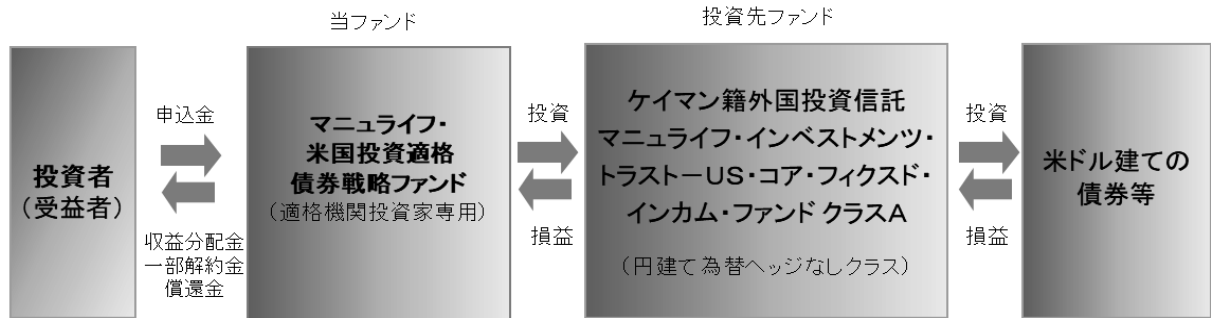
* 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

* 商品分類・属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

3 特 色

◆ 米国のさまざまな種類の投資適格債券等に投資を行います。

- ・ ケイマン籍外国投資信託「マニユライフ・インベストメンツ・トラストーUS・コア・フィクスト・インカム・ファンド クラスA（円建て為替ヘッジなしクラス）」への投資を通じて、主に米ドル建て債券（米国国債、社債、モーゲージ証券、資産担保証券等）に投資を行います。
- ・ 原則として、債券の格付けは、取得時において投資適格とします。



◆ 「上質なインカム」の発掘と投資環境に応じたポートフォリオの見直しにより、中長期的に安定したリターンの獲得をめざします。

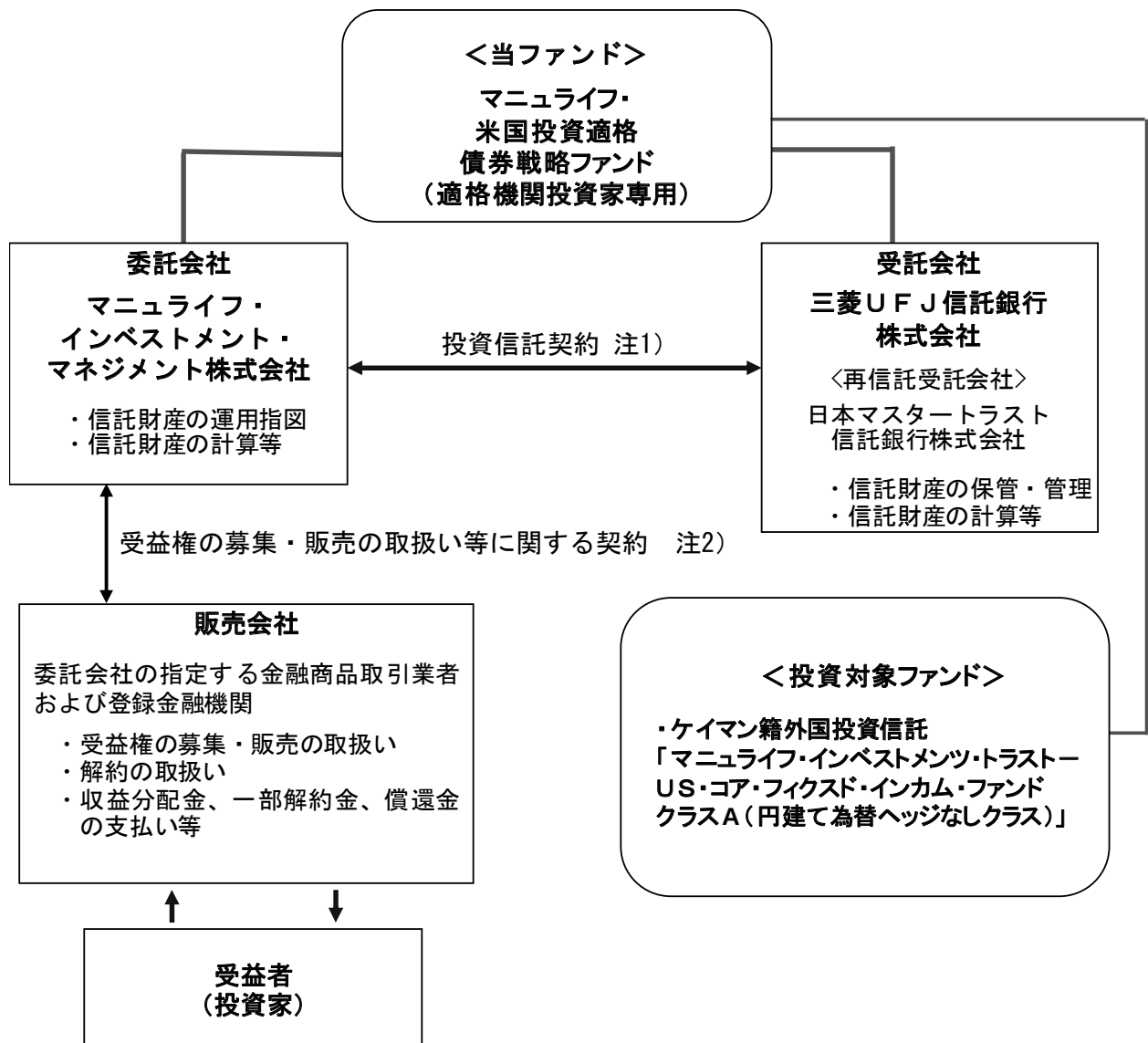
- ・ 徹底したクレジット（信用力）調査・分析により、「上質なインカム」が期待できる債券を発掘し投資を行います。
※「上質なインカム」とは利回り水準が魅力的であり、債務返済能力が高いと判断される債券からのインカム（金利収入）のことをいいます。
- ・ 景気動向や金利情勢等、投資環境を捉えたポートフォリオの見直しを行います。

◆ 外国投資信託の運用は、マニユライフ・インベストメント・マネジメント（US）LLCが行います。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

4 仕組み

◆ ファンドの仕組み



<関係法人と締結している契約の概要>

注1) 投資信託を運営するルールを規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利等の内容が規定事項です。当契約は「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届け出がなされた信託約款の内容に基づき締結されます。

注2) 投資信託を販売するルールを両者間で規定したもの。ファンド販売の取扱い、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い、解約請求の受付等の業務の内容が規定事項です。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

- ① 以下の投資信託証券への投資を通じて主に米ドル建て債券に分散投資を行い、安定した収益の確保および信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。
 - ・ ケイマン籍外国投資信託「マニユライフ・インベストメンツ・トラストーUS・コア・フィクスト・インカム・ファンド クラスA（円建て為替ヘッジなしクラス）」受益証券
- ② 外国投資信託の組入比率は、通常の状態においては高位を維持することを基本とします。
- ③ 当初の設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、金融商品市況の急激な変化が発生または予想されるとき、償還の準備により資金化が必要なとき等、また信託財産の規模によっては上記の運用ができない場合があります。

○投資対象の詳細につきましては「3. その他の詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】

投資対象ファンドの投資方針と主な投資対象

マニユライフ・インベストメンツ・トラストーUS・コア・フィクスト・インカム・ファンド クラスA（円建て為替ヘッジなしクラス）

米ドル建ての債券等に分散投資を行うことにより、トータル・リターンの最大化をめざします。

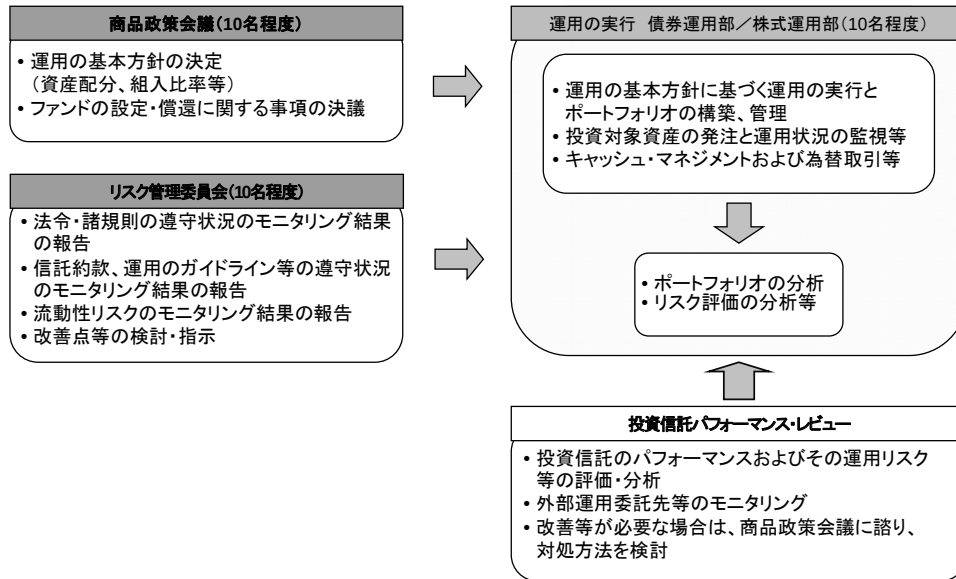
米ドル建ての債券（米国国債、社債、モーゲージ証券、資産担保証券等を含みます。）等に分散投資を行います。

景気動向や投資環境の変化を捉え、債券の配分及びボトム・アップに基づく銘柄選択とイールド・カーブ戦略を融合することで収益の獲得をめざします。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

2 運用体制

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



商品政策会議	商品企画部が策定した運用の基本方針およびファンドの設定・償還に関する事項について、決議を行います。
リスク管理委員会	法務・コンプライアンス部は、法令・諸規則、信託約款、運用のガイドライン等の遵守状況をモニタリングし、その結果を総合企画室オペレーショナルリスク管理担当者に報告します。流動性リスク管理担当部署は、組入資産の流動性リスクをモニタリングし、閾値を超えている場合には当委員会に報告します。 当委員会は、ガイドラインモニタリングにより必要と認められた場合、関連部署に改善等の指示を行います。また流動性リスク管理態勢が不十分であると判断した場合には、適切に態勢の見直し等を行う等の必要な措置をとることを総合企画室オペレーショナルリスク管理担当者に指示し、その実施状況を確認します。

※上記の会議および委員会は、代表取締役、商品企画部長、担当する運用部長、担当する営業部長、オペレーション部長、法務・コンプライアンス部長、総合企画室オペレーショナルリスク管理担当者および関連部署の代表者により構成されています。

◆運用体制に関する社内規則等

- 運用に関する社内規程およびリスク管理に関する規程等（以下「当規程」といいます。）に基づき、適切な管理を行うと共に、内部牽制の維持に努めます。
- 実際の運用においては、当規程により利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を設けております。

◆ファンドの関係法人に対する管理体制等

- 受託会社または受託会社の再委託先に対しては、日々の純資産総額の照合、月次の勘定残高の照合等を行います。また、受託会社の監査人が受託業務に関する内部統制の有効性・妥当性について評価した報告書を受託会社より受取ります。
- 運用の委託を行う場合、その外部運用委託先に対しては、継続的に運用体制、リスク管理体制等に関して、適宜に調査・評価を行います。また、その外部運用委託先には定期的に運用状況と運用ガイドラインの遵守状況の報告を求めます。

上記体制は 2025 年 9 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 主な投資制限

ファンドの投資信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ④ デリバティブ取引は行いません。
- ⑤ 信用取引、空売り、有価証券の貸付・借入れは行いません。

【参考情報】投資対象ファンドの主な投資制限

マニュアル・インベストメンツ・トラスト・U.S.・コア・フィクスト・インカム・ファンド
クラスA（円建て為替ヘッジなしクラス）

- ① 投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%を超えないものとします。
- ② 株式への投資は行いません。
- ③ デリバティブ取引は行いません。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他の詳細情報」をご参照ください。

4 投資リスクについて

（投資信託はリスク商品であり、投資元金は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。）

- ・ 当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主に有価証券等値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。
- ・ 投資信託は預貯金と異なり、投資元金は保証されているものではありません。また、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割込むことがあります。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。
- ・ お申込みの際は、当ファンドのリスクをご認識・ご検討のうえ、慎重にご判断いただく必要があります。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

- ① 金利変動リスク
公社債等の価格は、金利変動の影響を受け変動します。一般的に金利が上昇した場合には公社債等の価格は下落します。組入公社債等の価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
- ② 信用リスク
公社債等の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債等の価格は下落します。また、投資している有価証券等の発行企業の倒産、財務状況または信用状況等が悪化した場合、もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
- ③ 期限前償還リスク
モーゲージ証券および資産担保証券等は、担保となっているローン債券等が繰上げ返済されることがありますので、期限前償還が発生する可能性があります。また、一般的に金利が低下すると、ローン債券等の借り換えによる返済が増加し、期限前償還も増加する傾向があります。また、期限前償還によって外国投資信託が受け取る償還金を再投資する場合の利回り水準は、一般的に期限前償還が生じなければ得られた利回りよりも低くなると想定されます。ファンドがこれらの証

券に元本を上回る価格で投資した場合、期限前償還により、当該証券の元本超過額を限度として損失が生じる場合があります。

④ 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となる場合は、市場実勢から期待される価格で売買できない可能性があります。この場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑤ 為替変動リスク

組入外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行わないため、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。当該外貨の為替レートが円高方向に変動した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

<その他の留意事項>

① クーリング・オフの非適用

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

② 流動性リスクに関する事項

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

③ 繰上償還等に関わる留意点

信託財産の純資産総額が 10 億円を下回ることとなった場合、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還を行う場合があります。なお、主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなる場合には、繰上償還となります。また、投資環境の変化等により、委託会社が申込期間を更新しないことや申込みを停止することがあります。この場合は新たに当ファンドを購入することができなくなります。

④ 法令・税制・会計等の変更の可能性に関わる留意点

当ファンド（外国投資信託を含みます。）に適用される法令・税制・会計等は、変更等が生じることがあります。

⑤ 申込受け付けの中止等の可能性に関わる留意点

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（社会的基盤の機能不全や予測不能な事態の発生等）があるときは、取得申込受け付けを中止すること、および既に受付けた取得申込受け付けを取消することができます。また同様の事情がある場合、解約の申込受け付けを中止すること、および既に受付けた解約の申込受け付けを取消することができます。その場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の解約の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその解約の申込みを撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額計算日に解約の申込みを受付けたものとします。

⑥ その他

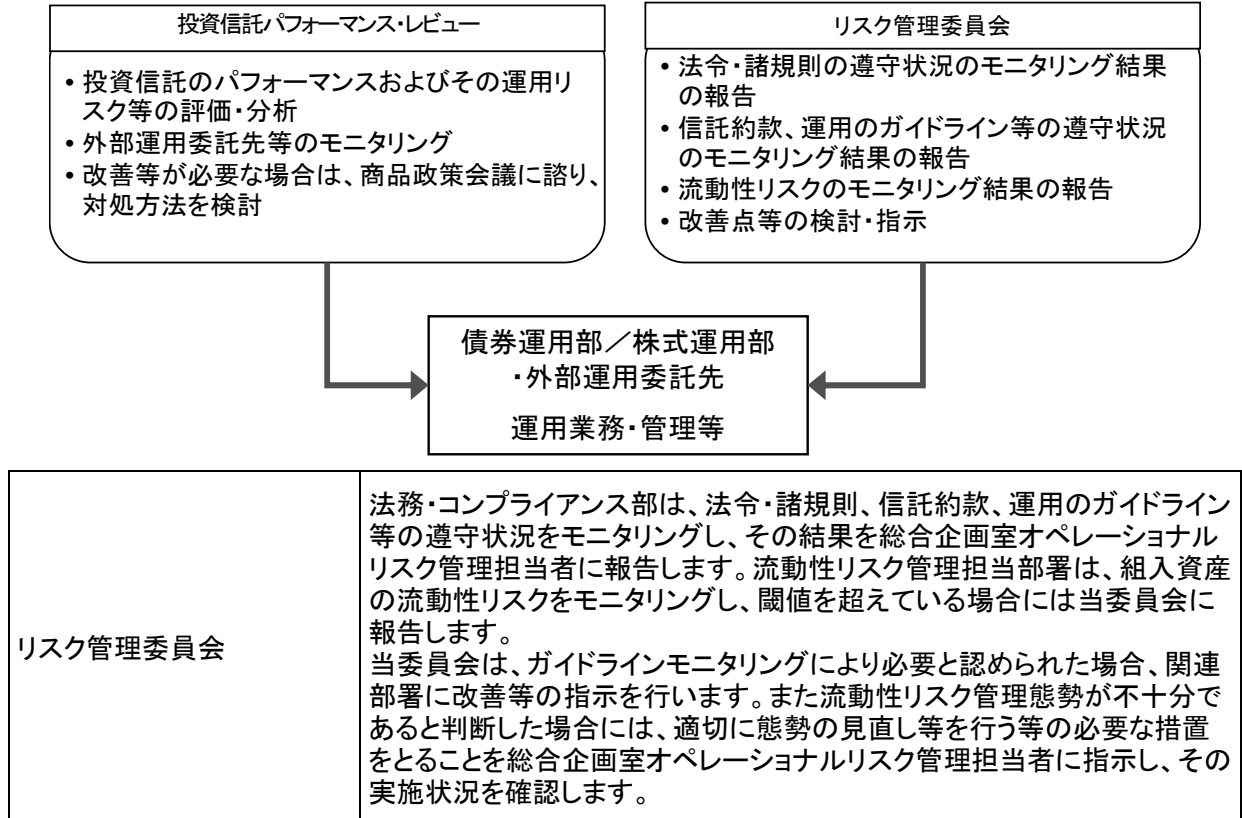
- ・ 資金動向や市況動向等によっては、当ファンドの投資方針に基づいた運用ができなくなる場合があります。
- ・ コンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事等の諸事情により、金融証券取引が一時的に停止し運用等に支障を来す場合があります。

当ファンドが有する主なリスクおよび留意点は上記の通りです。ただし、すべてのリスクおよび留意点

を完全には網羅しておりませんので、ご注意ください。

前記投資リスクに対する管理体制は以下の通りです。

◆ リスク管理関連の会議



※上記の委員会は、代表取締役社長、債券運用本部長、株式運用部長、機関投資家営業部長、投信営業部長、商品企画部長、オペレーション部長、法務・コンプライアンス部長、総合企画室オペレーショナルリスク管理担当者、人事部長および経理部長により構成されています。

上記体制は 2025 年 9 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3. その他の詳細情報

1 マニュアル・米国投資適格債券戦略ファンド（適格機関投資家専用）の投資対象

- ① 投資の対象とする資産の種類
この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託および投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権（イ. およびハ. に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ハ. 約束手形（イ. に掲げるものに該当するものを除きます。）
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② 有価証券の指図範囲
委託会社は、信託金をケイマン籍外国投資信託「マニュアル・インベストメンツ・トラストーUS・コア・フィクスト・インカム・ファンド クラスA（円建て為替ヘッジなしクラス）」（以下「外国投資信託」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. の証券の性質を有するもの
 3. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
- ③ 金融商品の指図範囲
委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形

2 マニュアル・米国投資適格債券戦略ファンド（適格機関投資家専用）の投資制限

<約款に定める投資制限>

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ④ デリバティブ取引は行いません。
- ⑤ 信用取引、空売り、有価証券の貸付・借入れは行いません。
- ⑥ 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ⑦ 資金の借入れ
1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- 3) 借入金の利息および融資枠の設定に要する費用等は信託財産中から支弁します。

<法令上の投資制限>

1. 同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行いません。（投資信託および投資法人に関する法律）

4. 運用状況

以下は、2025年9月30日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

また、投資比率は、小数第3位を切り捨てているため、当該比率の合計が合わない場合があります。

1 投資状況

資産の種類	国／地域名	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン	291,698,607	95.67
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	13,171,475	4.32
合計（純資産総額）		304,870,082	100.00

2 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益証券	マニユライフ・インベストメンツ・トラストーUS・コア・フィクスト・インカム・ファンド クラスA（円建て為替ヘッジなしクラス）	271,095.36	1,021.91	277,035,389	1,076	291,698,607	95.67

b. 全銘柄の種類別投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	95.67
合計	95.67

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

3 運用実績

① 純資産の推移

2025年9月30日及び同日1年以内における各月末ならびに各計算期末の純資産の推移は以下の通りです。

	年月日	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期	(2020年 5月15日)	6,523,793	6,523,793	1.0433	1.0433
第2期	(2021年 5月17日)	29,914,299	29,914,299	1.0767	1.0767
第3期	(2022年 5月16日)	77,258,522	77,258,522	1.1453	1.1453
第4期	(2023年 5月15日)	141,107,989	141,107,989	1.1828	1.1828
第5期	(2024年 5月15日)	217,359,579	217,359,579	1.3624	1.3624
第6期	(2025年 5月15日)	263,149,982	263,149,982	1.3276	1.3276
	2024年 9月末日	234,586,610	—	1.3202	—
	2024年10月末日	241,199,357	—	1.3836	—
	2024年11月末日	244,181,459	—	1.3732	—
	2024年12月末日	256,578,045	—	1.4069	—
	2025年 1月末日	257,020,200	—	1.3906	—
	2025年 2月末日	257,370,345	—	1.3732	—
	2025年 3月末日	267,877,976	—	1.3754	—
	2025年 4月末日	258,020,336	—	1.3066	—
	2025年 5月末日	261,381,030	—	1.3187	—
	2025年 6月末日	271,586,694	—	1.3419	—
	2025年 7月末日	288,406,464	—	1.3838	—
	2025年 8月末日	292,937,877	—	1.3810	—
	2025年 9月末日	304,870,082	—	1.4105	—

② 分配の推移

	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	自 2019年6月28日 至 2020年5月15日	0.0000
第2期	自 2020年5月16日 至 2021年5月17日	0.0000
第3期	自 2021年5月18日 至 2022年5月16日	0.0000
第4期	自 2022年5月17日 至 2023年5月15日	0.0000
第5期	自 2023年5月16日 至 2024年5月15日	0.0000
第6期	自 2024年5月16日 至 2025年5月15日	0.0000

③ 収益率の推移

	計算期間	収益率(%)
第1期	自 2019年6月28日 至 2020年5月15日	4.3
第2期	自 2020年5月16日 至 2021年5月17日	3.2
第3期	自 2021年5月18日 至 2022年5月16日	6.4
第4期	自 2022年5月17日 至 2023年5月15日	3.3
第5期	自 2023年5月16日 至 2024年5月15日	15.2
第6期	自 2024年5月16日 至 2025年5月15日	△2.6

Ⅱ．財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ．投資信託（ファンド）の経理状況」中の「１．財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。

「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ．投資信託（ファンド）の経理状況」中の「１．財務諸表」については、当社の委嘱に基づき、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査に準じて、第 6 期計算期間（2024 年 5 月 16 日から 2025 年 5 月 15 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。その監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ．投資信託（ファンド）の経理状況」中の「１．財務諸表」の直前に添付しております。

（１）貸借対照表

（単位：円）

	第 5 期 (2024 年 5 月 15 日現在)	第 6 期 (2025 年 5 月 15 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	8,986,826	—
コール・ローン	—	11,179,074
投資信託受益証券	208,748,912	252,401,213
未収利息	—	107
流動資産合計	217,735,738	263,580,394
資産合計	217,735,738	263,580,394
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	30,207	40,534
未払委託者報酬	209,270	280,916
その他未払費用	136,682	108,962
流動負債合計	376,159	430,412
負債合計	376,159	430,412
純資産の部		
元本等		
元本	159,547,498	198,215,114
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	57,812,081	64,934,868
（分配準備積立金）	28,825,396	34,652,408
元本等合計	217,359,579	263,149,982
純資産合計	217,359,579	263,149,982
負債純資産合計	217,735,738	263,580,394

（２）損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第５期 自 2023年５月16日 至 2024年５月15日	第６期 自 2024年５月16日 至 2025年５月15日
営業収益		
受取配当金	5,976,685	7,902,055
受取利息	—	17,030
有価証券売買等損益	19,918,303	△13,780,754
営業収益合計	25,894,988	△5,861,669
営業費用		
受託者報酬	55,515	77,455
委託者報酬	384,635	536,764
その他費用	282,638	219,730
営業費用合計	722,788	833,949
営業利益又は営業損失（△）	25,172,200	△6,695,618
経常利益又は経常損失（△）	25,172,200	△6,695,618
当期純利益又は当期純損失（△）	25,172,200	△6,695,618
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,457,144	△13,905
期首剰余金又は期首欠損金（△）	21,809,503	57,812,081
剰余金増加額又は欠損金減少額	17,470,161	16,476,492
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損 金減少額	17,470,161	16,476,492
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,182,639	2,671,992
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損 金増加額	5,182,639	2,671,992
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	57,812,081	64,934,868

（３）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基礎 となる事項	該当事項はありません。

Ⅲ. 「特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容（資産の運用に関する重要な事項）」の項目

投資信託（ファンド）の沿革・投資信託（ファンド）の経理状況の詳細・設定および解約の実績については、「特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容（資産の運用に関する重要な事項）」に記載されています。

「特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容（資産の運用に関する重要な事項）」の項目は以下の通りです。

- I. 投資信託（ファンド）の沿革
- II. 投資信託（ファンド）の経理状況
 - 1. 財務諸表
 - （１） 貸借対照表
 - （２） 損益及び剰余金計算書
 - （３） 注記表
 - （４） 附属明細表
 - 2. ファンドの現況
 - 純資産額計算書
- III. 設定及び解約の実績

資産の運用に関する重要な事項

特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容
（資産の運用に関する重要な事項）

I. 投資信託（ファンド）の沿革

2019 年 6 月 28 日 ファンドの信託契約締結、設定、運用開始

II. 投資信託（ファンド）の経理状況

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、当社の委嘱に基づき、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査に準じて、第 6 期計算期間（2024 年 5 月 16 日から 2025 年 5 月 15 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025 年 8 月 8 日

マニュアル・インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

久保 直樹

監査意見

当監査法人は、マニュアル・米国投資適格債券戦略ファンド（適格機関投資家専用）の 2024 年 5 月 16 日から 2025 年 5 月 15 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マニュアル・米国投資適格債券戦略ファンド（適格機関投資家専用）の 2025 年 5 月 15 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了した計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、マニュアル・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

マニュアル・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 財務諸表

（1）貸借対照表

（単位：円）

	第5期 (2024年5月15日現在)	第6期 (2025年5月15日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	8,986,826	—
コール・ローン	—	11,179,074
投資信託受益証券	208,748,912	252,401,213
未収利息	—	107
流動資産合計	217,735,738	263,580,394
資産合計	217,735,738	263,580,394
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	30,207	40,534
未払委託者報酬	209,270	280,916
その他未払費用	136,682	108,962
流動負債合計	376,159	430,412
負債合計	376,159	430,412
純資産の部		
元本等		
元本	159,547,498	198,215,114
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	57,812,081	64,934,868
（分配準備積立金）	28,825,396	34,652,408
元本等合計	217,359,579	263,149,982
純資産合計	217,359,579	263,149,982
負債純資産合計	217,735,738	263,580,394

（２）損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	第 5 期 自 2023 年 5 月 16 日 至 2024 年 5 月 15 日	第 6 期 自 2024 年 5 月 16 日 至 2025 年 5 月 15 日
営業収益		
受取配当金	5,976,685	7,902,055
受取利息	—	17,030
有価証券売買等損益	19,918,303	△13,780,754
営業収益合計	25,894,988	△5,861,669
営業費用		
受託者報酬	55,515	77,455
委託者報酬	384,635	536,764
その他費用	282,638	219,730
営業費用合計	722,788	833,949
営業利益又は営業損失（△）	25,172,200	△6,695,618
経常利益又は経常損失（△）	25,172,200	△6,695,618
当期純利益又は当期純損失（△）	25,172,200	△6,695,618
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,457,144	△13,905
期首剰余金又は期首欠損金（△）	21,809,503	57,812,081
剰余金増加額又は欠損金減少額	17,470,161	16,476,492
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	17,470,161	16,476,492
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,182,639	2,671,992
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,182,639	2,671,992
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	57,812,081	64,934,868

（３）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	該当事項はありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第5期 (2024年5月15日現在)	第6期 (2025年5月15日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

項 目	第5期 (2024年5月15日現在)	第6期 (2025年5月15日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	119,298,486円	159,547,498円
期中追加設定元本額	67,039,849円	46,063,519円
期中一部解約元本額	26,790,837円	7,395,903円
2. 計算期間末日における受益権の総数	159,547,498口	198,215,114口
3. 計算期間末日における1口当たり純資産額	1.3624円	1.3276円
計算期間末日における1万口当たり純資産額	13,624円	13,276円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	第5期 自2023年5月16日 至2024年5月15日	第6期 自2024年5月16日 至2025年5月15日
分配金の計算過程		
計算期間末における配当等収益から費用を控除した額	5,475,630円	7,000,222円
有価証券売買等損益から費用を控除した額	17,793,105円	0円
信託約款に規定される収益調整金	28,986,685円	35,865,129円
信託約款に規定される分配準備積立金	5,556,661円	27,652,186円
分配対象収益	57,812,081円	70,517,537円
（1万口当たり）	3,623円	3,557円
分配金額	0円	0円
（1万口当たり）	0円	0円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、有価証券に関する注記に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスク等であります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と下記の会議体によりリスク管理を行っております。 ・投資信託パフォーマンス・レビュー 信託財産のパフォーマンスとそのリスクについて定期的な考査を行い、課題事項の指摘、改善を求めます。 ・リスク管理委員会 信託財産の運用リスクを運用部門と独立して把握、管理し、課題事項の指摘、改善を求めます。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 5 期 (2024 年 5 月 15 日現在)	第 6 期 (2025 年 5 月 15 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 5 期 (2024 年 5 月 15 日現在)	第 6 期 (2025 年 5 月 15 日現在)
	当計算期間の損益に含まれた 評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた 評価差額 (円)
投資信託受益証券	18,990,920	△13,655,407
合計	18,990,920	△13,655,407

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

① 有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	マニユライフ・インベストメンツ・トラ ストーＵＳ・コア・フィクスト・インカ ム・ファンド クラスＡ（円建て為替 ヘッジなしクラス）	247,452.17	252,401,213	
合計		247,452.17	252,401,213	

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. ファンドの現況

純資産額計算書（2025 年 9 月 30 日現在）

種類	金額
I 資産総額	305,243,291 円
II 負債総額	373,209 円
III 純資産総額（I－II）	304,870,082 円
IV 発行済口数	216,144,702 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.4105 円
（1万口当たり純資産額）	（14,105 円）

Ⅲ. 設定及び解約の実績

	年月日	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1期	自 2019年6月28日 至 2020年5月15日	9,043,379	2,790,199	6,253,180
第2期	自 2020年5月16日 至 2021年5月17日	22,867,875	1,336,516	27,784,539
第3期	自 2021年5月18日 至 2022年5月16日	39,672,698	—	67,457,237
第4期	自 2022年5月17日 至 2023年5月15日	57,263,870	5,422,621	119,298,486
第5期	自 2023年5月16日 至 2024年5月15日	67,039,849	26,790,837	159,547,498
第6期	自 2024年5月16日 至 2025年5月15日	46,063,519	7,395,903	198,215,114

世界バランスⅡ型

- 主な投資対象となる指数連動債券
ダイナミックベータ戦略円建連動債券（適格機関投資家専用）
- 指数連動債券の発行体
BNP パリバ・イシュアンス B.V.

資産の運用に関する極めて重要な事項

【資産の運用に関する極めて重要な事項】

I 指数連動債券の状況

1. 指数連動債券の性格

1 名 称

ダイナミックベータ戦略円建連動債券（適格機関投資家専用）^{（注）}

ダイナミックベータ戦略円建連動債券（適格機関投資家専用）は「指数連動債券」ということがあります。

（注） BNP Paribas Issuance BV - Collateralised Custom Index Linked Certificates linked to Dynamic Beta Strategy JPY TR Indexをいいます。

2 目的及び基本的性格

指数連動債券は、発行者であるBNPパリバ・イシュアンスB.V.（以下、「発行体」といいます。）の担保付債券で、その償還価額は参照指数（後述）に連動した算式を参照して決定されます。当該算式からは年率0.85%の管理報酬が控除されます。

参照指数は資産分散投資戦略を展開するポートフォリオのパフォーマンスとして計算されています。これにより、指数連動債券の投資家は、かかる資産分散投資戦略の投資損益を享受することが期待されています。

ただし、指数連動債券の投資家は発行体およびその保証会社としてのBNPパリバ（以下、「保証会社」といいます。）に対する信用リスクにさらされており、発行体に信用事由が発生した場合、指数連動債券のために付された担保が処分されますが、当該担保の処分額をもってしても指数連動債券で発行体が有する責任額に満たない場合、当該不足額は保証会社の責任となり、指数連動債券の投資者はこの不足額について保証会社の信用リスクを負担します。

3 特 色

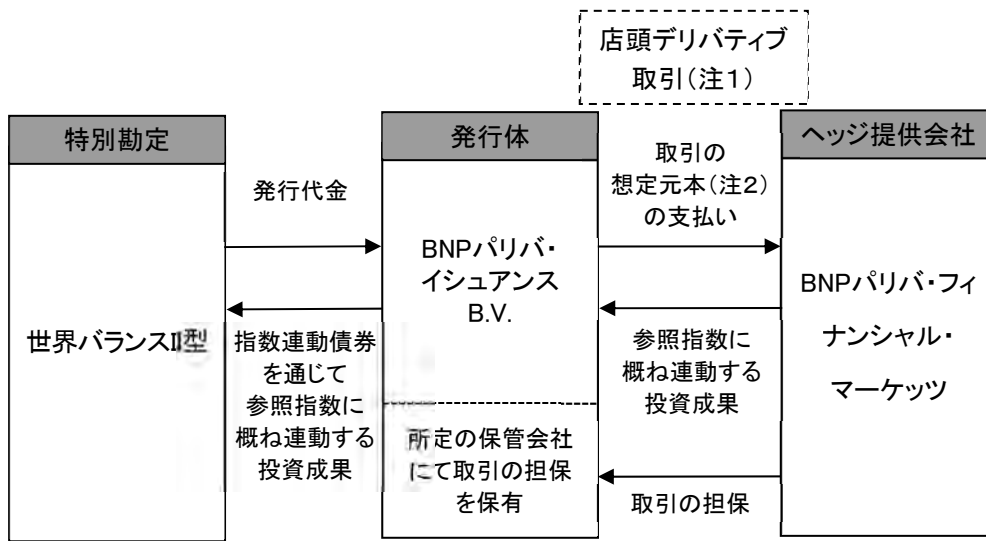
発行体は、指数連動債券の保有者に参照指数を参照して決定される償還価額を支払うことを約束しています。発行体が指数連動債券で有する債務に対しては担保が設定されることに加え、BNPパリバが保証会社として発行体の債務を保証しています。

指数連動債券が参照する参照指数は株式投資の魅力度に応じて、「株式ポートフォリオ」と「資産分散ポートフォリオ」の配分を切り替える「基本ポートフォリオ」に約1.5倍の配分を持つポートフォリオのパフォーマンスとして算出されています。

- ① 指数連動債券は、BNPパリバ・イシュアンスB.V.(以下、「発行体」ということがあります。)が発行します。
※なお、ダイナミックベータ戦略円建連動債券は円建です。
- ② 指数連動債券は、それぞれ対応する参照指数に連動する投資成果を目指します(注)。
- ③ なお、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等は、指数連動債券の期中の売買が停止される可能性がある他、発行体や保証会社であるBNPパリバが破たんするなど、信用事由が発生した場合、指数連動債券のために設定された担保資産が処分され、担保処分で回収された資金を原資に指数連動債券は満期よりも前に償還する場合には、参照指数を参照して決定される償還価額が支払われない場合があります。

(注) 参照指数については、「2. 投資方針及び投資リスク」の【参考情報】をご参照ください。

4 本指数連動債券の仕組み



(注1) 店頭デリバティブ取引とは

店頭デリバティブ取引とは、取引所以外で、二者の間で相対で行われるデリバティブ取引です。発行体は、取引先に想定元本を金銭により支払い、参照指数に連動する投資成果を受取るような、店頭デリバティブ取引を実行します。

(注2) 想定元本とは

想定元本とは、デリバティブ取引における決済額などを決める基準として用いられる名目上の元本金額をいいます。

2. 投資方針及び投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

① 投資方針

指数連動債券は、参照指数を参照して決定される償還価額を提供します。

② 投資対象

発行体は指数連動債券の要綱に従い、参照指数を参照して決定される償還価額を保有者に提供します。発行体はこの責務を果たすことを確かなものとするため、ヘッジ提供会社とスワップ契約を行います。

発行体は、本指数連動債券の発行代金を原資に、スワップ契約のプレミアムを支払います。ヘッジ提供会社から、スワップ契約に伴う担保を受領します。この担保は担保保管会社に開設した本指数連動債券に関する担保口座に拠出されます。

（注）参照指数の詳細につきましては、【参考情報】をご参照ください。

【参考情報1】 参照指数の概要

指数連動債券は次の参照指数を用いています。

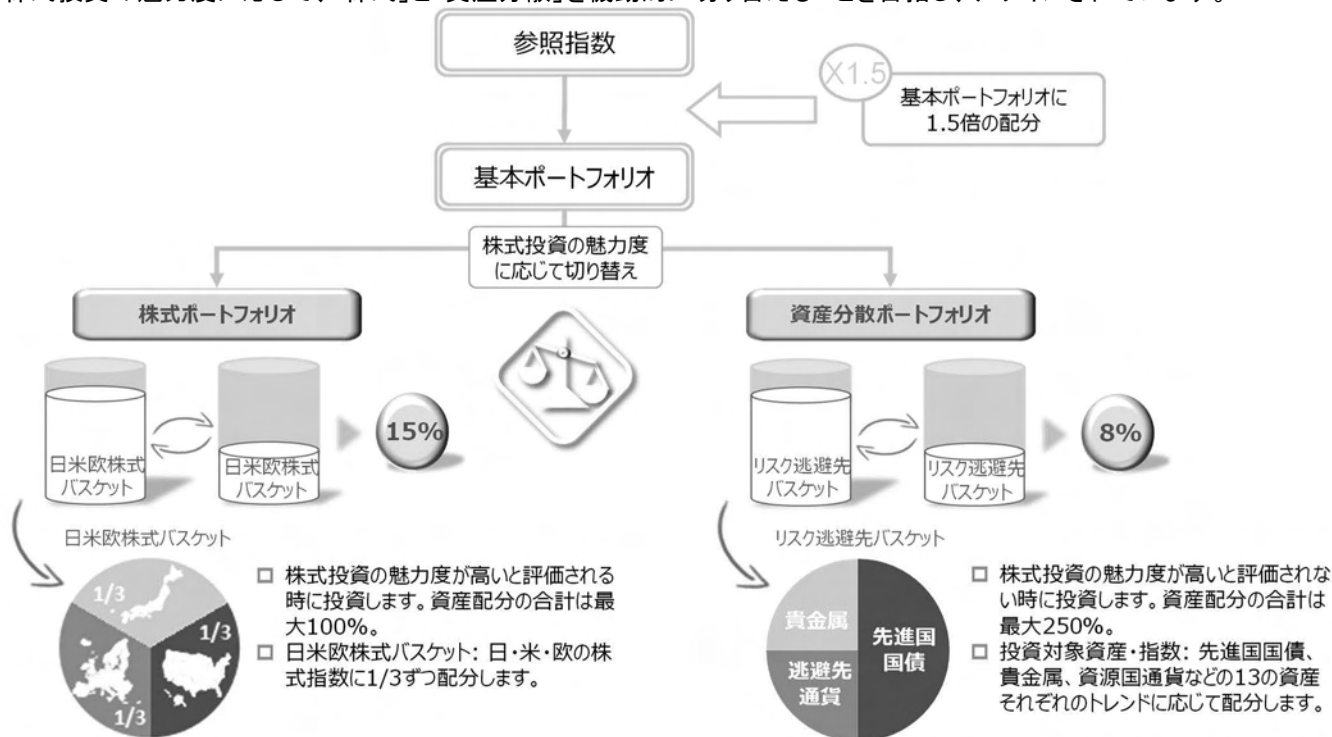
指数連動債券	ダイナミックベータ戦略円建連動債券
参照指数	ダイナミックベータ戦略円建指数

参照指数は、株式投資の魅力度に応じて、「株式ポートフォリオ」と「資産分散ポートフォリオ」の配分を切り替える「基本ポートフォリオ」に約1.5倍の配分を持つポートフォリオのリターンとして算出されています。

参照指数の資産配分は、BNPパリバが定める指数ルールに基づいて決定されます。以下は指数ルールのデザインのイメージを説明するもので、詳細については省略されているものもあります。

1. 概要

株式投資の魅力度に応じて、「株式」と「資産分散」を機動的に切り替えることを目指し、デザインされています。



注 S&P500のインプライド・ボラティリティを分母に、日米欧株式バスケットの100営業日の短期金利超過リターンを分子として得られる値を「トレンド指標」として日々評価し、この値が0.4以上の場合株式ポートフォリオに配分し、それ以外に資産分散ポートフォリオに配分します。配分の切り替えは10営業日に分散して行います。

2. 株式ポートフォリオ：日・米・欧株式指数に15%の目標ボラティリティで投資

- 日本株は日経平均株価指数、米国株は S&P500 種株価指数、欧州株はユーロ・ストックス 50 指数のそれぞれの先物を買持ちし、ロールを継続するポートフォリオのパフォーマンスとして計算されます（以下それぞれを「先物ロール指数」といいます。）。
- 各先物ロール指数に1/3ずつ均等配分する日米欧株式バスケットに対する配分は、株式ポートフォリオのボラティリティが15%程度までとなるよう日々調整されます。
- 株式ポートフォリオの投資対象資産

資産クラス	概要	名称
株式 (3)	欧州株式	BNPパリバ・ユーロ圏株式先物指数
	米国株式	BNPパリバ米国株式先物指数
	日本株式	BNPパリバ日本株式先物指数

3. 株式投資の魅力度の判定

- 市場のインプライド・ボラティリティの指標は、恐怖指数と呼ばれることがあるように、株式市場の不確実性に対する市場の評価として捉えることができます。
- 株式投資の魅力度の判定では、米国株式（S&P500）のインプライド・ボラティリティ（リスク）を分母とし、日米欧株式バスケットの過去 100 営業日のリターンを分子として比較することで、リスク対比で株式市場の投資魅力度を評価します。この比率が 0.4 以上となる場合、参照指数は株式ポートフォリオに配分します。

4. 資産分散ポートフォリオ

- 市場の混乱時など、リスク回避志向が高まる環境下で選好される傾向のある資産として、先進国国債、貴金属、資源国通貨等を対象とし、分散したポートフォリオを構築します。
- 先進国国債、貴金属、通貨には 50%、25%、25%の配分を基本としますが、各投資対象資産への配分はトレンドやボラティリティを考慮して日々調整されます。
- 資産分散ポートフォリオのボラティリティが約8%程度までとなるよう、全体のリスク配分は日々見直されます。
- 資産分散ポートフォリオの投資対象資産

資産クラス	概要	名称
国債（6）	独 5 年	BNPパリバ・ユーロ 5 年国債先物指数
	米 5 年	BNPパリバ米国 5 年国債先物指数
	日10年	BNPパリバ日本10年国債先物指数
	英10年	BNPパリバ英国10年国債先物指数
	独10年	BNPパリバ・ユーロ10年国債先物指数
	米10年	BNPパリバ米国10年国債先物指数
貴金属（2）	金	S&P GSCIゴールド
	銀	S&P GSCIシルバー
通貨（5）	豪ドル	BNPパリバ豪ドル/ユーロ・フォワード指数
	カナダ・ドル	BNPパリバ・カナダドル/ユーロ・フォワード指数
	スイス・フラン	BNPパリバ・スイスフラン/ユーロ・フォワード指数
	ノルウェー・クローネ	BNPパリバ・ノルウェークローネ/ユーロ・フォワード指数
	シンガポール・ドル	BNPパリバ・シンガポールドル/ユーロ・フォワード指数

（※1）ボラティリティとは、証券などの値動きの変動率のことです。値動きが大きいほど、ボラティリティは大きくなります。

（※2）運用環境によっては、ボラティリティが意図した水準から乖離する場合があります。

（※3）実質的な借入れを使用して基本ポートフォリオのポジション量（持ち高）を増やした場合、参照指数は大きな価格変動を伴います。従いまして、大きなリターンを得られる可能性がある一方、大きな損失となる可能性もあります。なお、実質的な借入れによって基本ポートフォリオのポジション量（持ち高）を増やす場合、基本ポートフォリオの概ね 1.5 倍を上限とします。

免責事項

本指数（以下、「参照指数」といいます。）に使われている方法論及びルール（以下、「参照指数の方法論」といいます。）は、BNPパリバの所有物であり、参照指数のインデックス・スポンサー（以下、「指数スポンサー」といいます。）の承諾なく公開又は公表できません。指数スポンサー、参照指数の計算代理人（当該計算代理人が指数スポンサーを兼ねない場合は、以下、「指数計算代理人」といいます。）及び参照指数に係わる投資アドバイザーがいる場合は当該投資アドバイザー（以下、「指数投資アドバイザー」といいます。）は、参照指数の計算や提供について誤りや脱漏が無い事を保証するものではありません。

参照指数の方法論は、指数スポンサー、指数計算代理人及び指数投資アドバイザー等によって採用されている一定の想

定、価格決定モデル及び計算方法に基づいたものであり、一定の内在的な限界があります。異なるモデル、計算方法又は想定に基づいて作成された情報は、異なる結果をもたらす可能性があります。参照指数の投資者には、参照指数の方法論を使用又は複製する一切の権限がありません。また、BNPパリバ及びその関連会社は、その損失が参照指数又は参照指数の方法論の使用若しくはそれらに関連して直接又は間接的に発生したものであるかを問わず、当該損失については一切責任を負いません。

指数スポンサーは、参照指数の方法論を参照指数に適用あるルールに従って適宜修正又は変更を加えることができ、当該修正又は変更について一切の責任を負いません。指数スポンサー及び指数計算代理人は、参照指数の計算、公表又は普及を継続する一切の義務を負っておらず、参照指数に適用あるルールに従った参照指数の計算の停止又は中断について責任を負いません。指数計算代理人、指数スポンサー、及び関係ある場合において指数投資アドバイザーは、あらゆる時における参照指数の水準に関する公表又は使用に関して、一切の責任を負いません。

参照指数の方法論には、特定のコストが含まれており、とりわけ参照指数を運営するためのフリクショナル・コスト、複製コスト及びレボコスト等が挙げられます。これらは市場実勢に応じて時々刻々と変化し、商業的に合理的な方法のもとで指数スポンサーにより決定されます。

BNPパリバ及びその関連会社は、参照指数に関連した取引（デリバティブ取引又は金融商品の発行）を行うことがあります（以下、合わせて、「商品」又は「本件取引」といいます。）。但し、この商品は、本指数を構成するすべて又は一部の構成要素インデックス（以下、それぞれを「関連指数」といいます。）のスポンサー（BNPパリバとの資本関係はなく、それぞれのスポンサーを「関連指数スポンサー」といいます。）による賛助、支持、販売又は宣伝は一切行われていません。

関連指数スポンサーは、関連する関連指数の利用から得られた結果、及び/又は、特定の日の特定の時刻等における関連する関連指数のレベルについて、明示であるか黙示であるかを問わず一切の表明を行うものではありません。いずれの関連指数スポンサーも、関連する関連指数における過誤について一切の人に対し（過失であるかその他によるものであるかを問わず）責任を負わず、また、関連する関連指数スポンサーは、それらにおける過誤についていずれかの人知らせる義務を負っていません。いずれの関連指数スポンサーも、商品又は本件取引に関連して購入を行うこと又はリスクを負うことの妥当性について、明示であるか黙示であるかを問わず一切の表明を行いません。BNPパリバ及びその関連会社のいずれも、関連する関連指数の計算、調整又は保守に関連した関連指数スポンサーによる作為又は不作為について、いかなる当事者にも責任を負わず、また、いかなる関連指数、関連指数スポンサー、又は関連指数の計算、構成、普及に対しても、影響力若しくは支配を持つものではありません。指数計算代理人は、それが信頼できると考える公開の情報源から各参照指数に関する情報を得ますが、その情報を独自に検証しません。このため、BNPパリバ及びその関連会社、又は指数計算代理人は、あらゆる参照指数に関する情報の正確性、完全性及び適時性について、（明示又は黙示の）一切の表明、保証又は約束を行わず、また、一切の責任を負いません。

BNPパリバ及びその関連会社は、参照指数及び参照指数に関連する商品について、様々な役割を担うことがあり、その役割はマーケットメーカー、ヘッジ取引の相手先、参照指数の構成要素の発行者、指数スポンサー及び指数計算代理人等としての行為を含みます（但し、これらに限定されません）。これらの行為は、商品又は本件取引の価額や価値に悪影響を及ぼす可能性があります。

【参考情報2】 参照指数に関わる費用

参照指数のリターンは、指数構成要素に配分する際に必要となる取引コスト等（実質的に有価証券等を売買・保有することに伴うコスト）を控除して算出されます。

2 運用体制

本指数連動債券の発行体と関係法人との契約・業務等の概要は以下の通りです。

役割	名称	概要
発行体	BNPパリバ・イシュアンスB.V.	本指数連動債券を発行します。
ヘッジ提供会社	BNPパリバ・フィナンシャル・マーケット	発行体と店頭デリバティブ取引を締結します。

参照指数の関係法人との契約・業務等の概要は以下の通りです。

役割	名称	概要
指数スポンサー	BNPパリバ	参照指数のスポンサーとして行います。
指数計算代理人	BNPパリバ・フィナンシャル・マーケット	参照指数の計算や公表、その他の付随する業務を行います。

BNPパリバ・イシュアンスB.V.について

BNPパリバ・イシュアンスB.V.はBNPパリバの子会社で、有価証券などの発行による資金調達や金融商品に関する契約の締結などを行っています。BNPパリバ・イシュアンスB.V.の発行する全有価証券にかかる義務について、BNPパリバが保証しています。

BNPパリバ・フィナンシャル・マーケットについて

BNPパリバ・フィナンシャル・マーケットはBNPパリバの子会社で、主に株式および派生商品のトレーディング業務を行っています。

BNPパリバについて

BNPパリバは、1848年に設立された国立パリ割引銀行を前身として、合併により2000年に誕生した、総資産がおよそ2兆7,049億ユーロ（約440兆円、為替レートは162.78円／ユーロで換算、2024年12月末現在）の欧州最大級の金融機関です。約64の国と地域に社員を擁して、法人・機関投資家顧客及び個人顧客に対してグローバル・ネットワークでサービスを展開しています。

3 主な投資制限

指数連動債券は、参照指数を参照して決定される償還価額を提供します。参照指数での指数構成要素への主な投資制限は以下の通りです。

- ・ 参照指数は基本ポートフォリオに最大 150%の配分を持ちます。
- ・ 基本ポートフォリオは株式ポートフォリオと資産分散ポートフォリオに合計で 100%の配分を持ちます。
- ・ 株式ポートフォリオでは日、米、欧の株式先物指数に1／3ずつ、合計で 100%を上限に配分を持ちます。
- ・ 資産分散ポートフォリオでは、先進国国債先物指数、通貨指数、貴金属指数に、合計で 250%を上限に配分を持ちます。
- ・ ただし、これらは再配分時に適用される上限となり、観測時点と再配分時点のタイムラグにより、当該時点での配分比率はこれらを上回ることがあります。

4 投資リスクについて

指数連動債券はリスク商品であり、投資元本は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。指数連動債券は元本確保ではなく、また保証会社は投資元本を保証するものではありません。発行体や保証会社に信用事由が発生していなくても、指数連動債券の条件に従って決定される償還額は投資元本を大きく下回ることがあります。

指数連動債券が実質的に配分を持つ参照指数は、日米欧の株式、先進国国債、貴金属(コモディティ)、為替取引等にレバレッジをかけた配分を持つことを通じて、これらの市場の価格変動等によりその価値は大きく上下しますので、これにより、投資元本を割り込むことがあります。

また、発行体や保証会社、実質的に組み入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部の評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

以下は、指数連動債券が有するリスクのうち、主なリスクとして認識されているものの概要であり、指数連動債券への投資に伴うリスクの完全な説明ではありません。指数連動債券への投資をお考えのお客様はここに記載されていないリスクやその他の潜在的なリスクも含めて、様々な観点からリスクを考慮されたうえで、ご自身でご判断ください。

指数連動債券が有する主なリスクは以下の通りです。

● 指数連動債券への投資に伴って想定される主なリスク

○ 参照指数

指数連動債券は参照指数に対する100%の投資配分を提供します。このため、参照指数の値が下落した場合、指数連動債券の価格が下落し、投資元本を割り込む可能性があります。

指数連動債券の参照指数は、実質的な借入れを使用して基本ポートフォリオに1.5倍の配分を行ったパフォーマンスがその指数値として算出されています。参照指数の値はゼロとなる可能性があり、その場合指数連動債券の投資者は最大で指数連動債券への投資元本のすべてを失う可能性があります。

○ 参照指数の実質的な借入れに関するリスク

参照指数は実質的な借入れを使用するため、基本ポートフォリオが上昇する局面では、参照指数はより大きく上昇する可能性があります。また、基本ポートフォリオが下落する局面では、参照指数はより大きく下落する可能性があります。また、配分ルールに従い、参照指数の基本ポートフォリオに対する配分割合は原則として日々見直されます。基本ポートフォリオのポジション量(持ち高)が引き上げられた後、基本ポートフォリオが下落したことでポジション量に変更がなかった場合よりも参照指数の下落が大きくなる可能性があります。また、ポジション量が引き下げられた後、基本ポートフォリオが上昇したことで、ポジション量に変更がなかった場合よりも上昇が少なくなる可能性もあります。また、ポジション量配分が低くなってしまった場合、その後参照指数が大きく上昇する可能性が低くなる可能性があります。

○基本ポートフォリオの配分戦略

参照指数が1.5倍の配分を持つ基本ポートフォリオは、決められたルールに従って株式ポートフォリオおよび資産分散ポートフォリオに配分を持ち、株式ポートフォリオおよび資産分散ポートフォリオへの配分を通じて関連指標（以下「指数構成要素」といいます。）に配分を持ち、その配分は日々再配分されるポートフォリオのパフォーマンスとして計算されています。参照指数は、指数構成要素に分散して配分することで中長期的に妥当なリスク・リターンを追求することを意図して設定された基本ポートフォリオにレバレッジをかけた配分を行いますが、その配分戦略が成功する保証はありません。配分ルールは、過去の価格動向等を参考に決定されましたが、将来の価格動向が過去の価格動向と異質のものとなる場合などは、基本ポートフォリオ（および参照指数）は意図された成果を達成することができず、損失をこうむることがあります。参照指数の配分戦略は、参照指数のスポンサーであるBNPパリバの決定により、予告なく変更されることがあります。このような変更は、参照指数の投資者にとって良い結果をもたらすこともあれば、悪い結果をもたらすこともあります。

○市場価格の変動リスク

参照指数は株式ポートフォリオや資産分散ポートフォリオへの配分を通じて実質的に株式先物指数、国債先物指数、通貨およびコモディティ指数への配分を持ちます。このため、関連する市場の価格変動の影響を受けます。株式、債券、コモディティの価格、為替レートや金利の水準等、市場価格に影響を与える要素は多岐にわたり、政治、経済、天候不順、疫病、災害、その他の生産地固有の事由、市場介入、需給、在庫、その他の金融商品やコモディティ市場の動向、国際情勢や戦争、地域紛争、規制の変更、個別企業にかかる事象、またはこれらに対する報道や見通し、市場参加者の評価など、様々な要因により価格は変動します。予測されていなかった影響の大きな事象が起こったことなどにより、市場価格は時として大きく変動することがあります。なお、満期償還価額が定められた債券であっても、その市場価値は一般的に金利低下（上昇）した場合は値上がり（値下がり）する他、発行者の財務状況の変化等及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。また、市場や関連する先物市場の流動性は一定ではなく、流動性が低くなることがあります。流動性が低い時に影響の大きな事象が起こった場合などは市場の価格変動を増幅させることがあります。深刻な市場混乱事由が生じたことにより、指数連動債券の要項が変更される、または生じなかった場合に比較して投資家に不利な状況となることがあります。

○新興国市場

一般に、新興国市場はより成熟した市場に比べ、市場の流動性は低く、高い価格変動性を伴う傾向があります。また売買や保管に伴うコストも、一般に新興国の方が先進国よりも高いとされています。更に制度や政治、金融政策、為替管理などに関するリスクも、新興国は総じて先進国よりも高いと考えられています。従って、価格変動性やコストに加え、市場混乱事由となる可能性も、新興国のほうが先進国よりも高い可能性があります。

○カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、指数連動債券の価格の下落要因となる可能性があります。また、新興国への投資は先進国に比べ、上記のリスクが高まる可能性があります。

○コモディティ市場

コモディティ市場の流動性は、株式市場、国債市場や為替市場等と比較すると相対的に低いとされています。影響の大きな事象の発生や大きな資金移動が起こった場合、流動性の低い市場は流動性の高い市場よりも大きな価格変動となる傾向があります。深刻な市場混乱事由が生じたことにより、指数連動債券の要項が変更される、または生じなかった場合に比較して投資家に不利な状況となることがあります。

○為替変動リスク

本指数連動債券（ダイナミックベータ戦略円建連動債券）は円建ての参照指数を参照します。そのため、本指数連動債券の投資損益は、指数構成要素の通貨（米ドル・ユーロなど）の対円の為替レートの影響を低減することを目指していますが、為替リスクを完全に排除できるものではありません。

また、資産分散ポートフォリオでは、通貨フォワードの指数構成要素に配分を行うため、当該指数構成要素への配分は対象となる通貨の対ユーロでの為替レートの影響を受け、基本ポートフォリオのパフォーマンスに反映されます。これらの通貨の対ユーロでの為替レートが下落する場合、基本ポートフォリオへの負の効果を与えることにより、指数連動債券は負の影響を受けることがあります。

○信用リスク、担保権行使にかかるリスク

信用リスクとは、株式や公社債などの発行者が、倒産などの理由により利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、その発行者の株式や公社債などの価格は大幅に下落し、指数連動債券の価格が下落する要因となります。

指数連動債券は発行体ならびにその保証会社であるBNPパリバの信用リスクを負い、指数連動債券における債務の履行遅延または不履行というリスクにさらされます。このような発行体や保証会社に対する信用リスクを緩和するため、指数連動債券には国債などの有価証券などが担保として付与されていますが、これによって信用リスクを完全に排除できる訳ではありません。発行体に信用事由が発生した場合、指数連動債券の保有者のために当該担保は換金されますが、換金で得られる資金が、信用事由が発生しなかった場合に指数連動債券の保有者が受け取れたであろう金額に満たないことがあります。また、何らかの状況で換金に支障をきたす場合は当該不足額が拡大する可能性があります。更に当該不足額に責任のある保証会社が当該不足額を弁済できなくなる可能性があります。

○流動性リスク

市場や関連する先物市場の流動性は一定ではなく、流動性が低くなることがあります。特に、新興国通貨、商品（コモディティ）市場の流動性は、先進国株式や先進国国債、主要通貨等と比較すると相対的に低いとされています。影響の大きな事象の発生や大きな資金移動が起こった場合、流動性の低い市場は流動性の高い市場よりも大きな価格変動となる傾向があります。

○途中換金に伴うリスク

指数連動債券は条件に従った途中換金手続きが提供されていますが、深刻な市場混乱事由が発生するような場合など、流動性提供会社は売買を一時的に停止する措置をとることがあります。また、一旦受領された売買注文についても、売買の実行が留保や延期、撤回されることがあります。そのような場合、指数連動債券の投資家が売却代金を受領するまで相当な期間を要することがあります。

○指数連動債券の費用、参照指数の費用

指数連動債券には管理報酬として参照指数への配分に対して年率0.85%が控除されます。参照指数からは指数構成要素の配分変更時における再配分コスト（指数構成要素に応じて配分変更額の0.01%から0.10%）、および複製コスト（指数構成要素に応じて配分額の年率0.02%から0.20%）が控除されて計算されます。これらは参照指数の価格から控除されることを通じて、実質的に投資家の負担となります。

○参照指数の調整、停止並びに終了事由

参照指数の指数構成要素が消滅するなどとなった場合、もしくは参照指数にかかる費用が大幅に上昇した場合には、関連指数スポンサーまたは参照指数の指数計算代理人は適切と判断する調整を行います（指数構成要素の入れ替えが行われる場合もあります。）。また、法令や規制、税制等の変更、それらの解釈の変化等、また司法命令や内紛、戦争等の発生等（ただしこれらに限定されません。）、関連指数スポンサーや指数計算代理人の不可抗力で、それらが行う業務に支障をきたした場合、参照指数の調整、指数構成要素の変更、計算の停止、参照指数の終了に至る可能性があります。

○その他の事象に伴うリスク

指数連動債券または参照指数に関連がある国の法律税制等が変更された場合や、参照指数が何らかの理由で継続不可能となる場合、BNPパリバもしくはその関連会社が指数連動債券の責務をヘッジすることができなくなる場合、もしくはヘッジするコストが著しく増加する等のやむを得ない場合（ただし、これらに限定されません。）には、参照指数のルールや指数連動債券の要項が変更される可能性（参照指数や指数構成要素を代替となる指数や構成要素に変更することを含みます。）や、指数連動債券が時価をもって繰上償還される可能性があります。投資家は、かかる変更によって不利益を被ることや、期限前償還価格は満期償還であった場合の価格を大きく下回ることがあります。

○潜在的な利益相反に関するリスク

指数連動債券の関係法人、指数スポンサーや指数計算代理人など（ただしこれらに限定されません。）は、BNPパリバグループに属する企業となることがあり、これらのいずれかの企業が行う活動（ヘッジ取引行為を含みますがこれに限定されません。）が指数連動債券の評価に影響を与えるなど、指数連動債券の投資者にとって不利な結果となる可能性があります。また、指数計算代理人には一定の判断裁量を与えられていることなどから、指数連動債券の投資者とBNPパリバグループに属する企業との間に潜在的な利益相反が生じる可能性があります。

○限定的な取引相手となることのリスク

指数計算代理人や流動性提供会社はBNPパリバのグループ企業に限定されます。指数連動債券の取引条件や、参照指数の指数構成要素に適用される再配分コストや複製コストなどは流動性提供会社または指数計算代理人の揭示するものとなります。

3. 運用状況

1 投資状況(2025年9月30日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
スワップ契約	8,418,569,337	100.00%
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	0	0.00%

2 投資資産(2025年9月30日現在)

①投資有価証券の主要銘柄

ダイナミックベータ戦略円建連動債券

②投資不動産案件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

3 運用実績

①純資産(債券価額)の推移

当初評価日(2019年6月28日)から直近日(2025年9月末)における債券の時価総額の推移は次の通りです。

ダイナミックベータ戦略円建連動債券

	債券の時価総額(百万円)	1 券面当たりの時価(円)
当初評価日(2019年6月28日)	0	1.0000
2019年7月末日	0	1.0400
2019年8月末日	8	0.9840
2019年9月末日	36	0.9458
2019年10月末日	58	0.9253
2019年11月末日	90	0.9643
2019年12月末日	133	0.9958
2020年1月末日	175	0.9844
2020年2月末日	206	0.9189
2020年3月末日	240	0.8009
2020年4月末日	307	0.7998
2020年5月末日	373	0.7960
2020年6月末日	452	0.8013
2020年7月末日	545	0.8235
2020年8月末日	647	0.8433
2020年9月末日	713	0.8189
2020年10月末日	766	0.7781
2020年11月末日	958	0.8679
2020年12月末日	1,084	0.8892
2021年1月末日	1,219	0.9158
2021年2月末日	1,416	0.9770
2021年3月末日	1,562	1.0012

ダイナミックベータ戦略円建連動債券（適格機関投資家専用）

2021年4月末日	1,756	1.0443
2021年5月末日	1,877	1.0475
2021年6月末日	2,049	1.0735
2021年7月末日	2,148	1.0627
2021年8月末日	2,328	1.0879
2021年9月末日	2,468	1.1027
2021年10月末日	2,646	1.1188
2021年11月末日	2,753	1.1022
2021年12月末日	3,034	1.1477
2022年1月末日	2,871	1.0311
2022年2月末日	3,177	1.0762
2022年3月末日	3,404	1.102
2022年4月末日	3,568	1.1011
2022年5月末日	3,642	1.076
2022年6月末日	3,682	1.0482
2022年7月末日	4,160	1.1305
2022年8月末日	4,146	1.0867
2022年9月末日	4,272	1.0693
2022年10月末日	4,218	1.0147
2022年11月末日	4,288	0.9972
2022年12月末日	4,136	0.9296
2023年1月末日	4,407	0.9496
2023年2月末日	4,320	0.8938
2023年3月末日	4,579	0.9087
2023年4月末日	4,872	0.9389
2023年5月末日	5,380	1.0020
2023年6月末日	5,824	1.0532
2023年7月末日	6,160	1.0772
2023年8月末日	6,153	1.0421
2023年9月末日	6,017	0.9898
2023年10月末日	5,960	0.9562
2023年11月末日	6,195	0.9693
2023年12月末日	6,460	1.0013
2024年1月末日	6,765	1.0285
2024年2月末日	7,477	1.1155
2024年3月末日	7,980	1.1746
2024年4月末日	7,461	1.0912
2024年5月末日	7,847	1.1329
2024年6月末日	8,149	1.1629
2024年7月末日	7,967	1.1266
2024年8月末日	7,669	1.0750
2024年9月末日	7,898	1.1021
2024年10月末日	7,853	1.0850
2024年11月末日	7,787	1.0616
2024年12月末日	7,962	1.0534
2025年1月末日	8,068	1.0540
2025年2月末日	7,871	1.0283
2025年3月末日	7,737	1.0108
2025年4月末日	7,553	0.9778

ダイナミックベータ戦略円建連動債券（適格機関投資家専用）

2025年5月末日	7,733	0.9925
2025年6月末日	7,792	0.9860
2025年7月末日	7,966	1.0059
2025年8月末日	8,419	1.0595
直近日(2025年9月末日)	7,853	1.0850

（注）債券の時価総額は、発行総額から流動性提供会社が保有する分を除いた、投資家（特別勘定 世界バランスII 型）により保有される総額を記載しております。

②分配の推移

該当事項はありません。

③収益率の推移

ダイナミックベータ戦略円建連動債券

計算期間	収益率
自 当初評価日(2019年6月28日) 至 2019年9月30日	-5.42%
自 2019年9月30日 至 2020年9月30日	-13.42%
自 2020年9月30日 至 2021年9月30日	+34.66%
自 2021年9月30日 至 2022年9月30日	-3.03%
自 2022年9月30日 至 2023年9月30日	-7.43%
自 2023年9月30日 至 2024年9月30日	+11.35%
自 2024年9月30日 至 2025年9月30日	-3.86%

④ユニットプライスの収益率

直近日(2025年9月末)におけるユニットプライスの収益率は次の通りです。

特別勘定 世界バランスⅡ型

計算期間	収益率
自 当初評価日(2019年6月28日) 至 2019年9月30日	-1.47%
自 2019年9月30日 至 2020年9月30日	-13.03%
自 2020年9月30日 至 2021年9月30日	+31.71%
自 2021年9月30日 至 2022年9月30日	-2.34%
自 2022年9月30日 至 2023年9月30日	-7.16%
自 2023年9月30日 至 2024年9月30日	+11.26%
自 2024年9月30日 至 2025年9月30日	-4.38%

(注)収益率は、各計算期間末のユニットプライスから当該計算期間の直前の計算期間末のユニットプライス(以下「前期末ユニットプライス」といいます。)を控除した額を前期末ユニットプライスで除して得た数に100を乗じて得た数(小数第3位を四捨五入)を記載しています。また、計算に使用するユニットプライスは、小数第4位までで算出しています。

Ⅱ 財務ハイライト情報

投資対象は指数連動債券のため、該当事項はありません。

Ⅲ 「資産の運用に関する重要な事項」の項目

指数連動債券の沿革・指数連動債券の経理状況の詳細・投資及び解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。

「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

- I. 指数連動債券の沿革
- II. 指数連動債券の経理状況
 - 1 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 附属明細表
 - 2 指数連動債券の現況
 - 純資産額計算書
- III. 投資及び解約の実績

資産の運用に関する重要な事項

【資産の運用に関する重要な事項】

I 本指数連動債券の沿革

2019年6月28日 本指数連動債券の発行

II 本指数連動債券の経理状況

投資対象は指数連動債券のため、該当事項はありません。

III 投資及び解約の実績

計算期間	投資額面(百万円)	解約額面(百万円)	保有額面(百万円)
自 当初評価日(2019年6月28日) 至 2019年9月30日	39	0	39
自 2019年9月30日 至 2020年9月30日	833	0	872
自 2020年9月30日 至 2021年9月30日	1,366	0	2,238
自 2021年9月30日 至 2022年9月30日	1,758	0	3,995
自 2022年9月30日 至 2023年9月30日	2,084	0	6,079
自 2023年9月30日 至 2024年9月30日	1,108	21	7,166
自 2024年9月30日 至 2025年9月30日	780	0	7,946

(注)上記は、発行総額から流動性提供会社が保有する分を除いた、投資家(特別勘定 世界バランスⅡ型)により投資、解約および保有される総額について記載されております。また、十万の位を四捨五入し、百万円単位で記載しております。

米国株式アクティブ I 型

- 主な投資対象となる投資信託
アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）
- 運用会社
アライアンス・バーンスタイン株式会社

資産の運用に関する極めて重要な事項

資産の運用に関する極めて重要な事項

I 投資信託(ファンド)の状況

1. 投資信託(ファンド)の性格

1 名 称

アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)

※以下、上記のファンドを「当ファンド」という場合があります。

2 目的および基本的性格

当ファンドは、アライアンス・バーンスタイン・米国大型グロース株マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)を通じて、主として成長の可能性が高いと判断される米国普通株式に投資し、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

※当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

※一般社団法人投資信託協会が公募投資信託について定める「商品分類に関する指針」に基づいて分類した場合、当ファンドは、「追加型投信／海外／株式」に該当します。

追加型投信……一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外………目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式………目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※当ファンドの信託金の上限は、5,000 億円とします。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

※当ファンドの信託期間は無期限です。ただし、委託会社は、受益権口数が 30 億口を下回ったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

3 特 色

1. マザーファンドを通じて、主として成長の可能性が高いと判断される米国株式に投資します。

※委託会社が適切と判断した場合には、米国以外の発行者による米国預託証券(ADR)、優先証券などに投資することがあります。

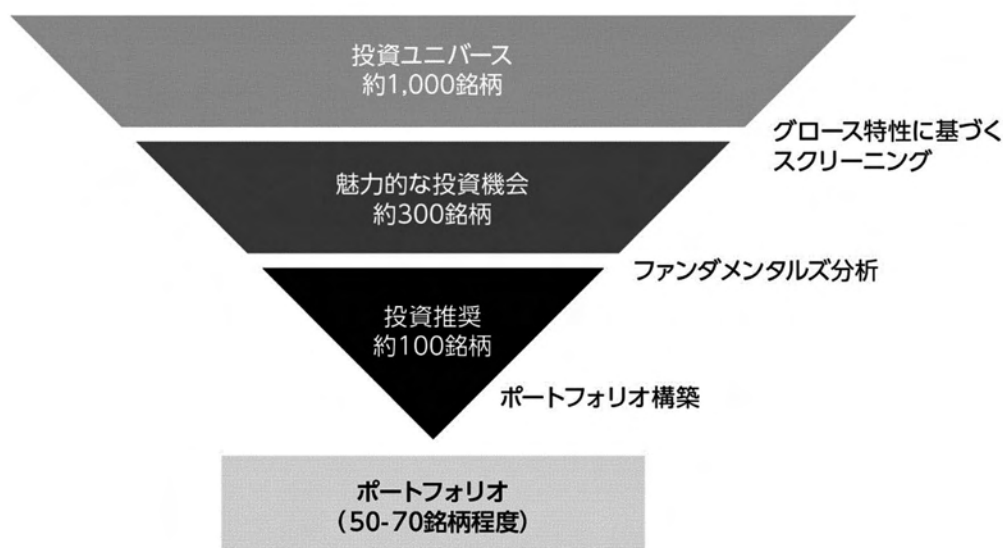
2. 企業のファンダメンタルズ分析と株価バリュエーションに基づく銘柄選択を基本としたアクティブ運用を行います。

■高い利益成長もしくは持続的な利益成長の可能性が高いと判断される企業を発掘します。

■株価の値上がり期待できる企業を選別するため、アライアンス・バーンスタイン(以下、「AB」)*のリサーチ・アナリストとポートフォリオ・マネジャーがボトムアップによるファンダメンタルズ分析を行います。

*アライアンス・バーンスタインおよび AB には、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。

＜運用のプロセス＞(2025年9月末現在)



■グロース特性に基づきスクリーニングされた銘柄(約 300 銘柄)について、アナリストによる綿密なファンダメンタルズ・リサーチを参考に、ABの米国大型株運用チームは投資推奨銘柄(約 100 銘柄)に絞り込みます。ファンダメンタルズ・リサーチにおいては、財務分析だけでなく、ESG(環境、社会、ガバナンス)など非財務分析も考慮に入れ、多面的な企業分析により持続的な成長企業を選別します。

■運用チームは、最終的にファンダメンタルズ分析の確信度やリスク特性などを考慮し、有望と判断される銘柄を選定します。

※上記の内容は、今後変更する場合があります。

3. 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

4. マザーファンドの運用は、ABのグループ会社に委託します。

■運用指図に関する権限委託:

マザーファンドの株式等の運用

※ 国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。

■委託先(投資顧問会社):

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

アライアンス・バーンスタイン・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーを中核とするABは、総額約8,291億米ドル(2025年6月末現在、約119.8兆円^{*2})の資産を運用し、米国をはじめ世界26の国・地域、52都市(2025年6月末現在)に拠点を有しています。

*1 アライアンス・バーンスタインおよびABには、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。

*2 米ドルの邦貨換算レートは、1米ドル=144.445円(2025年6月30日のWMリフィニティブ)を用いております。

5. S&P500株価指数(配当金込み、円ベース)*をベンチマークとします。

* S&P500株価指数とは、米国の投資情報会社であるS&Pが算出、公表している株価指数で、米国の主要500銘柄を時価総額で加重平均し算出したものです。S&P500株価指数(配当金込み、円ベース)は、S&P500株価指数(配当金込み、米ドルベース)をもとに、わが国の対顧客電信売買相場の仲値を用いて委託会社が円ベースに換算したものです。

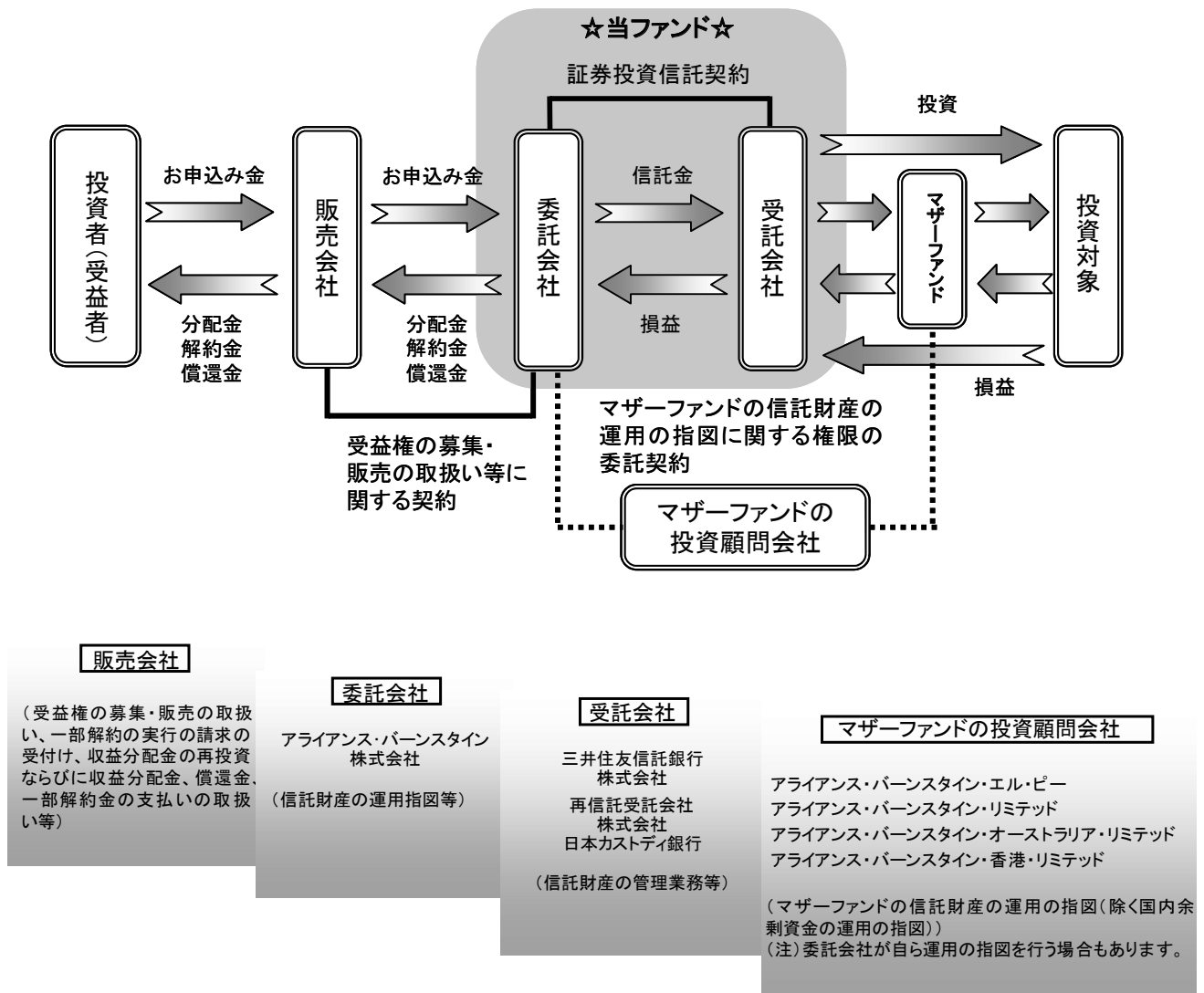
※ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。また、投資対象国の株式市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

6. ファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、受益者の資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用はマザーファンドにて行うという仕組みです。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

4 仕組み



※上記の仕組みは、2025 年 9 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

当ファンドは、マザーファンドを通じて、主として成長の可能性が高いと判断される米国普通株式に投資し、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

- 株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

※投資対象の詳細につきましては、「3. その他の詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資方針と主な投資対象

アライアンス・バーンスタイン・米国大型グロース株マザーファンド

- この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。
- 成長の可能性が高いと判断される米国普通株式を主な投資対象とします。
- 企業のファンダメンタルズ分析と株価バリュエーションに基づく銘柄選択を基本としてアクティブ運用を行います。
- 信託財産に属する資産の価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
- 委託会社が適切と判断した場合には、米国以外の発行者による米国預託証券(ADR)、優先証券などに投資することがあります。

2 運用体制

①ファンドの運用体制

委託会社はマザーファンドの信託財産の運用の指図に関する権限(国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。)を以下の投資顧問会社に委託します。ただし、委託会社が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

アライアンス・バーンスタイン・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

②内部管理体制および意思決定を監督する組織等

委託会社は、ファンドの運用・管理業務およびリスク管理について、それぞれ社内規程を定めています。

- ・リーガル・コンプライアンス本部は信託約款および法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。
- ・運用管理部はポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについてモニターしています。
- ・クライアント本部は市場リスク等があらかじめ定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしています。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

③委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、運用委託先の管理については、社内規程に従い、運用部門から独立した管理担当部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。また、受託会社に対して、信託財産の日常の管理業務を通じ、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

◆上記の運用体制等は、2025年9月末現在のものであり、今後変更する場合があります。

3 主な投資制限

当ファンドの法令および信託約款に基づく主な投資制限は以下のとおりです。

- ① 株式への実質投資割合は、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。
- ③ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

※投資制限の詳細につきましては、「3. その他の詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

アライアンス・バーンスタイン・米国大型グロース株マザーファンド

- ① 株式への投資については、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資については、制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④ 未登録、未上場の株式、新株引受権証券、新株予約権証券または新株引受権証書、私募債、その他流動性の乏しいものへの投資割合については、それらの合計額が純資産総額の10%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑧ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑨ デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑩ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑪ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4 投資リスクについて

投資信託である当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて株式などの値動きのある金融商品等に投資しますので、当該マザーファンドおよび当ファンドに組入れられた金融商品等の値動き(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)により基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

基準価額の変動要因

- ① 株価変動リスク
一般に、株式の価格は経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、マザーファンドおよび当ファンドが組入れている株式の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。
- ② 為替変動リスク
実質外貨建資産に対し原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動によりファンドの基準価額に影響を受けます。
- ③ 信用リスク
株式や短期金融商品の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、投資資金が回収できなくなるリスクがあります。また、こうした状況が生じた場合、またそれが予想される場合には、当該株式等の価格は下落し、損失を被るリスクがあります。また、金融商品等の取引相手方に債務不履行が生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。
- ④ カントリー・リスク
発行国の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。
- ⑤ 他のベビーファンドの設定・解約等に伴う基準価額変動のリスク
当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入金融商品等に売買が生じた場合、その売買による組入金融商品等の価格変動や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する要因となります。
- ⑥ 流動性リスク
市場規模が小さく、取引量が少ない場合などには、機動的に売買できない可能性があります。
- ⑦ 一部解約による当ファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク
受益者による当ファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当てするために保有する金融商品等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有する金融商品等を市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、当ファンドの基準価額が大きく変動することが考えられます。
- ⑧ インデックスの下落に伴うリスク
当ファンドはS&P500株価指数(配当金込み、円ベース)をベンチマークとして運用を行います。ベンチマークとしたインデックスが下落する局面では、当ファンドのパフォーマンスも下落し、基準価額の下落につながることがあります。
- ⑨ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には運用の基本方針にしたがって運用ができない場合があります。

※当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

上記の投資リスクの管理体制は以下のとおりです。

① 投資顧問会社におけるリスク管理

運用チームが、常時ポートフォリオをモニターし、そのリスク管理を行っています。運用面のリスク管理については、個別銘柄の徹底した調査・分析が基礎になると考えています。

また、リーガル・コンプライアンス部、チーフ・オペレイティング・オフィサー、チーフ・インベストメント・オフィサーらがその委員となるリスク管理委員会を設置し、運用チームとは独立したリスク管理を行っています。

② 委託会社におけるリスク管理

a. 運用ガイドラインの遵守状況の監視

運用部門から独立した部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。具体的には、リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。

b. パフォーマンスの検証

ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。さらに、クライアント本部においても運用リスク(市場リスク、信用リスク、為替リスク等)があらかじめ定められた運用の基本方針、及び運用方法に即した適正範囲のものであるかをチェックしており、その結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

また、クライアント本部ではファンドのパフォーマンス分析も行っており、その結果は投信戦略委員会に報告され、運用状況の検証が行われます。

c. 流動性リスクの管理

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※上記の投資リスク管理体制は、2025 年 9 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3. その他の詳細情報

1 アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)の投資対象

(1) 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- ① 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託および投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下、同じ。)
 - a. 有価証券
 - b. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限りま
 - c. 金銭債権
 - d. 約束手形
- ② 次に掲げる特定資産以外の資産
 - a. 為替手形

(2) 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主としてアライアンス・バーンスタイン・米国大型グロース株マザーファンド受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- a. 株券または新株引受権証券
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
- f. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- i. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- j. コマーシャル・ペーパー
- k. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下、同じ。))および新株予約権証券
- l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a.からk.までの証券または証書の性質を有するもの
- m. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- n. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- o. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- p. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま
- q. 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- r. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
- s. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま
- t. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- u. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- v. 外国の者に対する権利で上記u.の有価証券の性質を有するもの

なお、a.の証券または証書、l.ならびに q.の証券または証書のうち a.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b.から f.までの証券および l.ならびに q.の証券または証書のうち b.から f.までの証券の性質を有するものおよび n.に記

載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、m.の証券および n.の証券(ただし、新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。))を以下「投資信託証券」といいます。

(3) 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を上記(2)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。))により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利で前 e.の権利の性質を有するもの

(4) 金融商品の運用指図

上記(2)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は信託金を、上記(3)の a.から d.までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(5) 先物取引等の運用指図および範囲

①委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、および投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。))および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。))ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めるものとします。(以下、同じ。)

- a. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。))の時価総額の範囲内とします。
- b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額。))に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記(3)の a.から d.までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本(5)で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

②委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、および投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

- a. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
- b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。
- c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本(5)で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避す

るため、および投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

- a. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入元金証券の利払金および償還金等ならびに上記(3)の a. から d. までに掲げる金融商品で運用しているものをいいます。以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。以下同じ。)の時価総額の範囲内とします。
- b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入元金証券に係る利払金および償還金等ならびに上記(3)の a. から d. までに掲げる金融商品で運用している額(以下、本 b. において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下、同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入元金証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
- c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本(5)で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(6) スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- ① 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下、「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、本③において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 上記③において、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(7) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

- ① 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る

る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④ 上記③においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑥ 上記⑤においてマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑧ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑨ 本(7)に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑩ 本(7)に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定め

た金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る

決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

2 アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)の投資制限

(1) 信託約款による制限

① 株式への投資割合

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

② 投資する株式等の範囲

- a. 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当てまたは社債権者割当てにより取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b. 上記 a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

③ 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への実質投資割合については、制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

④ 新株引受権証券等への投資割合

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10% 以内とします。未登録、未上場の株式、新株引受権証券、新株予約権証券または新株引受権証券、私募債、その他流動性の乏しいものへの投資については、それらの実質合計額が純資産総額の 10% 以内とします。

⑤ 同一銘柄への投資割合

- a. 同一銘柄の株式への投資割合
同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10% 以内とします。
- b. 同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合
同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以内とします。
- c. 同一銘柄の転換社債等への投資割合
同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10% 以内とします。

⑥ 投資信託証券への投資割合

投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以内とします。

⑦ デリバティブ取引等に係る投資制限

- a. 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- b. デリバティブ取引(法人税法第 61 条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- c. 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

⑧ 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(2) 法令により禁止または制限される取引等

同一法人の発行する株式の投資制限

委託者は、同一法人の発行する株式について、委託者が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託の投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の 50% を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

(3) その他信託約款に定める取引の方法と条件

① 外国為替予約の指図

委託者は、信託財産の為替変動リスクを回避するため、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額を限度として、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 有価証券貸付けの指図・目的・範囲

- a. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の(イ)および(ロ)の範囲で貸付けの指図をすることができます。

- (イ) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50% を超えないものとします。
- (ロ) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50% を超えないものとします。

- b. 上記 a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

- c. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

③ 一部解約の請求ならびに有価証券の売却等および再投資の指図

- a. 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
- b. 委託者は上記 a. による解約代金、売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の収入金を再投資することの指図をすることができます。

④ 資金の借入れ

- a. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

※上記は 2025 年 9 月末現在における信託約款からの抜粋です。信託約款は法令改正や制度変更等により変更となる場合があります。

4. 運用状況

1 投資状況(2025年9月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	20,503,333,331	100.24
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△50,067,418	△0.24
合計(純資産総額)		20,453,265,913	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【参考情報】マザーファンドの投資状況(2025年9月30日現在)

アライアンス・バーンスタイン・米国大型グロース株マザーファンド

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	5,313,688,388,826	91.93
	カナダ	48,363,172,378	0.83
	オランダ	127,934,326,377	2.21
	スイス	35,123,429,417	0.60
	デンマーク	24,919,858,135	0.43
	台湾	113,330,048,574	1.96
	小計	5,663,359,223,707	97.98
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	116,402,181,777	2.01
合計(純資産総額)		5,779,761,405,484	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

2 投資資産(2025年9月30日現在)

(1) 投資有価証券の主要銘柄

全銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	アライアンス・バーンスタイン・米国 大型グロース株マザーファンド	1,629,434,188	11.3219	18,448,347,746	12.5831	20,503,333,331	100.24

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

種類	国内/外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	100.24
合計		100.24

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 投資不動産物件

該当事項はありません。

(3) その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資資産(2025年9月30日現在)
アライアンス・バーンスタイン・米国大型グロース株マザーファンド

(1) 投資有価証券の主要銘柄
時価金額上位30銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	19,278,237	21,422.34	412,985,009,305	27,073.82	521,935,672,681	9.03
2	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	5,397,733	70,712.04	381,684,737,714	76,613.64	413,540,016,060	7.15
3	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小 売り	10,566,996	31,639.97	334,339,516,740	33,076.66	349,521,035,357	6.04
4	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	9,326,123	27,473.56	256,221,863,774	36,380.31	339,287,309,256	5.87
5	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-A	メディア・娯楽	2,810,667	101,665.68	285,748,387,548	110,677.39	311,077,293,340	5.38
6	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	6,248,014	37,026.45	231,341,815,459	48,817.75	305,013,997,945	5.27
7	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	4,876,294	52,532.30	256,162,978,307	50,643.02	246,950,258,469	4.27
8	アメリカ	株式	NETFLIX INC	メディア・娯楽	1,343,532	180,317.50	242,262,332,485	179,610.32	241,312,213,525	4.17
9	アメリカ	株式	APPLIED MATERIALS INC	半導体・半導体製造装置	4,134,209	25,830.67	106,789,429,732	30,512.95	126,146,937,312	2.18
10	アメリカ	株式	MONSTER BEVERAGE CORP	食品・飲料・タバコ	11,766,292	9,388.37	110,466,335,769	9,969.00	117,298,221,426	2.02
11	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	半導体・半導体製造装置	2,785,995	31,746.97	88,446,910,763	40,678.48	113,330,048,574	1.96
12	アメリカ	株式	TEXAS INSTRUMENTS INC	半導体・半導体製造装置	4,009,921	29,186.43	117,035,299,424	27,279.28	109,387,767,361	1.89
13	アメリカ	株式	STRYKER CORP	ヘルスケア機器・サービス	1,982,098	56,260.26	111,513,355,168	55,067.73	109,149,646,219	1.88
14	アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	一般消費財・サービス流通・小 売り	1,768,247	52,801.78	93,366,590,494	60,564.38	107,092,790,315	1.85
15	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORPORATION	生活必需品流通・小売り	697,578	147,422.46	102,838,668,150	136,503.60	95,221,912,187	1.64
16	アメリカ	株式	PROGRESSIVE CORP	保険	2,616,004	39,709.32	103,879,765,996	36,386.27	95,186,633,097	1.64
17	アメリカ	株式	VEEVA SYSTEMS INC- CLASS A	ヘルスケア機器・サービス	2,110,916	42,002.02	88,662,747,871	43,621.83	92,082,040,005	1.59
18	アメリカ	株式	MCKESSON CORP	ヘルスケア機器・サービス	807,121	108,282.68	87,397,229,590	113,419.76	91,543,471,402	1.58
19	アメリカ	株式	ELI LILLY AND COMPANY	医薬品・バイオテクノロジー・ラ イフサイエンス	818,228	121,841.90	99,694,456,772	108,162.80	88,501,838,719	1.53
20	アメリカ	株式	CBOE GLOBAL MARKETS INC	金融サービス	2,278,011	33,618.59	76,583,524,203	36,660.21	83,512,364,376	1.44
21	アメリカ	株式	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	医薬品・バイオテクノロジー・ラ イフサイエンス	1,389,606	67,339.53	93,575,416,864	58,853.75	81,783,528,013	1.41
22	アメリカ	株式	VERISK ANALYTICS INC	商業・専門サービス	2,171,625	45,990.58	99,874,299,699	37,038.36	80,433,442,433	1.39
23	オランダ	株式	FERRARI NV	自動車・自動車部品	1,064,579	68,714.62	73,152,147,282	71,766.11	76,400,699,154	1.32
24	アメリカ	株式	INTUITIVE SURGICAL INC	ヘルスケア機器・サービス	1,143,581	76,253.35	87,201,891,853	65,391.07	74,779,989,339	1.29
25	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	1,310,318	46,907.97	61,464,357,721	51,390.39	67,337,764,051	1.16
26	アメリカ	株式	QUALCOMM INC	半導体・半導体製造装置	2,678,925	23,034.71	61,708,270,131	24,609.86	65,927,979,916	1.14
27	アメリカ	株式	CADENCE DESIGN SYS INC	ソフトウェア・サービス	1,211,786	44,663.99	54,123,209,903	51,887.65	62,876,737,052	1.08
28	アメリカ	株式	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	素材	1,178,163	50,005.81	58,915,000,311	51,053.92	60,149,850,859	1.04
29	アメリカ	株式	OTIS WORLDWIDE CORP	資本財	4,338,097	14,265.68	61,885,910,552	13,591.25	58,960,183,409	1.02
30	アメリカ	株式	APPLOVIN CORP-CLASS A	ソフトウェア・サービス	544,256	55,557.88	30,237,711,720	106,056.15	57,721,699,675	0.99

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	半導体・半導体製造装置	22.90
		メディア・娯楽	16.18
		ソフトウェア・サービス	13.05
		一般消費財・サービス流通・小売り	8.82
		ヘルスケア機器・サービス	7.52
		金融サービス	6.00
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4.95
		商業・専門サービス	2.92
		資本財	2.85
		食品・飲料・タバコ	2.77
		消費者サービス	1.70
		生活必需品流通・小売り	1.64
		保険	1.64
		自動車・自動車部品	1.32
		素材	1.04
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.03
		耐久消費財・アパレル	0.85
		運輸	0.71
		小計	97.98
	合計		97.98

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 投資不動産物件

該当事項はありません。

(3) その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

3 運用実績(2025 年 9 月 30 日現在)

(1) 純資産の推移

2025年9月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額(百万円)		1万口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末 (2020年 6月15日)	2,055	2,055	10,775	10,775
第2期計算期間末 (2021年 6月15日)	4,245	4,245	15,310	15,310
第3期計算期間末 (2022年 6月15日)	4,833	4,833	14,837	14,837
第4期計算期間末 (2023年 6月15日)	9,347	9,347	19,157	19,157
第5期計算期間末 (2024年 6月17日)	12,166	12,166	28,665	28,665
第6期計算期間末 (2025年 6月16日)	16,921	16,921	27,709	27,709
2024年 9月末日	11,946	—	26,153	—
10月末日	12,441	—	28,556	—
11月末日	12,742	—	28,800	—
12月末日	13,656	—	30,482	—
2025年 1月末日	16,403	—	30,594	—
2月末日	15,466	—	27,813	—
3月末日	15,084	—	26,262	—
4月末日	15,099	—	25,315	—
5月末日	16,509	—	27,350	—
6月末日	17,612	—	28,832	—
7月末日	19,636	—	30,188	—
8月末日	19,789	—	30,143	—
9月末日	20,453	—	30,874	—

(注1)純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

(注2)月末日とはその月の最終営業日を指します。

(2) 分配の推移

期	計算期間	1万口当たりの分配金(円)
第1期計算期間	2019年12月13日～2020年 6月15日	0
第2期計算期間	2020年 6月16日～2021年 6月15日	0
第3期計算期間	2021年 6月16日～2022年 6月15日	0
第4期計算期間	2022年 6月16日～2023年 6月15日	0
第5期計算期間	2023年 6月16日～2024年 6月17日	0
第6期計算期間	2024年 6月18日～2025年 6月16日	0

(3) 収益率の推移

期	計算期間	収益率(%)
第1期計算期間	2019年12月13日～2020年 6月15日	7.8
第2期計算期間	2020年 6月16日～2021年 6月15日	42.1
第3期計算期間	2021年 6月16日～2022年 6月15日	△3.1
第4期計算期間	2022年 6月16日～2023年 6月15日	29.1
第5期計算期間	2023年 6月16日～2024年 6月17日	49.6
第6期計算期間	2024年 6月18日～2025年 6月16日	△3.3

(注)収益率は、各計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数(小数点第二位を四捨五入)を記載しております。

Ⅱ 財務ハイライト情報

- 以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「2. 投資信託(ファンド)の経理状況」の「1. 財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。
- 「資産の運用に関する重要な事項」の「2. 投資信託(ファンド)の経理状況」の中の「1. 財務諸表」については、EY 新日本有限責任監査法人による監査証明を受けており、監査報告書は当該箇所に添付されております。

1.貸借対照表

	(単位:円)	
	第5期 (2024年 6月17日現在)	第6期 (2025年 6月16日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,632	12,852
親投資信託受益証券	12,166,213,921	16,921,192,733
未収入金	78,800,000	123,700,000
流動資産合計	12,245,023,553	17,044,905,585
資産合計	12,245,023,553	17,044,905,585
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	4,788,084	7,523,346
未払委託者報酬	73,736,391	115,859,493
その他未払費用	165,000	165,000
流動負債合計	78,689,475	123,547,839
負債合計	78,689,475	123,547,839
純資産の部		
元本等		
元本	4,244,380,878	6,106,784,316
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	7,921,953,200	10,814,573,430
(分配準備積立金)	4,863,000,444	4,505,903,268
元本等合計	12,166,334,078	16,921,357,746
純資産合計	12,166,334,078	16,921,357,746
負債純資産合計	12,245,023,553	17,044,905,585

2.損益及び剰余金計算書

(単位:円)

	第5期 (自 2023年 6月16日 至 2024年 6月17日)	第6期 (自 2024年 6月18日 至 2025年 6月16日)
営業収益		
受取利息	—	2,764
有価証券売買等損益	3,842,018,576	△528,751,345
営業収益合計	3,842,018,576	△528,748,581
営業費用		
支払利息	495	—
受託者報酬	4,788,084	7,523,346
委託者報酬	73,736,391	115,859,493
その他費用	165,000	165,000
営業費用合計	78,689,970	123,547,839
営業利益又は営業損失(△)	3,763,328,606	△652,296,420
経常利益又は経常損失(△)	3,763,328,606	△652,296,420
当期純利益又は当期純損失(△)	3,763,328,606	△652,296,420
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う 当期純損失金額の分配額(△)	269,975,845	△70,539,114
期首剰余金又は期首欠損金(△)	4,468,203,713	7,921,953,200
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,633,298,043	4,135,214,139
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,633,298,043	4,135,214,139
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,672,901,317	660,836,603
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,672,901,317	660,836,603
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	7,921,953,200	10,814,573,430

3.注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第6期 (自 2024年 6月18日 至 2025年 6月16日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、前期末および当期末が休日のため、2024年6月18日から2025年6月16日までとなっております。

資産の運用に関する重要な事項

資産の運用に関する重要な事項

1. 投資信託(ファンド)の沿革

2019年12月13日 信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始

2. 投資信託(ファンド)の経理状況

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下「財務諸表等規則」という。)及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」(以下「投資信託財産計算規則」という。)並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、第6期(2024年6月18日から2025年6月16日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年8月15日

アライアンス・バーンスタイン株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮田 八郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)の2024年6月18日から2025年6月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・米国成長株投信(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)の2025年6月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	第5期 (2024年 6月17日現在)	第6期 (2025年 6月16日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,632	12,852
親投資信託受益証券	12,166,213,921	16,921,192,733
未収入金	78,800,000	123,700,000
流動資産合計	12,245,023,553	17,044,905,585
資産合計	12,245,023,553	17,044,905,585
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	4,788,084	7,523,346
未払委託者報酬	73,736,391	115,859,493
その他未払費用	165,000	165,000
流動負債合計	78,689,475	123,547,839
負債合計	78,689,475	123,547,839
純資産の部		
元本等		
元本	4,244,380,878	6,106,784,316
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	7,921,953,200	10,814,573,430
(分配準備積立金)	4,863,000,444	4,505,903,268
元本等合計	12,166,334,078	16,921,357,746
純資産合計	12,166,334,078	16,921,357,746
負債純資産合計	12,245,023,553	17,044,905,585

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第5期 (自 2023年 6月16日 至 2024年 6月17日)	第6期 (自 2024年 6月18日 至 2025年 6月16日)
営業収益		
受取利息	—	2,764
有価証券売買等損益	3,842,018,576	△528,751,345
営業収益合計	3,842,018,576	△528,748,581
営業費用		
支払利息	495	—
受託者報酬	4,788,084	7,523,346
委託者報酬	73,736,391	115,859,493
その他費用	165,000	165,000
営業費用合計	78,689,970	123,547,839
営業利益又は営業損失(△)	3,763,328,606	△652,296,420
経常利益又は経常損失(△)	3,763,328,606	△652,296,420
当期純利益又は当期純損失(△)	3,763,328,606	△652,296,420
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う 当期純損失金額の分配額(△)	269,975,845	△70,539,114
期首剰余金又は期首欠損金(△)	4,468,203,713	7,921,953,200
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,633,298,043	4,135,214,139
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,633,298,043	4,135,214,139
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,672,901,317	660,836,603
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,672,901,317	660,836,603
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	7,921,953,200	10,814,573,430

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第6期 (自 2024年 6月18日 至 2025年 6月16日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、前期末および当期末が休日のため、2024年6月18日から2025年6月16日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第5期 (自 2023年 6月16日 至 2024年 6月17日)	第6期 (自 2024年 6月18日 至 2025年 6月16日)
会計上の見積りが翌期の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

第5期 (2024年 6月17日現在)	第6期 (2025年 6月16日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 4, 244, 380, 878口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 6, 106, 784, 316口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2. 8665円 (10, 000口当たり純資産額 28, 665円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2. 7709円 (10, 000口当たり純資産額 27, 709円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第5期 (自 2023年 6月16日 至 2024年 6月17日)	第6期 (自 2024年 6月18日 至 2025年 6月16日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 －円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 －円
2. 分配金の計算過程 該当事項はありません。	2. 分配金の計算過程 同左

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

第5期 (自 2023年 6月16日 至 2024年 6月17日)	第6期 (自 2024年 6月18日 至 2025年 6月16日)
(1) 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 (2) 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「(その他の注記) 2. 売買目的有価証券」に記載しております。これらは株価変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。 クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。 リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。 (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	(1) 金融商品に対する取組方針 同左 (2) 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 同左 (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

第5期 (2024年 6月17日現在)	第6期 (2025年 6月16日現在)
(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 (2) 時価の算定方法 ① 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 ② コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左 (2) 時価の算定方法 ① 親投資信託受益証券 同左 ② コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第5期 (自 2023年 6月16日 至 2024年 6月17日)	第6期 (自 2024年 6月18日 至 2025年 6月16日)
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第6期 (自 2024年 6月18日 至 2025年 6月16日)
該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第5期 (2024年 6月17日現在)		第6期 (2025年 6月16日現在)	
期首元本額	4,879,521,631円	期首元本額	4,244,380,878円
期中追加設定元本額	1,181,982,069円	期中追加設定元本額	2,217,105,943円
期中一部解約元本額	1,817,122,822円	期中一部解約元本額	354,702,505円

2. 売買目的有価証券

(単位: 円)

種類	第5期 (2024年 6月17日現在)	第6期 (2025年 6月16日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	3,556,548,264	△468,463,907
合計	3,556,548,264	△468,463,907

3. デリバティブ取引等関係

該当事項はありません。

(4) 附属明細表

第1. 有価証券明細表

(1) 株式(2025年 6月16日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2025年 6月16日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	アライアンス・バーンスタイン・米国大型 グロース株マザーファンド	1,502,449,987	16,921,192,733	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 100.0%	1,502,449,987	16,921,192,733 100.0%	
	合計			16,921,192,733	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. 投資信託（ファンド）の現況

純資産額計算書（2025 年 9 月 30 日現在）

I 資産総額	20,503,343,343 円
II 負債総額	50,077,430 円
III 純資産総額（I－II）	20,453,265,913 円
IV 発行済口数	6,624,738,702 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	3.0874 円

【参考情報】マザーファンドの純資産額計算書（2025 年 9 月 30 日現在）

アライアンス・バーンスタイン・米国大型グロース株マザーファンド

I 資産総額	5,782,502,914,403 円
II 負債総額	2,741,508,919 円
III 純資産総額（I－II）	5,779,761,405,484 円
IV 発行済口数	459,326,632,349 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	12.5831 円

3. 設定及び解約の実績

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期計算期間	2019年12月13日～2020年 6月15日	2,283,063,886	375,711,385	1,907,352,501
第2期計算期間	2020年 6月16日～2021年 6月15日	1,433,721,849	567,872,646	2,773,201,704
第3期計算期間	2021年 6月16日～2022年 6月15日	1,833,527,293	1,348,643,108	3,258,085,889
第4期計算期間	2022年 6月16日～2023年 6月15日	2,474,974,770	853,539,028	4,879,521,631
第5期計算期間	2023年 6月16日～2024年 6月17日	1,181,982,069	1,817,122,822	4,244,380,878
第6期計算期間	2024年 6月18日～2025年 6月16日	2,217,105,943	354,702,505	6,106,784,316

(注1) 本邦外における設定、解約の実績はありません。

(注2) 第1期計算期間の設定口数は、当初自己設定の口数を含みます。

世界株式環境テーマ I 型

- 主な投資対象となる指数連動債券
クライメットケア株式戦略連動債券（適格機関投資家専用）
- 指数連動債券の発行体
BNP パリバ・イシュアンス B.V.

資産の運用に関する極めて重要な事項

【資産の運用に関する極めて重要な事項】

I 指数連動債券の状況

1. 指数連動債券の性格

1 名 称

クライメットケア株式戦略連動債券(適格機関投資家専用)

クライメットケア株式戦略連動債券(適格機関投資家専用)は「クライメットケア株式戦略連動債券」もしくは「指数連動債券」ということがあります。

2 目的及び基本的性格

指数連動債券は、発行者であるBNPパリバ・イシュアンスB.V.(以下、「発行体」といいます。)の担保付債券で、その償還価額は参照指数(後述)に連動した算式を参照して決定されます。当該算式からは年率0.65%の管理報酬が控除されます。

参照指数は日・米・欧クライメットケア株式指数(気候変動に配慮した銘柄を採用する日米欧株式指数)およびヘッジとしてのVIX先物に連動したパフォーマンスをあげます。これにより、指数連動債券の投資者は、かかる戦略の投資損益を享受することが期待されています。

ただし、指数連動債券の投資者は発行体およびその保証会社としてのBNPパリバ(以下、「保証会社」といいます。)に対する信用リスクにさらされており、発行体に信用事由が発生した場合、指数連動債券のために付された担保が処分されますが、当該担保の処分額をもってしても指数連動債券で発行体が有する責任額に満たない場合、当該不足額は保証会社の責任となり、指数連動債券の投資者はこの不足額について保証会社の信用リスクを負担します。

3 特 色

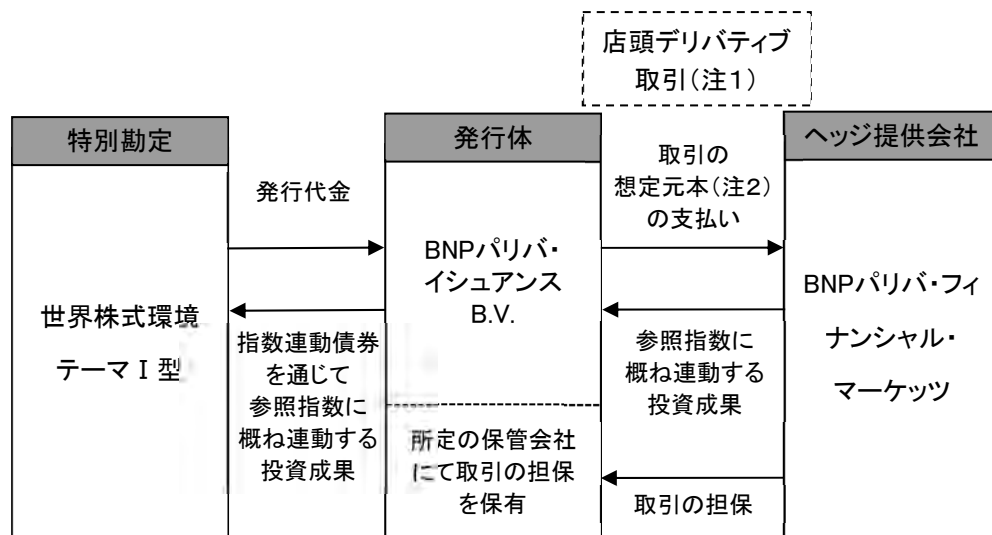
発行体は、指数連動債券の投資者に参照指数を参照して決定される償還価額を支払うことを約束しています。発行体が指数連動債券で有する債務に対しては担保が設定されることに加え、BNPパリバが保証会社として発行体の債務を保証しています。

指数連動債券が参照する参照指数は日・米・欧クライメットケア株式指数およびヘッジとしてのVIX先物に連動したパフォーマンスをあげます。

- ① 指数連動債券は、BNPパリバ・イシュアンスB.V.(以下、「発行体」ということがあります。)が発行します。
※なお、クライメットケア株式戦略連動債券は円建です。
- ② 指数連動債券は、それぞれ対応する参照指数に連動する投資成果を目指します(注)。
- ③ なお、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等は、指数連動債券の期中の売買が停止される可能性がある他、発行体や保証会社であるBNPパリバが破たんするなど、信用事由が発生した場合、指数連動債券のために設定された担保資産が処分され、担保処分で回収された資金を原資に指数連動債券は満期よりも前に償還する場合には、参照指数を参照して決定される償還価額が支払われない場合があります。

(注) 参照指数については、「2. 投資方針及び投資リスク」の【参考情報】をご参照ください。

4 本指数連動債券の仕組み



(注1)店頭デリバティブ取引とは

店頭デリバティブ取引とは、取引所以外で、二者の間で相対で行われるデリバティブ取引です。発行体は、取引先に想定元本を金銭により支払い、参照指数に連動する投資成果を受取るような、店頭デリバティブ取引を実行します。

(注2)想定元本とは

想定元本とは、デリバティブ取引における決済額などを決める基準として用いられる名目上の元本金額をいいます。

2. 投資方針及び投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

① 投資方針

指数連動債券は、参照指数を参照して決定される償還価額を提供します。

② 投資対象

発行体は指数連動債券の要綱に従い、参照指数を参照して決定される償還価額を投資者に提供します。発行体はこの責務を果たすことを確かなものとするため、ヘッジ提供会社と店頭デリバティブ取引を行います。

発行体は、本指数連動債券の発行代金を原資に、店頭デリバティブ取引の想定元本を支払います。ヘッジ提供会社から、店頭デリバティブ取引に伴う担保を受領します。

(注)参照指数の詳細につきましては、【参考情報】をご参照ください。

【参考情報1】 参照指数の概要

指数連動債券は次の参照指数を用いています。

指数連動債券	クライメットケア株式戦略連動債券
参照指数	クライメットケア株式指数

参照指数は、日・米・欧の3つのクライメットケア株式指数のバスケットに、リスクヘッジ機能として機動的にVIX先物を組み合わせたポートフォリオのリターンとして算出されています。

参照指数の資産配分は、BNPパリバが定める指数ルールに基づいて決定されます。以下は、2025年9月30日現在における、指数ルールのデザインのイメージを説明するもので、詳細については省略されているものもあります。また、今後、変更される可能性があります。

1. クライメットケア株式指数の概要

日・米・欧の3つのクライメットケア株式指数に対してそれぞれ25%/50%/25%の固定配分で投資を行い、加えてVIXモメンタム戦略によって機動的にVIX先物を買持ちします。日・米・欧クライメットケア株式指数で中長期的なリターン獲得を狙いつつ、短期的な市場の急変時にはVIX先物に対する投資によって株式リターンの下支えを目指します。



2. 日・米・欧クライメットケア株式指数の概要

- 日・米・欧それぞれのクライメットケア株式指数は、BNPパリバが開発した気候変動テーマ型株式バスケットです。
- 日・米・欧それぞれにおいて、流動性などの基準を満たす上場銘柄を投資対象とします。
- 銘柄選定および配分の決定は、主に以下の条件やプロセスに基づいて3カ月に1度行われます。
 - ✓ MSCI およびブルームバーグが提供する ESG データに基づく銘柄選定を行います。加えて、武器、核、タバコ、ポルノなどの産業に携わる銘柄を除外します。
 - ✓ MSCI が算出する Low Carbon Transition スコア*の最大化を図ります。
 - ✓ 構成銘柄の温室効果ガス排出量の合計量が市場ポートフォリオ**のその 50%以下となるように決定します。
 - ✓ 市場ポートフォリオ**に対するトラッキング・エラーを一定水準以下に抑えます。

* Low Carbon Transitionスコアとは対象企業が気候変動リスクに対して採るビジネス戦略への評価です。

** 市場ポートフォリオは、日・米・欧それぞれにおいて投資対象となる銘柄を浮動株調整時価総額加重平均で組み合わせたものです。

3. VIXモメンタム戦略の概要

- VIX 指数は“恐怖指数”と呼ばれることがあるように、マーケット全般のリスクの尺度として使われており、マーケットのセンチメントが悪化すると指数値は上昇する傾向があります。VIX モメンタム戦略では VIX 指数を原資産とする先物へ投資を行います。
- 日次で VIX 先物の移動平均を計測し、先物価格が移動平均を一定以上超えて上昇した場合に先物を買持ちします。買持ちする割合は移動平均からの上昇率に応じて決定されます。
- 買持ち後、VIX 先物の上昇傾向が緩やかになって移動平均に近づいたり、反対に下落したりした場合には買持ちの割合を減少させます。

免責事項

本指数(以下、「参照指数」といいます。)に使われている方法論及びルール(以下、「参照指数の方法論」といいます。)は、BNPパリバの所有物であり、参照指数のインデックス・スポンサー(以下、「指数スポンサー」といいます。)の承諾なく公開又は公表できません。指数スポンサー、参照指数の計算代理人(当該計算代理人が指数スポンサーを兼ねない場合は、以下、「指数計算代理人」といいます。)及び参照指数に係わる投資アドバイザーがいる場合は当該投資アドバイザー(以下、「指数投資アドバイザー」といいます。)は、参照指数の計算や提供について誤りや脱漏が無い事を保証するものではありません。

参照指数の方法論は、指数スポンサー、指数計算代理人及び指数投資アドバイザー等によって採用されている一定の想定、価格決定モデル及び計算方法に基づいたものであり、一定の内在的な限界があります。異なるモデル、計算方法又は想定に基づいて作成された情報は、異なる結果をもたらす可能性があります。参照指数の投資者には、参照指数の方法論を使用又は複製する一切の権限がありません。また、BNPパリバ及びその関連会社は、その損失が参照指数又は参照指数の方法論の使用若しくはそれらに関連して直接又は間接的に発生したものであるかを問わず、当該損失については一切責任を負いません。

指数スポンサーは、参照指数の方法論を参照指数に適用あるルールに従って適宜修正又は変更を加えることができ、当該修正又は変更について一切の責任を負いません。指数スポンサー及び指数計算代理人は、参照指数の計算、公表又は普及を継続する一切の義務を負っておらず、参照指数に適用あるルールに従った参照指数の計算の停止又は中断について責任を負いません。指数計算代理人、指数スポンサー、及び関係ある場合において指数投資アドバイザーは、あらゆる時における参照指数の水準に関する公表又は使用に関して、一切の責任を負いません。

参照指数の方法論には、特定のコストが含まれており、とりわけ参照指数を運営するためのフリクショナル・コスト、複製コスト及びレボコスト等が挙げられます。これらは市場実勢に応じて時々刻々と変化し、商業的に合理的な方法のもとで指数スポンサーにより決定されます。

BNPパリバ及びその関連会社は、参照指数に関連した取引(デリバティブ取引又は金融商品の発行)を行うことがあります(以下、合わせて、「商品」又は「本件取引」といいます。)。但し、この商品は、本指数を構成するすべて又は一部の構成要素インデックス(以下、それぞれを「関連指数」といいます。)のスポンサー(BNPパリバとの資本関係はなく、それぞれのスポンサーを「関連指数スポンサー」といいます。)による賛助、支持、販売又は宣伝は一切行われていません。

関連指数スポンサーは、関連する関連指数の利用から得られた結果、及び/又は、特定の日の特定の時刻等における関連する関連指数のレベルについて、明示であるか黙示であるかを問わず一切の表明を行うものではありません。いずれの関連指数スポンサーも、関連する関連指数における過誤について一切の人に対し(過失であるかその他によるものであるかを問わず)責任を負わず、また、関連する関連指数スポンサーは、それらにおける過誤についていずれかのの人に知らせる義務を負っていません。いずれの関連指数スポンサーも、商品又は本件取引に関連して購入を行うこと又はリスクを負うことの妥当性について、明示であるか黙示であるかを問わず一切の表明を行いません。BNPパリバ及びその関連会社のいずれも、関連する関連指数の計算、調整又は保守に関連した関連指数スポンサーによる作為又は不作為について、いかなる当事者にも責任を負わず、また、いかなる関連指数、関連指数スポンサー、又は関連指数の計算、構成、普及に対しても、影響力若しくは支配を持つものではありません。指数計算代理人は、それが信頼できると考える公開の情報源から各参照指数に関する情報を得ますが、その情報を独自に検証しません。このため、BNPパリバ及びその関連会社、又は指数計算代理人は、あらゆる参照指数に関する情報の正確性、完全性及び適時性について、(明示又は黙示の)一切の表明、保証又は約束を行わず、また、一切の責任を負いません。

BNPパリバ及びその関連会社は、参照指数及び参照指数に関連する商品について、様々な役割を担うことがあり、その役割はマーケットメーカー、ヘッジ取引の相手先、参照指数の構成要素の発行者、指数スポンサー及び指数計算代理人等としての行為を含みます(但し、これらに限定されません)。これらの行為は、商品又は本件取引の価額や価値に悪影響を及ぼす可能性があります。

BNP Paribasは、指数スポンサーの立場として、本指数(以下、「ESG指数」といいます。)の方法論及び管理上のルールにおいて採用された環境、社会、ガバナンス(以下、「ESG」といいます。)の要素が、全体として又はその一部において、現在若しくは将来的に適用される法律、規制又は投資家自身の内規、投資ポリシー、その他の内部基準若しくは投資ポートフォリオに係る権限等に基づき、当該投資又はESG指数に由来する投資に関して投資家及びその投資が満たすことを期待若しくは要求される投資基準又はガイドラインを満たすことを、一切保証するものではありません。

加えて、現在、法律、規制、その他の文脈において、ESG指数に関する統一的で、明確な、若しくは世界標準の定義はなく、何がESG指数を構成するか、また、特定の指数が“ESG”とみなされるためにどのような特性が必要となるかについて、市場のコンセンサスもありません。指数スポンサーは、投資で用いられるESG指数が投資目的に関する投資家の全部又は一部の期待を満たすかどうかについて、投資家に対して一切保証しません。従って、投資家は、ESG指数が投資の目的若しくは要求に適合するかどうかについて、自ら評価を行う必要があります。ESG指数に関する更なる情報及び/又は適用ある規制に基づくディスクロージャーは、ご要望に応じて指数スポンサーより提供可能です。

【参考情報2】 参照指数に関わる費用

参照指数のリターンは、指数構成要素に配分する際に必要となる取引コスト等(実質的に有価証券等を売買・保有することに伴うコスト)を控除して算出されます。

2 運用体制

本指数連動債券の発行体と関係法人との契約・業務等の概要は以下の通りです。

役割	名称	概要
発行体	BNPパリバ・イシュアンスB.V.	本指数連動債券を発行します。
ヘッジ提供会社	BNPパリバ・フィナンシャル・マーケッツ	発行体と店頭デリバティブ取引を締結します。

参照指数の関係法人との契約・業務等の概要は以下の通りです。

役割	名称	概要
指数スポンサー	BNPパリバ	参照指数のスポンサーとして行います。
指数計算代理人	BNPパリバ・フィナンシャル・マーケッツ	参照指数の計算や公表、その他の付随する業務を行います。

BNPパリバ・イシュアンスB.V.について

BNPパリバ・イシュアンスB.V.はBNPパリバの子会社で、有価証券などの発行による資金調達や金融商品に関する契約の締結などを行っています。BNPパリバ・イシュアンスB.V.の発行する全有価証券にかかる義務について、BNPパリバが保証しています。

BNPパリバ・フィナンシャル・マーケッツについて

BNPパリバ・フィナンシャル・マーケッツはBNPパリバの子会社で、主に株式および派生商品のトレーディング業務を行っています。

BNPパリバについて

BNPパリバは、1848年に設立された国立パリ割引銀行を前身として、合併により2000年に誕生した、総資産がおよそ2兆7,049億ユーロ（約440兆円、為替レートは162.78円／ユーロで換算、2024年12月末現在）の欧州最大級の金融機関です。約64の国と地域に社員を擁して、法人・機関投資家顧客及び個人顧客に対してグローバル・ネットワークでサービスを展開しています。

3 主な投資制限

指数連動債券は、参照指数を参照して決定される償還価額を提供します。参照指数での指数構成要素への主な投資制限は以下の通りです。

- ・ 参照指数は日・米・欧クライメットケア株式指数のバスケットに 100%の配分を持ちます。
- ・ ただし、上記は再配分時に適用される上限となり、観測時点と再配分時点のタイムラグ・価格変動などにより、観測時点での配分比率は当該水準を前後することがあります。

4 投資リスクについて

指数連動債券はリスク商品であり、投資元本は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。指数連動債券は元本確保ではなく、また保証会社は投資元本を保証するものではありません。発行体や保証会社に信用事由が発生していなくても、指数連動債券の条件に従って決定される償還額は投資元本を大きく下回ることがあります。

指数連動債券が実質的に配分を持つ参照指数は、日・米・欧の株式、VIX先物等に配分を持つことを通じて、これらの市場の価格変動等の影響を受け、その価値は大きく上下します。これにより、投資元本を割り込むことがあります。

また、発行体や保証会社、実質的に組み入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部の評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

以下は、指数連動債券が有するリスクのうち、主なリスクとして認識されているものの概要であり、指数連動債券への投資に伴うリスクの完全な説明ではありません。指数連動債券への投資をお考えのお客様はここに記載されていないリスクやその他の潜在的なリスクも含めて、様々な観点からリスクを考慮されたうえで、ご自身でご判断ください。

指数連動債券が有する主なリスクは以下の通りです。

● 指数連動債券への投資に伴って想定される主なリスク

○ 参照指数

指数連動債券は参照指数に対する100%の投資配分を提供します。このため、参照指数の値が下落した場合、指数連動債券の価格が下落し、投資元本を割り込む可能性があります。

参照指数の値はゼロとなる可能性があり、その場合指数連動債券の投資者は最大で指数連動債券への投資元本のすべてを失う可能性があります。

○ 日・米・欧クライメットケア株式指数の銘柄選定について

参照指数が配分を持つ日・米・欧クライメットケア株式指数に採用される銘柄は、所与の条件・プロセスに則って定期的に選定されます。日・米・欧クライメットケア株式指数は、採用した銘柄に配分することで中長期的に妥当なリスク対比リターンを追求することを意図していますが、その戦略が成功する保証はありません。日・米・欧クライメットケア株式指数の過去の推移は将来にわたって実現する保証はなく、将来の価格動向・条件などが過去の価格動向・条件と異質のものとなる場合などは、意図された成果を達成することができず、損失をこうむることがあります。日・米・欧クライメットケア株式指数の銘柄採用ルールは、参照指数のスポンサーであるBNPパリバの決定により、予告なく変更されることがあります。このような変更は、参照指数の投資者にとって良い結果をもたらすこともあれば、悪い結果をもたらすこともあります。

○ VIX先物の価格変動について

参照指数が配分を持つVIX先物は、短期的な市場急変時に所与の条件に基づき取引を行うことで株式リターンの下支えを行う効果を持つことを意図していますが、その戦略が成功する保証はありません。VIX先物によるヘッジの過去の推移は将来にわたって実現する保証はなく、将来の価格動向が過去の価格動向と異質のものとなる場合などは、意図された成果を達成することができず、損失をこうむることがあります。VIX先物は値動きが大きいいため、損失の程度も大きくなる可能性があります。VIX先物の投資におけるルールは、参照指数のスポンサーであるBNPパリバの決定により、予告なく変更されることがあります。このような変更は、参照指数の投資者にとって良い結果をもたらすこともあれば、悪い結果をもたらすこともあります。

○市場価格の変動リスク

参照指数は株式・VIX先物への配分を持ちます。このため、関連する市場の価格変動の影響を受けます。株式、債券、コモディティの価格、為替レートや金利の水準等、市場価格に影響を与える要素は多岐にわたり、政治、経済、天候不順、疫病、災害、その他の生産地固有の事由、市場介入、需給、在庫、その他の金融商品やコモディティ市場の動向、国際情勢や戦争、地域紛争、規制の変更、個別企業にかかる事象、またはこれらに対する報道や見通し、市場参加者の評価など、様々な要因により価格は変動します。予測されていなかった影響の大きな事象が起こったことなどにより、市場価格は時として大きく変動することがあります。なお、満期償還価額が定められた債券であっても、その市場価値は一般的に金利低下（上昇）した場合は値上がり（値下がり）する他、発行者の財務状況の変化等及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。また、市場や関連する先物市場の流動性は一定ではなく、流動性が低くなることがあります。流動性が低い時に影響の大きな事象が起こった場合などは市場の価格変動を増幅させることがあります。深刻な市場混乱事由が生じたことにより、指数連動債券の要項が変更される、または生じなかった場合に比較して投資家に不利な状況となることがあります。

○カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、指数連動債券の価格の下落要因となる可能性があります。

○為替変動リスク

本指数連動債券は円建ての参照指数を参照します。そのため、現地通貨建ての指数構成要素（米ドル・ユーロなど）のリターンに対して為替の変動がかかります。本指数連動債券の投資損益は、それに応じて、為替変動の影響を受けます。

○信用リスク、担保権行使にかかるリスク

信用リスクとは、株式や公社債などの発行者が、倒産などの理由により利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、その発行者の株式や公社債などの価格は大幅に下落し、指数連動債券の価格が下落する要因となります。

指数連動債券は発行体ならびにその保証会社であるBNPパリバの信用リスクを負い、指数連動債券における債務の履行遅延または不履行というリスクにさらされます。このような発行体や保証会社に対する信用リスクを緩和するため、指数連動債券には国債などの有価証券などが担保として付与されていますが、これによって信用リスクを完全に排除できる訳ではありません。発行体に信用事由が発生した場合、指数連動債券の保有者のために当該担保は換金されますが、換金で得られる資金が、信用事由が発生しなかった場合に指数連動債券の保有者が受け取れたであろう金額に満たないことがあります。また、何らかの状況で換金に支障をきたす場合は当該不足額が拡大する可能性があります。更に当該不足額に責任のある保証会社が当該不足額を弁済できなくなる可能性があります。

○流動性リスク

市場や関連する先物市場の流動性は一定ではなく、流動性が低くなることがあります。影響の大きな事象の発生や大きな資金移動が起こった場合、流動性の低い市場は流動性の高い市場よりも大きな価格変動となる傾向があります。

○途中換金に伴うリスク

指数連動債券は条件に従った途中換金手続きが提供されていますが、深刻な市場混乱事由が発生するような場合など、流動性提供会社は売買を一時的に停止する措置をとることがあります。また、一旦受領された売買注文についても、売買の実行が留保や延期、撤回されることがあります。そのような場合、指数連動債券の投資者が売却代金を受領するまで相当な期間を要することがあります。

○指数連動債券の費用、参照指数の費用

指数連動債券には管理報酬として参照指数への配分に対して年率0.65%が控除されます。参照指数からは指数構成要素の配分変更時における再配分コスト（指数構成要素に応じて配分変更額の0.05%から0.30%）、および複製コスト（指数構成要素に応じて配分額の年率0.50%から3.60%）が控除されて計算されます。これらは参照指数の価格から控除されることを通じて、実質的に投資家の負担となります。

○参照指数の調整、停止並びに終了事由

参照指数の指数構成要素が消滅するなどとなった場合、もしくは参照指数にかかる費用が大幅に上昇した場合には、関連指数スポンサーまたは参照指数の指数計算代理人は適切と判断する調整を行います（指数構成要素の入れ替えが行われる場合もあります。）。また、法令や規制、税制等の変更、それらの解釈の変化等、また司法命令や内紛、戦争等の発生等（ただしこれらに限定されません。）、関連指数スポンサーや指数計算代理人の不可抗力で、それらが行う業務に支障をきたした場合、参照指数の調整、指数構成要素の変更、計算の停止、参照指数の終了に至る可能性があります。

○その他の事象に伴うリスク

指数連動債券または参照指数に関連がある国の法律税制等が変更された場合や、参照指数が何らかの理由で継続不可能となる場合、BNPパリバもしくはその関連会社が指数連動債券の責務をヘッジすることができなくなる場合、もしくはヘッジするコストが著しく増加する等のやむを得ない場合（ただし、これらに限定されません。）には、参照指数のルールや指数連動債券の要項が変更される可能性（参照指数や指数構成要素を代替となる指数や構成要素に変更することを含みます。）や、指数連動債券が時価をもって繰上償還される可能性があります。投資家は、かかる変更によって不利益を被ることや、期限前償還価格は満期償還であった場合の価格を大きく下回ることがあります。

○潜在的な利益相反に関するリスク

指数連動債券の関係法人、指数スポンサーや指数計算代理人など（ただしこれらに限定されません。）は、BNPパリバグループに属する企業となることがあり、これらのいずれかの企業が行う活動（ヘッジ取引行為を含みますがこれに限定されません。）が指数連動債券の評価に影響を与えるなど、指数連動債券の投資者にとって不利な結果となる可能性があります。また、指数計算代理人には一定の判断裁量を与えられていることなどから、指数連動債券の投資者とBNPパリバグループに属する企業との間に潜在的な利益相反が生じる可能性があります。

○限定的な取引相手となることのリスク

指数計算代理人や指数連動債券の流動性を提供する会社はBNPパリバのグループ企業に限定されます。指数連動債券の取引条件や、参照指数の指数構成要素に適用される再配分コストや複製コストなどは指数連動債券の流動性を提供する会社または指数計算代理人の掲示するものとなります。

3. 運用状況

1 投資状況（2025年9月30日現在）

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
スワップ契約	324,521,632	100.00%
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	0	0.00%

2 投資資産（2025年9月30日現在）

①投資有価証券の主要銘柄

クライメットケア株式戦略連動債券

②投資不動産案件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

3 運用実績

① 純資産（債券価額）の推移

当初評価日（2022年8月24日）から直近日（2025年9月末）における債券の時価総額の推移は次の通りです。

クライメットケア株式戦略連動債券

	債券の時価総額(百万円)	1券面当たりの時価(円)
当初評価日(2022年8月24日)	0	1.0000
2022年9月末日	0	0.9019
2022年10月末日	8	0.9432
2022年11月末日	17	1.0001
2022年12月末日	20	0.9543
2023年1月末日	27	1.0194
2023年2月末日	35	1.0043
2023年3月末日	44	0.9835
2023年4月末日	51	0.9937
2023年5月末日	65	1.0190
2023年6月末日	75	1.0561
2023年7月末日	81	1.0851
2023年8月末日	87	1.0685
2023年9月末日	91	1.0196
2023年10月末日	102	0.9657
2023年11月末日	119	1.0504
2023年12月末日	132	1.1025
2024年1月末日	144	1.1288
2024年2月末日	144	1.1488
2024年3月末日	166	1.1845
2024年4月末日	156	1.1321
2024年5月末日	169	1.1566

2024年6月末日	180	1.1684
2024年7月末日	186	1.1646
2024年8月末日	200	1.1627
2024年9月末日	214	1.1874
2024年10月末日	220	1.1771
2024年11月末日	225	1.1727
2024年12月末日	234	1.1742
2025年1月末日	245	1.1904
2025年2月末日	248	1.1763
2025年3月末日	244	1.1385
2025年4月末日	247	1.1039
2025年5月末日	273	1.1815
2025年6月末日	289	1.2115
2024年7月末日	299	1.2395
2024年8月末日	311	1.2636
直近日(2025年9月末日)	325	1.2882

(注)発行日は2022年8月29日ですが、発行日における債券価格は当初評価日における参照指数価格に基づいています。債券の時価総額は、発行総額から流動性提供会社が保有する分を除いた、投資家(特別勘定 世界株式環境テーマI型)により保有される総額を記載しております。

②分配の推移

該当事項はありません。

③収益率の推移

クライメットケア株式戦略連動債券

計算期間	収益率
自 当初評価日（2022年8月24日） 至 2022年9月30日	-9.81%
自 2022年9月30日） 至 2023年9月30日	+13.05%
自 2023年9月30日 至 2024年9月30日	+16.46%
自 2024年9月30日 至 2025年9月30日	+8.49%

④ユニットプライスの収益率

直近日（2025年9月末）におけるユニットプライスの収益率は次の通りです。

特別勘定 世界株式環境テーマI型

計算期間	収益率
自 当初評価日（2022年8月24日） 至 2022年9月30日	0.00%
自 2022年9月30日 至 2023年9月30日	+11.47%
自 2023年9月30日 至 2024年9月30日	+16.04%
自 2025年9月30日 至 2025年9月30日	+7.62%

（注）収益率は、各計算期間末のユニットプライスから当該計算期間の直前の計算期間末のユニットプライス（以下「前期末ユニットプライス」といいます。）を控除した額を前期末ユニットプライスで除して得た数に100を乗じて得た数（小数第3位を四捨五入）を記載しています。また、計算に使用するユニットプライスは、小数第4位までで算出しています。

Ⅱ 財務ハイライト情報

投資対象は指数連動債券のため、該当事項はありません。

Ⅲ 「資産の運用に関する重要な事項」の項目

指数連動債券の沿革・指数連動債券の経理状況の詳細・投資及び解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。

「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

Ⅰ. 指数連動債券の沿革

Ⅱ. 指数連動債券の経理状況

1 財務諸表

(1)貸借対照表

(2)損益及び剰余金計算書

(3)附属明細表

2 指数連動債券の現況

純資産額計算書

Ⅲ. 投資及び解約の実績

資産の運用に関する重要な事項

【資産の運用に関する重要な事項】

I 本指数連動債券の沿革

2022年8月29日 本指数連動債券の発行

II 本指数連動債券の経理状況

投資対象は指数連動債券のため、該当事項はありません。

III 投資及び解約の実績

計算期間	投資額面(百万円)	解約額面(百万円)	保有額面(百万円)
自 当初評価日(2022年8月24日) 至 2023年9月30日	89	0	89
自 2023年9月30日 至 2024年9月30日	116	25	180
自 2024年9月30日 至 2025年9月30日	72	0	252

(注)上記は、発行総額から流動性提供会社が保有する分を除いた、投資家(特別勘定 世界株式環境テーマI型)により投資、解約および保有される総額について記載されております。また、十万の位を四捨五入し、百万円単位で記載しております。

日米株式リアルタイム調整Ⅱ型

- 主な投資対象となる指数連動債券
日米株式リアルタイム調整戦略Ⅱ連動債券（適格機関投資家専用）
- 指数連動債券の発行体
SPACE Ⅱ Limited

資産の運用に関する極めて重要な事項

【資産の運用に関する極めて重要な事項】

I 指数連動債券の状況

1. 指数連動債券の性格

1 名 称

日米株式リアルタイム調整戦略II連動債券(適格機関投資家専用)

日米株式リアルタイム調整戦略II連動債券(適格機関投資家専用)は「指数連動債券」または、「本指数連動債券」ということがあります。

2 目的及び基本的性格

指数連動債券は、発行者であるSPACE II Limited(以下「発行体」といいます。)の担保付債券で、その償還価額は参照指数(後述)に連動した算式を参照して決定されます。SPACE II Limitedはモルガン・スタンレーが設計した債券の発行を専門とする特別目的会社です。

参照指数は日米株式リアルタイム調整戦略IIのパフォーマンスとして計算されています。これにより、指数連動債券の投資者は、かかる日米株式リアルタイム調整戦略IIの投資損益を享受することが期待されています。

指数連動債券は日本国債によって担保されており、いずれかの信用事由が発生した場合、指数連動債券のために付された担保である日本国債が処分されます。当該担保の処分額をもってしても指数連動債券で発行体が有する責任額に満たない場合、当該不足額は発行体の責任となり、指数連動債券の投資者はこの不足額について発行体の信用リスクを負担します。ただしヘッジ提供会社であるモルガン・スタンレーが、ヘッジ取引の未払金額を保証するため現金を追加担保として適宜差し入れます。

3 特 色

発行体は、指数連動債券の保有者に参照指数を参照して決定される償還価額を支払うことを約束しています。発行体が指数連動債券で有する債務に対しては担保が設定されることに加え、モルガン・スタンレーがヘッジ提供会社として追加担保を差し入れます。指数連動債券が参照する参照指数は日米株式それぞれの機動的な配分調整を行いながら、市場の日中の値動きの急変時には日中売買によって速やかに投資配分を引き下げる日米株式リアルタイム調整戦略IIのパフォーマンスとして算出されています。

- ① 指数連動債券は、SPACE II Limitedが発行します。

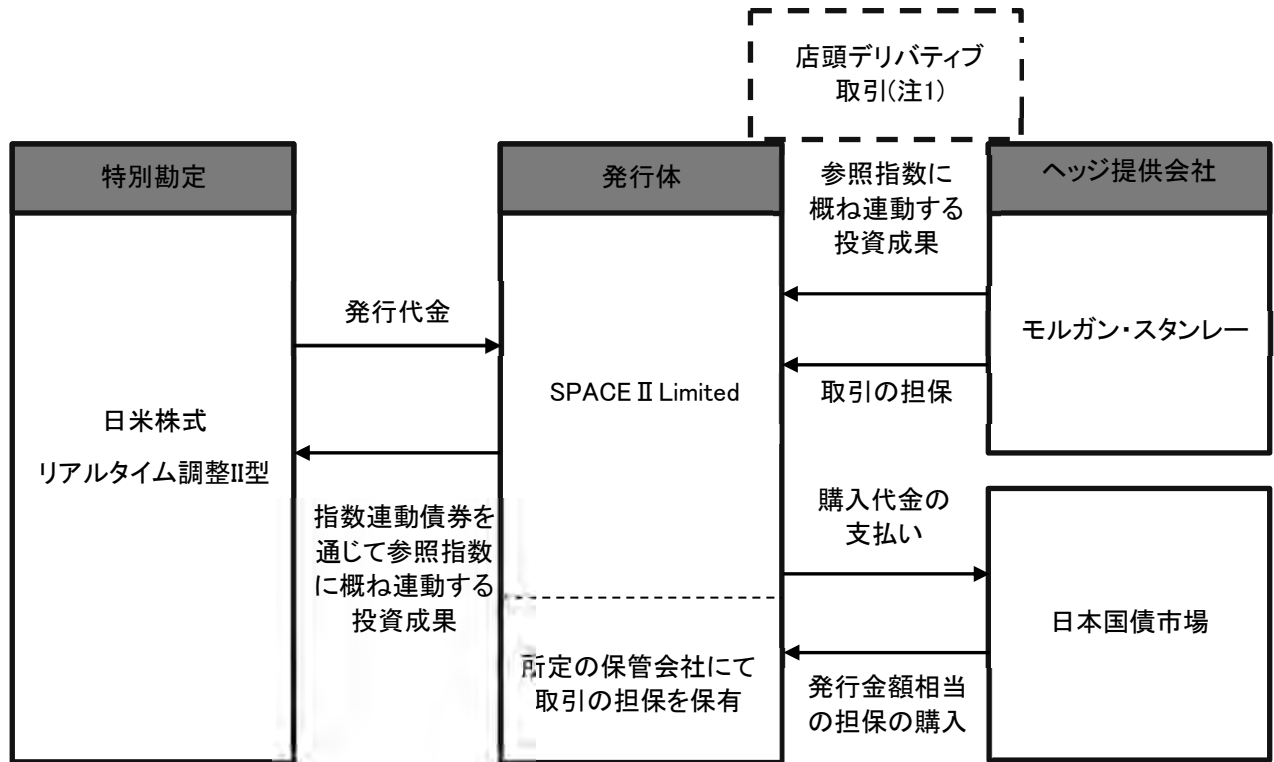
※なお、日米株式リアルタイム調整戦略II連動債券は米ドル建て、原則為替ヘッジを行いません。

- ② 指数連動債券は、対応する参照指数に連動する投資成果を目指します(注)。

- ③ なお、資金動向、市況動向の急激な変化が生じた時等は、指数連動債券の期中の売買が停止される可能性がある他、担保である日本国債がデフォルトするなど、信用事由が発生した場合、指数連動債券のために設定された日本国債が処分され、担保の処分で回収された資金を原資に指数連動債券が満期よりも前に償還する場合には、参照指数を参照して決定される償還価額が支払われない場合があります。

(注) 参照指数については、「2. 投資方針及び投資リスク」の【参考情報】をご参照ください。

4 本指数連動債券の仕組み



(注1)店頭デリバティブ取引とは

店頭デリバティブ取引とは、取引所以外で、二者の間で相対で行われるデリバティブ取引です。発行体は、ヘッジ提供会社と事前に決められた期間等において、参照指数に連動する投資成果を受払いするような、店頭デリバティブ取引を実行します

2. 投資方針及び投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

① 投資方針

指数連動債券は、参照指数を参照して決定される償還価額を提供します。

② 投資対象

発行体は指数連動債券の要綱に従い、参照指数を参照して決定される償還価額を保有者に提供します。発行体はこの責務を果たすことを確かなものとするため、ヘッジ提供会社と店頭デリバティブ取引を行います。

発行体は、本指数連動債券の発行代金を原資に、担保となる日本国債の購入及び店頭デリバティブ取引の締結を行います。ヘッジ提供会社から、店頭デリバティブ取引に伴う担保を受領します。

(注)参照指数の詳細につきましては、【参考情報】をご参照ください。

【参考情報1】 参照指数の概要

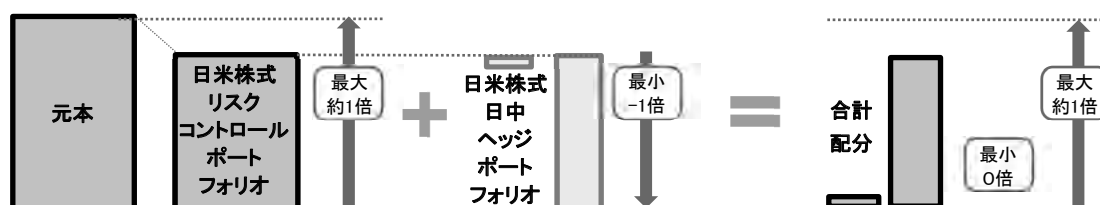
指数連動債券は次の参照指数を用いています。

指数連動債券	日米株式リアルタイム調整戦略II連動債券
参照指数	日米株式リアルタイム調整戦略II指数

参照指数は、「日米株式リスクコントロールポートフォリオ」に「日米株式日中ヘッジポートフォリオ」を組み合わせたリターンとして算出されています。参照指数の資産配分は、モルガン・スタンレーが定める指数ルールに基づいて決定されます。以下は指数ルールのデザインのイメージを説明するもので、詳細については省略されているものもあります。

1. 概要

「日米株式リスクコントロールポートフォリオ」は日米の株式に合計最大約1倍の配分になるよう投資を行い、「日米株式日中ヘッジポートフォリオ」は日本および米国の市場で日中に大きな値動きが見られた場合に機動的に日中売買によって投資配分を引き下げることを目指し、デザインされています。



2. 日米株式リスクコントロールポートフォリオ

- 日本株指数、米国大型株指数、米国ハイテク株指数のそれぞれの上場先物を買持ちし、ロールを継続します。各先物の配分比率は、毎営業日各資産の値動きの大きさに応じてそれぞれ最大約0.33倍(3指数合計で約1倍)までの間で機動的に見直します。値動きが小さい程、各資産への配分比率は大きく、値動きが大きい程、各資産への配分比率は小さくなるように調整されます。
- 日米株式リスクコントロールポートフォリオの投資対象資産

資産クラス	概要	名称
株式 (3)	米国ハイテク株式	モルガン・スタンレー・米国ハイテク株式リスク・コントロール指数
	米国大型株式	モルガン・スタンレー・米国大型株式リスク・コントロール指数
	日本株式	モルガン・スタンレー・日本株式リスク・コントロール指数

3. 日米株式日中ヘッジポートフォリオ

- 日米株式リスクコントロールポートフォリオの各資産の配分に合わせて、それぞれの資産の売買(売り建てのみ)を日中に機動的に行います。
- 日本および米国株市場の先物価格の日中の値動きを細かく観測、一定の閾値を超えて下落した場合は売り建てポジションを即座に構築し、当日引けにかけて解消することで市場急落時のヘッジ効果を目指します。
- 特に市場急落時には日中にトレンドが生じやすいと言われており、日米株式リスクコントロールポートフォリオを補完する役割を果たします。

【参考情報2】 各参照指数に関わる費用

参照指数のリターンは、運用関係費(参照指数の管理費用として、特別勘定の投資対象となる指数連動債券が参照する参照指数値に対して年率0.15%の1/365を乗じた金額を毎日控除)、及び金融派生商品の取引にかかる費用がかかります。金融派生商品の取引にかかる費用は、参照指数の構成要素に配分する際の有価証券などの売買や保有にかかる費用などとなります。また、これらの費用は特別勘定が保有する債券の価格に反映することとなります。したがって、お客様はこれらの費用を間接的に負担することとなります。

2 運用体制

本指数連動債券の発行体と関係法人との契約・業務等の概要は以下の通りです。

役割	名称	概要
発行体	SPACE II Limited	本指数連動債券を発行します。
ヘッジ提供会社	モルガン・スタンレー	発行体と店頭デリバティブ取引を締結します。

参照指数の関係法人との契約・業務等の概要は以下の通りです。

役割	名称	概要
指数スポンサー	モルガン・スタンレー	参照指数のスポンサーとして行います。
指数計算代理人	モルガン・スタンレー	参照指数の計算や公表、その他の付随する業務を行います。

SPACE II Limitedについて

SPACE II Limitedはモルガン・スタンレーが設計した債券の発行を専門とする特別目的会社です。

モルガン・スタンレーについて

モルガン・スタンレーは、1935年に米国で創設されました。総資産がおよそ1兆3,648億米ドル(約203兆円、為替レートは148.88円/米ドルで換算、2025年9月末現在)の米国最大級の金融機関です42カ国のオフィスを通じて、法人、政府、機関投資家顧客及び個人顧客に対してグローバル・ネットワークでサービスを展開しています。モルガン・スタンレーは、グローバルな金融システムの安定に欠かせない重要な銀行(G-SIBs*)の一つに指定されています。

* G-SIBs(ジー・シブズ)とは、主要国の金融当局等で構成されるFSB(金融安定理事会)が指定したグローバルな金融システムの安定に欠かせない重要な銀行で、世界で2024年11月現在30行が指定されています。

免責事項

モルガン・スタンレー・アジア・リミテッド又はその関係会社(以下「モルガン・スタンレー」という)は、モルガン・スタンレーにより公表、編集され、マニュライフ生命保険株式会社(以下「Manulife」という)に提供された指数(以下「本指数」という)の独占的所有権を有しています。「Morgan Stanley」はモルガン・スタンレーのサービスマークで、Manulifeが一定の目的で使用するために提供されています。モルガン・スタンレーは、金融証券又はファンドへの投資全般の妥当性に関し、本指数、本金融商品の潜在的投資家若しくは現投資家、又は一般投資家に対し、明示的又は黙示的に、本指数の正確性及び完全性についていかなる表明又は保証も行っておりません。モルガン・スタンレー、及び本指数の作成又は編集に関与又は関係する他の当事者は、本指数の決定、構成又は計算において本金融商品の発行体又は所有者のニーズを考慮する義務を一切負いません。モルガン・スタンレー、及び本指数の作成又は編集に関与又は関係する他の当事者は、本金融商品の発行時期、発行価格もしくは発行量の決定についていかなる責任も負わず、またその決定に参加したことはなく、かつ本金融商品の償還価格の決定にも参加しません。モルガン・スタンレー、及び本指数の作成又は編集に関与又は関係する他の当事者は、本指数又は本金融商品に関連し本金融商品の所有者に対するいかなる義務も責任も負いません。

モルガン・スタンレーは、本指数の構成及び編集の決定方法をいつでも補足、修正(全部又は一部)、改正し又は取り消すことができます。モルガン・スタンレーは、商業的に合理的な範囲で、かかる補足、修正、改正又は取消しについてManulifeに通知します。かかる補足、修正、改正又は取消しに伴い、本指数を編集又は構成する方法が変更されるほか、本指数はそれ以外の形で影響を受ける可能性があります。ルールと方法は事前に通知されることなく変更されるほか、本指数の価値又は構成に影響を及ぼす可能性があります。モルガン・スタンレーが、本指数がモルガン・スタンレーによって定められた規準を満たしていないと判断した場合、もしくは当該規準を満たすことができなくなると判断した場合、又は本指数の編集を続けるべきではないと判断した場合、モルガン・スタンレーには独自の裁量によりいつでも編集を中止する権利を有します。

モルガン・スタンレーは、自己勘定及び/又は顧客勘定のため原資産に関する取引(デリバティブ取引及びヘッジ目的の取引を含む)を行うほか、当該商品のマーケットメーカーを務めることがあります。かかる活動が本金融商品の保有者のために行われることはなく、本金融商品の価値にマイナス又はプラスの影響を与える可能性があります。モルガン・スタンレーは、それ以外にも、証券の発行体、計算代理人及び指数・スポンサーなど、他の役割を務めることがあります。これらの活動及びその他の活動によって利益相反の発生を招くほか、本金融商品の投資家を害する形で本金融商品の価格に影響を及ぼす可能性があります。

モルガン・スタンレーは、本指数に含めるため、又は本指数の編集で使用するため、信頼できるとされる情報源から情報を取得するものとしますが、モルガン・スタンレー及びそのいずれの関連会社も本指数の独創性、正確性及び/又は完全性についていかなる保証もしていません。本指数の計算に使用される一部の情報はモルガン・スタンレーが提供したもので、非公開の情報であるが、必ずしもモルガン・スタンレー又はそれ以外の者が取引を実行できる市場価格を示すものではありません。モルガン・スタンレー及びそのいずれの関連会社も、Manulife又はそれ以外の個人若しくは法人が、モルガン・スタンレーとManulifeとの間の契約に基づく権利に関連した本指数の利用又はその他の利用を目的に、入手した結果について、明示的又は黙示的にいかなる保証もしていません。モルガン・スタンレー及びそのいずれの関連会社も、本指数又はそれに含まれているデータの誤謬、不備若しくは中断、又はそれらに関連し、いかなる責任も負わないものとします。さらに、モルガン・スタンレー及びそのいずれの関連会社も、明示又は黙示の保証(その種類を問わない)を一切行わないほか、本指数及びそれに含まれているデータの商品性又は特定の目的に対する適合性に関するすべての保証を明示的に否認します。上記の規定に制限を設けることなく、モルガン・スタンレー及びそのいずれの関連会社も、直接損害、間接損害、特別損害、懲罰的損害賠償、派生損害又はその他の損害賠償(逸失利益を含む)については、かかる損害賠償の可能性を伝えられていたとしても、いかなる責任も負わないものとします。

本金融商品の購入者、売主若しくは保有者、又はそれ以外の個人若しくは法人は、予めモルガン・スタンレーに連絡し、モルガン・スタンレーがその許可の必要性を判断しない限り、モルガン・スタンレーの商号、商標又はサービスマークを使用してはならず、スポンサーに対しそれらを言及してはならず、また本金融商品の推奨、販売又は販売促進を行ってはなりません。状況の如何を問わず、モルガン・スタンレーの書面による事前許可がない限り、個人、法人を問わずいかなる者もモルガン・スタンレーとの関係を主張してはなりません。

3 主な投資制限

指数連動債券は、参照指数を参照して決定される償還価額を提供します。参照指数での指数構成要素への主な投資制限は以下の通りです。

- ・ 参照指数は日米株式リスクコントロールポートフォリオに日米株式日中ヘッジポートフォリオを組み合わせたリターンとして算出されます。
- ・ 日米株式リスクコントロールポートフォリオでは日本株式、米国大型株式、米国ハイテク株式に合計で約100%を上限に配分を持ちます。
- ・ 日米株式ヘッジポートフォリオでは、日米株式リスクコントロールポートフォリオの各資産の配分に合わせて、それぞれの資産の売買(売り建てのみ)を日中に機動的に行います。ただし、日中に構築された売り持ちのポジションは、当日中に解消するため、翌日まで売り持ちのポジションを持ち越すことはありません。
- ・ ただし、これらは再配分時に適用される上限となり、観測時点と再配分時点のタイムラグにより、当該時点での配分比率はこれらを上回ることがあります。

4 投資リスクについて

指数連動債券はリスク商品であり、投資元本は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。指数連動債券は元本確保ではなく、またヘッジ提供会社は投資元本を保証するものではありません。発行体やヘッジ提供会社に信用事由が発生していなくても、指数連動債券の条件に従って決定される償還額は投資元本を大きく下回ることがあります。

指数連動債券が実質的に配分を持つ参照指数は、日米の株式先物の配分調整を通じて、これらの市場の価格変動等によりその価値は大きく上下しますので、これにより、投資元本を割り込むことがあります。

また、発行体やヘッジ提供会社、実質的に組み入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部の評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

以下は、指数連動債券が有するリスクのうち、主なリスクとして認識されているものの概要であり、指数連動債券への投資に伴うリスクの完全な説明ではありません。指数連動債券への投資をお考えのお客様はここに記載されていないリスクやその他の潜在的なリスクも含めて、様々な観点からリスクを考慮されたうえで、ご自身でご判断ください。

指数連動債券が有する主なリスクは以下の通りです。

●指数連動債券への投資に伴って想定される主なリスク

本指数の変動要因

本指数の変動要因としては主に以下のリスクがあります。ただし、以下の説明は全てのリスクをあらわしたものではなく、これらに限定されるものではありません。

○資産配分リスク

本指数の投資対象資産において、収益率の悪い資産の配分比率が高い場合や、収益率の悪い資産が複数ある場合には、本指数が下落する要因となります。

また、本指数の投資対象資産の資産配分は、一定の条件に基づき、市場環境の変化に応じて定期的に見直されますが、必ずしも相場下落時に本指数の下落を避けることができるものではありません。なお、資産配分にかかる一定の条件は予告なく変更されることがあります。

○株価変動リスク

株式の価格は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況等に応じて変動します。本指数が実質的に投資対象とする株式先物の価格が下落した場合、本指数が下落する要因となります。

○金利変動リスク

債券の価格は、一般的に金利上昇時に下落し、金利低下時に上昇します。金利が上昇し、担保として差し入れられている日本国債の価格が下落した場合、指数連動債券が下落する要因となります。

○為替変動リスク

本指数では、実質的に米ドルの通貨建資産に投資します。米ドルの価格が対円で下落した場合、本指数が下落する要因となります。

○カントリーリスク

外国の金融・証券市場に投資を行う場合には、当該国・地域の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱したときに本指数に大きな変動をもたらす可能性があり、本指数が下落する要因となります。

○流動性リスク

株式・債券・商品等への投資を行う際に、市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格が影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることもあり、本指数が下落する要因となります。

○信用リスク、担保権行使にかかるリスク

信用リスクとは、株式や債券などの発行者が、倒産などの理由により利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)リスクをいいます。本指数の実質的な投資対象である株式の発行者に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合等には、その株式の価格は大幅に下落したり、その価値がなくなることがあり、本指数や指数連動債券の価格が下落する要因となります。

指数連動債券は発行体の信用リスクを負い、指数連動債券における債務の履行遅延または不履行というリスクにさらされます。このような発行体に対する信用リスクを緩和するため、指数連動債券には国債などの有価証券などが担保として付与されていますが、これによって信用リスクを完全に排除できる訳ではありません。発行体に信用事由が発生し早期償還となり、支払額が早期償還額に満たなかった場合、指数連動債券の保有者のために当該担保は換金されますが、換金で得られる資金が、信用事由が発生しなかった場合に指数連動債券の保有者が受け取れたであろう金額に満たないことがあります。また、何らかの状況で換金に支障をきたす場合は当該不足額が拡大する可能性があります。

○途中換金に伴うリスク

指数連動債券は流通市場が確立しておりません。途中換金手続きが提供されていますが、市場混乱事由が発生するような場合など、流動性提供会社は売買を一時的に停止する措置をとることがあります。また、一旦受領された売買注文についても、売買の実行が留保や延期、撤回されることがあります。そのような場合、指数連動債券の投資家が売却代金を受領するまで相当な期間を要することがあります。

○参照指数の調整、停止並びに終了事由

参照指数の指数構成要素が消滅するなどとなった場合、もしくは参照指数にかかる費用が大幅に上昇した場合には、関連指数スポンサーまたは参照指数の指数計算代理人は適切と判断する調整を行います(指数構成要素の入れ替えが行われる場合もあります。)。また、法令や規制、税制等の変更、それらの解釈の変化等、また司法命令や内紛、戦争等の発生等(ただしこれらに限定されません。)、関連指数スポンサーや指数計算代理人の不可抗力で、それらが行う業務に支障をきたした場合、参照指数の調整、指数構成要素の変更、計算の停止、参照指数の終了に至る可能性があります。

○その他の事象に伴うリスク

指数連動債券または参照指数に関連がある国の法律税制等が変更された場合や、参照指数が何らかの理由で継続不可能となる場合、モルガン・スタンレーもしくはその関連会社が指数連動債券の責務をヘッジすることができなくなる場合、もしくはヘッジするコストが著しく増加する等のやむを得ない場合(ただし、これらに限定されません。))には、参照指数のルールや指数連動債券の要項が変更される可能性(参照指数や指数構成要素を代替となる指数や構成要素に変更することを含みます。))や、指数連動債券が時価をもって繰上償還される可能性があります。投資家は、かかる変更によって不利益を被ることや、期限前償還価格は満期償還であった場合の価格を大きく下回ることがあります。

○潜在的な利益相反に関するリスク

指数連動債券の関係法人、指数スポンサーなど(ただしこれらに限定されません。))は、モルガン・スタンレー・グループに属する企業となることがあり、これらのいずれかの企業が行う活動(ヘッジ取引行為を含みますがこれに限定されません。))が指数連動債券の評価に影響を与えるなど、指数連動債券の投資者にとって不利な結果となる可能性があります。本指数は、モルガン・スタンレー・グループにより考案された独自のモデルです。モルガン・スタンレー・グループは、その通常の事業において、意図せずに、本指数に影響するような方法で金融商品を取引する場合があります。したがって、本指数のストラクチャーおよび運用、ならびにモルガン・スタンレー・グループおよびその関係会社、子会社、それらの取締役、役員、従業員、代表者、業務受託者または代理人の通常の事業活動に関して、潜在的な利益相反が存在する場合があります。

3. 運用状況

1 投資状況(2025年9月30日現在)

本指数連動債券は2025年11月の発行を予定しており、2025年9月30日現在、該当事項はありません。

2 投資資産(2025年9月30日現在)

本指数連動債券は2025年11月の発行を予定しており、2025年9月30日現在、該当事項はありません。

3 運用実績

本指数連動債券は2025年11月の発行を予定しており、2025年9月30日現在、該当事項はありません。

II 財務ハイライト情報

投資対象は指数連動債券のため、該当事項はありません。

III 「資産の運用に関する重要な事項」の項目

各指数連動債券の沿革・各指数連動債券の経理状況の詳細・投資及び解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。

「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

I. 指数連動債券の沿革

II. 指数連動債券の経理状況

1 財務諸表

(1) 貸借対照表

(2) 損益及び剰余金計算書

(3) 附属明細表

2 指数連動債券の現況純資産額計算書

III. 投資及び解約の実績

資産の運用に関する重要な事項

【資産の運用に関する重要な事項】

I 本指数連動債券の沿革

2025年11月 指数連動債券の発行(予定)

II 本指数連動債券の経理状況

投資対象は指数連動債券のため、該当事項はありません。

III 投資及び解約の実績

指数連動債券は、2025年11月の発行を予定しており、2025年9月30日現在、該当事項はありません。

世界大型株式アクティブ I 型

- 主な投資対象となる投資信託
マニユライフ・ダイナミック・リーダーズ・ファンド（適格機関投資家専用）
- 運用会社
マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社

資産の運用に関する極めて重要な事項

特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容
（資産の運用に関する極めて重要な事項）

I. 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名 称

マニユライフ・ダイナミック・リーダーズ・ファンド（適格機関投資家専用）

以下、上記を「ファンド」といいます。

2 目的および基本的性格

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

当ファンドの分類は、追加型投信／内外／株式となります。

信託財産の上限は 5,000 億円とします。

※追加型とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外／株式とは、投資信託約款において、国内および海外の株式による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

以下は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。なお、当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛表示しています。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式
		債券
追加型	海外	不動産投信
		その他資産
	内外	資産複合

・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年 1 回	グローバル （日本を含む）	ファミリー ファンド	あり
一般 大型株 中小型株	年 2 回	日本		なし
債券	年 4 回	北米 欧州 アジア	ファンド・ オブ・ファンズ	
一般 公債 社債 その他債券	年 6 回（隔月）	オセアニア 中南米		
不動産投信	年 12 回（毎月）	アフリカ		
その他資産（投資 信託証券（株式 （大型株）））	日々	中近東（中東） エマージング		
資産複合	その他			
資産配分固定型 資産配分変更型				

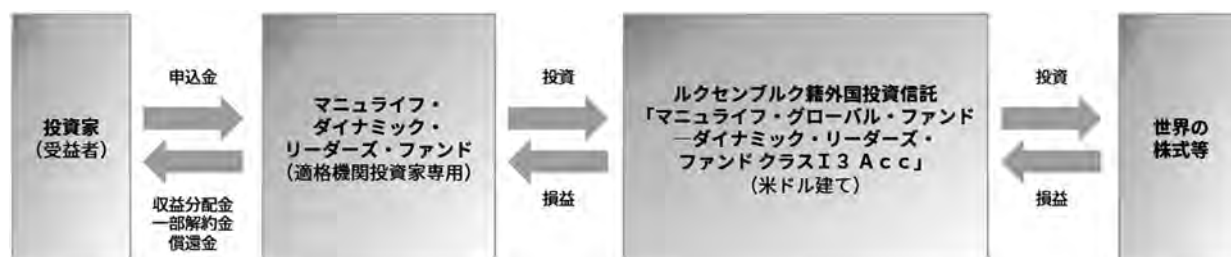
* 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

* 商品分類・属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

3 特 色

◆ 先進国および新興国（エマージング国）を含む世界各国の株式等に投資を行います。

- ・ ルクセンブルク籍外国投資信託「マニユライフ・グローバル・ファンドーダイナミック・リーダーズ・ファンド クラス I 3 A c c」（米ドル建て）（以下「外国投資信託」）への投資を通じて、主に、先進国および新興国（エマージング国）を含む世界各国の金融商品取引所等に上場されている株式等（DR（預託証券）を含みます。）の中から、大型株式を中心に厳選投資を行います。



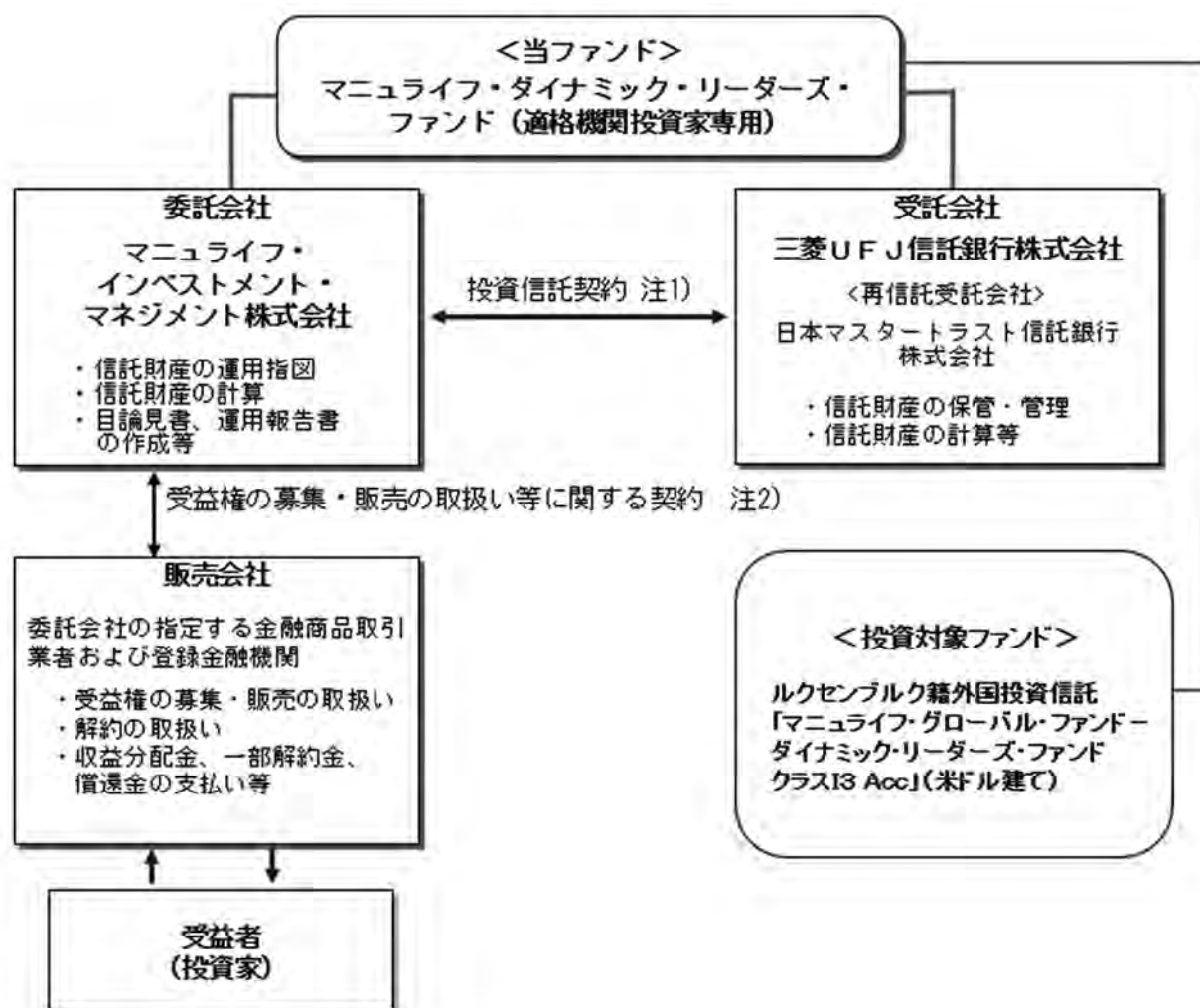
◆ 「ダイナミック・リーダーズ」の株式等に厳選投資を行うことで、中長期的に安定したリターンの獲得をめざします。

- ・ 「ダイナミック・リーダーズ」とは、魅力的な成長性を持ち、業界をリードし続け、安定した実績を誇る企業群です。これらの企業に投資することで、適切なリスクを取りながら持続的な収益の取得を目指します。
- ・ トップダウンのマクロ視点とボトムアップの企業調査・評価を組み合わせ、成長企業への投資配分を機動的に調整します。

◆ 外国投資信託の運用は、マニユライフ・インベストメント・マネジメント（U S）L L Cが行います。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

4 仕組み◆ ファンドの仕組み



<関係法人と締結している契約の概要>

注1) 投資信託を運営するルールを規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利等の内容が規定事項です。当契約は「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届け出がなされた信託約款の内容に基づき締結されます。

注2) 投資信託を販売するルールを両者間で規定したもの。ファンド販売の取扱い、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い、解約請求の受付等の業務の内容が規定事項です。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

- ① 以下の投資信託証券への投資を通じて、主として、先進国および新興国（エマージング国）を含む世界各国の金融商品取引所等に上場されている株式等（DR（預託証券）を含みます。）の中から、大型株式を中心に厳選投資を行います。
ルクセンブルク籍外国投資信託「マニユライフ・グローバル・ファンド—ダイナミック・リーダーズ・ファンド クラス I 3 A c c」（米ドル建て）受益証券
- ② 外国投資信託の運用は、マニユライフ・インベストメント・マネジメント（U S）L L Cが行います。
- ③ 外国投資信託への投資割合は、原則として高位を維持します。
- ④ 外国投資信託を通じた組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 当初の設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、金融商品市況の急激な変化が発生または予想されるとき、償還の準備により資金化が必要なときなど、また信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

【参考情報】

投資対象ファンドの投資方針と主な投資対象

マニユライフ・グローバル・ファンド—ダイナミック・リーダーズ・ファンド クラス I 3 A c c
（米ドル建て）

先進国および新興国（エマージング国）を含む世界各国の金融商品取引所等に上場されている株式等（DR（預託証券）を含みます。）の中から、大型株式を中心に厳選投資を行います。

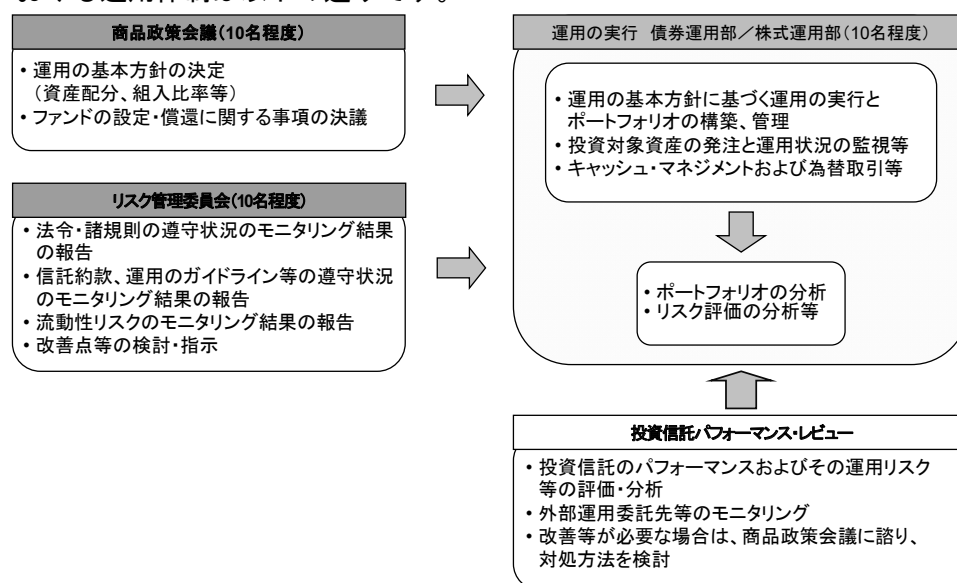
「ダイナミック・リーダーズ」の株式等に厳選投資を行うことで、中長期的に安定したリターンの獲得をめざします。

「ダイナミック・リーダーズ」とは、魅力的な成長性を持ち、業界をリードし続け、安定した実績を誇る企業群です。これらの企業に投資することで、適切なリスクを取りながら持続的な収益の取得を目指します。

トップダウンのマクロ視点とボトムアップの企業調査・評価を組み合わせ、成長企業への投資配分を機動的に調整します。

2 運用体制

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



商品政策会議	商品企画部が策定した運用の基本方針およびファンドの設定・償還に関する事項について、決議を行います。
リスク管理委員会	法務・コンプライアンス部は、法令・諸規則、信託約款、運用のガイドライン等の遵守状況をモニタリングし、その結果を総合企画室オペレーショナルリスク管理担当者に報告します。流動性リスク管理担当部署は、組入資産の流動性リスクをモニタリングし、閾値を超えている場合には当委員会に報告します。 当委員会は、ガイドラインモニタリングにより必要と認められた場合、関連部署に改善等の指示を行います。また流動性リスク管理態勢が不十分であると判断した場合には、適切に態勢の見直し等を行う等の必要な措置をとることを総合企画室オペレーショナルリスク管理担当者に指示し、その実施状況を確認します。

※上記の会議および委員会は、代表取締役、商品企画部長、担当する運用部長、担当する営業部長、オペレーション部長、法務・コンプライアンス部長、総合企画室オペレーショナルリスク管理担当者および関連部署の代表者により構成されています。

◆ 運用体制に関する社内規則等

1. 運用に関する社内規程およびリスク管理に関する規程等（以下「当規程」といいます。）に基づき、適切な管理を行うと共に、内部牽制の維持に努めます。
2. 実際の運用においては、当規程により利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を設けております。

◆ ファンドの関係法人に対する管理体制等

1. 受託会社または受託会社の再委託先に対しては、日々の純資産総額の照合、月次の勘定残高の照合等を行います。また、受託会社の監査人が受託業務に関する内部統制の有効性・妥当性について評価した報告書を受託会社より受取ります。
2. 運用の委託を行う場合、その外部運用委託先に対しては、継続的に運用体制、リスク管理体制等に関して、適宜に調査・評価を行います。また、その外部運用委託先には定期的に運用状況と運用ガイドラインの遵守状況の報告を求めます。

上記体制は 2025 年 12 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 主な投資制限

ファンドの投資信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 信用取引、空売り、有価証券の貸付・借入れは行いません。

【参考情報】投資対象ファンドの主な投資制限

マニュアル・グローバル・ファンド・ダイナミック・リーダーズ・ファンド クラス I 3 A c c
(米ドル建て)

- ・ 投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の 10%を超えないものとします。

4 投資リスクについて

（投資信託はリスク商品であり、投資元金は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。）

- ・ 当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主に有価証券等値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。
- ・ 投資信託は預貯金と異なり、投資元金は保証されているものではありません。また、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。
- ・ お申込みの際は、当ファンドのリスクをご認識・ご検討のうえ、慎重にご判断いただく必要があります。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

- ① 株価変動リスク
株式の価格は、一般に発行企業の業績・財務状況、株式市場の需給、国際的な政治・経済情勢等の影響を受け変動します。組入株式の価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行企業の財務状況の悪化・倒産やその可能性が予想される場合には、損失が生じたり投資資金が回収できなくなる場合があります。
- ② 為替変動リスク
組入外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行わないため、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。当該外貨の為替レートが円高方向に変動した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
- ③ 信用リスク
公社債等の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債等の価格は下落します。また、投資している有価証券等の発行企業の倒産、財務状況または信用状況等が悪化した場合、もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

④ 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となる場合は、市場実勢から期待される価格で売買できない可能性があります。この場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑤ カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、組入れた有価証券の価格が予想外に下落し、方針に沿った運用が困難となることがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

<その他の留意事項>

① クーリング・オフの非適用

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

② 流動性リスクに関する事項

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

③ 繰上償還等に関わる留意点

信託財産の純資産総額が 10 億円を下回ることとなった場合、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還を行う場合があります。なお、主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなる場合には、繰上償還となります。また、投資環境の変化等により、委託会社が申込期間を更新しないことや申込みを停止することがあります。この場合は新たに当ファンドを購入することができなくなります。

④ 法令・税制・会計等の変更の可能性に関わる留意点

当ファンド（外国投資信託を含みます。）に適用される法令・税制・会計等は、変更等が生じることがあります。

⑤ 申込受付けの中止等の可能性に関わる留意点

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（社会的基盤の機能不全や予測不能事態の発生等）があるときは、取得申込受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込受付けを取消することができます。また同様の事情がある場合、解約の申込受付けを中止すること、および既に受付けた解約の申込受付けを取消することができます。その場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の解約の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその解約の申込みを撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額計算日に解約の申込みを受付けたものとします。

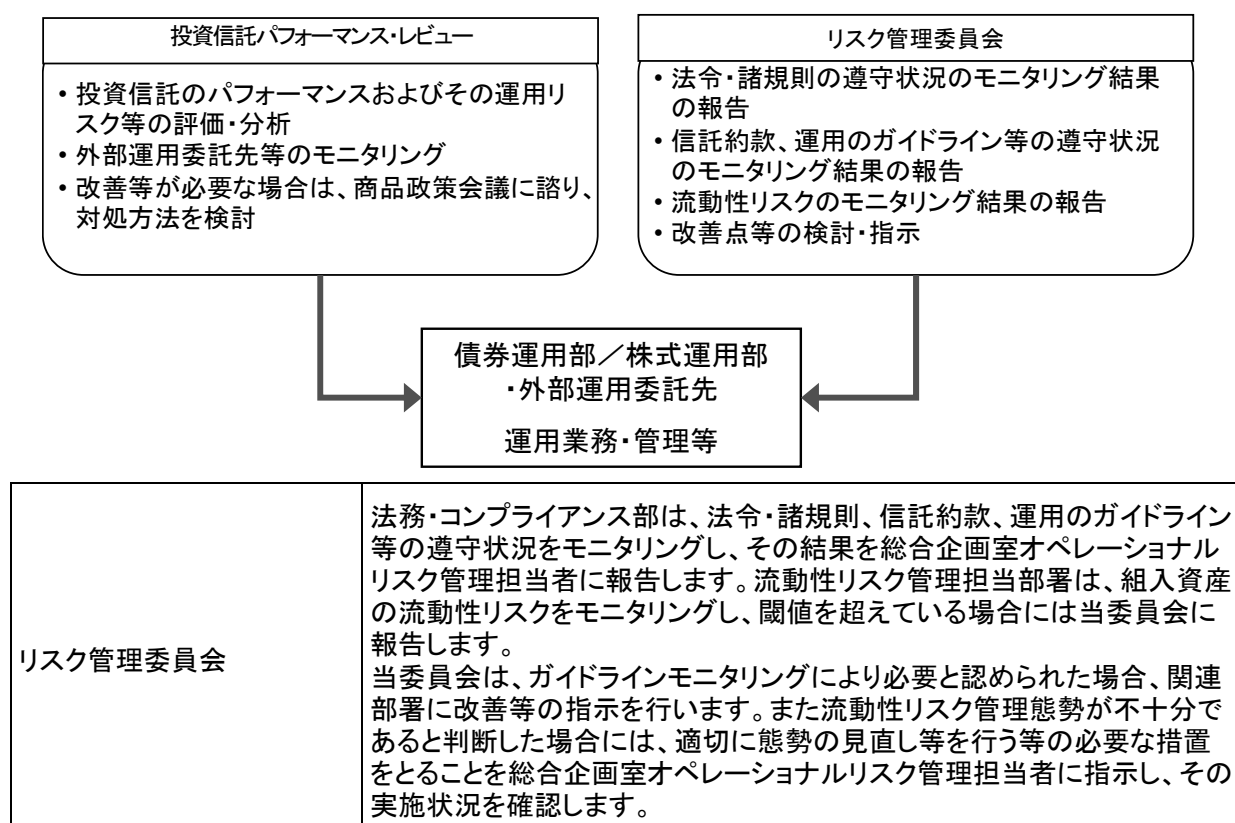
⑥ その他

- ・ 資金動向や市況動向等によっては、当ファンドの投資方針に基づいた運用ができなくなる場合があります。
- ・ コンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事等の諸事情により、金融証券取引が一時的に停止し運用等に支障を来す場合があります。

当ファンドが有する主なリスクおよび留意点は上記の通りです。ただし、すべてのリスクおよび留意点を完全には網羅しておりませんので、ご留意ください。

前記投資リスクに対する管理体制は以下の通りです。

◆ リスク管理関連の会議



※上記の委員会は、代表取締役社長、債券運用本部長、株式運用部長、機関投資家営業部長、投信営業部長、商品企画部長、オペレーション部長、法務・コンプライアンス部長、総合企画室オペレーショナルリスク管理担当者、人事部長および経理部長により構成されています。

上記体制は 2025 年 12 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3. 運用状況

1 投資状況

本投資信託（ファンド）は 2026 年 4 月の設定を予定しており、2025 年 12 月 31 日現在、該当事項はありません。

2 投資資産

本投資信託（ファンド）は 2026 年 4 月の設定を予定しており、2025 年 12 月 31 日現在、該当事項はありません。

3 運用実績

本投資信託（ファンド）は 2026 年 4 月の設定を予定しており、2025 年 12 月 31 日現在、該当事項はありません。

Ⅱ. 財務ハイライト情報

当ファンドは、2026 年 4 月に設定される予定です。この「特別勘定のしおり」作成日現在該当事項はありません。

Ⅲ. 「特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容（資産の運用に関する重要な事項）」の項目

投資信託（ファンド）の沿革・投資信託（ファンド）の経理状況の詳細・設定および解約の実績については、「特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容（資産の運用に関する重要な事項）」に記載されています。

「特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容（資産の運用に関する重要な事項）」の項目は以下の通りです。

- I. 投資信託（ファンド）の沿革
- II. 投資信託（ファンド）の経理状況
 - 1. 財務諸表
 - （１） 貸借対照表
 - （２） 損益及び剰余金計算書
 - （３） 注記表
 - （４） 附属明細表
 - 2. ファンドの現況
 - 純資産額計算書
- III. 設定及び解約の実績

資産の運用に関する重要な事項

特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容
（資産の運用に関する重要な事項）

I. 投資信託（ファンド）の沿革

2026 年 4 月 ファンドの信託契約締結、設定、運用開始

II. 投資信託（ファンド）の経理状況

投資信託（ファンド）は 2026 年 4 月の設定を予定しており、2025 年 12 月 31 日現在、該当事項はありません。

III. 設定及び解約の実績

投資信託（ファンド）は 2026 年 4 月の設定を予定しており、2025 年 12 月 31 日現在、該当事項はありません。

マルチアセット戦略配分Ⅰ型

- 主な投資対象となる投資信託

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ（ケイマン）トラストー
マルチ・アセット・アロケーション・ファンドⅠ

- 運用会社

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド

資産の運用に関する極めて重要な事項

特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容
(資産の運用に関する極めて重要な事項)

I 投資信託(ファンド)の状況

1. 投資信託 (ファンド) の性格

1 名 称

レッド・アーケ・グローバル・インベストメンツ (ケイマン) トラスト
— マルチ・アセット・アロケーション・ファンド I

以下、上記を「当ファンド」といいます。

2 目的及び基本的性格

当ファンドは、投資信託証券、債券への投資やスワップ取引等を通じてマルチ・アセット・アロケーション戦略への連動を目指すことで、信託財産の成長を図ることを目標に運用を行います。

当ファンドは、オープンエンド型のケイマン籍円建て外国籍投資信託です。運用会社は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド、受託会社はCIBC カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドです。

マルチ・アセット・アロケーション戦略は、株式、債券、ゴールド等への分散投資と、日米株式のヘッジ戦略で構成されています。

原則として為替ヘッジは行いません。

3 特 色

当ファンドは主として、投資信託証券、債券への投資やスワップ取引等を通じて、株式、債券、ゴールド等への分散投資を行い、同時に日米株式のヘッジ戦略へ投資することで、中長期的に安定した投資信託財産の成長を目指します。この株式、債券、ゴールド等への分散投資と日米株式のヘッジ戦略で構成される戦略をマルチ・アセット・アロケーション戦略と呼びます。

① 当ファンドは、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドが運用します。

② 当ファンドは、マルチ・アセット・アロケーション戦略に連動した投資成果を目指します。

【マルチ・アセット・アロケーション戦略の概要】

マルチ・アセット・アロケーション戦略は、コア戦略とサテライト戦略で構成されます。

コア戦略は、株式、債券、ゴールドのポジションで構成されます。原則として、以下に示す各ファンド及び指数への合計投資比率は純資産価額の約100%を目指します。

サテライト戦略は、日本株式、米国株式それぞれのヘッジ戦略で構成されます。原則として、合計投資比率は純資産価額の約40%を目指します。

【コア戦略】

株式のポジションは、原則としてアライアンス・バーンスタイン グローバル・ストラテジック・コア戦略(投資対象ファンド: AB SICAV I – Low Volatility Equity Portfolio Class S1 Shares)への投資を通じて取得します。原則として投資比率は純資産価額の約50%を目指します。

債券のポジションは、原則としてPIMCO GIS インカム・ファンド(PIMCO Funds: Global Investors Series plc –Income Fund)への投資を通じて取得します。原則として投資比率は純資産価額の約25%を目指します。

ゴールドのポジションは、原則としてCiti Commodities Benchmark (Regular Roll) Mono指数 – Goldへの投資を通じて取得します。原則として投資比率は純資産価額の約25%を目指します。

【サテライト戦略】

日本株式ヘッジ戦略は、JAPAN EQUITY INTRADAY MOMENTUM STRATEGY version 2指数へ投資します。原則として投資比率は純資産価額の約25%を目指します。

米国株式ヘッジ戦略は、Citi Equity Shallow Market Series 2指数へ投資します。原則として投資比率は純資産価額の約15%を目指します。

各投資比率の見直しは原則として月次、または運用会社の判断等により行います。

【AB SICAV I – Low Volatility Equity Portfolio Class S1 Sharesの概要】

先進国および新興国の株式を主な投資対象とし、ファンダメンタル分析とクオンツ分析を融合したボトムアップ・アプローチにより、企業のクオリティ、安定性、バリュエーションの3つの基準により銘柄を選定します。資産価値減少リスクの抑制を重視しつつ市場上昇に追随した値上がり益の獲得を追求することで、長期的なファンドの成長を目指します。

【PIMCO Funds: Global Investors Series plc –Income Fundの概要】

インカム戦略は世界の幅広い債券に投資を行い、「相対的に高いインカムの追求」と「投資元本の保全」を運用目標としています。インカムを追求する「攻め」の資産と、下落リスクへの対応としての「守り」の資産の配分比率を、市場環境に応じて柔軟かつ機動的に調整し、様々な市場環境に対応した「攻守一体型の安定運用」を目指します。

【Citi Commodities Benchmark (Regular Roll) Mono指数 – Goldの概要】

ゴールド先物契約のパフォーマンスを表すベンチマーク指数です。予め定められたロール期間中において、段階的に新しい先物契約へとロールされていくことを前提として指数値が算出されています。

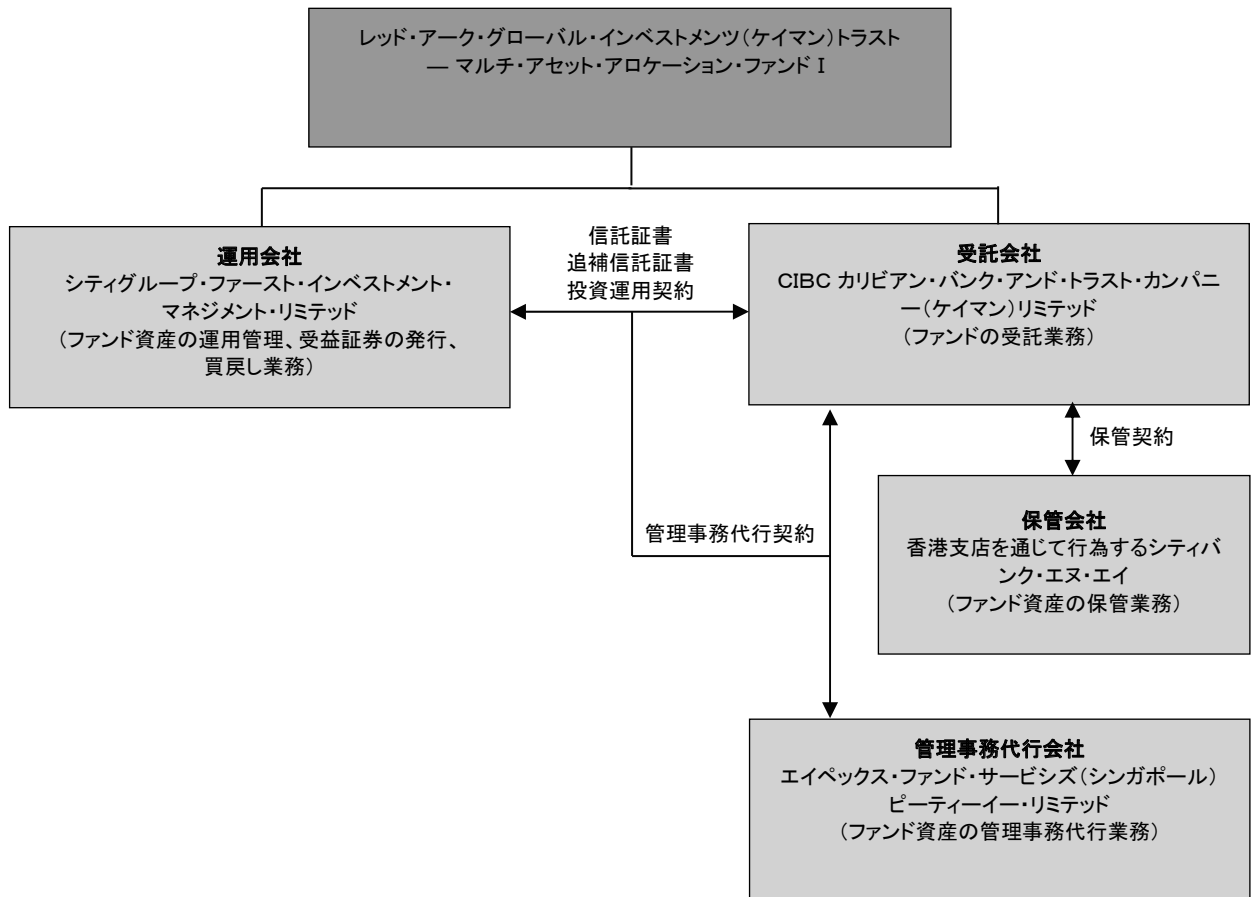
【JAPAN EQUITY INTRADAY MOMENTUM STRATEGY Version2指数の概要】

日本株市場の夜間取引で株価が下落した場合に、それに続く日中の株価下落リスクをヘッジすることを目的として、選択的に日中の株価指数先物の売りのポジションを保有する戦略のパフォーマンスとして算出されています。

【Citi Equity Shallow Market Series 2 指数の概要】

米国株式を対象とした上場オプションの買い持ち、売り持ちと先物のポジションを組み合わせることで、低コストでリスクオフ時のドローダウン抑制を目指す戦略のパフォーマンスとして算出されています。

4 投資信託(ファンド)の仕組み



2. 投資方針及び投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

当ファンドは、マルチ・アセット・アロケーション戦略に連動した投資成果を目指します。

マルチ・アセット・アロケーション戦略は、コア戦略とサテライト戦略で構成されます。コア戦略は、株式、債券、ゴールド等へ分散投資します。サテライト戦略は、日本株式、米国株式のヘッジ戦略へ投資します。マルチ・アセット・アロケーション戦略への連動は、投資信託証券、債券への投資やスワップ取引等を通じて行います。

その他現金の保有を行います。

資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

2 運用体制

当ファンドの関係法人と業務等の概要は以下の通りです。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、当ファンドの運用会社です。受託会社は、投資運用契約に定める条件でトラストおよび当ファンドの投資運用者として行為するよう運用会社を選任しています。投資運用契約の条件に基づき、運用会社は、当ファンドの資産の投資および再投資ならびに投資運用サービスの履行につき責任を負います。

＜運用会社＞シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド
ファンド資産の運用管理、受益証券の発行、買戻し業務

＜受託会社＞ CIBC カリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド
ファンドの受託業務およびこれに付随する業務

＜管理事務代行会社＞ エイベックス・ファンド・サービスズ(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド
ファンド資産の管理事務代行業務

＜保管会社＞ 香港支店を通じて行為するシティバンク・エヌ・エイ
ファンド資産の保管業務

免責事項

【JAPAN EQUITY INTRADAY MOMENTUM STRATEGY Version2指数に関して】

SMBC日興証券は、当該指数の本商品への使用(当該指数のパフォーマンスを含むが、これに限られない)についていかなる保証をするものではなく、その損失が当該指数またはその使用もしくはそれらに関連して直接または間接的に発生したものであるかを問わず、当該損失については一切の責任を負いません。

SMBC日興証券は、当該指数の計算、公表または普及を継続する一切の義務を負っておらず、当該指数に適用されるルールに従った当該指数の計算の停止または中断について責任を負いません。また、当該指数に適用されるルールに従って適宜修正または変更を加えられた際の、当該修正または変更についても一切の責任を負いません。

当該指数の水準は、当該指数を参照するいかなる商品の価値または価格を表明するものではありません。SMBC日興証券は当該指数およびこれに含まれるデータの正確性、完全性について保証せず、当該指数およびこれに含まれるデータの使用または当該指数に関する過誤、遺漏、中断もしくは遅延に関する直接的または間接的な損失、損害、費用または支出(逸失利益を含む)について一切の責任を負いません。

SMBC日興証券は、その他の事業における通常の業務において、当該指数に連動する商品、その構成要素、構成要素

が参照する投資商品もしくは構成要素に連動する投資商品およびその他数多くの関連する投資商品の取引を行うことがあります。これらの行為は、当該指数の価額および参照指数に連動した商品の価額に負の影響を及ぼすことがあります。

<https://www.smbcnikko.co.jp/market/qis/index.html>

ID : Nikko

Pass : intraday2

【Citi Equity Shallow Market Series 2 指数、Citi Commodities Benchmark (Regular Roll) Mono指数 – Goldに関して】

指数スポンサーおよび／または指数計算代理人の役割を担うシティグループの関連会社（以下「シティグループ」という。）のいずれも、また、それらの取締役、役員、従業員、代表者、委託先または代理人（以下それぞれを「本関連当事者」という。）のいずれも、(a) 当ファンドの受益証券（以下「本金融商品」という。）の購入の是非、(b) 特定の日の特定の時点における指数の水準、(c) 本金融商品の投資家またはその他の個人もしくは事業体が指数またはそこに含まれるデータの使用からいかなる目的で得た結果、(d) 指数の商品性または特定目的への適合性、または(e) その他の事項について、いかなる明示または黙示の表明または保証を行いません。各本関連当事者はここに、適用法で認められる最大限の範囲において、指数に関する正確性、完全性、商品性または特定目的への適合性に関するすべての保証を明示的に拒否します。本関連当事者は、損害の可能性を通知されていたとしても、いかなる者に対しても一切の責任（直接的または間接的、特別、懲罰的、派生的またはその他の責任を問わない。）を負いません。指数スポンサーおよび指数計算代理人は、いずれも指数の計算、公表、および配信を継続する義務を負うものではなく、また指数に関連するいかなる誤り、省略、中断または遅延についても責任を負いません。指数スポンサーおよび指数計算代理人は、それぞれが本人として行動し、他の人物の代理人または受託者として行動するものではありません。

本関連当事者は、通常の業務過程において、いずれかの指数および／またはその構成銘柄にリンクした取引または投資対象（仕組み商品またはそれ以外）を締結もしくは促進、提供、または販売することがあります。さらに、いずれの本関連当事者も、いずれかの指数またはその構成銘柄に関して、自己勘定でのロングまたはショートのポジションを保有しています、または過去に保有していた可能性があり、また、マーケットメイクを通じてクライアントに対し、これらのポジションの取引を積極的に行う可能性があります。加えて、いずれの本関連当事者も、いずれかの構成銘柄に関連する投資や取引を、他者と、または他者のために行うことがあります。本関連当事者は、（有価証券または契約の目的で）ヘッジ取引を行うこともあり、これは指数および／または指数の構成銘柄の基礎となる水準、価格、金利その他の要因に悪影響を及ぼす可能性があります。本関連当事者は、いずれかの構成銘柄の発行体と投資銀行業務上または商業上の関係を有することがあり、かかる発行体からの情報にアクセスする、あるいは構成銘柄または構成銘柄の発行体に関する調査結果を公表することがあります。このような活動は、指数の水準に影響を与える場合も与えない場合もありますが、投資予定者および取引相手は、複数の立場において行動する人物がいる場合、利害の対立が生じる可能性があり、そのような対立が指数の水準に（プラスまたはマイナスのいずれかの）影響を与える可能性があることを認識する必要があります。指数は、以下のリンクを通じて、または要求に応じて入手可能な関連する指数要項および指数の本要約に完全に記載されています。各指数は、指数スポンサーの独占所有物であり、機密情報です。いかなる者も、指数スポンサーの書面による事前の承諾を得ることなく、いかなる方法でも指数を使用する、あるいは当該指数に関する情報を複製または流布することはできません。いずれの指数も、その構成銘柄の発行者またはスポンサー（該当する方）により、いかなる方法でも支援、保証または宣伝されているものではありません。

Citiは、シティグループ・インクまたはその関連会社の登録商標およびサービスマークであり、世界中で使用および登録されています。本金融商品はシティグループにより支援、保証、販売または宣伝されているものではなく、シティグループは本金融商品への投資の是非について一切の表明を行いません。シティグループは明示的または黙示的な保証を一切行わず、これには商品性または特定の目的または使用に対する適合性の保証が含まれるが、これらに限定されません。シティグループは、シティグループのデータおよび情報の使用に関連する直接的、間接的、特別または派生的な損害について、いかなる場合も一切の責任を負いません。

https://www.citibank.com/icg/data/documents/srp/eu/Citi%20CUBES/Citi_Equity_Shallow_Market_Series_2_Index-2025-04-14.pdf

https://www.citibank.com/icg/data/documents/srp/eu/Citi%20CUBES/Citi_Equity_Shallow_Market_Series_2_Index_Description-2025-04-14.pdf

https://www.citibank.com/icg/data/documents/srp/eu/Citi%20CUBES/Benchmark_Regular_Roll_Mono_Indices-2021-06-21.pdf

https://www.citibank.com/icg/data/documents/srp/eu/Citi%20CUBES/Benchmark_Regular_Roll_Mono_Indices_Description-2021-06-21.pdf

https://www.citibank.com/icg/data/documents/srp/eu/Citi%20CUBES/Citi_index_information.pdf

3 主な投資制限

主な投資制限は以下です。

運用会社は、当ファンドの計算において、当ファンドの総資産の50%超を金融商品取引法に定義される「有価証券」(社債、国債、コマーシャル・ペーパー、証券投資信託の受益証券およびミューチュアル・ファンドの投資証券など)(有価証券とみなされる金融商品取引法第2条第2項各号に掲げる権利を除く。)および当該有価証券に関連するデリバティブに対して投資します。

現金方針

当ファンドの当座の必要性をそれが生ずる都度斟酌して、当ファンドの資産の一定比率は、現金または短期金融市場商品等の現金同等の有価証券で保有されることがあります。運用会社は、当ファンドが常にその支払債務を充足する状態にあることを確保するため、現金または現金同等の有価証券への当ファンドの配分を管理します。したがって、受益証券の発行手取金の一部がポートフォリオに対して投資されず、またこれに代わり、かつ、運用会社の裁量において、保管会社に開設した銀行預金口座において、および／または短期金融市場商品等の他の現金同等の有価証券の形式により、留め置かれる(以下「現金留保」という。)ことがあります。現金留保は、当ファンドの継続的費用に用いられます。現金留保に加え、運用会社は、必要な場合において、当ファンドのキャッシュ・フローの必要性に応じる十分な流動性を提供するため、随時当ファンドの資産の一定割合を現金に配分することがあります。当ファンドの通常の実支払債務は、スワップ取引に関するスワップ・カウンターパーティーに対する担保の供与、買戻代金ならびに運用会社および当ファンドの他のサービス提供者に対して支払われるべき他の通常の報酬および費用を含みます(ただし、これらに限られません。)

運用会社の運用上の原則は、当ファンドがその支払債務の履行期が到来するときは常にその支払債務を充足する状態にあることを確保する一方、当ファンドの現金保有を最低限に維持することです。通常の状態の下、運用会社は、純資産価額の10%超を現金留保で保有することを想定していませんが、ポートフォリオのリバランス、スワップ取引の更新取引またはスワップ取引に関する証拠金要件による場合を含む(ただし、これらに限られない。)理由により、10%超を保有することもあります。

4 投資リスクについて

投資目的および取引リスク

当ファンドの投資目的が、一定期間(特に短期)において、達成される保証はありません。

投資者は、受益証券の価値が上昇することもあれば下落する可能性があることを認識すべきです。

当ファンドの資産の大半は投資信託証券(以下「投資先ファンド」という)に投資されるため、当ファンドのパフォーマンスは、投資先ファンドの投資ポートフォリオのパフォーマンスに依拠します。当ファンドは、トラッカー・ファンドとして設定されていません。したがって、当ファンドのパフォーマンスは、投資先ファンドのパフォーマンスとは異なります。

投資先ファンドは、絶対収益追求型の投資対象であると考えられるべきではありません。投資先ファンドは原則としてロングの投資アプローチをとるため、絶対収益追求型の投資対象とは分類されません。

当ファンドが投資目的を達成し、または相当額の損失を回避するとの保証はありません。当ファンドは、実質的に大半の資産を投資先ファンドに投資します。その結果、受益者は、投資先ファンドへの投資に伴うリスクに間接的にさらされます。

当ファンドの実績の不在

当ファンドは、投資プログラムを開始するまでは、運用歴または実績記録はありません。運用会社が運用する他の投資ファンドの過去の実績は、必ずしも当ファンドの将来の結果を予示するものではありません。

無保証

当ファンドに対する投資は、保険で保護されておらず、また、政府、政府関係機関もしくは下部機構または銀行保証ファンドにより保証されてもいません。当ファンドの受益証券は、銀行の預金もしくは債務ではなく、または銀行により保証もしくは承認されておらず、受益証券に投資された元本は、増加することも減少することもあります。元本の確保は保証されていません。当ファンドへの投資は、元本割れとなる可能性を含め、一定の投資リスクを伴います。受益者が当初投資元本を取り戻すことができるという保証はありません。受益者は、投資元本を上限とする損失を被る準備をしておくべきです。

為替変動リスク

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。当ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する(円高となる)場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下

落することがあります。

デリバティブ投資

運用会社は、投資目的のためにデリバティブを利用することにより、当ファンドのため、様々なポートフォリオ戦略に従事することがあります。運用会社は、その裁量により、当ファンドの投資戦略の適用において、先物、オプションおよびスワップを含む(ただし、これらに限られない。)広範なデリバティブ商品の適切なポジションをとることがあります。デリバティブは、その価値が一または複数の対象となる有価証券、金融ベンチマーク、通貨または指数と連動する商品および契約を含みます。デリバティブにより、投資者は、原資産に対する投資に係るわずかな費用で、特定の有価証券、金融ベンチマーク、通貨または指数の値動きをヘッジし、またはこれらに投機することができます。デリバティブの価値は、原資産の値動きに依拠するところが多いです。それゆえ、原資産の取引に適用されるリスクの多くがデリバティブ取引にも適用されます。しかしながら、デリバティブ取引に伴う他の多くのリスクがあります。例として、デリバティブの多くが取引の約定時に支払われ、または預託される金銭よりも著しく大きな市場エクスポージャーを提供するため、比較的小規模な不利な市場動向の結果、投資額全部の損失となるのみならず、当ファンドをして、当初投資額を上回る損失の可能性の影響を受けさせることもあります。運用会社および／またはそのそれぞれの委託先が当ファンドにおいて取得を希望するデリバティブを満足できる条件により特定の時期に入手することができるという保証はなく、またはこれ以外の条件または時期によっても入手することができるという保証はありません。デリバティブ商品は、投資者が当ファンドへの投資を行う前に理解すべきリスクを伴います。

原資産および市場に対する間接的なエクスポージャー

各指数は、当該指数の適格な構成銘柄の加重パフォーマンスを反映することが意図されており、それゆえ、当ファンドの投資者は、間接的に適格な構成銘柄が追跡する資産および市場に対する投資のリスクの影響を受けることとなります。当ファンドが直接保有する投資信託証券(ファンドおよびETF)は、それぞれが様々な資産(株式、債券、商品等)や市場に投資を行います。そのため、当ファンドの投資者は、これらの投資信託証券を通じて、間接的にそれらの資産および市場のエクスポージャーを持ち、その価格変動リスクの影響を受けることとなります。

株式: 株式証券または株式関連証券に対する投資に伴うリスクは、例えば、債務証券への投資よりも高いことがあるが、これは、株式証券または株式関連証券の投資パフォーマンスは予測することが困難な要因に依拠するためです。当該要因には、突然の長期的な市場の低迷の可能性および個別の会社に関連するリスクが含まれます。いずれの株式ポートフォリオにも関連する本質的なリスクは、その保有する投資対象の価値が下落するかもしれないというリスクです。

新興市場発行体: 新興市場諸国の経済は、国内総生産の成長、インフレ率、通貨の下落、資産の再投資、資源自給率および支払状況の収支等の点において、良くも悪くも先進諸国の経済とは異なることがあります。新興諸国の経済は、一般的に国際貿易への依存度が高く、したがって、取引相手国により実施または交渉される貿易障壁、為替管理、相対的な貨幣価値の管理された調整およびその他の保護主義的措置による悪影響を受けてきており、また今後も受け続けることがあります。これらの経済は、取引相手国の経済状況による悪影響も受けきており、また今後も受け続けることがあります。これらの国々の一部の経済は、主として少数の産業を基礎とし、貿易状況の変化に対して脆弱であり、債務またはインフレーションの水準はより高いことがあります。以上の要因は、新興市場諸国の経済、ひいては当該国内の発行体に対して、悪影響を及ぼす可能性があります。

商品: 商品価格は、非常に変動しやすいです。一般的な経済的要因および市場的要因に加え、商品市場は、需給の変化、市場の流動性の欠如、投機筋の参加ならびに政府による規制および介入(これらはいずれも価格のボラティリティのリスクを高めることがある。)を含む様々な要因による一時的な歪みまたはその他の混乱の対象となります。商品市場における商品価格は単一の営業日中に生じることがあり、その変動は様々な要因によって引き起こされます。商品価格の値動きは、とりわけ、可変的な需要動向および供給の相対的な非弾力性、貿易計画および貿易政策、全般的な経済活動および経済状況、天候その他の環境条件、天災、農業・財政・金融・外国為替政策、国内外の政治的、社会的および経済的事象ならびにインフレ率の変動または全体的な市場心理による影響も受け、これらは、時として変動的であり、かつ、その他の明確な要因とは無関係な可能性があります。当該活動は、商品価格の水準、当該価格および商品デリバティブ価格のボラティリティならびに直物商品市場およびデリバティブ商品市場の一般的な流動性に重大な影響を与えることがあります。

債券: 債券に対する投資は、金利リスクの対象となります。一般的に、債券の価値は、金利の変動と逆相関となることが予想されます。金利が上昇すると、債券の市場価値が下落する傾向にあります。長期債券は、一般的に、短期債券よりも金利変動による影響を受けやすいです。債券に対する投資により、当該証券の保有者は、元本および／もしくは利息の適時の支払いが不可能または消極的となることがある発行体の信用リスクの影響を受けます。債券は、担保が付されない無担保ベースで提供され、関連する発行体のその他の無担保債務と同順位となります。その結果として、発行体が破産した場合、発行体の資産の清算からの手取金は、すべての有担保債権が完済された後にのみ、債券の保有者に支払

われます。一般的に、低い信用格付または無格付の債券は、より高い信用リスクの影響を受けます。

カウンターパーティー・リスク・エクスポージャー: 後記「カウンターパーティー・リスク」の項に記載されるとおり、当ファンドは、当ファンドの計算において買い付けられた投資対象または契約に関して、カウンターパーティーの履行不能のリスクの対象となります。カウンターパーティーにより担保が提供されており、かつ、これが当ファンドの勘定において保有されている場合を除き、当ファンドは、当該手続きにおいて無担保債権者となる見込みであり、当該状況においては回収が限定的となるか、または全く回収ができないことがあります。発行体の信用事由があった場合、運用会社は、それを通じて望ましい投資エクスポージャーを獲得することができるとは限らず、または複数の代替となる発行体またはカウンターパーティーを発見するために必要な措置を講じることに努めます。しかしながら、運用会社が成功するという保証はありません。運用会社が当該代替の発行体またはカウンターパーティーを発見することができない場合、その結果、当ファンドはその投資目的を達成できなくなり、運用会社が当ファンドの終了を選択することがあります。

法的リスク: 取引またはデリバティブ取引の約定を行う当事者の法的資格の特徴によっては、デリバティブ契約が執行不能になる可能性があり、また、カウンターパーティーの支払不能または破産により、本来であれば執行可能な契約上の権利が無効になる可能性があります。

カウンターパーティー・リスク

当ファンドは、契約条件をめぐる争い(善意かどうかは問わない。)のためまたは信用もしくは流動性の問題のために、契約条件に従って取引を決済しないカウンターパーティー(スワップ・カウンターパーティーを含むが、これらに限られません。)にさらされる場合があります。これにより当ファンドが損失を被ることがあります。当該「カウンターパーティー・リスク」は、なんらかのイベントが決済を妨げる介入を行う可能性がある場合、または取引が単一または少数のグループのカウンターパーティーと締結される場合、満期の長い契約において顕著になりえます。受託会社および運用会社は、特定のカウンターパーティーとの取引を制限されておらず、または取引の一部または全部を単一のカウンターパーティーに集中することを制限されていません。さらに、運用会社は、カウンターパーティーの信用力を評価する内部の信用機能を有しません。受託会社および／または運用会社が単一または複数のカウンターパーティーと取引を行うことができ、当該カウンターパーティーの財務能力に関する意味のある独立した評価がないことは、当ファンドの損失の潜在性を高める場合があります。

当ファンドは、非上場デリバティブに関して取引を行うカウンターパーティーの信用リスクの影響を受けることがあり、これは、取引所決済機関の履行保証など組織化された取引所における当該商品の取引参加者に適用されるのと同様の保護がそれらの非上場デリバティブの取引では与えられないことによります。非上場デリバティブ取引のカウンターパーティーは、公認取引所ではなく、取引に関与する特定の会社または業者であるため、カウンターパーティーの支払不能、非流動性、破産または債務不履行およびカウンターパーティーとの契約の条件に関する紛争が当ファンドに多額の損失をもたらす可能性があります。受託会社および／または運用会社は、当ファンドに関して、特定のデリバティブ取引に関連する契約に基づき、債務不履行に関して契約上の救済を得られることがあります。しかしながら、利用できる担保または他の資産が十分でない限りにおいて、当該救済は不十分である可能性があります。カウンターパーティーが不履行に陥らないという保証はなく、その結果、当ファンドが取引による損失を被らないという保証もありません。そのため、当ファンドは、運用会社が当ファンドの取引を規制された取引所に限定した場合よりも不履行によるより大きな損失リスクの影響を受けます。

証券取引業務およびその他の取決め

ポートフォリオ取引を実行するブローカーまたはディーラーを選定する際に、運用会社は、競争入札を行う必要はなく、可能な限り低い手数料の費用を追求する義務も負っていません。運用会社は、運用会社の関連会社であるブローカーまたはディーラーを選定することができます。運用会社は、提供される取引業務および調査業務の価値に対して、手数料が合理的であると運用会社が誠実に判断する場合、調査もしくは業務の提供またはその支払いを行うブローカーまたはディーラーに支払われる手数料を、仮に、同一の取引を実行するにあたり他のブローカーまたはディーラーから請求される金額より、高い価格とすることもできます。

集中リスク

運用会社は、当ファンドのポートフォリオを特定の原投資対象または少数の原投資対象および／もしくはカウンターパーティーに集中することがあります。単一の発行者による有価証券は、マクロ要因、発行者固有の要因、その発行者から特定の有価証券に影響を与える他の要因が、同一の発行者によって発行される他の有価証券に影響を与えることが多いため、しばしば相互に高い相関関係があります。マクロ要因、発行体固有の要因またはその他の要因は、当ファンドの計算で保有される米国財務省短期証券に影響を与える可能性があり、より分散された投資プログラムを有する投資ファンドと比較して当ファンドの損失を拡大させる可能性があります。その結果、当ファンドのポートフォリオは、かかる特定の投資対象および／またはカウンターパーティーに影響を及ぼす不利な経済状況または事業環境から生じる価格変動に対してより影響を受けることがあります。当該「カウンターパーティー・リスク」は、当ファンドがその取引を単一または少数グル

ープのカウンターパーティーとの間に集中させた場合に増大します。

流動性リスク: デリバティブ取引および、とりわけ店頭デリバティブ取引は、流動性のある流通市場からの恩恵が受けられないことがあります。したがって、ポジションがいずれかの時点においてまたは当該デリバティブ取引の直近の帳簿価額に近接する価格により建てられ、または解消されることができるという保証はありません。

店頭取引: 当ファンドの計算において買い付けられまたは売り付けられるデリバティブ商品は、通常、取引所では取引されません。取引所で取引される商品の場合と比較して、店頭商品に係る債務者の不履行のリスクは、より大きくなる場合があります。また運用会社が当該商品を処分し、または当該商品に関する反対売買を約定することがより容易ではない場合があります。さらに、取引所で取引されていないデリバティブ商品の「買気配」と「売気配」との間には、大幅な差分が生じることがあります。また、取引所で取引されていないデリバティブ商品は、取引所で取引される商品と同種の政府規制に服するものではなく、かかる商品に関して規制された市場の参加者に提供される保護の多くに与ることができないことがあります。

利益相反

シティグループの関連会社(以下、それぞれを、「シティ・カウンターパーティー」という。)は、当ファンド、確定利付商品、スワップ取引および／または指数に関して一定の職務を履行することがあります。運用会社および各シティ・カウンターパーティーは、シティグループの関連会社であり、それゆえ、互いに独立ではなく、各自が当ファンドに関して履行する職務は、潜在的な利益相反を生じさせることがあります。当該利益相反が生じる場合、受託会社および運用会社は、各自の債務および義務(受益者の最善の利益のために行為する債務および義務を含む(ただし、これらに限られない。))を斟酌しながら、当該利益相反を公正に解決し、当ファンドおよび受益者の利益が不当に害されないことを確保するように努めます。

指数に関して、シティ・カウンターパーティーは、各自の計算においておよび各自が運用を行うその他の計算において、通常の業務の過程において、指数の構成銘柄の取引を行うことがあります。当該取引行為は、潜在的には当該構成銘柄および／または関連する指数の水準に影響を与える可能性があります。シティ・カウンターパーティーは、ある指数水準もしくはその構成銘柄の変動に連動したまたは関連するリターンを伴う取引を約定することがあり、それに関連してヘッジ取引を約定することもあります。当該取引は、指数水準に影響を与えることがあり、また、指数の価値が下落する場合であっても、いずれか当該シティ・カウンターパーティーに利益を生じさせることがあります。

当ファンドと類似の投資目的を有する他のファンドおよび顧客に関連して随時要求されるところに従い、またはその他の方法でこれらに関与するところに従い、運用会社および受託会社(ならびにこれらの関連会社)は、随時、受託者、管理事務代行、登録機関、管理者、保管者、投資運用者もしくは投資顧問、代理人またはその他の者として行為することがあります。それゆえ、これらのいずれの者も、業務の過程において、当ファンドとの間で潜在的な利益相反を生じることがあります。これらの者は、当該場合には常に当ファンドに対する自己の義務を斟酌し、当該利益相反が公正に解決されることを確保するように努めます。いかなる場合も、運用会社は、すべての投資機会が公正に配分されることを確保することを追求します。

Citi Equity Shallow Market Series 2 指数、Citi Commodities Benchmark (Regular Roll) Mono指数 - Goldの指数スポンサーおよび指数計算代理人は、運用会社の関連会社です。このことにより、運用会社の受益者に対する義務ならびに指数スポンサーおよび指数計算代理人との関係の間に、潜在的な利益相反を生じさせることがあります。

運用会社は、一定の限られた状況下で、当ファンドの資産の価格決定に関与することがあります。運用会社は、そのように関与する限りにおいて、評価額が同社に支払われる運用会社報酬に直接的に影響するため、利益相反の関係にあります。

以上のリスク要因の記載は、当ファンドに対する投資に伴うリスクの完全な説明を意図するものではありません。

固定アルゴリズム・モデル・パラメータ

あらゆるアルゴリズム戦略と同様に、各指数は、合理的と想定される固定プロセスおよび固定パラメータによるルール・ベースによる方式を用います。想定がなされた時点に支配的であった条件からマーケットの状況が変化する場合、関連する指数はパフォーマンスが悪くなります。他のプロセスおよびパラメータを用いる代替的指数が、関連する指数を上回る場合があります。

担保に関する取決全般

当ファンドは、当ファンドまたは当ファンドが取引を行うカウンターパーティーが服する適用ある法制に従う場合を含め、一定の担保に関する取決めを実施する必要があることがあります。

カウンターパーティーが当ファンドの口座に現金担保を差し入れた場合、現金担保は、保管会社の分別担保口座または担保に関する取決めの当事者間で合意されたその他の銀行口座(以下「担保口座」という。)に預託され、再投資を目的として使用されることはありません。当ファンドに関する担保口座の受取利息(もしあれば)は、関連するクレジット・サポート・アネックスに従い、カウンターパーティーにより必要とされる利子の支払いを填補するために十分ではないことがあります。かかる場合、不足額は、当ファンドの資産から費用として支払われる必要があり、これは、純資産価額に悪影響を与えます。受領された非現金担保は、売却、再投資または担保に供されることはありません。

スワップ取引の全部について、当ファンドの利益のため締結される担保取決めの条件は、単一のクレジット・サポート・アネックスに準拠します。クレジット・サポート・アネックスに基づき、担保プールは、日次で時価評価および調整されます。担保口座に保有される資産のポートフォリオは、関連するクレジット・サポート・アネックスに従い選定された資産のみから構成されるものとします。

カウンターパーティー(スワップ・カウンターパーティーを含む。)から担保を取得することおよび実施される担保管理システムは、カウンターパーティーの不履行または支払不能に対する当ファンドの潜在的エクスポージャーを低減することに寄与することを意図していますが、当該リスクは完全には排除できません。提供された担保は、複数の理由により、スワップ・カウンターパーティーの債務の充当に十分ではないことがあります。また、スワップ・カウンターパーティーにより提供された担保が日次ベースで独立して評価される場合であっても、担保として提供された一定の債券および／または株式の価値が必ずしも有効な気配価格を有するとは限りません。

担保が正しく正確に評価される保証はありません。担保が正確に評価されない場合、ファンドは損失を被ることがあります。担保が正確に評価された場合であっても、カウンターパーティーが債務不履行または支払不能に陥った時点から当該担保が換金される時点までの間に当該担保の価値が減少することがあります。非流動資産の場合、当該資産の換金に時間を要することから担保の価値が減少するリスクがより大きくなることもあり、当該資産が提供される担保の全部または大部分を占めることがあります。当ファンドはまた、カウンターパーティーの便益のために担保を提供するよう要求されることもあります。このような状況において、当ファンドのポートフォリオのうち、当ファンドの投資目的のために利用可能なものは、他の場合よりも少なくなるか、および／または、当ファンドにカウンターパーティー・リスクを発生させることになります。したがって、当ファンド全体のリターンは、担保に関する取決めによって減少することがあります。

3. 運用状況

1 投資状況(2025年10月31日現在)

本投資信託(ファンド)は2026年4月以降の設定を予定しており、2025年10月31日現在、該当事項はありません。

2 投資資産(2025年10月31日現在)

本投資信託(ファンド)は2026年4月以降の設定を予定しており、2025年10月31日現在、該当事項はありません。

3 運用実績

本投資信託(ファンド)は2026年4月以降の設定を予定しており、2025年10月31日現在、該当事項はありません。

II 財務ハイライト情報

当ファンドは、2026年4月以降に設定される予定です。この「特別勘定のしおり」作成日現在該当事項はありません。

Ⅲ「特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容(資産の運用に関する重要な事項)」の項目

各投資信託(ファンド)の沿革・各投資信託(ファンド)の経理状況の詳細・投資及び解約の実績については、「特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容(資産の運用に関する重要な事項)」に記載されています。

「特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容(資産の運用に関する重要な事項)」の項目は以下の通りです。

I. 各投資信託(ファンド)の沿革

Ⅱ. 各投資信託(ファンド)の経理状況

1 財務諸表

(1)貸借対照表

(2)損益及び剰余金計算書

(3)附属明細表

2 各投資信託(ファンド)の現況純資産額計算書

Ⅲ. 投資及び解約の実績

資産の運用に関する重要な事項

特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容
(資産の運用に関する重要な事項)

I. 投資信託（ファンド）の沿革

2026年4月以降 各投資信託(ファンド)の発行(予定)

II. 投資信託（ファンド）の経理状況

投資信託(ファンド)は、2026年4月以降の設定を予定しており、2025年10月31日現在、該当事項はありません。

III. 設定及び解約の実績

投資信託(ファンド)は、2026年4月以降の設定を予定しており、2025年10月31日現在、該当事項はありません。

「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり／約款」は、
ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。
ご契約前に必ずご一読のうえ大切に保存ください。

取扱者／募集代理店

引受保険会社

マニユライフ生命保険株式会社

コールセンター 0120-063-730

受付時間 9:00～17:00（土日祝・12/31～1/3は除く）

本社：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティタワー30階

ホームページ：www.manulife.co.jp